

三鷹まちづくり研究

2024 No. 4

I まちづくり研究員（公募市民）による研究

論文

コミュニティ・センターにおける音楽アウトリーチの実施による地域課題の解決可能性
—連雀コミュニティ・センターでのコンサートを事例として—

情報公開制度における文書の特定をめぐる諸課題に関する考察
—三鷹市を事例に—

不確実性を伴うリスクを想定した自治体 BCP 策定のあり方に関する研究
—三鷹市のリスク管理行政におけるリスクコミュニケーションとまちづくりの観点から—

研究レポート

自然と星空の三鷹を巡る安全ツーリズム
—「三鷹を好きになる！」地域力向上への取組み—

子どもの“物語的想像力”を育てる物語資産の開発と活用
—三鷹市の観光と子どもの学習に役立つ物語型観光ツールの開発について—

子どもの調理力を育む地域の場づくりの推進
—管理栄養士による子どもクッキングの実践から—

三鷹市と国際基督教大学の連携史
—三鷹市まちづくり研究会の取り組みを中心に—

II 学生によるミタカ・ミライ研究アワード 2023

III 「民学産公」協働研究事業 2023 年度報告

三鷹まちづくり研究

No. 4

刊行にあたって

このたび、三鷹ネットワーク大学の紀要である「三鷹まちづくり研究」第4号をお届けします。この紀要は、当機構が三鷹市と協定を結び設置している「三鷹まちづくり総合研究所」で創設した「まちづくり研究員制度」の発足に伴い創刊しました。公募により意欲ある市民等に「まちづくり研究員」を委嘱し、調査研究活動を支援するという仕組みで、4年目となる2023年度には7篇の論文や研究レポートが提出されました。これらを掲載し、多くの方々に研究成果を役立てていただくことが刊行の目的です。

合わせて、当機構会員大学の学生による提案発表会「学生によるミタカ・ミライ研究アワード2023」の提案書5篇、地域に根差した産業の支援・創出を目指す『民学産公』協働研究」に採択した6件の成果報告書を掲載しました。今後も年1回のペースでの刊行を予定しております。

さて、2023年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類へと移行されるなど、ようやく収束を迎えたと実感できる節目の年となりました。コロナ禍で改めてクローズアップされた健康や福祉といった分野に加え、芸術や観光、コミュニティなどをテーマとしたまちづくりへの関心も、ポストコロナの新しい視点を加えた形で高まっていると感じています。

こうした状況の中で、まちづくり研究員の皆さんは、本来の姿に限りなく近い形で調査・研究活動に精力的に取り組み、その成果を論文や研究レポートという形で結実し、このたびの紀要への掲載に至ったことを、大変感慨深くまた嬉しく思っています。

今後も新たな研究やその深化に取り組む多くの皆様を支援できるよう、「民学産公」の協働による豊かな学びと市民生活の実現を目指す、市民の皆さまに開かれた「地域の大学」として、三鷹ネットワーク大学の教育・学習機能、研究・開発機能、窓口・ネットワーク機能を広く提供してまいります。

末筆になりましたが、「まちづくり研究員」、「学生によるミタカ・ミライ研究アワード」、「民学産公」協働研究」の各事業にご協力いただいた多くの皆様方にこの場を借りて心より御礼申し上げます。本紀要が、研究員や学生はもとより、これからのまちづくりの研究と実践に意欲をお持ちの方々や行政機関の関係者など多くの皆様にご高覧賜り、今後のご活躍の一助としていただければ幸いです。

特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構
理事長 鈴木 典比古

まちづくり研究員制度が目指すもの

三鷹まちづくり総合研究所
所長 河村 孝 (三鷹市長)

「まちづくり研究員」の制度は、公募による市民研究員の研究活動に対して、地域の大学教員等による指導や助言、行政機関等への調査協力などの支援を行い、提案された論文や研究レポートを紀要に掲載するというものです。幅広い知見や提案を集めるとともに、多様な背景を持つ意欲ある「人財」を発掘・育成し、三鷹市のまちづくりの議論と実践をさらに豊かなものにするをねらいとした、全国的にもユニークな取組です。個人やグループが自らの関心と発想による研究テーマで応募し、地域の大学の協力による指導を受けながら自発的に調査・研究活動を進め、論文にまとめることを目指すところに特徴があります。

三鷹市には、市民・研究者・事業者・市職員などが参加する先駆的な「まちづくり研究」の長い歴史があります。私自身も若い頃に三鷹市職員として、当時国際基督教大学内にあった「三鷹まちづくり研究会」の一員となり、貴重な得がたい経験をしました。分野を越えた多様な人々が参加する研究の中から三鷹市の先進的な取組が数多く生まれ、その歴史は三鷹市と三鷹ネットワーク大学を運営する NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構が協定により設立する、現在の「三鷹まちづくり総合研究所」に受け継がれています。この「まちづくり研究員」の制度では、多くの大学や関係機関のご協力も得ながら、市民の皆さまの情熱によって三鷹市の「まちづくり研究」をさらに発展させ、次なる協働と協創のステップに踏み出していきたいと考えています。

第4期生を迎えた2023年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、三鷹のまちにも活気や賑わいが戻ってきました。研究員の皆さんも自身の調査・研究活動はもとより、研究員同士の情報交換や交流も活発で有意義なものであったと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響が収束に向かう一方で、頻発する地震災害や温暖化等の影響により激甚化・頻発化する気象災害、担い手の高齢化や固定化が進む地域コミュニティなど、安全・安心で誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けた課題を乗り越えて行くに当たり、「まちづくり研究員」の意義は今後ますます高まっていくと考えています。

まちづくりは本質的に面白いものです。市民によるまちづくり研究というこの試みが、多彩な実践につながり、さらに多くの人々を巻き込んで、未来を担う次の世代が暮らし続けたいと思う魅力的な三鷹市をつくりあげていく原動力となることを期待しています。

目 次

I 三鷹まちづくり総合研究所 まちづくり研究員による研究

三鷹まちづくり総合研究所 まちづくり研究員事業…………… 8

【論文】

コミュニティ・センターにおける音楽アウトリーチの実施による地域課題の解決可能性…………… 11
—連雀コミュニティ・センターでのコンサートを事例として—

加藤 亜希子

情報公開制度における文書の特定をめぐる諸課題に関する考察…………… 38
—三鷹市を事例に—

倉方 慶明

不確実性を伴うリスクを想定した自治体BCP策定のあり方に関する研究…………… 54
—三鷹市のリスク管理行政におけるリスクコミュニケーションとまちづくりの観点から—

中山 敬太

【研究レポート】

自然と星空の三鷹を巡る安全ツーリズム…………… 71
—「三鷹を好きになる！」地域力向上への取組み—

遠山 尚恵

子どもの“物語的想像力”を育てる物語資産の開発と活用…………… 78
—三鷹市の観光と子どもの学習に役立つ物語型観光ツールの開発について—

西岡 直実

子どもの調理力を育む地域の場づくりの推進…………… 94
—管理栄養士による子どもクッキングの実践から—

林 昌子

三鷹市と国際基督教大学の連携史…………… 108
—三鷹市まちづくり研究会の取り組みを中心に—

米川 充

II 学生によるミタカ・ミライ研究アワード

学生によるミタカ・ミライ研究アワード…………… 120

ミタカ探究もりもりプロジェクト…………… 121
ミタカでミライ探究部を充実させ、学びであふれる地域に

東京学芸大学 三鷹の探究便（西村 拓真・豊島 大史・望月 絵莉・山下 瑠里子）

心も、体も、満タンに。ミタカ・スポーツ……………	124
僕らが中年になったとき、変わらず健康でいられるように。みんなで実行せよ！ Do Sports！	
大正大学 大正石油（齋藤 優也・福田 瞭我・松村 斗和・百足 明莉）	
Active By Design ……………	128
—まちにいて健康になる—	
亜細亜大学 シライーズ（伊藤 麟之介・黒木 怜帆・青木 七海・檜村 碧・小松 采加・榊原 稜・清水 麻那・時津 凌久斗・馬場 みちる）	
「みたかを食べる」三鷹市の生産緑地地区の活用方法……………	131
亜細亜大学 白井宏昌ゼミ1	
（吉田 莉子・山本 輝・岡本 恋奈・須山 慎一郎・保坂 美空・堀井 真琴・森田 大介）	
Mindful Education in Mitaka ……………	133
—レジリエントな教育現場に向けて—	
杏林大学 岡村ゼミナール	
（高野 茜里・小川 最菜美・小林 恭大・鈴木 啓斗・田中 晴菜・長岡 瑠愛）	

Ⅲ 「民学産公」協働研究

「民学産公」協働研究事業……………	138
身近なアートコミュニケーション活動を普及展開させるワークショップや人材養成カリキュラムの研究事業…	139
—芸術・文化を介し多様なコミュニケーションを育むまち三鷹に向けて—	
林 賢（まちづくり研究員）	
三鷹市立図書館・調布市立第一小学校 スマート都市農業プロジェクト……………	144
佐藤 証（電気通信大学）	
「協同労働プラットフォーム三鷹」の実装化へ……………	148
—協同労働の就労創出・研究・学習・人材開発のネットワークづくり—	
相良 孝雄（一般社団法人 協同総合研究所）	
「みたか温故知新マップ」アプリの開発研究……………	152
三澤 純子（エム・ティ・プランニング株式会社）	
地域課題解決を促進する調査リテラシーの醸成についての調査研究……………	156
吉田 渉、貫井 政文（一般社団法人 地域資源研究所）	
IT 技術を活用したいじめの早期発見の仕組みづくりの研究……………	160
鈴木 尚史（一般社団法人 ゼロはら）	

資料

まちづくり研究員募集要項……………	164
三鷹ネットワーク大学概要……………	170

I 三鷹まちづくり総合研究所
まちづくり研究員による研究

三鷹まちづくり総合研究所 まちづくり研究員事業

三鷹まちづくり総合研究所は、三鷹市と三鷹ネットワーク大学推進機構が、三鷹市における総合的なまちづくりに資する調査研究を行うために共同設置している機関です。

この研究所の事業として 2020 年度に開始した「まちづくり研究員」制度は、市民研究員が行う調査研究や論文作成を支援することにより、地域の課題解決や価値創造に役立つ幅広い分野の知見や提案を集め、多様な背景を持つ意欲ある人材を発掘し地域につないでまちづくりの議論と実践をより豊かにしていくことを目的としています。

2023 年度 まちづくり研究員事業

4 年目となる 2023 年度は 12 人にまちづくり研究員の委嘱を行いました。

研究支援の内容

- (1) 大学教員によるアドバイス（個人面談、目次・序文発表会、中間発表会など 3 回）
- (2) 研修・講義（アカデミック・ライティング、社会調査法など 5 回）
- (3) 提携大学図書館の利用（国際基督教大学、杏林大学）
- (4) 調査の際のまちづくり研究員の肩書使用（研究倫理審査、名刺作成）
- (5) 三鷹市関係部署・機関、関連団体等による調査協力（研究員の要望に沿って担当者等を紹介）
- (6) 研究員同士の議論・交流の場の提供（まちづくりラボ 8 回、交流会 2 回）
- (7) 三鷹ネットワーク大学の施設利用（インタビュー、まちづくり研究員による講座等に活用）

2023 年度 アドバイザー

進邦 徹夫（杏林大学・教授）

西尾 隆（国際基督教大学・名誉教授）

金子 和夫（ルーテル学院大学・名誉教授）

有末 賢（慶応義塾大学・名誉教授）

仲北浦 淳基（大正大学・専任講師）

宇山 陽子（元三鷹ネットワーク大学推進機構常務理事）

年間の取り組み

◆オリエンテーション

概要説明、ミニ講義「まちづくり研究員の醍醐味と心得」西尾 隆
（国際基督教大学・名誉教授）

4 月 23 日（日）



講義の様子

◆個人面談

研究員が研究概要・計画等を発表し、アドバイザーに助言をいただきました。

6月18日(日)、24日(土)、7月1日(土)



面談の様子

◆研修（対面、オンライン）

開催日	研修テーマ	講師
7月6日(木)	アカデミック・ライティング（アウトラインの作成とパラグラフ・ライティング）	千 仙永（国際基督教大学・助教）
7月28日(金)	論文の構成	仲北浦 淳基（大正大学・専任講師）
9月9日(土)	社会調査法	有末 賢（慶応義塾大学・名誉教授）
—	三鷹市の統計データ利用の手引	〔資料配布のみ〕 ※三鷹市企画部企画経営課作成

◆目次・序文の発表会

研究員がそれぞれの目次・序文などアウトラインを発表し、アドバイザーによる指導を受けました。

8月26日(土)、27日(日)

◆まちづくりラボ（対面、オンライン併用）

論文の内容について発表・検討し、情報交換や交流を行いました。

- ① 5月20日(土)、② 6月16日(金)、
- ③ 7月16日(日)、④ 8月13日(日)、
- ⑤ 9月30日(土)、⑥ 10月28日(土)、
- ⑦ 11月25日(土)、⑧ 2月10日(土)



まちづくりラボの様子

◆中間発表会

論文の組み立てや内容を発表し、アドバイザーによる指導を受けました。

12月9日(土)、16日(土)、17日(日)

◆論文提出

提出：2024年3月31日

提出論文：7本

◆市長報告会

論文提出者は、三鷹まちづくり総合研究所長である三鷹市長に研究成果の報告を行いました。

日時：2024年7月2日(火)

場所：三鷹市役所（本庁舎市長公室）

出席者：市長、論文テーマに関連する部署の部課長・担当者



三鷹市長への報告会

◆市民向け発表会

市民向けの発表会を2024年10月に予定しています。



2023年度市民向け発表会

2024年度 まちづくり研究員事業

2024年度には新たに15件の研究テーマで17名にまちづくり研究員を委嘱しました。2年計画で論文を執筆している研究員3名と合わせて20名のまちづくり研究員が、2025年3月の論文提出を目指し、調査・研究に取り組んでいます。提出された論文についてはアドバイザーによる指導を経て、「論文」または「研究レポート」として紀要に掲載予定です。

コミュニティ・センターにおける 音楽アウトリーチの実施による地域課題の解決可能性

—連雀コミュニティ・センターでのコンサートを事例として—

加藤 亜希子

音楽アウトリーチは、本来、音楽に触れる機会の少ない住民に対しその機会を提供する活動を指すが、日本ではその趣旨を越えて、社会的課題や地域課題への取り組みといった独自の意義を付加された上で、多くの実践がなされている。だが、実施に際しては様々な制約や問題があり、まだ十分に普及しているとは言い難い。三鷹市でも、住民のニーズが一定数あるにも関わらず音楽鑑賞の機会の提供が充分でないというアンケート結果が出ている。そこで本研究ではまず、市内での音楽アウトリーチ実施における障壁の有無と（ある場合には）その具体的な問題について調査した。そして、音楽アウトリーチの機会を増やしたいと考えている連雀コミュニティ・センターにて筆者によるコンサートを実施し、来場者へのアンケート、関係者へのインタビューを通して、地域住民のニーズの調査、住民のQOL向上や地域課題の解決に寄与しうるか等の検証を行った。最後に、多世代交流事業や利用者層などに関し、コミュニティ・センターの抱える問題を解決するアプローチを音楽アウトリーチの観点から検討するとともに、施設の今後のあり方に関して広くコミュニティ・センターおよび市への提案を行った。

キーワード：音楽アウトリーチ 多世代交流 コミュニティ創生 コミュニティ・センター

1 はじめに

1.1 研究の背景

1.1.1 日本での音楽アウトリーチの現状

アウトリーチ (outreach) は、英語で「手を伸ばす」という意味であり、元は社会福祉の分野で、助けが必要であるにも関わらず自ら申し出ない人たちに対して、公共機関等が積極的に働きかけ、支援を届けることを指した¹⁾。吉本光宏 (2001) によると、音楽アウトリーチは「日頃、芸術や文化に触れる機会の少ない市民や地域に対して働きかけ、芸術を提供していく」という理念の活動と定義されており、市民に音楽ホールまで足を運んでもらうのではなく、音楽家が自ら施設や学校等に出向し、支援が必要な人、遠くまでの外出が難しい人に対して間近で演奏を届ける活動である。

音楽アウトリーチは、「アメリカやイギリスの教育プログラムや文化政策の中で発展してきた方法論」(小井塚 2016: 1) であり、砂田和道 (2007) によれば、アメリカでは支援者の獲得、音楽家の養成、顧客開発といった明確な目的のもと 1900 年頃から活動が始まり、1970 年代からプロのオーケストラによる音楽アウトリーチが盛んに行われ、1990 年代後半になってそれらの活動が日本にも紹介されるようになった。導入から 20 年以上が経過した現在では、日本でも「一定の定着が認められ研究成果も蓄積されている」(永島 2021: 95)。「日本におけるアウトリーチの普及と発展には、一般財団法人地域創造の存在が大きく関わっている」(小井塚 2016: 33) が、本来「芸術文化振興とは関係のない政府機関である総務省によって地域創造が設立された」(丹羽 2021: 68) こ

とにより、音楽アウトリーチに「芸術を通じた地域課題への取り組み」（永島 2023: 16）という独自の意義が付与されることとなった。小井塚（2016）によれば、その活動が「公共ホール音楽活性化事業」に代表されるような公立文化施設の活性化、すなわち本公演の集客に向けた宣伝活動という側面を有していたため、学校訪問の文脈では、音楽アウトリーチにより教育的な内容を期待したり、平等な芸術体験を求めたりする受け入れ側との意識の差異が問題になるケースが生まれた。さらに丹羽（2021）によれば、本来は音楽ホールでない場所で音楽を届ける趣旨のアウトリーチが、大量に建設された文化施設（音楽ホール）の存在意義の証明のため、音楽ホールに絡めた形で盛んに実施されるという矛盾が生じる事態を招くことになり、活動の理念に関しては、「鑑賞だけでなく、双方向の交流があり、演奏者と参加者が対等な立場で楽しむ活動」という形態だけが一人歩きした結果、理念の部分が欠けている、もしくは“普段の音楽活動の成果発表の場”という担い手中心の理念が掲げられたまま多く実施されている現状がある。日本の音楽アウトリーチは現在、理念、実施内容、担い手、目的等が多岐にわたり、様々な意義や意味付けが行われてきた結果、良く言えば多様化しており、悪く言えば混迷を極めていとも言える。

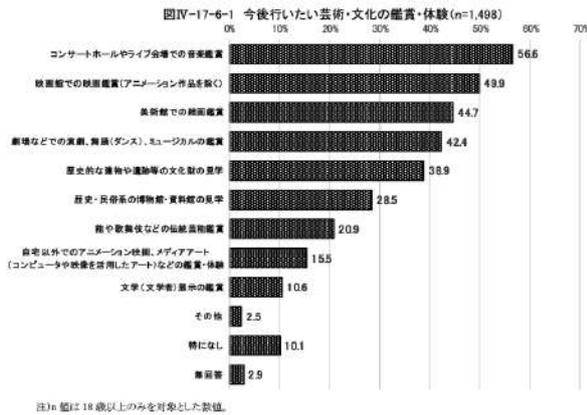
また、音楽アウトリーチをめぐるのは、①一般的な有効性の評価指標が存在しない、②担い手不足という2つの問題により、ニーズに対して十分に実施されていない状況があると考えられる。①に関して、特に医療・社会福祉の現場では、「人の生理的、心理的、社会的、認知的な状態に作用する」という音楽の持つ力を用いて、対象者を多面的に支援する音楽療法が用いられており、その活動が対象者の「より良い生活（QOLの向上）」に繋がることが示されているが²⁾、湯原悦子・石川貴憲（2022）によると、似て非なる性質の音楽アウトリーチに関しては、事例・実践レベルでの有効性が示される段階に留まる。また、上村有平・小野隆洋（2021）によると、教育現場での音楽アウトリーチでも、音楽に触れることで内面の様々な気づきや変容がもたらされるという効果が認められつつも、その評価は経験則にもとづく曖昧なものになっている。②に関しては、音楽大学等での「アウトリーチ教育の機会は増えたものの、アーティストのキャリア教育が不十分」（梶田・中村 2021: 135）であるという課題が指摘されている。

1.1.2 三鷹市における音楽とコミュニティ活動に関する課題解決の重要性

音楽アウトリーチに関して、三鷹市での状況に注目してみると、2023年3月に公開された『第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査 報告書』では、無作為抽出の市民約1500人の半数以上が「今後行いたい芸術・文化の鑑賞・体験」について「コンサートホールやライブ会場での音楽鑑賞」を挙げており、住民の音楽鑑賞へのニーズ自体は十分に高いことがうかがえる（図1参照）³⁾。また同調査では、約26%の人が「この1年間で芸術・文化の鑑賞・体験を1回も行っていない」と回答しているが、その理由について「きっかけがない」が約30%、「必要な情報がない」が約15%、「費用をかけたくない」が約14%、「場所や施設がない」が約5%などとなっている（図2参照）⁴⁾。こちらに関して、例えば市民の住区で徒歩圏内にあり、広報紙などで情報が定期的に入ってくる各コミュニティ・センターで無料のコンサートがあった場合には、上記に示した4つの問題は解決される可能性が高い。

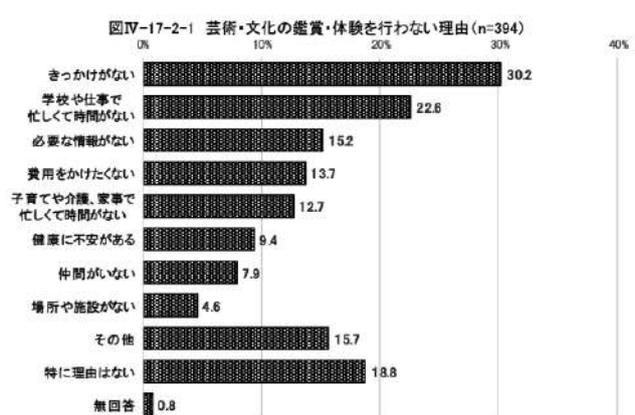
また、市内のコミュニティ・センター（コミュニティ行政）に関して、2023年12月に公開された『三鷹市コミュニティ創生基本方針（仮称）素案』によると、約20年前から主に①コミュニティに対する無関心層の増加、②コミュニティの高齢化・固定化、担い手不足、③コミュニティ間・世代間の分断、連携不足、④コミュニティ施設の整備・利便性の向上の4つの課題が、認識されつつも解決されていないという現状が挙げられている⁵⁾。

この中で、特に③の“世代間の分断、連携不足”に注目し、それを解消すべく企画されていると考えられる多世代交流事業の状況を見てみる。三鷹市では、2017年に児童館からリニューアルする形で多世代交流センターが設置され⁶⁾、各コミュニティ・センターでも多世代交流事業が実施されてきてはいるが⁷⁾、例えば筆者の住



出典：三鷹市 (2023)

図1 今後行いたい芸術・文化の鑑賞・体験



出典：三鷹市 (2023)

図2 芸術・文化の鑑賞・体験を行わない理由

区にある連雀コミュニティ・センター（以下、連雀 CC と略記する）での事業は、子ども・親子向け事業（コンサート、ベビーマッサージ、新米パパママの育児相談・交流会、親子自然観察会、親子工作・DIY 講座）、ミドル世代向け事業（ママさんキックボクシング）、シニア世代向け事業（健康体操、ストレッチ講座、zoom フォローアップ講座）等、そのほとんどが対象世代を限定する内容であり⁸⁾、子ども～シニアまでという本当の意味での多世代の交流を目的としたもの、その目的が達成されているものは極めて少ない。この点に関しては、2023年7月に公開された、三鷹市市民参加でまちづくり協議会（マチコエ）による『政策提案（未来のまちづくりアイデア集）～まちの声を聴き、まちの声をカタチにする～』の中でも、多世代が参加しやすい次世代型のコミュニティの創出が今後の課題として挙げられ、そのための役割を果たす場所として、コミュニティ・センターのさらなる機能拡充が要望されている⁹⁾。

1.2 研究目的と研究方法

1.1.2 項のように三鷹市では、市民による音楽鑑賞の機会と、多世代が参加しやすいコミュニティの創生やコミュニティ活動の担い手の充実などが望まれている現状を鑑み、筆者は、コミュニティ・センターにおける音楽アウトリーチを通して、住民のニーズを満たすと同時に、そのような機会が市の地域課題の解決に寄与できるかどうか検証したいと考えた。具体的には、筆者の住区にあり、音楽アウトリーチの実施機会を増やしたいと考えている連雀 CC に協力を依頼し、実際に音楽アウトリーチ（コンサート）を実施して、本当に住民のニーズがあるか、普段あまり音楽鑑賞機会や施設の利用機会が多くない層に足を運んでもらうことができるか、そのような場が住民の QOL 向上に寄与しうるか等を検証し、長期的には新たなコミュニティ創生や多世代交流の活性化といった、コミュニティ活動に関する地域課題の解決の一端を担う可能性を有するかについて、考察を行うことにした。

そこで、本研究は以下の目的、方法に沿って行うものとする。

《目的》

- (1) 市内で一定数のニーズがあることが確認されているにも関わらず、十分に音楽アウトリーチが実施されていないと考えられる状況を鑑み、市内での音楽アウトリーチ実施における障壁の有無と（ある場合には）その具体的な問題を明らかにすること。
- (2) 公民館（今回の場合は連雀 CC）にて行われる音楽アウトリーチで、以下の4項目を調査、検証すること。

- ❶ 住民のニーズがあるか
- ❷ 音楽鑑賞機会や施設の利用機会が多くない層に足を運んでもらうことができるか
- ❸ そのような場が住民の QOL 向上に寄与するか
- ❹ 長期的にはコミュニティ活動に関する地域課題の解決の一端を担う可能性を有するか

《方法》

- (1) 市内の全コミュニティ・センターにコンサート等の音楽イベント（音楽アウトリーチという用語は広く認知されていないため、ヒアリングに際してはこのような名称とした）の実施状況を確認し、文化事業に関わる委員、職員にインタビューを行うことで、コミュニティ・センターの抱える課題、音楽アウトリーチ実施における障壁の有無・内容の確認を行う。
- (2) 連雀 CC にて筆者による 2 回のコンサートを行い、来場者に対してのアンケートを実施、その回答結果の分析と事務局担当者の所感から、目的(2)の 4 項目の検証を行う。

音楽アウトリーチの実施に際しては、❶質の高い（専門性を備えた）演奏を間近で聴ける機会を提供、❷入場（聴講）無料、❸足を運びやすいフラットな空間、❹子ども～シニアまで誰でも入場可能、という 4 条件を満たすことに留意した。この 4 条件に関しては、以下で少し補足する。

本来の音楽アウトリーチは、時間的・物理的・経済的理由などで音楽ホールに直接足を運ぶのが難しい、足を運ぶ機会がない人々に、間近に本物の芸術に触れてもらうという理念のもとに行われる。それゆえ、音楽ホールに匹敵するような大規模の会場ではなく、対象者にとって利便性の良い小規模の会場にて実施されることが多い。また実施目的も対象者によって当然異なるため、ある程度少数で属性の似通った対象者に向けて、芸術普及や教育的意義、健康促進などその目的達成に特化したプログラムが組まれることがほとんどである。例えば、「進路を考える時期の小学校 6 年生の子どもたちに向けて、音楽室にて」、「日々ストレスや悩みを抱える保護者に向けて、地域の子育て広場にて」、「行動範囲が限られる社会福祉施設の入居者に向けて、施設の一角にて」等である。すなわち、音楽アウトリーチの多くは、❶質の高い（専門性を備えた）演奏を間近で聴ける機会を提供、❷入場（聴講）無料、❸足を運びやすいフラットな空間、❹対象者が限定的、という 4 条件を満たす。しかし、公民館での実施を想定した場合、施設の特性上、条件❶～❸に加えて、条件❹ではなく条件❹' 子ども～シニアまで誰でも入場可能、という機会の提供が望まれる。特に昨今、三鷹市を含め多くの地方自治体で力を入れ始めている多世代交流事業のように、世代を超えたコミュニティを創生するためには、幅広い世代が制約なしに参加可能という条件❹' は非常に重要である。

1.3 研究の意義

音楽アウトリーチを、音楽ホールの活性化という狭義の地域課題への取り組みでなく、より広義の、住民の QOL 向上やコミュニティ創生といった地域課題への取り組みの一環という位置付けで考えると、専門性を備えた演奏を、公民館のような近隣住民が誰でも足を運ぶことのできる開かれた空間で、無料にて聴くことのできる音楽アウトリーチの機会は大変意義深いように思えるが、公民館での実施事例はことのほか少なく、特に定期的な開催をしている自治体、施設はほとんど存在しない。高橋千絵・末永雅子（2012）によると、それには、施設側の問題として、活動を行う音楽家や実施場所の確保が困難である、謝礼等の予算が不足している、会場の環境（音響や設備）が不十分である、住民のニーズが顕在化していない等の理由が、実施側の問題として、幅広い対象者に対して満足度の高いプログラムを提供することが難しい等の理由が考えられる。

以上により、公民館での音楽アウトリーチの実施、研究を行うことは、先行研究が少ない領域の研究を補完す

るという点で意義があり、三鷹市における今後の多世代交流事業の方向や内容の検討、コミュニティ・センターの活用可能性を考える上でも、有用性は大きいと考えられる。

2 三鷹市のコミュニティ・センターをめぐる現状と課題

2.1 三鷹市におけるコミュニティ行政と連雀コミュニティ・センターの位置付け

三鷹市（2023b）によると、市のコミュニティ行政は、当時の鈴木平三郎市長がドイツのコミュニティ・センターを視察したことを契機とし、1971年に「コミュニティ・センター建設構想」を発表したことから始まる。その頃、東京では地方からの人口移動が著しく、三鷹市においても、市の人口が膨れ上がる中で地域や市政を知らない・関心がない市民が急増しており、昔からあった町会・自治会等の地縁的な組織と新しい住民との間で摩擦が起こる中で、いかに地域のコミュニティを再構築するかが大きな課題となっていた。このような状況下、国でも「コミュニティ再生」が提唱され、三鷹市は全国の自治体に先駆け、住民自らが住みよいまちづくりを進めるコミュニティ行政に着手した。そして、1974年には市のコミュニティの理念とコミュニティ・センターの住民管理を明文化した「三鷹市コミュニティ・センター条例」が制定され、市内にゾーニングされたコミュニティ住区（地域）に基づいて、順次7つのコミュニティ・センターが設立・整備されていく¹⁰⁾。それぞれの住区では、市民の自治組織である住民協議会が指定管理者となり、活動の拠点施設であるコミュニティ・センターを運営するとともに、現在に至るまで市民が主体となって福祉・環境保全・防災防犯などの多様な課題に対応できる地域づくりを進めている。

今回焦点を当てる連雀CCは、7つあるコミュニティ・センターの中では6番目となる1984年に開館した施設で、多くの教育施設や公共施設を有する市の中心部に位置し、市内で最も人口の多い約4万5000人が居住する連雀住区にある（図3参照¹¹⁾）。コロナ禍以前は年間約16万人が利用しており、連雀CCを指定管理する連雀地区住民協議会は6つの部会と8つの委員会から成り、コミュニティ・センターを活動の拠点としている自主グループのメンバーや、地域の市民ボランティア約130人が委員として活躍している。先に設立されたコミュニティ・センターの構造が閉鎖的であった経緯があり、開放的な造りにしたいとの当時の住民の意思が反映され¹²⁾、建物のほぼ全面がガラス張り、1階ロビーは2階まで吹き抜けになっていて、ロビーの響きが良く、2階からロビーを一望することも、屋外から中の様子を見ることも可能であるため、他のコミュニティ・センターと比較しても催事での利用がしやすい構造となっている。

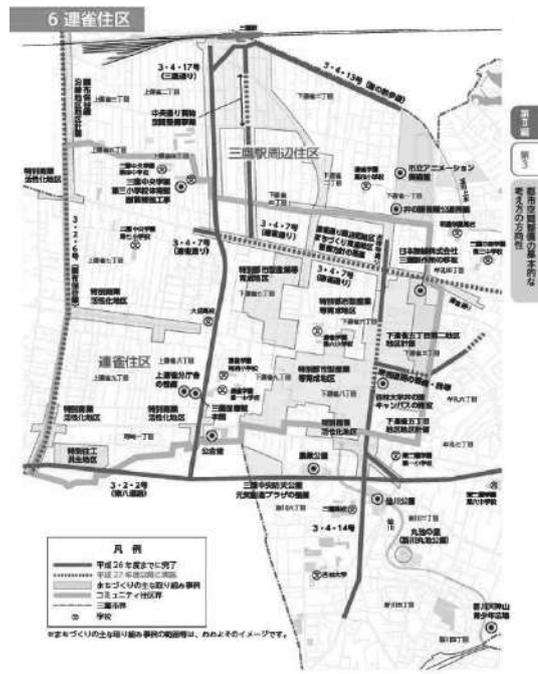


図3 連雀住区略図

2.2 インタビュー調査からみる連雀コミュニティ・センターの課題と今後

2.2.1 インタビュー調査の概要

連雀CCの現在の課題や音楽イベント（ロビーコンサート等）に対する要望、今後の施設の方向性などを確認することを目的として、筆者による住民協議会関係者への半構造化インタビューを、以下2名に対して実施した。

- ① 古張竜人氏（連雀地区住民協議会事務局職員、文化部会担当）、於 2023 年 9 月 27 日
- ② 植田幾代氏（連雀地区住民協議会副会長、文化部会・スポーツ部会所属）、於 2023 年 11 月 10 日

事前に各インタビューに送付していた主な質問内容は、連雀 CC 全体に関するもの（調査項目①～③）、音楽イベントに関するもの（調査項目④～⑨）に大別され、詳細は以下である。

- ① 今の市民利用に関して感じている課題
- ② 今後、頻度の増減を検討したいと考えているジャンル・イベントとその理由
- ③ 今後の市民利用に関しての希望
- ④ 音楽イベントの現状の開催頻度
- ⑤ 他ジャンルと比べて音楽イベントは多い印象か、少ない印象か
- ⑥ 今後の音楽イベントの頻度・内容に関して、事務局・住民協議会での希望（とその理由）
- ⑦ 音楽イベントを開催するにあたって感じている課題
- ⑧ 音楽イベントを増やすとした場合に考えられる運営上の問題
- ⑨ コンサート等のイベントで行っているアンケート・市民からの意見の行事内容への反映状況

音楽イベントに関するものについては、2.3 節で他のコミュニティ・センターの状況と併せて詳述するため、2.2 節ではコミュニティ・センター全体の利用に関わる項目のみを扱うこととする。インタビュー調査で得られた回答については、2.2.2 項で調査項目①、2.2.3 項で調査項目②、③の整理・分析結果を詳述する。

2.2.2 連雀コミュニティ・センター（連雀地区住民協議会）の現状と課題

2.2.1 項、調査項目①に関して、他のコミュニティ・センターの現状と重なる部分も大きいですが、以下のような課題があることが分かった。

- (1) コミュニティ活動（住民協議会）への参加者の高齢化、固定化、担い手不足
- (2) コミュニティ・センター利用者の高齢化、固定化、二極化（良く利用する少数の住民とほとんど利用しないそれ以外の住民）
- (3) 利用しない層からは以下のように思われてしまっている
 - ① 施設が閉鎖的
 - ② シニア世代の利用するところ
 - ③ 理由がないと入ってはいけない
 - ④ 何の施設なのか分からない

(1)に関して、連雀住区はマンション等の集合住宅が多く、地域の繋がりが希薄になりがちであるため、他の住区と比べても、住民協議会が地縁組織の代表という意味合いが弱まってしまっている現状がある。住民協議会の委員は、①町会・自治会・PTA・消防団等諸団体枠、②登録自主グループからの推薦義務枠、③公募の3種類で構成されているが、繋がりが希薄という住区の特性もあり、①、②の枠に関しては団体内の任期が終わると離れていく人が多い。③については改選前に広報紙等で告知する程度で、市民に広く認知されているとは言えないため、告知方法の工夫等も含めて、まちづくりに興味のある層の呼び込みが急務である（古張氏）。

(2)に関して、コミュニティ・センターの存在自体を知らない層が一定数存在する。また、存在は知っていても、(3)のように感じて利用に至らないケースが多いため、二極化が起きてしまっているのではないかと（同氏）。

2.2.3 連雀地区住民協議会が望む連雀コミュニティ・センターの今後

2.2.1 項、調査項目②に関して、市民からの要望が多いため、今後は子育て関連事業や多世代交流事業を増やしたい（古張氏）。コンサート自体はあちこちで開催されているが、有料、子ども不可など制約があるものも多い。様々な理由で音楽ホールに足を運ばないような方にも気軽に楽しんでもらいたいため、無料で聴けることにこだわりたい（植田氏）。減らしたいジャンル・イベントはない（両氏）。

また2.2.1 項、調査項目③に関しては、以下の5点を実現していきたいとの意向であることが分かった（(5)①のみ、現状で既に達成されていると考えられる）。

- (1) 若い世代を呼び込むこと
- (2) 若い世代を含む新しい利用層に定着してもらうこと
- (3) 子どもがシニア世代を、シニア世代が子どもを、といった相互見守り
- (4) サードプレイス¹³⁾としての機能の充実（様々な人の居場所作り）
- (5) 以下の3つの役割を果たすこと
 - ① 目的があって行く場所
 - ② 目的がない人も自由に過ごせる開かれた居場所
 - ③ “やりたい”、“はじめたい”をサポートして人と人とを繋ぐハブ的な機能を担う場所

本項の(1)~(5)については、音楽アウトリーチの実施を通して実現できる可能性があるかを3.4節で考察するとともに、これらの方向性は連雀地区住民協議会のみでなく三鷹市全体でのコミュニティに関する課題解決に繋がっていると捉え、音楽アウトリーチによるアプローチに限らず、広い視点での連雀CC、三鷹市への提案を4章で行う。

2.3 音楽アウトリーチの実施状況

2.3.1 全コミュニティ・センターの現状と事務局担当者所感

市内のコミュニティ・センターにおける音楽イベントの実施状況に関して、各住民協議会の事務局に対してヒアリングを行った結果を表1に示す（施設名は開館年順に記載）。質問は以下の8項目とした（今回は、1.2節、条件①~④'を満たす音楽アウトリーチのみに限定せず、それらを含む音楽イベント全般の実施状況について確認した）。

なお、今回焦点を当てている連雀CCと、プロの音楽家を招いて40年近くにわたり継続的にコンサートを開催している新川中原コミュニティ・センター（以下、新川中原CCと略記する）には事務局担当者に対する対面インタビューにて、他の5つのコミュニティ・センター（大沢、牟礼、井口、井の頭、三鷹駅前）には書面（電子メール）にてヒアリングをした。

- ① 音楽イベントの現状の開催頻度
- ② 他ジャンルと比べて音楽イベントは多い印象か、少ない印象か
- ③ 今後の音楽イベントの頻度・内容に関して、事務局での希望（とその理由）
- ④ 音楽イベントを開催するにあたって感じている課題
- ⑤ 音楽イベントを増やすとした場合に考えられる運営上の問題
- ⑥ 「音楽イベントの実施によってこのようなことを実現したい」という希望
- ⑦ 今の市民利用に関して事務局で感じている課題、今後の市民利用に関しての希望
- ⑧ その他、補足

表1 市内の7コミュニティ・センター（CC）における音楽イベントの実施状況・事務局担当者所感

	大沢	牟礼	井口	井の頭	新川中原	連雀	三鷹駅前
①	年1回	年3回	年6回	年6回	年4回	年1-2回	年1回
②	少ない	少ない	少ない	多い	少なくはない	少ない	少ない
③	なし (要望次第)	増やしても良い (市民からの要望)	増やしても良い (市民からの要望)	現状維持 (十分な頻度)	現状維持 (十分な頻度)	増やしたい (市民からの要望など)	現状維持 (要望がない)
④	なし	会場の設備等	予算の不足	人手不足	なし	奏者探し	奏者探し
⑤	人手不足	来年度に関しては大きな問題はなし	会場の確保、予算の不足	予算の不足、人手不足	予算の不足、人手不足	予算の不足、人手不足	予算の不足
⑥	なし	施設を多くの人に知って欲しい、ミドル世代に足を運んで欲しい、若手演奏家を支援したい	若者層・ミドル層にも足を運んでほしい	施設に足を運ぶ機会になると良い	地域の方々に身近に文化に触れてもらう、施設を知ってもらうきっかけになると良い	若者層・ミドル層にも足を運んでほしい	施設を多くの人に知って欲しい
⑦	ルールを守らない子供の利用者が多い	今利用していない層(特に若い世代)も呼び込みみたい	今利用していない層も呼び込みみたい	施設を知ってもらい、住協活動に参加する人が増えると良い	このまま広い世代に利用してもらいたい	今利用していない層も呼び込みみたい	今利用していない層も呼び込みみたい
⑧	町会もコミセンも人手不足で、イベント開催が困難になりつつある。	音楽イベントに限らず、大きな音の出るイベントでは周辺住民からご意見をいただくので、丁寧な対応が必要。	音楽イベントは増やしたいが、体育館や部屋の利用は別に需要があり会場確保が難しい。	コミセンが地域のニーズに応え、コミュニティ活動の中心になっていくと良い。	全コミセンで、小規模でも音楽イベントが行われていれば、市全体で音楽に触れる機会が増えるので良い。	現状、何をすることも制度を守ることが優先されてしまっている。今後はコミュニティの醸成という目的の達成を優先し、幅広い市民が参加できる施設づくり・住協活動を展開していきたい。	公共の施設などで幅広い世代に利用を促したい。

また、長年にわたる定期的な音楽イベントの実施により、イベントが定着している施設の1つである新川中原CCについては、2023年11月22日、担当者である葛西佑治氏（新川中原住民協議会事務局職員、文化部会担当）に対して筆者による半構造化インタビューを行ったため、表1に記載していない部分を補記する。

同施設では、1986年度よりロビーコンサート（音楽サロン）がはじまり、1994年度からは年5回のペースで、その後2000年からは年4回のペースで現在まで継続的に実施されている。概ね土曜日の夜に行う2時間のコンサートで、来場者は多い時には100人以上にのぼり、ジャンルは、津軽三味線や琴などの邦楽、オペラやシャンソンなどの歌、ヴァイオリンやオーボエなどのクラシック音楽、タンゴやフラメンコなど踊りの要素を取り入れた公演等、多岐にわたる。2007年度までは全て社会教育会館との連携事業であったが、市からの予算削減の影響を受け、2008年度からは連携事業3回・自主事業1回という比率に、2014年からは連携事業1回・自主事業3回という比率になり現在に至る。

施設側は「地域の方々に文化に触れていただきたい」という理念のもとにイベントを行っており、市民の「普段使っているコミュニティ・センターにプロの音楽家が来てくれる!」、「間近で様々なジャンルの音楽が聴けて

嬉しい！」という思いを大切にしている、リピーターも多いとのことであった。音楽イベントを主催する文化部会の所属委員の人数は少ないながらも、住民のコミュニティ活動に対する熱量が大きい地域であることも手伝い、ここまで長期にわたって事業を継続できているため、住民協議会の抱える諸問題解決のための開催という意図はないが、開催が副次的に解決に繋がればという意向であることが分かった。

2.3.2 連雀コミュニティ・センターでの実施内容詳細

古張氏によると、連雀 CC での住民協議会主催の音楽イベント（ロビー・大集会室を使用したコンサート）は、10 年前から定期開催が始まり、これまで年に 2 回程度実施してきている（表 2 参照）。

コンサートの開催経緯に関して、植田氏によると、最初はクラシック音楽の底辺を広げる目的で、若い人の腕試しの意味合いも込めて、当時は珍しかった「子どもが泣いても OK」という環境で、沢山の人の聴いてもらえるように、入場無料のコンサートを始めた。演奏者がどんな演奏をしてくれるようになるのか成長を見たいということで、その後も毎年開催している、とのことであった。

住民協議会・文化部会所属の委員が、市内の知人の学生、演奏家に依頼する形式で開催しているため、これまでは特定の楽器の演奏頻度が高い、デュオが多い等、演奏楽器や編成はやや固定化されている印象である。こちらに関しては、2.2.1 項、調査項目⑨で確認を行ったが、コンサートの際に来場者に対して実施したアンケートは都度集計しているものの、委員のつてが限られているため、要望に沿う楽器や編成、ジャンルの奏者を探すことが難しい状況が続いているとの回答であった（古張氏）。

表 2 連雀 CC における住民協議会主催のコンサート一覧

№	開催年月日・時間	事業種別	行事名	演奏形態	対象	申込方法	参加費用の有無	演奏場所	演奏種別
1	2014年8月24日午後2時	文化祭会事業	ロビーコンサート	デュオ(ヴァイオリン/ピアノ)	三鷹市民無制限	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	学生
2	2015年8月2日午後2時	文化祭会事業	ミニコンサート	デュオ(ヴァイオリン/ピアノ)	三鷹市民無制限	当日直接会場へ	無料	2階大集会室	学生
3	2015年11月22日午後1時半	文化祭会事業	アンサンブルコンサート	ミニオーケストラ	三鷹市民無制限	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	学生
4	2016年8月27日午後2時	文化祭会事業	アンサンブルコンサート	デュオ(ヴァイオリン/ピアノ)	三鷹市民無制限	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	学生
5	2017年2月4日午後2時	文化祭会事業	アフタヌーンコンサート	デュオ(オーボエ/ピアノ)	三鷹市民無制限	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	専門家
6	2018年8月6日午後2時	文化祭会事業	ミニコンサート	デュオ(ヴァイオリン/ピアノ)	三鷹市民無制限	当日直接会場へ	無料	2階大集会室	学生
7	2018年8月24日午後2時	文化祭会事業	アフタヌーンコンサート	デュオ(オーボエ/ピアノ)	三鷹市民無制限	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	専門家
8	2018年8月5日午後2時	文化祭会事業	ヴァイオリンとピアノのコンサート	デュオ(ヴァイオリン/ピアノ)	三鷹市民先着50名	当日直接会場へ	無料	2階大集会室	学生
9	2018年8月26日午後2時	文化祭会事業	アフタヌーンコンサート	デュオ(オーボエ/ピアノ)	三鷹市民先着50名	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	専門家
10	2018年7月27日午後2時	文化祭会事業	東京藝大生によるクラシックコンサート	トリオ(ヴァイオリン、ピアノ、チェロ)	三鷹市民先着50名	当日直接会場へ	無料	2階大集会室	学生
11	2018年11月16日午後2時	文化祭会事業	アルバコンサート	アルバ/ソロ	三鷹市民先着50名	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	専門家
12	2021年9月10日(収録日)	文化祭会・多世代交流委員会共催事業	【オンライン】カルテットコンサート	カルテット(ヴァイオリン×2、ビオラ、チェロ)	三鷹市民無制限	事前オンライン受付	無料	2階大集会室	専門家
13	2022年8月20日午後2時	文化祭会・多世代交流委員会共催事業	“Violin Quartet TAKEYUME”ミニコンサート	カルテット(ヴァイオリン×4)	三鷹市民先着40名	事前オンライン受付	無料	1階ロビー	専門家
14	2023年3月4日午後1時半	文化祭会事業	コガリコンサート	アンサンブル(コガリ×4、クラリネット、キーボード)	三鷹市民先着30名	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	愛好家
15	2023年7月18日午後2時	文化祭会事業	弦楽四重奏コンサート	カルテット(ヴァイオリン×2、ビオラ、チェロ)	三鷹市民先着40名	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	専門家
16	2023年8月26日午後2時	多世代交流委員会事業	クラリネットによる夏休みコンサート	クラリネット/ソロ、音源	三鷹市民先着30名	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	専門家
17	2023年11月12日午後2時	文化祭会事業	二胡とクラリネットと奏でる秋の調べ	デュオ(二胡-クラリネット)	三鷹市民先着50名	当日直接会場へ	無料	1階ロビー	専門家

なお、2023年8月26日と同11月12日に実施されたコンサート（No.16、No.17）に関しては、筆者自身が行ったものである。

2.3.3 音楽アウトリーチ実施における障壁

2.3.1 項、表 1 から、全 7 施設のうち 5 施設が音楽イベントの頻度を「少ない」と感じており、そのうちの 3 施設が市民からの要望等により頻度を「増やしても良い」、「増やしたい」と考えていることが分かった。1.3 節の先行研究においても同様の課題が示されていたが、三鷹市内でもイベントの実施においては「会場の設備」、「予算不足」、「奏者探し」が課題となっていることが分かった。また、現状の実施頻度、もしくは仮に頻度を増やした場合の課題の項目には、4 施設が 2.2.2 項の項目(1)コミュニティ活動の担い手不足が原因の 1 つと考えられる「人手不足」を挙げており、今後もコミュニティ活動を維持、もしくは今より更に充実した活動を行っていくためには、三鷹市（2023b）でも示されているように、行政との連携による早急な課題解決が望まれる。また、今後は音楽イベント等を通して「施設を多くの人に知って欲しい」、「利用率が低い（今利用していない）層にも来場して欲しい」と考えている施設が多く、こちらは連雀 CC の今後の意向、2.2.3 項の項目(1)、(2)とも合致する。

「予算不足」、「人手不足」という課題を抱えている施設が多く、それがイベント実施の障壁の1つになっていることが確認されたが、新川中原CCのように、音楽アウトリーチを継続的に実施していくことが、住民のニーズを満たしQOL向上に寄与する、施設の認知度向上や利用者定着の一助となり、コミュニティ活動への参加が促進される等、地域の諸問題の解決に繋がる可能性は充分にあると考えられる。

3 連雀コミュニティ・センターで実施したコンサートの事例検討

2023年8月と11月に、連雀CCにて筆者によるコンサート（2.3.2項の表2、No.16、No.17）を実施したが、その際、住民の音楽アウトリーチに対するニーズがあるか、施設の利用機会が多くない層に足を運んでもらえるか、そのような場が住民のQOL向上に寄与しうるか、等を調査する目的で来場者へのアンケートを行った。本章では、2回のコンサートの概要を示すとともに、アンケートの回答の集計結果と分析、および事務局担当者の所感から考察を行う。

3.1 第1回コンサート（クラリネットによる夏休みコンサート）の事例

3.1.1 コンサートの概要

第1回コンサートの概要を表3に、コンサート風景を図4、図5に示す。

表3 第1回コンサートの概要

催事名	クラリネットによる夏休みコンサート
開催日時	2023年8月26日（土）14:00-14:45
場所	連雀コミュニティ・センター 1階ロビー
内容	クラリネットソロと音源伴奏によるコンサート 9曲+アンコール1曲、聴衆参加型プログラムあり（歌唱、手拍子、Q&A コーナー）
入場料/年齢制限	なし（主なターゲット層：子ども～ミドル世代）
来場者	75名



図4 第1回コンサート風景①



図5 第1回コンサート風景②

3.1.2 来場者アンケートの回答と分析、担当者所感

来場者に配布したアンケートの内容（表4）と集計結果（図6～14）、および分析を以下に示す。アンケートは回収率を高められるよう、用紙への直接記入と 구글フォームを用いた web からの入力を併用し、37名から回答を得た。

選択形式の質問（1～6、8、11、12）については定量的な分析を行い、自由記述形式の質問（7、9、10、13）に関しては定性的な分析を行った。質問7と質問10に関しては、定性データを数値化（定量的に分析）し、結果を分かりやすく可視化する目的で、ユーザーローカル AI テキストマイニングツール（<https://textmining.userlocal.jp/>）を補完的に用いた。

表4 来場者アンケート質問項目（*は必須回答）

質問1	お住まいの地域* 上連雀/下連雀/野崎/井口/井の頭/牟礼/大沢/新川/中原/北野/深大寺/その他
質問2	ご年齢（お連れの方がいる場合、来場者全員分をお答え下さい）* ※複数選択可 10代以下/20代/30代/40代/50代/60代/70代/80代以上
質問3	性別 男性/女性/その他
質問4	連雀コミュニティ・センターでのコンサートに来場されたのは何回目ですか？* 1回目/2回目/3回目/4回目/5回以上
質問5	連雀コミュニティ・センターでの他の催し（コンサート以外の事業）のうち、参加されたことのあるものに <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします ※複数選択可 環境関連事業（寄せ植え・リースづくり・剪定講習・ベランダ菜園等）/ 文化関連事業（エコくらふと・折り紙・クリスマス会・書き初め・読書会等）/ スポーツ関連事業（バドミントン・水泳・パドルテニス・ハイキング等）/ 厚生関連事業（平家物語・源氏物語・方丈記・百人一首・昭和歌謡等）/ 健康関連事業（栄養料理教室等）/防災関連事業（救命講習・防災訓練等）/ 多世代関連事業（ストレッチ・キックボクシング・DIY・自然観察・ベビーマッサージ等）/ コミュニティまつり/その他（自由記述）
質問6	今回の満足度* 不満足 1 2 3 4 5 満足
質問7	選択された満足度の理由をお答えください（自由記述）
質問8	今回の開催日時* 不満足 1 2 3 4 5 満足
質問9	選択された満足度の理由をお答えください（ご希望の日程等ございましたら併せてご記入ください）（自由記述）
質問10	本日の感想等ご自由にお書きください（自由記述）
質問11	この事業をどのようにしてお知りになりましたか？* ※複数選択可 連雀コミュニティ・センターのホームページ/ポスター・ちらし/連雀CC広報紙「けやき」/ 屋外掲示板/三鷹市報/友人・知人/出演者から/その他（自由記述）
質問12	今後もコミセンでの催しに参加したいですか？* もう参加しない 1 2 3 4 5 必ず参加する
質問13	今後、コミセンで実施を希望する催しはございますか？（自由記述）

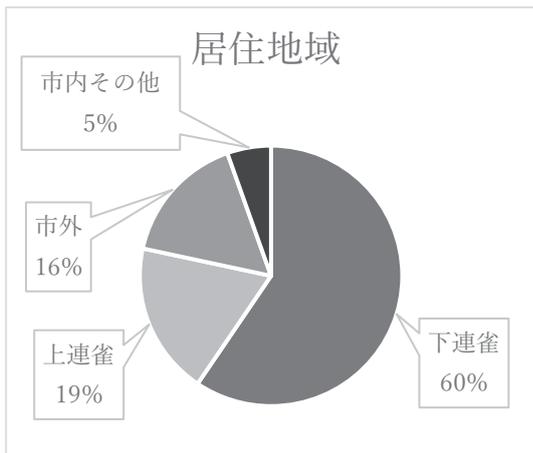


図6 質問1回答（居住地域）

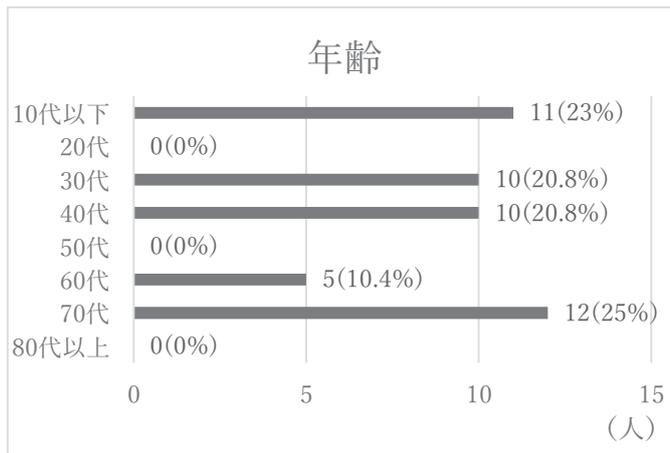


図7 質問2回答（年齢）

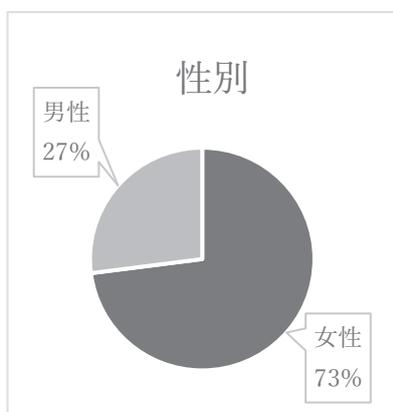


図8 質問3回答（性別）

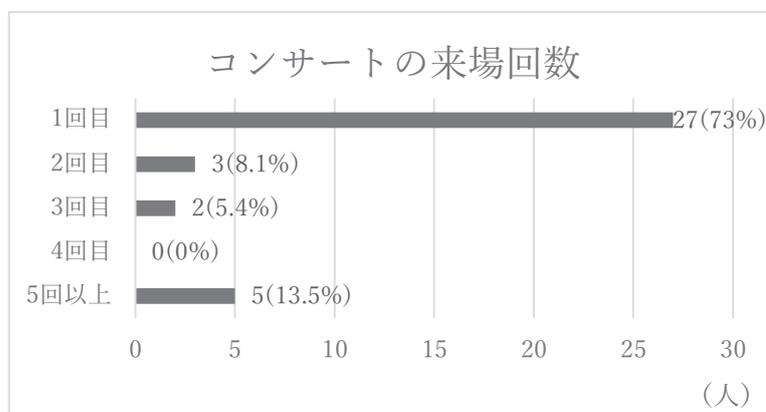


図9 質問4回答（コンサートの来場回数）

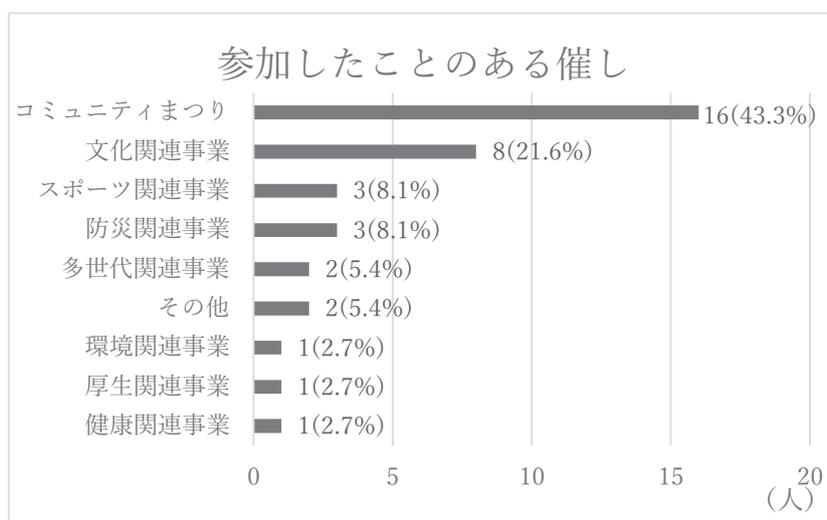


図10 質問5回答（これまでに参加したことがある催し）

選択形式の質問に関して、まず回答者の属性としては、連雀地区（上連雀・下連雀）の住民の割合が79%、女性の割合が73%と多く、年齢層は10代以下・30代・40代・70代がほぼ同じ割合であった（図6～8参照）。連雀CCのコンサートに初めて足を運んだという人が73%であったが、5回以上のリピーターも約14%いたことが

確認できた（図9参照）。今までに参加したことのある催しは「コミュニティまつり」が1番多く、次いでコンサートなどを主催する文化部会の関連事業となった（図10参照）。コンサートの満足度は「満足」、「やや満足」を合わせて約84%となり（図11参照）、開催日時（8月の土曜日の午後2時）は「満足」、「やや満足」を合わせて約92%となった（図12参照）。催しを知ったきっかけは「ポスター・チラシ」が最多、次いで「三鷹市報」、「出演者から」、「連雀CC広報紙『けやき』」、「友人・知人」の順となった（図13参照）。今後の催しへの参加意向は「必ず参加する」、「参加すると思う」を合わせて75%となった（図14参照）。

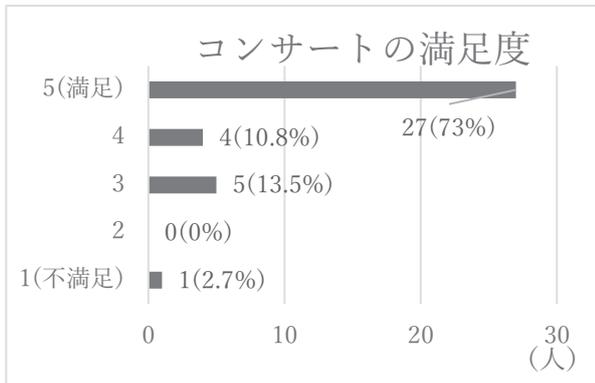


図11 質問6回答（コンサートの満足度）

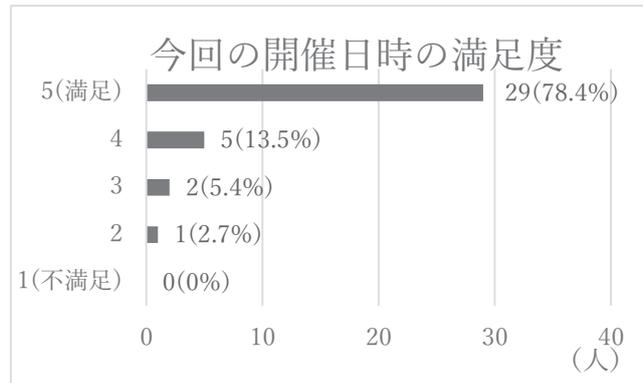


図12 質問8回答（今回の開催日時の満足度）

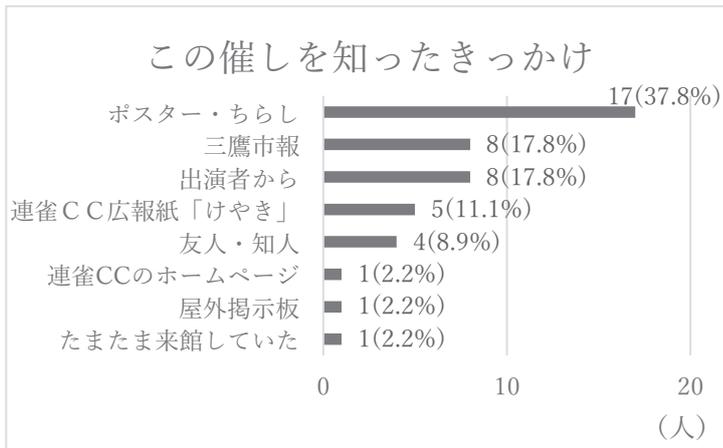


図13 質問11回答（この催しを知ったきっかけ）

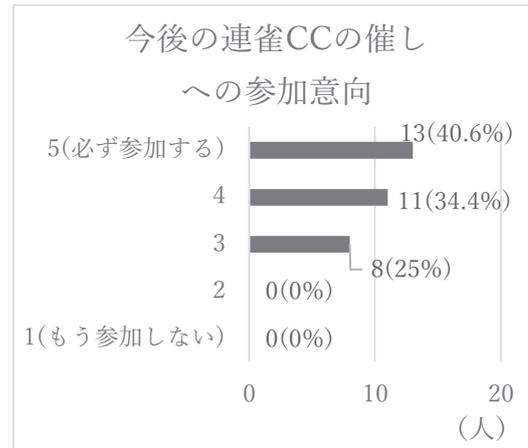


図14 質問12回答（催しへの参加意向）

自由記述形式の質問に関して、まずコンサートの満足度の理由（質問7）については、「エントランスホールでの開催が敷居が低くてよかった」、「小さい子どもスペースがあつて良かった」、「小さい子どもから大人まで幅広い世代が楽しめるコンサートだった」など、「良かった」、「楽しかった」という意見が多かったが、前問（質問6）で「普通」、「不満足」の項目を選んだ人の意見に着目してみると、「子どもの声がうるさかった」、「クラシック音楽でなかった」という声もあった。開催日時の満足度の理由（質問9）についてはやはり、「ちょうど良い」という意見が多数だったが、前問（質問8）で「普通」、「やや不満足」の項目を選んだ人を中心に、「猛暑（8月後半）でない方が良い」という声が複数あった。感想等（質問10）については、コンサートの内容に関する意見のほか、「間近で演奏を聴けて良かった」、「アットホームなコンサートで良かった」などコミュニティ・センターでの開催ならではの意見、「子連れOKのところは少ないのでありがたかった」、「子どもに楽器の演奏を見せてあげられて良かった」など子どもに関する意見と、「0歳から入場できるこのような企画をぜひまたやって欲しい」という意見も多数寄せられた。また、「子どもの声が気になったので年齢制限を設けてほしい」、「イベ

3.2 第2回コンサート（二胡とクラリネットで奏でる秋の調べ）の事例

3.2.1 コンサートの概要

第2回コンサートの概要を表5に、コンサート風景を図19、図20に示す。

表5 第2回コンサートの概要

催事名	二胡とクラリネットで奏でる秋の調べ
開催日時	2023年11月12日（日）14:00-15:00
場所	連雀コミュニティ・センター 1階ロビー
内容	二胡とクラリネットによるデュオコンサート 14曲+アンコール1曲、聴衆参加型プログラムあり（歌唱）
入場料/年齢制限	なし（主なターゲット層：ミドル～シニア世代）
来場者	102名



図19 第2回コンサート風景①



図20 第2回コンサート風景②

3.2.2 来場者アンケートの回答と分析、担当者所感

来場者に配布したアンケートの回答の集計結果（図21～29）、および分析を以下に示す。アンケート内容、回収方法、分析方法は第1回コンサートと同様で、62名から回答を得た。

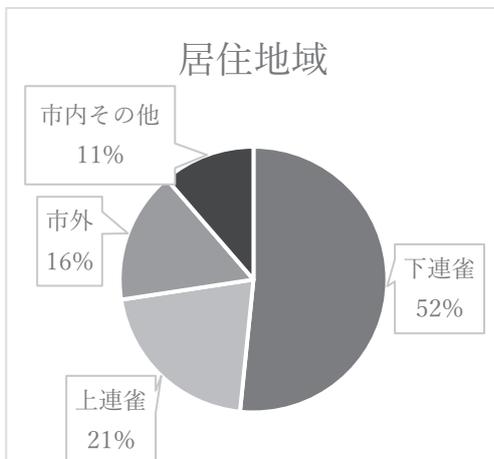


図21 質問1回答（居住地域）

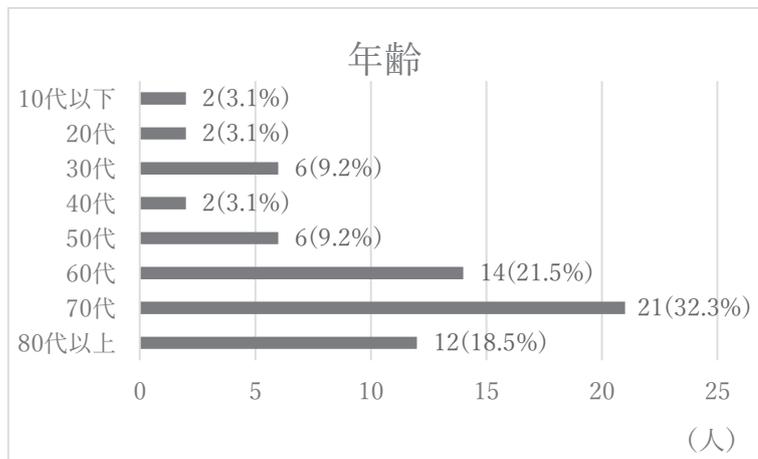


図22 質問2回答（年齢）

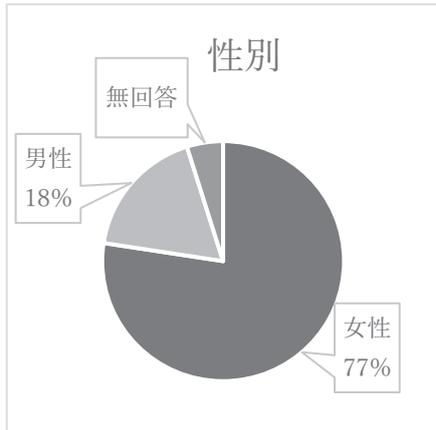


図 23 質問 3 回答 (性別)

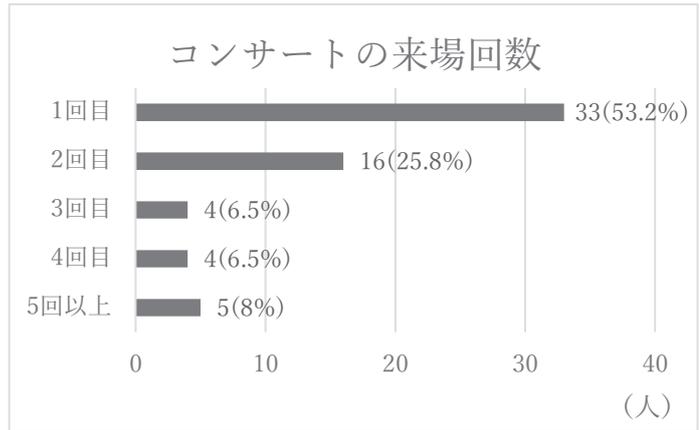


図 24 質問 4 回答 (コンサートの来場回数)

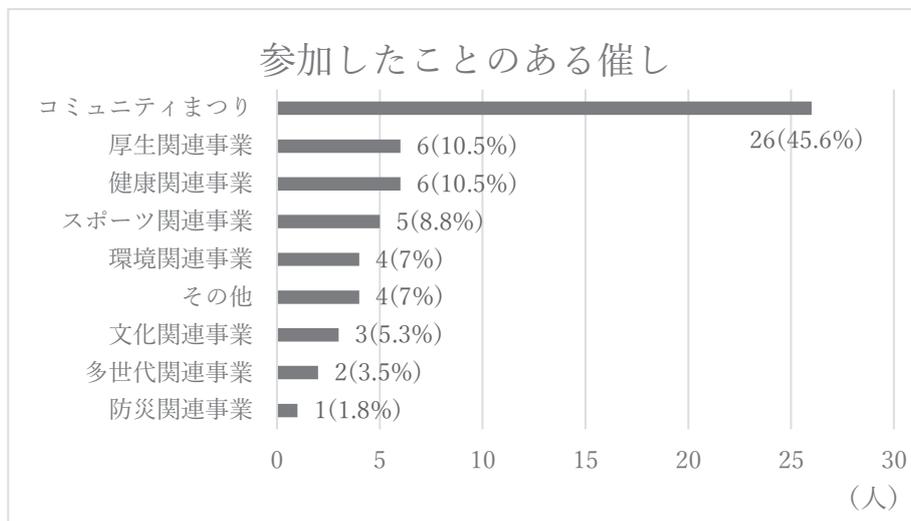


図 25 質問 5 回答 (これまでに参加したことがある催し)

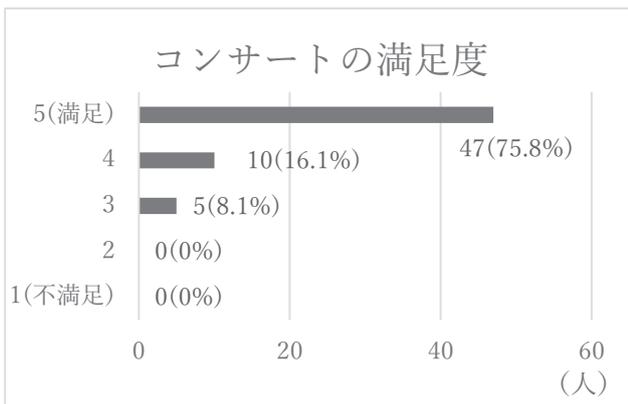


図 26 質問 6 回答 (コンサートの満足度)

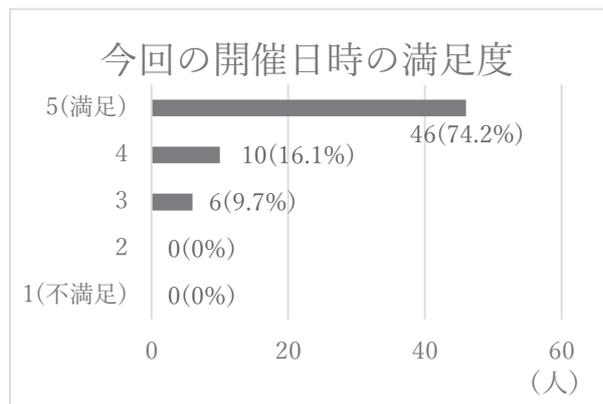


図 27 質問 8 回答 (今回の開催日時の満足度)

選択形式の質問に関して、まず回答者の属性としては、連雀地区（上連雀・下連雀）の住民の割合が73%、女性の割合が77%と多く、年齢層は60代以上が約72%であった（図21～23参照）。連雀CCのコンサートに初めて足を運んだという人が半数以上であったが、2回目の人が約26%、3回以上のリピーターも21%いたことが確認できた（図24参照）。今までに参加したことがある催しは「コミュニティまつり」が最多で半数近くこのば

り、次いで各部会の関連事業となった（図 25 参照）。コンサートの満足度は「満足」、「やや満足」を合わせて約 92% となり（図 26 参照）、開催日時（11 月の日曜日の午後 2 時）は「満足」、「やや満足」を合わせて約 90% となった（図 27 参照）。催しを知ったきっかけは「連雀 CC 広報紙『けやき』」が最多、次いで「ポスター・チラシ」、「三鷹市報」、「友人・知人」の順となった（図 28 参照）。今後の催しへの参加意向は「必ず参加する」、「参加すると思う」を合わせて約 56% となった（図 29 参照）。

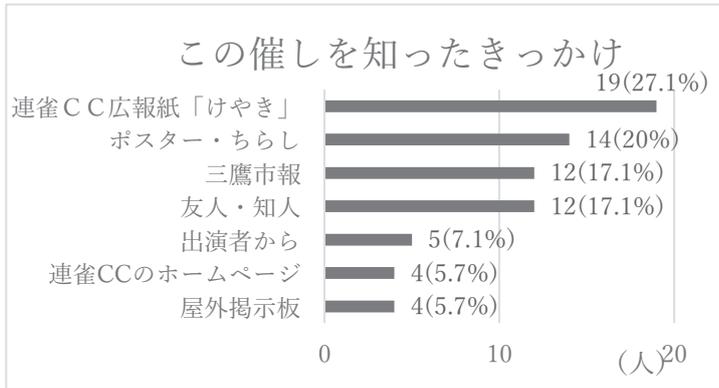


図 28 質問 11 回答（この催しを知ったきっかけ）

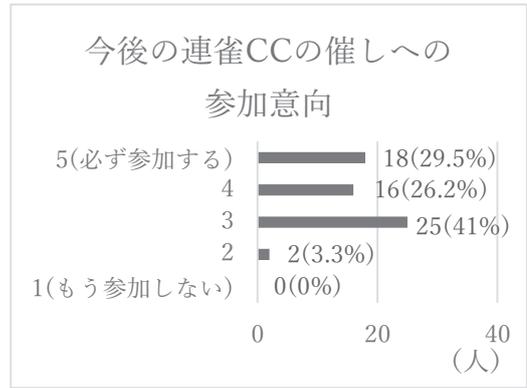


図 29 質問 12 回答（催しへの参加意向）

自由記述形式の質問に関して、まずコンサートの満足度の理由（質問 7）については「二胡の演奏を初めて聴けて良かった」、「2つの楽器のハーモニーが良かった」など「良かった」、「楽しかった」という意見がほとんどであったが、「他の部屋で行っていた催しの音がうるさかった」という声もあった。開催日時の満足度の理由（質問 9）についてはやはり「ちょうど良い」という意見が多数だったが、「市内の他の行事と被らないとなおありがたい」という声もあった。感想等（質問 10）については、コンサートの内容に関する意見のほか、「無料で聴けて贅沢だった」、「手作り感があって良かった」、「アットホームで生演奏を楽しめた」などコミュニティ・センターでの開催ならではの意見も寄せられた。また、「手元を見たいのでステージを作ったらどうか」、「騒音が気になった」といった設備に関する声もあった。今後希望する催し（質問 13）については、コンサート（ジャズ、様々な楽器のもの、小規模なもの、今回のようなもの等）の他に、楽器体験会、ダンス、バザー、各種勉強会といった意見が出た。

最後に、質問 7、10 のそれぞれの回答（質問 7：37 件、質問 10：39 件）に対して、テキストマイニングを行った結果を以下に示す。ワードクラウドは、「二胡」、「クラリネット」、「音色」、「ハーモニー」といった単語の他に、自由記述内に複数回出てきたキーワード、動詞や形容詞等を中心に図が構成されている（図 30、32 参照）。感情分析では、第 1 回と同様、「喜び」、「好き」の感情の数値が大きいことが分かる（図 31、33 参照）。

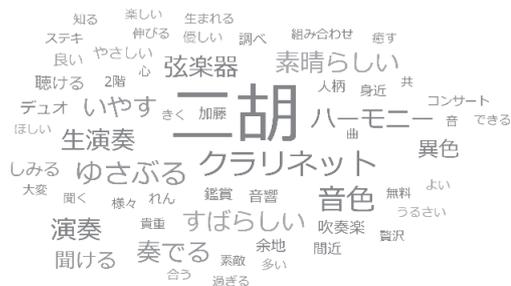


図 30 質問 7 回答によるワードクラウド

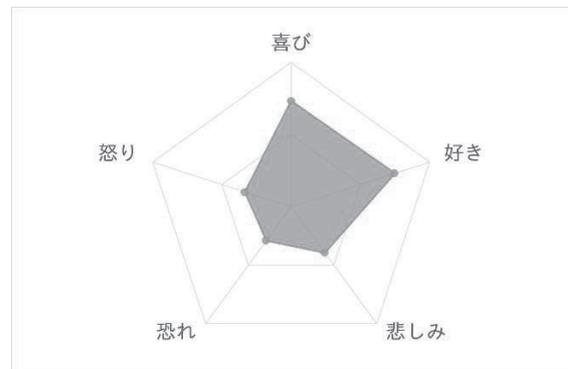


図 31 質問 7 回答による感情分析

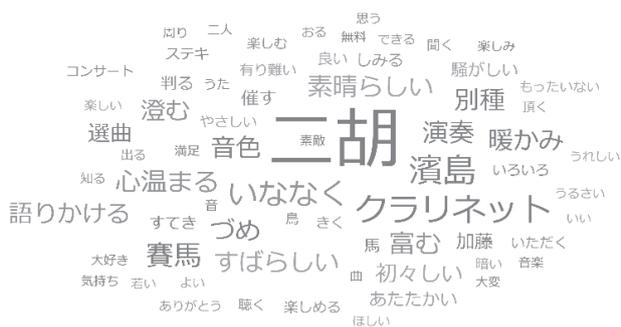


図 32 質問 10 回答によるワードクラウド

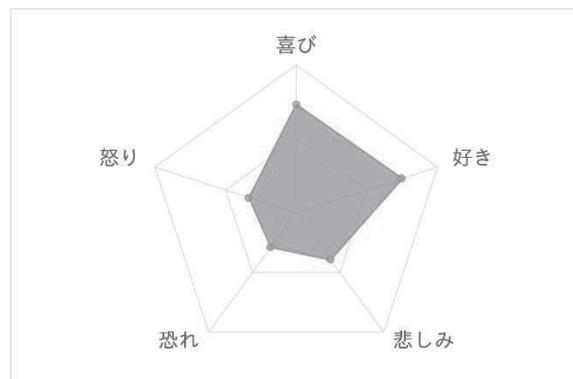


図 33 質問 10 回答による感情分析

担当者所感としては、二胡という連雀 CC 初登場の珍しい楽器が入った編成であったこともあり、注目度が高く沢山の方に足を運んでもらえて良かった、2 階席を設けてより多くの方に聴いてもらえたこと、大人の方は 1 階、騒いでしまいそうな子供たち・ベビーカーなど大きいスペースが必要な方は 2 階と客層に応じた誘導ができたことは良かったとのことであった。また、今回は連雀地区の住民の来場が多かったが、事務局としては住区を越えて多くの市民に利用してもらいたい（これは市の掲げる住民協議会、コミュニティ・センター間の交流を活発にしたいという方向性とも一致する）と考えていることが分かった。

3.3 2 回のコンサートを通じた考察

本節では、1.2 節の本研究の《目的》(2)①～④に沿って論を進める。

まず、①住民のニーズがあるか、について考察する。今回は連雀 CC のロビーの大きさ、備品の椅子の数などを考慮して、第 1 回は先着 30 名（乳幼児スペースを含む）、第 2 回は先着 50 名として各媒体に掲載を依頼したが、実際には各回とも定員の 2 倍を上回る来場者だったこと、どちらの回も、このような企画をまたやって欲しいという意見が多くあったため、住民の連雀 CC でのコンサート（音楽アウトリーチ）実施に対するニーズは十分に高いと考えられる。

次に、②音楽鑑賞機会や施設の利用機会が多くない層に足を運んでもらうことができるか、について述べる。各回とも、連雀 CC のコンサートに初めて来場したという層が最も多かったこと、コンサート以外の催しに参加したことのない層が半数近くいたことから、あまり施設の利用機会が多くない住民にも足を運んでもらうことができたと考えられる。また、三鷹市（2023a）では、音楽鑑賞等を行わない理由に、30 代の約半数、40 代の約 3 分の 1 が「子育てや介護、家事で忙しくて時間がないため」と答えていること¹⁴⁾、第 1 回コンサートでは、子どもと一緒に来られるコンサートが少ないのでありがたい、という意見が複数あったことから、30 代・40 代の世代をはじめ、音楽鑑賞をしなくてもなかなかする機会のない住民にも足を運んでもらえたのではと推察されるが、こちらに関しては、チラシや広報紙でのコンサートの周知内容（付録の項参照）の工夫（乳幼児スペース有の表記、曲目を複数載せることで、コンサートに対するイメージを沸きやすくし、来場への心理的障壁を低くする）がある程度奏功したのではないかと考えられる。

続いて、③そのような（音楽アウトリーチの）場が住民の QOL 向上に寄与しうるか、についてだが、各回とも来場者の満足度が高かったこと、ポジティブな意見が大半を占めていたことから、今回のような機会が、ワクワクしたりリラックスしたりできる非日常的な場を提供する、日々の疲れを癒して活力を生み出す、身体・精神の両面で健康や成長を促進する、といった QOL 向上に寄与できた可能性は高い。

最後に、④長期的にはコミュニティ活動に関する地域課題の解決の一端を担う可能性を有するか、について考

える。“コミュニティ活動に関する地域課題”は様々なものが考えられるが、ここでは、1.1.2 項で述べた市の抱える4つの課題、①コミュニティに対する無関心層の増加、②コミュニティの高齢化・固定化、担い手不足、③コミュニティ間・世代間の分断、連携不足、④コミュニティ施設の整備・利便性の向上、を軸に検討したい。2回のコンサートにて、普段コミュニティ・センターをあまり利用しない層が一定数来場したこと、特に第1回ではミドル世代が多く来場したことから、①、②に関して、このような機会が新しい層が住民協議会のコミュニティ活動に興味を持つきっかけになりうると考えられる。また、③に関しては、第1回では「子どもが騒がしく演奏に集中できなかった」という声が複数あったこと、第2回では客層によって観覧エリアを分けたことから、今回のような形態のコンサートのままでは、子ども～シニア世代まで広い層が満足し、さらに多世代が交流できるという条件を満たすことは難しい。③の解決に向けては、コンサートの中で聴衆参加型の曲目を増やすだけでなく、観客（住民）同士が交流可能なワークショップ要素を取り入れる、コンサート後に座談会などの別の場での交流を試みる、音楽以外の分野とのコラボレーションを計る等が考えられるが、こちらは今後の課題としたい。④に関して、今回のアンケート結果が概ね好意的であったこと、「また連雀 CC の催しに参加したい」というリピート意向が高かったことから、音楽をはじめとするイベントを充実させることで、施設のソフト面からの利便性（親しみやすさ、足の運びやすさ）の向上を図るアプローチは十分に可能と考えられる。

3.4 音楽アウトリーチを通じた連雀コミュニティ・センターの課題解決の可能性

本節では、音楽アウトリーチの観点から、2.2.3 項で挙げた(1)～(5)の実現への道筋を検討したい。

今回のコンサート（音楽アウトリーチ）で、普段あまり施設を利用しない層も来場したこと、特に第1回では子ども～ミドル世代が多く来場したこと、今後の催しへのリピート参加意向が高かったこと、また同様の企画をやって欲しいという要望が複数寄せられたこと等から、このような企画を継続していくことで、施設に(1)若い世代を呼び込むこと、(2)若い世代を含む新しい利用層に定着してもらうことを実現できる可能性は充分にあると考えられる。連雀 CC では、コンサート（特に多世代交流を目的としたものや若い世代に向けたもの）の実施回数を増やしたいと感じていたが、様々な障壁のために前年までの内容・形式の踏襲を続けていた。しかし、今回実施した2回のコンサートで住民のニーズの多さや要望が顕在化したため、今後は具体的に機会を増やす意向であるという。その場合は、ジャンルが偏らないバランスの良い奏者探し、質の高い演奏を継続的に届けるために必要な謝礼等の予算確保が喫緊の課題になるとのことであったため、こちらに関しては施設と共に引き続き解決案の検討を行いたい。

また、(3)子どもがシニア世代を、シニア世代が子どもを、といった相互見守りの実現に向けては、3.3 節でも述べたが、市民同士が交流できずに終わってしまう単発の企画に留まらず、多世代が交流できる場に繋げていく工夫が必要となる。そこから例えば音楽サークルのような新たなコミュニティの創生が成されれば、(5)③ “やりたい”、“はじめたい”をサポートして人と人とを繋ぐハブ的な機能を担う場所としての役割も果たしうると考えられる。

(4)サードプレイスとしての機能の充実（様々な人の居場所作り）、(5)②目的がない人も自由に過ごせる開かれた居場所としての役割を果たす、という2点に関しては、音楽アウトリーチによって様々な市民の施設利用のきっかけを作ることとは可能と思われるが、居場所作りについてのより具体的な提案は、音楽アウトリーチの観点を越えて次章で行いたい。

4 連雀コミュニティ・センターと三鷹市への提案

本章では、資料やヒアリングで明らかになったコミュニティ・センターに関する課題の解決に向けて、住民のニーズに即したコミュニティ・センターの有効活用、よりスムーズなコミュニティの創生・活動継続のために、

音楽アウトリーチの観点のみによらず、広く連雀 CC、三鷹市へそれぞれ提案を行う。

4.1 連雀コミュニティ・センターへの提案

連雀 CC（連雀地区住民協議会）には、2.2.2 項で挙げた課題(1)～(3)の解決、2.2.3 項で掲げた項目(1)～(5)の実現へ向けて、以下 4 点の提案を行いたい。

1. 広報活動の工夫
2. ソフト面（イベント内容）の多様化
3. ハード面（施設の設定）のさらなる充実
4. “人”に焦点を当てた仕組みづくり

1. 連雀地区住民協議会事務局は、同協議会の抱える課題は三鷹市全体のコミュニティに関する課題と重なる部分が多いことから、引き続き住区内住民に積極的に施設を利用してもらおうと同時に、住区を越えて多くの市民に利用してもらおうことが、多様なコミュニティ創生、コミュニティ活動の活性化に繋がるのではないかと意向である。三鷹市（2023b）でも現行のコミュニティ住区を施策の核とする方針が示されつつ¹⁵⁾、幅広い団体や市民の他者連携・交流の促進の重要性も挙げられている¹⁶⁾。そこで、住区外の住民、若い世代をはじめ施設をあまり利用していない層にも確実に情報を届けて来場を促すため、イベント等の広報手段を増やすこと、具体的には、地域活性化の文脈で多くの自治体等でも活用されるようになってきた¹⁷⁾ Instagram や X 等の SNS の公式アカウントの作成、運用を提案したい（こちらは市の掲げる、デジタル技術活用の指針とも一致する）。

また、来場者にコミュニティ・センターの利用方法や住民協議会の行うコミュニティ活動の内容を伝え興味を持ってもらうという観点から、可能であれば施設や住民協議会の簡易紹介パンフレットを作成し、イベント等で配布する資料へ折り込んだり、連雀住区の特性を鑑み、マンション等の集合住宅の管理組合が施設を利用する際に、集合住宅内の住民への配布や掲示を依頼したりすることも有効ではないかと考える。

2. これまでの音楽イベント（コンサート）では、奏者探しが難しい、イベント運営に係る人手が足りない等の理由から新しい内容の企画を行えていないという状況があったが、今回新しい試みとして乳幼児スペースを設けたコンサートを実施したところ、施設に馴染みの薄い層の来場に繋げることができ、来場者の施設利用のリピート意向も確認できた（同じような企画の再開を強く望む声が多かった）。コミュニティ活動の新しい担い手の発掘・獲得や、異なる世代同士による相互見守りの実現のため、また現在の委員の持つノウハウや技術を次世代に継承していくため、（これまで以上に部会同士の共催や分野横断も視野に入れながら）子ども～ミドル世代をターゲットにした企画、子ども～シニア世代までの多世代交流を意図した多様な企画等を立案・実施していくことを提案したい。

3. 施設を利用しない層から、施設が閉鎖的、何の施設なのか分からない、と思われてしまっている現状を鑑み、まずは外から一見して施設内の機能が分かるようにする、施設に入りやすい雰囲気を作るために、例えば施設の前を通る人に向けた施設名、図書室や幼児・こども室といった機能の紹介（連雀通りに面したガラス窓に施設の名称や、部屋の名称を大きく掲示するなど）や、入口手前の広い中庭を生かした展示やイベントスペースの設置等が有効なのではないかと考える。

また、施設がサードプレイスとしての機能、目的がない人も自由に過ごせる開かれた居場所の役割を果たすことを視野に入れ、一例として、図書館を中心に生涯学習や市民活動、軽食コーナー等の多機能を備えた武蔵野市の施設“武蔵野プレイス”¹⁸⁾を参考にした施設機能の拡充を提案したい。同施設は、多様な人々の自由な居場所としての機能に加えて、人と人をつなぐハブとしての機能も備えている。

4. コミュニティ・センターの利用規約は開館当時からほとんど変わっておらず、基本的には既存のコミュニ

ティが活動を行う前提で作られたものであるため、新たな人と人との交流の場、コミュニティ創生の場としての施設の機能はまだ不十分であると言える¹⁹⁾。三鷹市(2023a)の市民アンケート結果では、地域活動に参加する条件として、「誰もが参加しやすい条件や雰囲気」、「活動に関する情報提供の充実」、「誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気」等が挙げられており、個人が新たに既存のコミュニティに加入する場合にもこれらが重要になると考えられる。コミュニティ活動に参加・継続していく上で最も大切な要素は、活動に関わる“人”自体の魅力であると筆者は考えるので、参加しやすい雰囲気作りや十分な情報提供を目的として、上記1.~3.に加え、住民協議会の中の“人”に焦点を当てた情報発信の取り組みや、新規利用者に対する接し方、コミュニケーションの取り方や声掛けの工夫を要望したい。後者は、『第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会 最終報告【概要版】』の中でも提案が行われている²⁰⁾。

4.2 三鷹市への提案

市内のコミュニティ・センターの管理・運営業務を行っている三鷹市生活環境部コミュニティ創生課には、1.1.2項で挙げたコミュニティに関する4つの課題をふまえて、以下3点の提案を行いたい。

1. 近隣自治体等のコミュニティに関する動向把握、住民協議会や市民との関わり方の再検討
2. コミュニティ・センター機能の市民への周知、市民のニーズ調査とそれに基づいた機能の再考
3. 住民協議会同士のネットワーク構築、コミュニティ評価委員会の常設

1. 近隣自治体に目を向けると、「つくれる つながる むさしのセッション」(武蔵野市)²¹⁾、「公民連携プラットフォーム すぎなみプラス」(杉並区)²²⁾など、「何かやってみたい」という住民がコミュニティを作る、イベントを企画する等の活動を市区町村が積極的に支援する動きが、近年特に活発になってきている。三鷹市では、マチココ等に代表されるように、多くの市民が街を良くしていくために積極的に活動する風土があるにも関わらず、それが住民協議会の活動に繋がっているとは言い難く、担い手不足の問題が解決していない状況がある。この一因に、市が住民協議会をはじめとするコミュニティ活動や、やる気のある市民を包括的にフォローアップして繋いでいく仕組みが不十分であることが挙げられるのではないかと考えられるため、今後は他自治体も含めた視察や意見交換等を行った上で、住民協議会や市民のコミュニティ活動に対しての市の適切なサポート体制の整備、具体的な仕組みの提案・運用を早期に実現していただきたいと考える。

また、三鷹市と同じく複数のコミュニティ・センターを有する武蔵野市では「武蔵野市職員コミュニティ研究会」が存在し、その報告では、「コミセンあってコミュニティなし」のような状況になっていることには行政にも責任があり、今後行政側には協議会との対等なパートナーシップ、協議会側には地域コーディネーターの役割を求めるという見解が出される²³⁾など、市の責任にも言及しつつ具体的な方向性が示されている。一方で三鷹市(2023b)では、今後の方向性は示されつつ、これまで長年にわたってコミュニティに関する課題が解決していない要因や、今後実際に取り組みを行う主体が誰であるのか等が明記されておらず、第三者の視点と捉えられるような記述も散見される。今後策定の『三鷹市コミュニティ推進計画』には、市(行政)の責任範囲を明記されるとともに、市が主体となってどのように住民協議会と協働していくのか、というできるだけ具体的な方向性・制度等を記述されることを要望したい。

2. 三鷹市(2023b)では、コミュニティ・センターについて、住民協議会の活動場所というイメージが地域に定着しているとあるが²⁴⁾、筆者が非公式に、連雀住区に20年~65年居住する複数人にヒアリングを行った結果、30年以上在住している筆者を含めて、コミュニティ・センターが住民協議会の活動場所であると把握していた市民はいなかった。あくまで私見の域を出ないが、上記はコミュニティ活動に精通している一部の市民の抱くイメージであって、連雀CCで指摘があったように、(たとえ何度も施設の利用経験があっても、正確には)

何の施設であるか分からないという層の方が多いのではないかと推察される。武蔵野市では、市のホームページでコミュニティセンター全館の詳しい利用案内を載せるだけでなく、コミュニティセンターとは何か、どんなことができるか等、利用の心理的障壁を下げられるようなガイドを掲載しており²⁵⁾、三鷹市でも今後の施設利用層の拡大を目的として、(コミュニティ活動に関わっていない大多数の)市民にコミュニティ・センターの存在や機能を“分かりやすく”、“親しみやすく”周知することを徹底し、現場の視察や市民へのアンケートで現在の利用実態や住民ニーズを精緻に把握した上で、実態に沿った具体的な施策提示に移行されるよう、強く要望する。

また、今後のコミュニティ行政施策の1つとして、コミュニティ・センターによらず相談機能を備えることを目指すとあり²⁶⁾、「人が集まる機能」の強化のための施策と考えられるが²⁷⁾、講座、交流会などの記述はありつつその先のビジョンが明確には描かれていない。人を集めるだけでは自然にコミュニティが生まれるとは限らず、人と人との交流を促し、コミュニティ創生のための仕掛けや仕組みづくりをすることの方がより重要になると考えられるので²⁸⁾、『三鷹市コミュニティ推進計画』には、その先にどんなコミュニティ創生への道筋が想定されているのか、誰がどのような手法を用いて他者連携・交流を促進していくのかまで明記されることを期待する。

3.武蔵野市の取り組みを再度参照するが、同市ではコミュニティ研究連絡会という、全コミュニティ協議会が意見交換などを定期的に行う場が設定されている²⁹⁾。また、コミュニティ協議会の施設運営や事業内容を総合的に評価するため、学識経験者、コミュニティ研究連絡会代表者、公募による市民、市の職員から成る「コミュニティ評価委員会」が設置されており³⁰⁾、各協議会による自己点検・自己評価活動が毎年度実施され、協議会の活動が広く市民に知られること、活動の発展や今後のあり方の検討に資することが目指されている³¹⁾。以上のように同市では、①住民協議会同士で定期的な情報共有ができる仕組み、②市(行政)と住民協議会が共にコミュニティ活動を定期的に評価し、協働して課題を解決していく姿勢・制度が、円滑なコミュニティ活動、課題解決に重要な役割を果たしていると考えられる。三鷹市は現状これらに類する仕組みがなく、例えば新川中原CCの音楽サロンのように、住区以外のコミュニティ・センターで参照すべき取り組みが行われていても情報が得られず、施設で行われているイベント等がコミュニティ創生や醸成にどの程度有用であるのかといった検証が(個々の施設でも統一的な基準でも)充分に行われていないため、市民のニーズに即したイベントの工夫や刷新が難しいという状況が続いている。そこで、コミュニティ活動をより円滑に、現在の市民のニーズに沿ったものにしていくことを目指し、早期の住民協議会同士のネットワーク構築、市が統一的な基準で全住民協議会の活動を俯瞰できる評価委員会の常設を提案したい。

5 おわりに

5.1 結論

本研究は、(1)三鷹市内(今回の調査ではコミュニティ・センター)での音楽アウトリーチ実施における障壁の有無と、その具体的な問題を明らかにする、(2)連雀CCにて音楽アウトリーチを実施し、①住民のニーズがあるか、②音楽鑑賞機会や施設の利用機会が多くない層に足を運んでもらうことができるか、③そのような場が住民のQOL向上に寄与しうるか、④長期的にはコミュニティ活動に関する地域課題の解決の一端を担う可能性を有するか、の4点を調査・検証する目的で行った。

(1)に関しては、ほとんどのコミュニティ・センターが音楽イベント実施に際して何らかの課題を有しており、「予算不足」、「人手不足」が障壁となっているケースが多く、施設によっては「奏者探し」、「会場の設備」の問題があることも分かった。また多くの施設は、音楽イベントを含むイベントの実施等によって、「施設を多くの

人に知って欲しい」、「利用率が低い（今利用していない）層にも来場して欲しい」と考えていることが明らかになった。

(2)に関しては、今回の調査により音楽アウトリーチの実施に対する住民のニーズが顕在化し、そのような場が、音楽鑑賞機会の多くない層も含めた住民のQOL向上に寄与するということが分かった。また、施設の利用機会が多くない層もイベントに来場したことから、音楽アウトリーチが施設やコミュニティ活動に興味を持ってもらうきっかけとなりうるということが明らかになった。

連雀CCは、2.1節で述べたように、他のコミュニティ・センターと比較しても催事での利用がしやすい構造となっているが、これまではロビーでのコンサートをはじめとした催事が多いとは言えず、構造の特性が十分に生かしきれていなかった。しかし、今回の調査にて音楽アウトリーチに対する住民のニーズや満足度の高さが顕在化したため、2024年度は実施頻度を上げる予定である。今後は、音楽以外のジャンルも含めて、イベントの趣旨を住民のニーズに即して多様化していく（子ども～ミドル世代、シニア世代などターゲットを絞ったものから、広い世代のコミュニティ創生を目的とした多世代交流型企画まで）ことが、長期的には、施設や住民協議会の抱える課題解決の一助となりうる。

5.2 今後の研究課題

今回は、連雀CCにおける限定的なジャンル・内容の2回の音楽アウトリーチ（コンサート）の実施とその検証のみであったが、音楽アウトリーチを定着させ、コミュニティ活動の活性化などの地域課題の解決に繋げるためには、継続的な取り組みが必要となるため、今後は幅広いジャンル・内容でのイベントの実施・検証をするとともに、住民のニーズの細やかな把握も行っていきたい。また、他のコミュニティ・センターをはじめ、市内にある施設（教育機関、病院、福祉施設、カフェ等）でも、可能であれば同様の趣旨の音楽アウトリーチを展開すると同時に、今回の調査で施設の抱える課題として挙がっていたコンサートの奏者探しに関連して、施設と市内の演奏家を繋ぐ仕組みづくりについても調査・検討したいと考えている。

謝辞

本稿を作成するにあたって、ご多忙の中、コンサートの実施からインタビュー、資料閲覧・確認など多岐にわたり快くご協力いただいた連雀地区住民協議会の古張さん、植田さんをはじめとする事務局、委員の皆様、新川中原住民協議会・葛西さんをはじめ6コミュニティ・センター関係者の皆様、そしてコンサートにご来場、アンケートにご回答下さった市民の方々に深く感謝いたします。また、ご指導いただいた有末先生、仲北浦先生、宇山さん、調査を含め全面的なサポートをいただいた三鷹ネットワーク大学推進機構の皆様、まちづくりラボにて様々な示唆を下さったまちづくり研究員の皆様に厚く御礼申し上げます。

[注]

- 1) NTT コムウェア、2024、「COMZINE BACK NUMBER 明日につながる基礎知識」（2024年3月10日取得、<https://www.nttcom.co.jp/comzine/no131/asuni/index.html>）。
- 2) 一般社団法人日本音楽療法学会、2024、「音楽療法士とは」（2024年3月10日取得、https://www.jmta.jp/music_therapist/）。
- 3) 三鷹市、2023a、『第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査 報告書』、p.184引用。
- 4) 前掲書、p.174引用。
- 5) 三鷹市、2023b、『三鷹市コミュニティ創生基本方針（仮称）素案』、p.44-45参照。
- 6) 三鷹市、2023、「多世代交流センターについて」、三鷹市ホームページ（2024年3月10日取得、https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/078/078628.html）。

- 7) 各コミュニティ・センターホームページ参照。
- 8) 連雀地区住民協議会事務局へのヒアリングによる。
- 9) 三鷹市 (2023b)、p.40-41 参照。
- 10) 前掲書、p.6 参照。
- 11) 連雀地区住民協議会、2024、「住民協議会とは」、連雀コミュニティ・センターホームページ (2024年3月10日取得、<https://www.mitakacc.jp/renjk-cc/about2.html#aramashi>)。
- 12) 連雀地区住民協議会事務局へのヒアリングによる。
- 13) 自宅 (ファーストプレイス) や職場・学校 (セカンドプレイス) ではない、一個人としてくつろぐことができる第三の居場所。米国の社会学者レイ・オルデンバーグが1989年に提唱した。
- 14) 三鷹市 (2023a)、p.176 参照。
- 15) 三鷹市 (2023b)、p.51 参照。
- 16) 前掲書、p.58 参照。
- 17) 宇都宮浄人・多田実他、2022、『まちづくりの統計学 政策づくりのためのデータの見方・使い方』、p.188-190 参照。
- 18) 公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団、2024、「武蔵野プレイスの理念」、武蔵野プレイス (2024年3月10日取得、<https://www.musashino.or.jp/place/1001617/1001618.html>)。
- 19) 連雀地区住民協議会事務局へのヒアリングによる。
- 20) 武蔵野市、2010、『第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会 最終報告【概要版】』、p.2-3 参照。
- 21) 武蔵野市、2024、「つくれる つながる むさしのセッション Season1 を開催します」、武蔵野市ホームページ (2024年3月10日取得、https://www.city.musashino.lg.jp/heiwa_bunka_sports/community_center/1015323.html)。
- 22) 杉並区、2024、「公民連携プラットフォーム」、杉並区ホームページ (2024年3月10日取得、<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/aratanakyodo/platform/index.html>)。
- 23) 武蔵野市コミュニティ研究連絡会・武蔵野市、2022、『コミュニティ構想50周年記念誌』、p.21 参照。
- 24) 三鷹市 (2023b)、p.11 参照。
- 25) 武蔵野市、2024、「コミュニティ・センター」、武蔵野市ホームページ (2024年3月10日取得、https://www.city.musashino.lg.jp/shisetsu_annai/bunka_sports/community_center/index.html)。
- 26) 三鷹市 (2023b)、p.56 参照。
- 27) 前掲書、p.51 参照。
- 28) 2024年2月22日にセッション杉並にて行われた、杉並区NPO支援基金チャリティ講座「コミュニティデザイナー山崎亮がやって来る！人とつながる仕組みをつくる～協働するとは～」の講演内容より。
- 29) 武蔵野市コミュニティ研究連絡会、2024、「研連概要」、武蔵野のコミュニティ (2024年3月10日取得、<http://mukenen.sakura.ne.jp/gaiyou.html>)。
- 30) 武蔵野市、2024、「武蔵野市コミュニティ条例 (条文)」、武蔵野市ホームページ (2024年3月10日取得、https://www.city.musashino.lg.jp/heiwa_bunka_sports/community_center/1007387.html)。
- 31) 武蔵野市コミュニティ研究連絡会・武蔵野市 (2022)、p.5 参照。

[文献]

- 上村有平・小野隆洋、2021、「音楽アウトリーチが子どもに及ぼす効果：感想文の分析から」『山口芸術短期大学研究紀要』53：15-27
- 宇都宮浄人・多田実他、2022、『まちづくりの統計学 政策づくりのためのデータの見方・使い方』学芸出版社
- 梶田美香・中村由加里、2021、「音楽芸術分野のアーティストにとっての公立文化施設によるアウトリーチ活動の意味——

- インタビューの分析による検討——』『名古屋市立大学大学院人間文化研究科 人間文化研究』36 : 135-147
- 小井塚ななえ、2016、「演奏家の成長におけるアウトリーチの教育的意義——事例分析と聞き取り調査を通して——」
『東京藝術大学博士論文』
- 砂田和道、2007、「クラシック音楽におけるアウトリーチ活動とそれに関わる音楽家養成の課題」『文化経済学』5 (3) : 87-99
- 高橋千絵・末永雅子、2012、「公民館で行う音楽アウトリーチの可能性——府中南公民館でのアウトリーチ活動の事例から——」『子ども・子育て支援研究センター年報』(2) : 21-33
- 永島茜、2021、「音楽アウトリーチ研究の現在——活動が抱える課題の分析と今後の方策——」『武庫川女子大学 学校教育センター紀要』(6) : 95-108
- 、2023、「行政による文化芸術に関するアウトリーチ事業の在り方——西宮市及び堺市の事例から——」『武庫川女子大学 学校教育センター紀要』(8) : 15-28
- 丹羽梓、2021、「『音楽鑑賞教室』と『アウトリーチ活動』の境界線——理念なき文化活動と政治との関わり——」『常盤台人間文化論叢』7 (1) : 57-81
- 三鷹市、2023a、『第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査 報告書』
- 、2023b、『三鷹市コミュニティ創生基本方針（仮称）素案』
- 三鷹市市民参加でまちづくり協議会、2023、『政策提案（未来のまちづくりアイデア集）～まちの声を聴き、まちの声をカタチにする～』
- 武蔵野市コミュニティ研究連絡会・武蔵野市、2022、『コミュニティ構想50周年記念誌』
- 湯原悦子・石川貴憲、2022、「社会福祉領域における音楽アウトリーチの効果に関する探索的研究」『日本福祉大学福祉論集』(147) : 59-80
- 吉本光宏、2001、「アートと市民・子どもをつなぐ『アウトリーチ活動』——芸術による社会サービスの可能性——」『ニッセイ基礎研 report』(55) : 2-7

プロフィール

加藤亜希子

三鷹市生まれ。三鷹双葉幼稚園、三鷹第六小学校、三鷹第一中学校卒業。東京大学工学部、桐朋学園大学音楽学部卒業、同研究生修了。クラリネットを大橋一徳、四戸世紀、鈴木良昭の各氏に師事。在学中より、新実徳英氏をはじめとする作曲家の新作初演・再演に多く携わる。現在は、室内楽・オーケストラ演奏、CDレコーディング、楽器指導に加え、自身のライフワークとして、小学校・福祉施設・公共施設等での演奏会や親子・子供向けコンサート等の音楽アウトリーチ活動を精力的に行っており、2022年にはオンラインも含め年間100回以上のアウトリーチ公演を行った。三鷹市出身の二胡奏者・濱島祐貴氏とのユニット“デュオ・しもれん”、現代音楽演奏集団“ケフェウス五重奏団”、音楽アウトリーチを中心に活動する木管五重奏“もくごならべ”等のメンバー。東京都音楽教室クラリネット講師。

デュオ・しもれん Duo Shimoren



はまじま ゆきき
二胡 濱島 祐貴



かとう あきこ
クラリネット 加藤 亜希子

三鷹市下連雀出身、11才より二胡を始め、桐朋学園大学および桐朋学園大学大学院（修士課程）で作曲を学ぶ。二胡演奏・作曲ともに、国内の主要な音楽コンクールに数回入賞を果たし、その後国内外を舞台に幅広い音楽活動を展開。

三鷹市下連雀出身、15才よりクラリネットを始め、大崎 俊、西戸世紀、鈴木貞昭の各氏に師事。東京大学、桐朋学園大学卒業、同研究修了。現在の活動は施設への訪問演奏、新作制作、レコーディングなど多岐にわたる。今年度三鷹まちづくり研究員。

デュオ・しもれんが贈る
二胡とクラリネットで奏でる 秋の調べ

～演奏予定曲目～

♪ 歌劇『カルメン』第三幕への間奏曲（ビゼー） ♪ ふるさと（岡野幸一）
♪ あの夏へ～ジブリ映画『千と千尋の神隠し』より（久石譲） ほか

2023年**11月12日**（日）13:30開場/14:00開演（15:00終演予定）
連雀コミュニティセンター 1階ロビー 入場無料

お問い合わせ：0422-45-5100（連雀コミュニティセンター）

連雀 CC 館内、掲示板等に掲載された 11 月 12 日コンサートのチラシ・ポスター

行事名	内容	日時	対象	申込方法	備考
こころの聲を （メンタル不調）を 予防・改善するための 音楽・運動・睡眠 （講師：濱島祐貴氏）	こころの健康を維持し、メンタル不調を予防・改善するための音楽・運動・睡眠に関する講話と実践。	10/7(土) 午前10時30分～正午	一般市民 （年齢・国籍不問）	フォームまたは電話予約 （要予約）	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時 内容についてのお問い合わせ先 0422-45-5100 （平日午前9時～午後5時）
包丁紙遊び	紙を上手に折って、おもしろい作品を作ります。	10/8(日) 11/12(日) 午前10時～正午	一般市民	無料申込で参加申込。	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時
ペーパーマージョ 交流会 （伊豆代代表者）	紙を上手に折って、おもしろい作品を作ります。	10/13(金) 11/10(金) 12/8(金) 午前10時30分～正午	紙折1級以上の 紙折愛好者	フォームまたは電話予約 （要予約）	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時
連雀サロン	10月1日「音楽・運動・睡眠」に関する講話と実践。	10/17(木) 11/21(水) 午前11時30分～3時	一般市民	要予約	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時
第21回地産食 品投げ大会 （主催：地産）	地産食品の消費促進を目的としたイベント。	10/18(木) 午前10時～正午	一般市民 中心：地元、日産地産者へ	中心：地元、日産地産者へ	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時
オールタイム対 抗 ボクシング大会 （主催：ボクシング）	ボクシング大会の開催。	11/1(水) 11/15(水) 午後6時30分～9時30分 （要予約）	60歳以上の 市民（年齢・性別不問）	フォームまたは電話予約 （要予約）	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時
二胡とクラリネット で奏でる秋の調べ （吹奏）	二胡とクラリネットの演奏会。	11/12(日) 午後1時～3時	一般市民 （年齢・性別不問）	要予約	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時
健康食品の効能・ 効果について （講演）	健康食品の効能・効果に関する講演。	11/8(水) 午後1時～3時	一般市民	要予約	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時
道ミソボツ （吹奏）	道ミソボツの演奏会。	11/11(土) 午後1時～3時	一般市民	要予約	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時
防災のための 防災訓練 （主催：防災）	防災訓練の開催。	11/11(土) 11/16(木) 11/25(日) 12/7(日) 午後1時～4時（計4回）	一般市民	要予約	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時
みたびまちづくり （講師：濱島祐貴氏）	まちづくりに関する講話と実践。	11/15(水) 11/22(水) 11/29(水) 午前10時30分～正午	一般市民	要予約	会場：センター2階大会場 費：無料 申込：0422-45-5100 申込期間：10/2～10/6 申込締切：10/6午後5時

広報みたか No.1749 2023.10.15

催し

10月15日（日）13:30開場/14:00開演（15:00終演予定）
連雀コミュニティセンター 1階ロビー 入場無料

お問い合わせ：0422-45-5100（連雀コミュニティセンター）

お知らせ

三鷹まちづくり総合研究所 広報みたか No.1749 2023.10.15

10月15日（日）13:30開場/14:00開演（15:00終演予定）
連雀コミュニティセンター 1階ロビー 入場無料

お問い合わせ：0422-45-5100（連雀コミュニティセンター）

連雀住協・コミセン広報紙けやき

広報みたか 2023年 10月 15日発行 第1749号より

2023年 9月 29日発行 第250号より

情報公開制度における文書の特定をめぐる 諸課題に関する考察

—三鷹市を事例に—

倉方 慶明

情報公開制度は情報公開法や公文書管理法にうたわれる国民への説明責任を果たすうえで、十分に機能しているだろうか。すでに都道府県・市区町村では、1 町を除き、情報公開に関する条例が制定され、制度としての情報公開の環境整備はほぼ達成されている。しかし、三鷹市においては2022年度に152件の情報公開請求の処理決定が実施されているが、国民のなかで、この制度を実際に利用し、請求者となったことのある人はどれだけいるだろうか。情報公開請求は、市民オンブズマンや研究者など、ごく一部の人間が利用するものとの意識はないだろうか。対する情報公開の請求を受ける国・地方公共団体等においても、その請求は通常業務を阻害する「邪魔」なものといった意識はないだろうか。

請求の方法をはじめとする制度への理解不足や利用上の困難、請求を受ける側の労務負担等、運用面での課題も多く、誰もが「容易かつ的確に」国・地方公共団体等の情報（文書）を活用できる環境が構築できていないのではないだろうか。本稿では、運用面での課題の一つである文書の「特定」を巡る課題に焦点を当て、三鷹市の事例検証を通じて、その原因を分析し、誰もが「容易かつ的確に」開示請求をすることができる（情報公開法第22条）環境を構築するうえでの改善策の検討を試みる。

キーワード：情報公開制度 文書の特定 説明責任 文書管理

1 はじめに

本邦において情報公開制度の構築とその整備は、公文書管理体制を見直す契機となってきた。1999年に制定された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」とする。）では、現在の「公文書等の管理に関する法律」（以下、「公文書管理法」とする。）にもつながる国民への説明責任がはじめてうたわれた。加えて、情報公開法第2条において行政文書が定義され、第37条において「行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする」と、情報公開により国民に提供できる文書管理体制の構築が目指されてきた。

三鷹市においても、国に先んじて1987年12月、市民生活に根ざした開かれた市政の構築を目指し、「三鷹市情報公開条例」が整備された。三鷹市では条例の整備と並行して、1982年頃から「文書管理実態調査」を進め、文書管理体制の再編を図ってきた。「三鷹市情報公開基本問題調査研究プロジェクトチーム報告書（昭和58年1月）」を受け、1984年8月に発足された情報公開専門委員会では、先行事例として東京都・神奈川県・埼玉県といった近隣の都県に加え、三鷹市に先行して「ファイリング・システム」を導入していた府中市や台東区の調査を行い、「ファイリング・システム」の導入を提言している¹⁾。なお文書管理実態調査を担った1985年の情報公開専門委員会の委員には、現市長の河村孝氏の名前も確認できる²⁾。これらの調査・提言を受け、三鷹市では現在の市の文書管理の根幹をなす「ファイリング・システム」の導入を進め、現在につながる文書管理

体制を構築した。このように公文書管理と情報公開は、三鷹市においても表裏一体の関係性にある。

しかしながら、情報公開制度は情報公開法や公文書管理法にうたわれる国民への説明責任を果たすうえで、十分に機能しているだろうか。情報公開制度は、国の情報公開法の制定に先行して、1982年に山形県金山町において「金山町公文書公開条例」が制定されたことを皮切りに、地方公共団体において整備が進められ、すでに都道府県・市区町村では、1町を除き³⁾、情報公開に関する条例が制定され、制度としての情報公開の環境整備はほぼ達成されている。

しかし、三鷹市においては2022年度に152件の情報公開請求の処理決定が実施されているが、国民のなかで、この制度を実際に利用し、請求者となったことのある人はどれだけいるだろうか。情報公開請求は、市民オンブズマンや研究者など、ごく一部の人間が利用するものとの意識はないだろうか。対する情報公開の請求を受ける国・地方公共団体等においても、その請求は通常業務を阻害する「邪魔」なものといった意識はないだろうか。

つまり、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利」（情報公開法第1条）を保証するという制度上の情報公開は確立されていながらも、請求の方法をはじめとする制度への理解不足や利用上の困難、請求を受ける側の労務負担等、運用面での課題も多く、誰もが「容易にかつ的確に」国・地方公共団体等の情報（文書）を活用できる環境が構築できていないのではないだろうか。

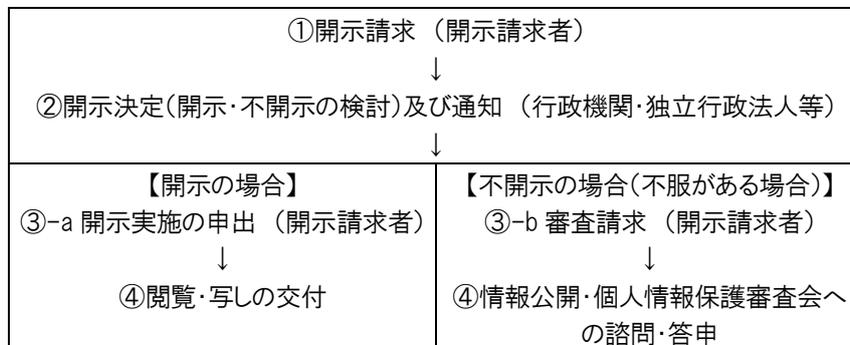
本稿では、運用面での課題の一つである文書の「特定」を巡る課題に焦点を当て、その原因を分析し、誰もが「容易かつ的確に開示請求をすることができる」（情報公開法第22条）環境を構築するうえでの改善策の検討を試みる。後述のとおり、文書の「特定」とは、情報公開を利用する請求者が、開示請求書に文書名等を記載し、請求対象となる文書を決定することであり、被請求者である国・地方公共団体がその特定を支援することとなっている。つまり、情報公開において請求者と被請求者の最初の接点となるのが、文書の特定であり、その改善は請求者・被請求者双方に資するものとなる。

本稿では、まず先行研究を踏まえ、情報公開請求時の文書の特定に関する議論を概観し、その特徴と課題を整理するとともに、三鷹市を事例に、市の複数の部・課が保有する文書を対象に、実際に情報公開請求を行い、特定を巡る実情の検証を図り、改善策の提示を試みる。

2 情報公開制度における文書の「特定」

2.1 情報公開法における文書の「特定」とは何か

文書の「特定」とは、どのようなものであろうか。まず、一般的な情報公開の流れを整理すると、およそ図1のとおりである。



（出典）情報公開法及び総務省『情報公開制度教えてペンゾー先生！』より筆者作成⁴⁾

図1 情報公開の基本的な流れ

請求者は行政機関等の長に対して、自身が開示を希望する情報に関して、書面（開示請求書）により開示請求を行う。これを受け、行政機関等の長は開示請求に係る行政文書に、個人情報等の不開示情報が含まれていないか等を検討し、その後開示・不開示の決定及び通知を行う。請求者は、開示の場合には、開示実施の申出を経て、閲覧・写しの交付に至る。不開示の場合において、請求者がその決定に不服であるときには、さらに審査請求を行い、情報公開・個人情報保護審査会等への諮問・答申を経て、その結果に関する裁決の通知が行われる。

この情報公開の一連の流れにおける冒頭箇所、開示請求において、請求者は自身の氏名や住所に加え、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」（第4条2項）を開示請求書により提出しなければならない。この請求対象となる文書を決定することが、情報公開における文書の特定である。

では請求者はどのように文書の特定を行うのだろうか。行政文書については原則として、公文書管理法第7条に定める行政文書ファイル管理簿（以下、「管理簿」とする。）が公開されており、主として請求者は行政文書の目録である管理簿を通じて該当文書の特定を目指すこととなる。加えて、情報公開法では、行政機関に対して開示請求者が「容易かつ的確に開示請求をすることができるよう」、管理簿の公開とともに、文書の特定に必要な情報の提供を求めている（第22条）ほか、いざ開示請求に当たって、文書を特定するに足りる情報が明確でないときには、行政機関等の長に「補正の参考となる情報を提供する」努力義務が課されている。「補正の参考となる情報」とは、例えば「開示請求書の記載内容に関連する行政文書ファイル名や該当しそうな行政文書の名称・記載されている情報の概要等」が想定されている⁵⁾。

つまり、文書の特定は、請求者に定められた義務である一方で、行政機関が文書の特定の支援することが前提となっている。なぜ支援が不可欠と考えられているか。情報公開法施行年に刊行された総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』によると、「国民は、求める情報が行政機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが十分想定される」⁶⁾と示され、請求者である国民と請求を受ける行政機関側の情報格差が、その背景として示されている。

2.2 先行研究における文書の特定を巡る議論

先行研究においては文書の特定はどのように議論されてきただろうか。情報公開の運用を巡る議論のなかでは、一部の請求者が大量の開示請求を行なうことで、行政機関に過度な負担をかけ、事務停滞を招く情報公開請求の「権利濫用」の問題がその中核を占めてきた。この大量の開示請求が、権利濫用に該当するか否かの判断根拠の一つとして、文書の特定は議論されてきた。

そもそも情報公開法においては、開示請求が権利濫用に該当する場合についての明文規定はなく、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」では、権利濫用に該当するか否かの判断は、「開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う」とされ、「行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる」とされている⁷⁾。

そのため、一般法理として権利濫用を禁止することができるものの、例えば「〇〇課の当該年度に作成されたすべての文書」といった包括的な開示請求や、「〇〇に関するすべての文書」といった大量の開示請求があったことだけを理由に権利濫用と捉えることはできない、と解釈されている⁸⁾。文書の特定は、こうした包括的あるいは大量の開示請求が権利濫用か否かを判断する際の根拠の一つとされてきた。

とりわけ吉永（2017a・2017b）は、大量請求に係る判例を個別的な開示請求・包括的な開示請求に大別したうえで、権利濫用に該当する際の判断根拠を整理した。その中で個別請求については、原則として権利濫用に該当しないが、目的が情報公開の趣旨に反する場合（不当目的）や社会通念上相当と認められる範囲を超える

と総合的に判断される場合（総合的判断）が権利濫用に該当し、包括請求については、「公開請求者が開示を希望しない文書についてまで行政機関が対応せざるを得なくなるため、『特段の事情』のない限り、対象文書の特定性を欠く」⁹⁾として、請求者が文書の特定を通じて対象の絞り込みに応じたか否かが、「大量請求における判例上の考慮要素」となるとしている¹⁰⁾。

では開示請求に際して、具体的にどの程度文書の特定をする必要があるのだろうか。この点に言及した先行研究は非常に少ない。松村（2016）は、情報公開法4条1項2号に定める開示の請求に際して記載が必要な「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」との文言について、「行政文書の名称は例示であって、個々具体的な文書を念頭に特定を求めているのではなく、他の文書と十分に区別するための基準の提示を求めていると理解される」¹¹⁾とし、開示請求対象の文書と他の文書の識別性を一つの基準としている。

この特定に際して具体的な文書名が厳格に求められない背景として、松村（2016）は、開示請求の対象は行政機関の職員が職務上作成・取得した文書、かつ組織的に用いる文書がすべて行政文書（情報公開法2条2項）であるため、範囲が広く、「文書管理規則に基づく登録・管理の対象外のものも多いと考えられるので、国民に明らかにされる行政文書ファイル簿において、個々の行政文書の名称まで明らかになることは少ない」¹²⁾こと、国民が行政機関の詳細な業務内容や活動について十分に把握していないことから、「現実に保有する文書を把握することは困難」であることを指摘している。この点は、先に示した総務省の見解同様に、請求者である国民と請求を受ける行政機関側の情報格差を踏まえたものである。

つまり、文書の特定は、情報公開制度の運用上、請求者の権利濫用を防止し、行政機関を過度な公開請求から守る役割を持つものと位置づけられていながらも、請求者と行政機関の情報格差により、特定には「曖昧さ」が認められている。

しかし、この「曖昧さ」は、行政機関の支援により国民が知りたい情報（文書）がより迅速に公開に至り、かつ行政機関の負担が軽減されるとの利便性を持つ一方で、ときに行政機関側が支援という形で、いわば主導権を持つことで、公開事務の負担軽減を含めた行政機関の意図により、請求者が本来意図した開示請求対象とは異なる文書の開示へと誘導される危険性を有するのではないだろうか。それは、政府の説明責任や、「国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政」を推進することをうたう情報公開法の趣旨に合致しないのではないのではないだろうか。

とくに、電子文書への移行が進み、文書の検索については請求者も行政機関職員も目録等のキーワード検索により実施することが一般的になりつつある現在においては、文書の特定に関する方法論を再考する余地はないだろうか。文書の特定の方法を改善することで、請求者と行政機関の情報格差は是正され、文書の特定が容易になり、請求者・行政機関双方にとって負担軽減につながる可能性はないだろうか。

3 三鷹市の情報公開請求における文書の特定

三鷹市の情報公開制度における文書の特定の在り方について、条例を中心とした制度の検討、2022年に筆者が行った情報公開請求の事例検討により、その特徴と課題を明らかにしていきたい。

3.1 三鷹市の情報公開制度の概要

三鷹市情報公開条例および『情報公開制度の手引』（1988年、2008年、以下「手引」とする）を資料に、三鷹市における情報公開制度の成立経緯、概要を確認したい。

① 情報公開制度の成立経緯¹³⁾

三鷹市における情報公開制度は、1976年のロッキード事件以降、情報公開への関心が高まるなか、地方公共団体においてその制度化が進んだことを受け検討が始まった。1978年8月に策定された「三鷹市基本計画」において、市民が市政の主権者として、①市政の実情を知る権利、②市政に参加する権利を有することが明記され、これを発展させるために1981年6月に「三鷹市情報公開基本問題調査研究プロジェクト・チーム」が設置され、情報公開の制度化に向けた検討が本格化した。このプロジェクト・チームによる『三鷹市情報公開基本問題調査研究プロジェクト・チーム報告書』（1983年1月）を受け、1984年8月「三鷹市情報公開専門委員会」が庁内組織として設置され、翌年12月『三鷹市情報公開専門委員会報告書』が刊行された。

三鷹市の情報公開制度の大枠をまとめた同報告書を基に、1986年2月「三鷹市情報公開条例市長素案」が、行政委員会等への協議を経て「三鷹市情報公開条例原案」がまとめられた。同年4月には「三鷹市情報公開制度等検討市民会議」が設置され、20回にわたる会議の開催、東京都庁の視察、4回にわたる小委員会における検討を経て、1987年3月市長に意見書として提出された。

その後、意見書を踏まえた修正を経て「三鷹市情報公開条例案」が1987年6月に三鷹市議会定例会に提案され、同年12月全会一致で可決された。三鷹市情報公開条例は12月25日に公布され、翌1988年8月に国の情報公開法制の整備に先んじて施行された¹⁴⁾。

② 情報公開制度の概要

三鷹市における情報公開制度は、国の情報公開法に定める「行政文書の開示を請求する権利」に当たる「市政情報の公開を求める権利」を認めた制度に留まらない。公開請求権の保障による「市政情報の公開」に加え、積極的な広報活動等による「情報提供施策の拡充」、市政情報の公表による「公表義務制度の拡充」という3つの柱を総合的に推進することで、「基本的人権としての知る権利の実効的保障」（情報公開条例前文）を目指す制度である¹⁵⁾。また知る権利を憲法の保障する基本的人権と捉え、情報化の進展や生活圏の拡大により市域を超えた交流や利害関係があることを踏まえ、情報公開条例制定当時、請求権を持つ対象を市民に限定する地方公共団体もあるなか、「何人にも」請求権を認める制度を構築していた¹⁶⁾。

また情報公開制度の整備を通じて、「市民が市政の実情を知る権利を保有することによって、開かれた市政の推進、地方自治の本旨の実現、民主政治の実現を図ることができる」¹⁷⁾との考えも示されており、情報公開制度は市政への市民参加を進める根幹となっている。

このように国の情報公開法が「行政文書の開示を請求する権利」を保障し、文書（情報）の公開をすることを定めているのに対して、三鷹市の情報公開制度は、より広範で総合的な施策であるとともに、現在も市で押し進められている市民参加の基盤として機能することが意図されている。

なお、先述の先行研究において議論のある権利濫用に関して、三鷹市では2016年の情報公開条例改正に伴い、第5条第2項に「公開請求をしようとするものは、当該権利を濫用することなく、適正に請求を行わなければならない」と濫用防止の規定が追加されている¹⁸⁾。

③ 情報公開の主な流れ

三鷹市における情報公開の主な流れは、図2のとおり、基本的に情報公開法に基づく情報公開請求の流れと同様である。請求者からの公開請求は、情報公開総合窓口が受け付け、主管課への請求情報の照会が行われる。その後、主管課は適宜請求者に対し情報提供を行い、それを踏まえ、請求者が公開を求める市政情報の特定を行い、情報公開総合窓口による指導の下、請求書を記入し、情報公開総合窓口が請求書を受理することで、公開手続きが進められる。この公開の請求書が受理されるまでの相談、市政情報の特定、請求書の記入指導、請

求書の受理、手続き説明は情報公開総合窓口が担うこととなっている。

その後、請求された文書等について、主管課において公開・非公開が検討される。この時、今後の先例となる事案である等の場合を除き、その公開・非公開の決定については主管課課長の専決事項となっている。決定は情報公開総合窓口を通じて請求者に通知され、公開の実施（閲覧・視聴・写しの交付）や費用の徴収等の公開に係る実務は情報公開総合窓口が担う。

また、非公開の場合には、請求者による不服申立てが可能であり、情報公開総合窓口を通じて受理された不服申立ては、情報公開審査会への諮問・答申を経て、その結果が請求者に通知される仕組みとなっている。

手順	担当部署
①公開の請求(相談、市政情報の特定、請求書の記入指導、請求書の受理、手続き説明、第5条)	【請求者→情報公開総合窓口】
↓	
②請求情報の照会・請求書の送付(実施機関主管課より請求者へ情報提供)	【情報公開総合窓口→主管課】
↓	
③公開・非公開の決定(場合により決定延長時の通知)	【主管課課長(課長の専決事項)】
↓	
④決定書・請求情報の送付	【主管課→情報公開総合窓口】
↓	
⑤公開の決定通知(第6条)	【情報公開総合窓口→請求者】
↓	
⑥公開の実施(閲覧・視聴・写しの交付、第7条)・費用の徴収(第9条)	【情報公開総合窓口→請求者】
《一部公開・非公開の決定で不服がある場合》	
①不服申立て(第10条)	【請求者→情報公開総合窓口】
↓	
②不服申立て書類の送付	【情報公開総合窓口→実施機関】
↓	
③情報公開審査会における諮問(第10条)・答申	【実施機関⇄情報公開審査会】
↓	
④裁決・決定書の送付	【実施機関→情報公開総合窓口】
↓	
⑤裁決・決定通知	【情報公開総合窓口→請求者】

(出典) 三鷹市情報公開条例および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』(2008年)より筆者作成¹⁹⁾

図2 三鷹市における情報公開の主な流れ

④ 情報公開の対象となる文書

情報公開の対象となる市政情報について、情報公開条例第2条では、(i)「職務上作成し、又は取得した文書」であり、(ii)「職員が組織的に用いるもの」として保有しているもので、(iii)文書に留まらず「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」を対象とするもの、と定めている。

このうち(i)について、三鷹市では「決裁、供覧等の事務手続を完了していることは必要ではない」²⁰⁾が、作成したものは内部事務手続を開始した時点以降のもの²¹⁾、取得したものは、收受・受領手続を終了した時点以降のもの、を対象としている。この対象範囲を決裁等の事案完了後のものに限定していない点は、1988年の

施行当時、東京都等多くの条例では対象としておらず、先駆的な条例であったと考えられる。条例案を検討した三鷹市情報公開制度等検討市民会議の意見書においても、「市民が本当に知りたいのは結果ではなく、検討過程である。これを、情報公開の対象情報から除外しては公開の意味が失われてしまう。原案は、これを含めている点で情報公開制度を市民のための制度として構築していくうえで有効である」との評価が記載されており、三鷹市が他の地方公共団体の条例を単に模倣するのではなく、より一步踏み込んで情報公開制度を構築した証拠と言える。

(ii)については施行当時の条例には記載がなく、2004年の改正時に、情報公開法に定める「行政文書」の定義を踏まえ追加された文言である。しかしながら、施行当時の条例にも「実施機関において管理しているもの」との文言があり、『情報公開制度の手引』（1988年）には、職員の個人的メモや下書きは対象にならない旨、その解釈が記載されていることから、内容は変わらず情報公開法の文面に合わせて修正したものと推定される。

(iii)についても、(ii)同様に2004年の改正時に修正された文言であるが、施行当初より電磁的記録についても「磁気テープその他これに類するもの」として対象としており、その解釈には「コンピュータ入力情報も対象となる」ことが示されている。

また、以上のように検討過程の文書や、電磁的記録を含め、情報公開の対象にしていることから、『手引』には、各実施機関は、文書の作成、保管、保存、廃棄等の文書管理の適正な運用に努めなければならない」と文書管理の徹底がうたわれている²²⁾。

3.2 三鷹市の情報公開制度における文書の特定

三鷹市の情報公開制度において文書の特定はどのように示されているだろうか。三鷹市情報公開条例には、「文書の特定」に該当する文言は無い。公開請求に際して、請求書に記載する事項を定めた情報公開法4条1項2号「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」に相当する文言は、「公開請求に係る市政情報の内容」（第5条）とされている。しかし、『手引』には、この第5条の解釈について説明する項目のなかに「文書の特定」という項目が存在しており、『手引』の記載を中心に、その特徴や位置付けを整理する。

① 文書の特定の定義

『手引』のなかで「文書の特定」は、以下のように定義されている。

公開請求のあった市政情報については、市政情報目録等により検索し、または主管課と十分連絡を取り合っ、当該市政情報の存在の有無の確認、当該市政情報の件名または内容等についての特定を行なうこと²³⁾

特定の手段については、(i)市政情報目録等による検索、(ii)主管課との連絡調整が挙げられている。後述のとおり、前者の市政情報目録は、その作成が条例第13条に規定され、特定の方法の中核となっている。また市政情報の請求の単位は「件名」または「内容」等となっており、『手引』には請求書に記載する「市政情報の内容」とは、「請求する市政情報が特定できる程度に市政情報の件名または知りたいと思う事項の概要が具体的に記載されていること」²⁴⁾とされている。また後者については条例第5条3項に「実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」と情報提供の努力義務が定められている。

なお、この定義には主語に直接的な記載はないものの、『手引』に記載された情報公開の一連の流れのなかで、請求者からの相談を受け、市政情報の特定、請求書の記入指導、請求書の受理、手続き説明する役割の担い手は情報公開総合窓口となっており、上記の記述は情報公開総合窓口の責務を定めたものと推定される。

② 文書の特定の仕方～市政情報目録の役割～

文書の特定を進めるうえで中心的な方法となる市政情報目録については、第13条に「実施機関は、市政情報の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする」と、その作成と公表が規定されている。

『手引』には、本条の目的は「情報公開制度を利用する者にとって分かりやすく利用しやすいものとするため、実施機関の市政情報の目録作成義務を定めたもの」と記載されている²⁵⁾。

このうち「市政情報の検索に必要な目録」とは、市政情報目録を指し、市政情報目録の作成に当たっては全庁的に導入されているファイリング・システムと、それに紐づくファイル基準表と整合性を持たせることとなっている²⁶⁾。市政情報目録に加え、市政情報を検索する補助的手段として、単位事務と文書の分類表、ファイル基準表、保存文書調書などが挙げられている。市政情報の範囲は、フィルム、磁気テープ等を含み文書よりも広範囲に及ぶため、文書以外についても「適格な管理」をし、「漏れなく記載する」ことが言及されており、文書の特定に際して、広範な情報の目録等を整備する体制が目指されている。

こうした市政情報目録を中心とした文書の特定に寄与する検索体制を整備することの意義について、情報公開条例第3条（実施機関の責務）では、「市政情報の適切な管理体制の整備及び検索体制の確立に努めなければならない」と、文書管理を中心とした市政情報の適切な管理体制と並んで、その確立がうたわれている。

加えて、『手引』では「情報公開制度の門をたたく者にとって、自己の求める情報が実施機関に保有されているものかどうか。どこにどのような形で存在するかを知ることは、極めて重要なことである。市政情報の検索体制が整備されていなければ、それによって知る権利が制約されかねない」と、特定のための検索体制の整備が、知る権利の保障につながることに言及し、「迅速な検索体制の確立に努めなければならない」としている。

そうした迅速な検索体制の確立に向け、目録の充実化に加え、「請求者の意図する内容を総合窓口で十分に把握するような相談体制の整備」もその施策として挙げられている²⁷⁾。

以上みてきたとおり、三鷹市における情報公開制度は、単にその成立時期が国に先んじていただけでなく、情報公開を市政への市民参加の基礎とすることを視野に入れた広範で総合的な施策である等、先駆的な制度として、成立してきた。文書の特定の仕方である検索体制の整備についてもまた、条例によって市政情報目録の作成義務を定めるだけでなく、その整備が知る権利の基盤となっていることに言及する等、高い目標を追究した制度となっている。では、実際の情報公開において、特定を巡る課題は無いのであろうか。

3.3 三鷹市の情報公開制度における特定を巡る課題の事例研究

三鷹市の情報公開制度における特定を巡る課題を検証するべく、市の複数の部・課が保有する文書を対象に、実際に情報公開請求を行い、文書の特定に至る調査過程を中心にその検証を行った。

検証に当たっては、事務負担の増加を避けるため、筆者が別の研究上実施した情報公開請求の事例を対象とする²⁸⁾。そのため、体系的な実証実験に基づく検証ではなく、あくまで事例研究であることに留意されたい。

なお、事例の選定にあたっては、可能な限り、以下を考慮した。

- ・請求した文書が「不存在」となることを防ぐため、市において過去に実施されたことが明確な事業に関する文書であり、かつ、その意思決定の過程に関する文書であること。
- ・一つの部課への負担を軽減するため、3つの事例の担当部課が異なること。
- ・文書の作成時期について比較検証を行うため、3つの事例の作成時期がおおよそ「50年以上前」（いわゆる「歴史資料」に該当する文書）、「10年程度前」（長期保存に該当する文書）、「5年以内」（比較的最近の文書）と異なること。

以下、情報公開請求を行った3つの事例について「基本情報」「文書の特定に至る調査過程」「結果」の概要

をまとめたうえで、実際に文書の特定に至るうえでの方法論を巡る課題の検証を行う。

① 事例 1

《基本情報》

- ・ 請求日：2022 年 12 月 22 日
- ・ 請求した市政情報：昭和 25 年 7 月 24 日三鷹町議会第四回臨時会の議事録、昭和 25 年 9 月 25 日三鷹町議会第七回臨時会「日程第二議案第三二号北多摩郡三鷹町を三鷹市とする件」の議事録
- ・ 公開の方法：写しの交付
- ・ 公開の日時：2023 年 1 月 6 日
- ・ 担当部課：三鷹市議会事務局

《文書の特定に至る調査過程》

本文書は三鷹市制施行に至る検討過程の文書であり、『三鷹市史』（1970 年）の 660-681 頁に言及されている「歴史資料」に該当する文書である。市政施行に係る文書は、『三鷹市史』の記載から文書名が特定されており、市政の歴史を物語るうえで重要な資料であり、現用文書として原本が保存されていることが予想された。しかし、情報公開総合窓口を設置された市政情報目録はあくまで直近の数年分の目録であり、三鷹市が保有するすべての文書の目録を網羅しておらず、市政情報目録から当該文書が収められたファイル名や件名、所管課を特定することはできなかった。

ただし、作成当時町議会の文書であったことから現在の市議会事務局の引き継がれていることが予想され、本件は既に作成年月日および具体的な文書名が特定されていたこともあり、作成年月日および文書名により請求を行った。

《結果》公開

② 事例 2

《基本情報》

- ・ 請求日：2022 年 12 月 22 日
- ・ 請求した市政情報：
 - (i) 2020 年度（令和 2 年度）三鷹市コミュニティバス将来的なあり方検討専門部会の議事録及び資料
 - (ii) 平成 10 年度コミュニティバス導入に係る検討経緯の分かる会議の議事録及び資料
- ・ 公開の方法：写しの交付
- ・ 公開の日時：2023 年 1 月 6 日
- ・ 担当部課：都市整備部都市交通課公共交通係

《文書の特定に至る調査過程》

本文書はコミュニティバスの検討過程に関する文書であり、(i)については市ウェブサイト上において取得可能な三鷹市「三鷹市コミュニティバス将来的なあり方方針」（令和 3 年 8 月）のなかで、方針の検討にあたった専門部会の名称が紹介され、(ii)についてもコミュニティバスの導入経緯として同方針のなかで言及されていた。また、担当部署についても、市ウェブサイト上で都市整備部都市交通課であることは判明し

た。この時点で、ウェブサイトを使用し情報収集することで、文書が作成された会議名称、作成年月日、担当部課は特定できた。他方で、文書の正式な名称（あるいは件名）、ファイル名については判明していなかったが、会議名称および作成年月日、担当部課名により請求を行った。

なお、三鷹市においては市民会議や審査会等の会議の議事録や配布資料については、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づき、「指定する場所での閲覧」（市政資料室（情報公開総合窓口に併設））と「インターネットを利用した閲覧」に供しなければならないと定められ、1 年間は市政資料室において閲覧に供している。しかし、今回の請求対象となった(i)・(ii)の資料はともに1年の保存期間を超えており、市政資料室での保管は無かった。

《結果》(i)は公開、(ii)非公開（理由は「該当する資料が存在しないため」。「平成 10 年度のコミュニティバス導入に係る検討経緯の分かる会議の議事録及び資料」はすでに作成後 20 年を経過しており、保存期間満了に伴い廃棄されており、当時の会議記録は「不存在」であった。）

③事例 3

《基本情報》

- ・請求日：2022 年 12 月 22 日
- ・請求した市政情報：
 - (i) 令和 2 年 5 月総務委員会行政報告資料（三鷹市浸水ハザードマップ第 6 版と第 7 版の「浸水深さ、範囲」の変更経緯が分かる文書）
 - (ii) 浸水ハザードマップ第 6 版と第 7 版（資料提供）
- ・公開の方法：写しの交付および資料提供
- ・公開の日時：2023 年 1 月 6 日
- ・担当部課：三鷹市総務部防災課

《文書の特定に至る調査過程》

本請求対象の文書はハザードマップの「浸水の深さ、範囲」の変更経緯が分かる会議等の文書である。三鷹市中央図書館およびウェブサイト上で『三鷹市地域防災計画【風水害編】』（令和 3 年改訂）を調査したところ、三鷹市浸水ハザードマップ第 6 版から第 7 版への改訂に際して、「浸水の深さ、範囲」が変更された。その経緯が会議等の記録が分かる文書を求めている。

防災計画から担当部課名が総務部防災課であることは分かったが、文書の名称および変更が実際に議論された会議等の名称は不明であった。そこで、市政資料室（情報公開総合窓口に併設）において、市政情報目録を確認したが、会議名称や各会議の議事次第等は市政情報目録上では確認できなかった。

そこで、特定が不十分との認識はあったが、(i)については、請求した市政情報の名称を「第 6 版と第 7 版の『浸水の深さ、範囲』の変更経緯が分かる文書（変更した背景・理由、変更に至る議論の過程が分かる文書を希望）」との記載にして、公開請求を行った。公開請求後、担当部課より、令和 2 年 5 月総務委員会行政報告資料に含まれる旨、連絡があり、請求対象の名称を修正した。

《結果》(i)公開、(ii)資料提供（第 6 版・第 7 版のハザードマップの提供を受けた）

以上の事例 3 件を軸に検討したところ、実際の情報公開における特定を巡る課題として、とくに以下の 3 点

を指摘できる。それぞれ改善提案とともに示したい。

① 機能しにくい市政情報目録

今回、情報公開請求において、制度上文書の特定に最も寄与すべき、市政情報目録はほとんど使用しなかった。現在の市政情報目録は、市政資料室に紙媒体で閲覧に供しているが、調べものをする際に Google 検索然り、まずウェブサイト上で検索することが一般的な現在において、利便性がかなり低いと言わざるを得ない。ウェブサイト上に Excel ファイルあるいは pdf などのデータを公開し、市政資料室においても電子データにより検索可能な環境を整備すべきであろう。

また、市政情報目録の内容についても課題が指摘される。市政情報目録は先述のとおり、ファイル基準表に基づき、作成される。三鷹市では 1972 年のファイリング・システム導入に当たって、1969-70 年にかけて、「市の全職員が自己の担当している業務の事務処理の方法について再検討を加え、事務の改善を図るため、いわゆる『事務の総点検』というかつてない大きな作業が行われ²⁹⁾、1973 年 2 月『単位事務と文書の分類表』が発行され³⁰⁾、その後訂正を経て、現在の文書の分類や「市政情報目録」の基盤となっている。なお同分類表の訂正については確認できる限りでは、1985 年の改訂が最後となっており、紙媒体での取り扱いが中心であった時代の分類とそれに紐づく目録を踏襲している。

その内容は、所管部課ごとに「第 1 ガイド」(分類)・「第 2 ガイド」(分類)・「個別フォルダー (文書等の件名)」・「保存年限」が記載されたもので、必ずしも文書の各文書の件名が記載されているわけではなく、市民等外部の人間が調査したい項目を容易に検索できるものではない。すべての文書の件名を敢えて目録に採録する必要はないが、決裁・供覧等の事務手続を完了した文書の件名を記載する、審査会・委員会等の会議記録については議事次第を備考として掲載する等、文書ごとに検索に活用可能なキーワードを記載することが望ましい。そうした検索キーワードの充実化、目録の充実化は単に情報公開の特定に際して外部の市民等にとって利便性が高まる以上に、市役所職員の職務の効率化という点で利便性が高まるのではないだろうか。検索すれば過去の情報がすぐに手に入る環境は職務の属人化を防ぎ、異動の際の引継ぎ等においても効果的ではないだろうか。

また、市民情報目録は文書の作成年度に基づき作成されるため、本年度分の市民情報目録を閲覧しても、過去に同様の件名の文書が作成されたことは予想できても、正確な件名を知ることはできず、市政資料室に保管されているのは過去数年分に過ぎず場合によっては過去の市政情報目録を請求しなければならない状況がある。もちろん、上記の事例のように実際の特定は多少名称が曖昧であっても請求可能であるが、事例 2 のように、すでに保存期間を満了している場合もあり、請求後、実は廃棄済みであったということも少なくない³¹⁾。少なくとも、国の行政文書ファイル管理簿のように、現在各部課が保有しているファイルの一覧を公開すべきであろう。

② 「歴史資料」の目録の未整備

上記の事例 1 のように 1950 年頃の市制施行に係る文書、いわゆる「歴史資料」に属する文書について、現在のところ、市政情報目録には掲載されていない。『手引』(1985 年)には「市政情報の公開とされていない過去の市政情報(目録未整備のもの)の提供も目録が整備されるまでの間、情報提供施策に位置付け、できる限り提供に努めるものとする³²⁾」との記載があり、過去の目録未整備分についても、目録整備をする予定であったことが伺える。しかし、現時点では「歴史資料」を対象とした公開された目録は確認できない。

「歴史資料」に属する文書を改めて定義し、目録を整備のうえ別途保存体制を構築する等の措置が望まれる。

③ 参考資料の保管体制

文書の特定を進めるうえで総合計画や統計情報、規程集等は参考となる。上記事例では市のウェブサイト上、

あるいは市政資料室や三鷹市立中央図書館資料室において公開・保管されている資料を使用した。どの資料がウェブサイト上、市政資料室、中央図書館に保管されているかが、容易に分かりにくい環境があった。

市政資料室ではウェブサイト上に保管している資料の名称を掲載しているが³³⁾、三鷹市立図書館の資料検索に組み込み、同一の目録上から検索が可能とする等の工夫が望まれる。

4 結びにかえて

情報公開制度の運用面での課題の一つである文書の特定を巡る諸課題に焦点を当て、三鷹市を事例にその課題と改善策の検討を試みた。

三鷹市の場合、情報公開制度の整備時期も早く、情報公開を市政への市民参加の基礎とすることを視野に入れる等、先駆的な制度として整備が進められてきた。文書の特定の方法についても、検索方法の中核となる市政情報目録については条例において作成義務を定め、検索体制の整備が知る権利の保障につながる第一歩であることに言及している。

このように高邁な理想を掲げて構築された情報公開制度と、文書の特定の核となる市政情報目録ではあるが、条例の整備から35年の時を経るなかで、当初の理想は影を潜めてしまったと言えるのではないだろうか。先に指摘した目録の電子化と公開についても、技術革新により文書作成が紙から電子に移行するなかで、市民の「知る権利」の保障、「迅速な検索体制の確立」という観点に立てば、都度その改善が図られるべきであったのではないだろうか。

他方で、目録の電子化という情報公開制度の環境整備について、三鷹市は必ずしも他の地方公共団体に遅れているわけではない。東京都内の地方公共団体を見ても、そうした整備が進んでいる地方公共団体の方が少数派である(表1参照)。つまり、文書の特定の方法一つをとっても、情報公開制度のブラッシュアップが進められにくい現実、三鷹市以外の地方公共団体にも共通する。

しかし、三鷹市は国や他の地方公共団体よりも踏み込んだ情報公開の制度設計をしてきた歴史的経緯を有しており、「市民が市政の実情を知る権利を保有することによって、開かれた市政の推進、地方自治の本旨の実現、民主政治の実現を図ることができる」³⁴⁾と、情報公開制度を市政への市民参画の基盤とする考え方を示す等、情報公開制度の先駆者であった。そうした経緯を踏まえ、市政情報目録の改訂を含め、より情報公開制度を活かした制度の改善が進められることを期待したい。

表1 東京都内の23区および人口10万人以上の17市（計40市区）における目録の公開及び
 情報公開電子申請の対応状況 ※「○」=ウェブ公開、「△」=紙媒体を公開、「×」=目録公開無し

東京都区市町村一覧		ウェブ目録の有無	電子申請の可否	特 徴
23 区	千代田区	×	○	
	中央区	△	×	閲覧場所：情報公開コーナー
	港区	△	○	閲覧場所：区政資料室
	新宿区	○	○	公文書検索資料
	文京区	△	○	閲覧場所：2階行政情報センター、CD-Rで検索可能
	台東区	×	○	
	墨田区	△	○	閲覧場所：区民情報コーナー
	江東区	△	×	閲覧場所：情報公開コーナー
	品川区	△	×	閲覧場所：区政資料コーナー
	目黒区	○	○	行政情報目録(pdf)
	大田区	×	×	
	世田谷区	○	○	世田谷区公文書目録検索システム
	渋谷区	△	×	閲覧場所：区政資料センター
	中野区	×	×	
	杉並区	△	○	閲覧場所：情報公開コーナー
	豊島区	○	○	豊島区文書目録検索
	北区	○	×	北区区政情報目録検索
	荒川区	○	○	荒川区文書目録検索
	板橋区	×	×	
	練馬区	○	○	練馬区公文書目録検索
足立区	○	○	公文書提供システム	
葛飾区	○	○	葛飾区文書件名検索システム	
江戸川区	×	×		
17 市	八王子市	△	○	閲覧場所：情報公開コーナー
	立川市	○	○	立川市公文書検索システム
	武蔵野市	△	×	閲覧場所：市政資料コーナー、冊子目録及びCD-Rの目録
	三鷹市	△	×	閲覧場所：情報公開総合窓口
	青梅市	△	×	閲覧場所：行政情報コーナー
	府中市	○	○	文書検索目録 csv
	昭島市	×	○	
	調布市	○	○	調布市情報公開システム
	町田市	△	○	
	小金井市	×	○	
	小平市	△	○	閲覧場所：市政情報窓口
	日野市	○	×	目録 csv 公開
	東村山市	×	○	
	国分寺市	○	×	公文書目録検索
	東久留米市	△	×	閲覧場所：市政情報コーナー
多摩市	○	○	公文書目録検索システム	
西東京市	△	×	閲覧場所：情報公開コーナー	

(出典) 市ウェブサイトおよび電話による聞き取り調査により筆者作成

【注】

- 1) 筆者は拙稿「三鷹市における文書管理の現状と課題に関する研究」(『三鷹まちづくり研究』第2号、140-157頁)において、三鷹市における文書管理の在り方を検証した。ファイリング・システム導入等の文書管理の変遷については、そちらを参照されたい。
- 2) 三鷹市情報公開専門医委員会『三鷹市情報公開専門委員会報告書』(1985年12月)。なお、報告書によれば、当時、現市長は、企画調整室に在籍していた。
- 3) 総務省自治行政局行政経営支援室『情報公開条例等の制定・運用状況に関する調査結果』(2018年3月)参照。2024年3月31日現在においても、北海道乙部町が未制定。
- 4) 情報公開法及び総務省『情報公開制度 教えてペンゾー先生!』(https://www.soumu.go.jp/main_content/000740369.pdf、2024年3月31日閲覧)
- 5) 総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』(財務省印刷、平成13年、37頁)
- 6) 総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』(財務省印刷、平成13年、33頁)
- 7) 総務省訓令第126号「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」(平成13年3月30日)
- 8) 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〈第6版〉』(有斐閣、2014年、128頁)、吉永公平「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応(上)」(『自治実務セミナー』(655)、2017年1月、38頁)、松井茂記『情報公開法 第2版』(有斐閣、2003年、143-144頁)ほか。板垣勝彦『地方自治法の現代的課題』(第一法規、2019年、44頁)によると、平成24年行政機関情報公開法改正案5条1項においても権利濫用的な開示請求を禁止する明文規定が置かれていたが権利濫用は一般法理であり「個別の案件をみて判断すべき」として廃案となったとされている。他方で地方公共団体の条例には、権利濫用を規定したものや濫用等の場合について拒否を認め、さらに審査会への報告を求めるもの等様々対応策を講じている条例が存在する(板垣勝彦『地方自治法の現代的課題』(第一法規、2019年、44頁)。
- 9) 吉永公平「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応(上)」(『自治実務セミナー』(655)、2017年1月、40頁)。
- 10) 吉永公平「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応(下)」(『自治実務セミナー』(657):2017年3月、37頁)
- 11) 松村雅生「情報公開法における開示請求文書の特定に関する考察」(『日本大学法科大学院法務研究』(13):2016.1、56頁)
- 12) 松村雅生「情報公開法における開示請求文書の特定に関する考察」(『日本大学法科大学院法務研究』(13):2016.1、57頁)
- 13) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』(昭和63年3月)
- 14) 制定後、平成14年3月11日条例第3号、平成16年3月30日条例第10号、平成17年7月1日条例第13号、平成26年3月10日条例第1号、平成28年3月31日条例第9号、令和4年12月27日条例第27号により改正されている。
- 15) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』(平成20年1月、1頁)
- 16) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』(昭和63年3月、22-23頁)、三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』(平成20年1月、20頁)
- 17) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』(平成20年1月、3頁)
- 18) この権利濫用に関する規定については、2023年度の市議会において、「市民の知る権利を侵害するものである」として批判されている(2023年9月23日「令和5年 第3回定例会」伊沢けい子委員発言)。ただし、何をもって権利濫

用とすべきかについての特段の言及はない。

- 19) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、15 頁）
- 20) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、21 頁）
- 21) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、21 頁）には、文書発議書に登載、起案され回議過程に入った文書、決裁の対象にならない資料等は検討段階から対象とすることが示されている。
- 22) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、26 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、22 頁）。
- 23) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、34 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、27 頁）。
- 24) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、35 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、27 頁）。
- 25) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、90 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、74 頁）。
- 26) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、91 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、74 頁）。
- 27) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、91 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、74 頁）。
- 28) 2022 年度協働研究事業「三鷹市地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット開発のための実践的研究～三鷹市の公文書を利用した事例研究～」において公民教材キットに用いる公文書の事例研究を進めた。同研究は中学校社会科公民的分野における公文書の活用を促進し、主権者教育に寄与することを目的としており、情報公開請求の対象とした文書は、中学校社会科の教科書等においても学習される地方自治の主要課題に関する文書である。
- 29) 三鷹市「単位事務と文書の分類表について」（『単位事務と文書の分類表』（1985 年）所収）。
- 30) 同上
- 31) 三鷹市では会議の議事録や配布資料については、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づき、「指定する場所での閲覧」（市政資料室）と「インターネットを利用した閲覧」に供しなければならないと定められ、1 年間は市政資料室において閲覧に供している。しかし、その後は、保存期間満了までは各課で保管されるものの、保存期間満了後は図書館や市政資料室に移管されることなく、廃棄処分されるため、閲覧の可否は保存期間次第である。本稿の主旨とは離れるが、市政への市民参加をうたう以上、市民が参画した会議資料は永久保存の対象とすべきであろう。
- 32) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、87 頁）
- 33) 三鷹市市政資料室「刊行物一覧（https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/002/002100.html、2024 年 3 月 31 日閲覧）
- 34) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、3 頁）

【文献】

- 各省庁事務連絡会議申合せ、2000、「行政文書の管理方策に関するガイドライン」（2000 年 2 月 25 日）
行政改革委員会、1996、「情報公開法制の確立に関する意見」（1996 年 12 月 16 日）
総務省行政管理局、2001、「詳解 情報公開法」、財務省印刷局
板垣勝彦、2019、『地方自治法の現代的課題』、第一法規
岩橋健定、1999、「情報公開法における開示請求文書の特定」（『国際公共政策研究』第 4 巻 1 号、183 頁所収）
宇賀克也、2014、『新・情報公開法の逐条解説（第 6 版）』、有斐閣

- 曾我部真裕、2014、「濫用的な情報公開請求について（大石教授退職記念号）」（『法学論叢』176（2・3）、p.305-327 所収）
- 濱西隆男、2008、「行政法における権利濫用禁止の原則についての覚書」（『季刊行政管理研究』（通号 122）、p.35-43 所収）
- 松井茂記、2003、『情報公開法 第2版』、有斐閣
- 松村亨、2016、『自治体職員のための情報公開事務ハンドブック』、第一法規
- 松村雅生、2016、「情報公開法における開示請求文書の特定に関する考察」（『日本大学法科大学院法務研究』（13）p.55-72 所収）
- 宮之前亮、2013、「特集 濫用的な情報公開請求への大阪市の対応について」（『季報情報公開個人情報保護』51 p.31-39 所収）
- 吉永公平、2016、「Research × Study→Proposal 職員の政策研究（4）判例から見た「情報公開請求権の権利濫用」（『地方自治職員研修』49（11）=692 p.36-38 所収）
- 、2017、「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応（上）」（『自治実務セミナー』（655）p.38-45 所収）
- 、2017、「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応（下）」（『自治実務セミナー』（657）p.34-41 所収）

プロフィール

倉方 慶明（くらかた よしあき）

東京外国語大学文書館研究員（アーキビスト）。近年の研究テーマは公文書管理（とくに歴史的緊急事態に関する文書の保存）及び域学連携に基づく歴史資料の保存・利用、公文書館経営、日本の高等教育史ほか。

不確実性を伴うリスクを想定した 自治体 BCP 策定のあり方に関する研究

—三鷹市のリスク管理行政におけるリスクコミュニケーションとまちづくりの観点から—

中山 敬太

本稿は、自然災害や感染症パンデミックのような「不確実性」を伴うリスクに対する自治体の業務継続計画（BCP）策定の新たなあり方を検討するに際して、「地域防災計画」との関係性についても触れながら、「リスク管理行政」と「危機管理行政」の違いを整理した上で、具体的に三鷹市の BCP 策定等をめぐる「リスク管理行政」に差別化要素を見出し、当該関連部署へのヒアリングやアンケート調査内容等を踏まえて、その現状や根本的な課題を示した。その上で、リスクコミュニケーションのデザインを伴うまちづくり行政との関連性やその必要性を新たに指摘し、「不確実性」に対処する BCP 策定上の基軸となる考え方や本質的な要素を見出した。また、通常 BCP の運用・実施が想定している非常時に限らず、BCP 内にリスクコミュニケーションの新たな発現の機会を創出することの必要性を含め BCP は平时间段から既にその実質的な運用実施をしていくことが「不確実性」に対処する上でもより重要なアプローチになることを新たに示した。

キーワード：業務継続計画（BCP） 不確実性のスパイラル リスクコミュニケーション
まちづくり コミュニティ リスク管理行政 危機管理行政

1 はじめに

1.1 研究概要

本稿では、「不確実性」を伴うリスクに対する自治体の業務継続計画（BCP）策定のあり方に関して、三鷹市の BCP 等を事例に、そのリスク管理行政におけるリスクコミュニケーションとコミュニティを含むまちづくり行政の観点から追究し検討を行う。

そこで、以下では、研究概要の一環として、研究背景、研究目的、研究手法、そして本研究の社会的意義を示した上で、本稿における検討事項の射程となり得る問題の所在を示す。

なお、本稿において重要なキーワードとなる「業務継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）に関して、定義を含め位置づけを示す。「業務継続計画」（以下、BCP）とは、「災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画」¹⁾である。また、別の定義として、BCP は「自然災害、感染症のパンデミック、大規模事故などが発生した場合に、自らの組織の業務を中断しないように、あるいは万が一業務が一時中断するという状況に陥ったとしてもいち早く元の状態に戻す（復旧する）ために、平常時にどのような準備（事前対策）をし、有事にどのような対応をしていくかを予め整理する計画」²⁾であると定義づけている。これらの BCP の定義に鑑みると、被災した地域全体や市民を必ずしも対象とはしておらず、自治体（行政組織）自らが被害を被った際を想定した計画であるという点、そして上述されているように、BCP には

「平常時」(平時)と「有事」(非常時)へのそれぞれの対応があるという点などが本稿では重要な視点となる。その他、このBCPを策定するに際して留意すべきリスクや危機的な事象は、必ずしも地震および風水害などの自然災害や感染症に限定されておらず、テロ等の事件や大規模事故などもその対象となる³⁾。

1.1.1 研究背景

地震や台風などの自然災害が比較的に多い日本では、「防災・減災の主要な施策が、完全に災害を防ぐというよりも、災害の被害が生じたとしてもできる限り小さくすることと、災害からの復旧・復興をできる限り早くすることに重点が置かれている」⁴⁾のが現状である。確かに、「本来『防災』の理想は、災害を完全に防止する、つまり、災害を予測・予見して未然に防止する『事前防災』である」⁵⁾とも言われている。しかし、ルーマンが提唱した「リスク社会」から、近年はVolatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の略語である「VUCA」の時代と呼ばれるような中、甚大な人的被害をもたらした2011年3月11日の東日本大震災および2024年1月1日に生じた能登半島地震等の自然災害や新型コロナウイルス(COVID-19)によるパンデミック等の感染症など不確実性(U:Uncertainty)の伴うリスクがいつどこで生じるか否かすら分からない状況で日々生活をしている状況下で、あらゆる災害やパンデミック等を予測・予見して未然に防ぐことは現実的な話ではない。このような状況下で暮らす市民が、国による支援よりも身近で直接的かつ具体的な行政サービスを提供する地方自治体として、「災害に強い都市づくりは、まちづくり政策の根本である」⁶⁾とも言われる中で、このような不確実性の伴うリスクに対して当事者意識をもってより実効性を担保した対応をすべく、平時からの予防的な「業務継続計画(BCP)」の策定や見直し等をする必要がある。なぜなら、「もともと、自治体など行政機関は危機に対して脆弱である」と言われており、それは「ルールや規則からはずれた例外や、突発的な異例を想定しないのが行政機関の特色である」とされており、それにより「想定を超える不測事態の発生に自治体は準備が整っていない場合が多い」状況だからである⁷⁾。具体的には、「1995年の阪神淡路大震災、2004年の新潟県中越地震、2011年の東日本大震災、2015年の鬼怒川氾濫による水害、2016年の熊本地震で災害対策本部を設置した自治体庁舎が被災し、対策本部機能の低下や一時停止が発生した」⁸⁾ことや、上述でも示した新型コロナウイルス等による感染症パンデミックを含め「地震以外にも水害、テロ、庁舎近辺での大規模火災や爆発等が発生すると、全職員を退避させることになり災害対策本部の設置、運用が困難になる」⁹⁾といった各自治体の庁舎等のハード面や災害対策本部の機能不全および職員不足等のソフト面において、その両側面で実効性を担保した予防的対策が講じられているとは言えない実情があることもその理由となっている。

このような「想定を超える不測事態」、すなわち不確実性を伴うリスクに対して、「自治体行政の欠陥を一部でも補填しようとするのが業務継続計画である」¹⁰⁾ことから、本研究では具体的な地方自治体である東京都三鷹市のBCP等を事例にして、普段のリスクコミュニケーションのデザイン及びそれに伴う関連する新たなコミュニティ形成やコミュニティの継続性を含むソフト面のまちづくりの要素を盛り込んだBCP策定のあり方を追究できるのではないかという研究の問題意識がある。なお、本稿における「リスクコミュニケーション」とは、全米研究評議会(NRC:National Research Council)が定義づけた「人の健康または環境に対する、リスクまたは潜在的なリスクに関する個人・集団・組織間での、情報および意見の相互交換プロセスである」¹¹⁾と位置付けることにする。このリスクコミュニケーションで特に留意すべき点としては、何らかの意思決定までを必ずしも求めている点、すなわち合意プロセスではない点が重要になる。

1.1.2 研究目的と研究手法

上記で示したようなVUCAの時代において、特に不確実性を伴うリスクに対しては、取得できる限られた情報源の中で何らかのリスク意思決定をせざるを得ない状況下で、今後の地方自治体におけるBCPやまちづくり

行政のあり方（アプローチ）もより一層変革が求められることになる。各自治体で取り組まれているリスク管理行政の施策を含む BCP 策定や関連するリスク政策等に関して、リスクコミュニケーションのデザインを伴うコミュニティ形成などのソフト面に焦点を当てたまちづくりのあり方にも着目し、今後生じ得る可能性のイメージ及び想定した不確実性に対処する BCP 策定の重要性とその新たなあり方（実現可能性を含む）、そしてそれらの根本的な要素等を探ることが本質的な課題となり、本研究では当該課題解決やその探究に向けた検証や考察を通じて、新たな視座を示し、政策的示唆の可能性を探ることを主な目的としている。

また、具体的な本研究の手法としては、大別して以下の2つに分けた研究調査活動を実施した。具体的に、まず、地方自治体（三鷹市）の BCP の大まかな全体像をキャッチアップし、その中でも三鷹市の特徴や本質的な課題を文献調査や当該 BCP 策定部署へのインタビュー等を通じて明らかにする。次に、三鷹市のコミュニティ行政を担当する部署へのアンケート調査等を踏まえ、その計画策定のあり方に関してリスクコミュニケーションのデザインを伴うまちづくりの観点から検討・分析を行った。

1.1.3 研究の社会的意義

本研究は、不確実性を伴うリスクに対する地方自治体における「リスク管理行政」の一環としての BCP 策定から実際の運用実施をめぐる、新たなリスクコミュニケーションのデザインとコミュニティ形成を含むまちづくりの観点から検討を行った点に、今までの先行研究との差別化要素がある。つまり、一般的に自治体 BCP は非常時に対処する「危機管理」の一環として認識されているが、本稿では平時における当該 BCP 策定段階により焦点を当てた「リスク管理」の一環として検討を行った点に差別化できる点がある。

また、具体的な特定の自治体である三鷹市におけるインタビューやアンケート調査内容を基に検証した点に、関連する先行研究のレビュー等を踏まえた上で、当該研究の希少的価値とその社会的意義を見出すことができる。

1.2 問題の所在

上述した本研究の目的等を明らかにし、新たな視座や政策的示唆を示す上で、本質的な問題が存在する。具体的には、大別して次の3つの問題がある。

まず、一自治体、すなわち本稿で具体的な対象とする三鷹市の BCP をめぐる「リスク管理行政」上の本質的な課題は何かという問題である。この課題を追究していく上で、共通する潜在的要素等が見出すことができるかという問題や当該問題を根本的に解決していくアプローチや考え方はあるのかという問題も派生的に生じる。

次に、「リスク管理行政」の一環としての BCP 策定および運用実施をめぐる、平時におけるリスク・コミュニティ行政（まちづくり行政）を関連付けて検討する必要があるのか否かという問題がある。

最後に、上記で示したような「リスク管理行政」の一環としての BCP と平時におけるコミュニティ行政の関連付けやアプローチをしていくことのメリットやデメリットは何か、そして自治体 BCP 内にリスクコミュニケーションの観点から一体どのような有効可能性を見出すことができるのかという問題がある。

なお、以上の内容は、先述した本質的な課題にも繋がる問題となる。

2 地域防災計画と業務継続計画（BCP）の位置づけとその関係性

以下では、上記の研究概要を踏まえた上で、地方自治体における「地域防災計画」や「業務継続計画（BCP）」の位置づけやその必要性および関係性について、自治体の「リスク管理行政」と「危機管理行政」の違いにも言及しながら示す。

2.1 地域防災計画と自治体 BCP について

まず、地域防災計画に関しては、災害対策基本法¹²⁾の第40条(都道府県地域防災計画)及び第42条(市町村地域防災計画)において、それぞれ都道府県と市町村に設置されている防災会議(都道府県防災会議・市町村防災会議)が防災基本計画に基づき当該地域に係る各地域防災計画を作成しなければならないことになっている。なお、防災基本計画は、災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成することが求められており(同法第34条第1項)、また当該基本計画は、国の「防災に関する総合かつ長期的な計画」、「防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項」、そして「防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの」が定められている(同法第35条第1項)。このように、地域防災計画は、日本の全都道府県と全市町村が中央防災会議の作成する防災基本計画が定める基準等に基づいて策定が義務付けられていることになる。

しかし、この地域防災計画に関しては、実効性の担保という観点等で大別して4つの課題がある。具体的に、第1に、各自治体によって「計画の分量にはバラツキが見られる」が、「いくつかの市が策定した地域防災計画を検討すると、体裁はほぼ国のガイドラインや都道府県が創る地域防災計画に準じた構成をとっている」傾向があり、「必要と思われる事項が並べられるだけで、実践的な中身が乏しい」という課題がある¹³⁾。第2に、「地域防災計画が各種の災害を列挙し、それぞれについて準備と対策を掲載する方法には問題がある」¹⁴⁾との指摘もされている。その理由として「どれほど周到な準備をしても災害はシナリオ通りに発生することはない」のであって、このような「災害は想定外の形を取って起こるために危機と呼ばれている」からである¹⁵⁾。この点、先述したように災害が想定外の形で生じれば「危機」となるが、「シナリオ通りに発生することはない」状態、すなわち未だ実際に生じていない状態のままであれば、「不確実性を伴うリスク」となることを意味する。第3に、「従来の計画はすべての機関が正常に稼働していることを前提にしている」¹⁶⁾点である。つまり、実際に災害等が生じた非常時においては、自治体の各機関すべてが平時と同様に正常に機能している可能性は低く、正常に稼働していることを前提として当該計画を策定している点は改善の余地があると言える。最終的にどこまでを想定した計画策定をするかによるが、少なくとも震災等の「非常時」では自治体のハード面(建物など)やソフト面(人員など)が正常に機能しなくなることを「平時」段階からいかに具体的にイメージすることができるかが求められる。そして第4に、災害等により地域が「甚大な被害を受ける状況で、自治体が自己完結的に災害に対応するという方法にも限界」があり、今後は「隣接する複数の自治体が行政領域を越え、場合によっては企業も巻き込んだ協働型で危機に立ち向かう制度の構築が求められる」ことが指摘されている¹⁷⁾。

これら上述で示した地域防災計画の課題を解決する1つのアプローチとして、自治体BCPの平時における策定と非常時の実施・運用を挙げることができる。この自治体のBCPは、「地域防災計画に欠けていた実務性を補完する」機能がある。具体的には、「BCPは機動性の乏しい地域防災計画の欠点を補い、災害対応を実践型に変えるマニュアルである」とされており、その掲載内容は「実務に直結した具体的な災害対応策に限られる」と言われている¹⁸⁾。

では、地域防災計画の課題を解決する1つのアプローチとしてのBCPは、具体的になぜその必要性が示されており、いかなる効果が期待されているのかが問題となる。この点、BCPの必要性に関しては、災害やパンデミック等に際してその「応急業務に限られず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた非常時優先業務の継続が遂行できる体制を検討していくこと」が挙げられており、具体的にこの「非常時優先業務を円滑に実施するためには、地方公共団体自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要」と言われている¹⁹⁾。また、そのBCPの効果としては、当該計画策定することにより「非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能」となり、「地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった『行政も被災する深刻な事態』も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確

となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる」と言われている²⁰⁾。

しかし、この BCP の期待される効果に示した「災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け」という点は、当該 BCP の策定や運用等により必ずしも得られるとは限らず、むしろ被害が甚大で自治体行政の機能不全のままの可能性もあり、また BCP によっては当該内容そのものが機能不全をもたらす直接的および間接的な原因になり得る可能性すらあるという本質的な問題があると考えられる。なお、この点に関しては、上述した地域防災計画の課題でもある「すべての機関が正常に稼働していることを前提にしている」という点とも類似する側面がある。

2.2 自治体 BCP とリスク管理行政について

次に、自治体 BCP とリスク管理行政をめぐる内容を示すにあたって、その前提として自治体における「リスク管理行政」と「危機管理行政」は基本的に異なる。なお、この双方の管理行政の違いを検討するに際して、「リスク」と「危機」という概念が意味する内容が問題となる。この点、「リスク」や「危機」の定義は、学問分野や領域等によってその内容や位置づけは異なり、数多く存在する。本稿では「リスク」は「危害の発生確率と危害の重大さの組み合わせ」²¹⁾ (ISO/IEC GUIDE 51 : 1999) と定義し、その一方で「危機」に関しては、「獲得した価値に対する損害の高い蓋然性」²²⁾ と位置づけることにする。この「危機」は「①自然災害の危機、②安全保障上の危機、③財政危機、④公衆衛生上の危機などに分類されるが、いずれも、個人的な危機としてのみならず、社会的あるいはグローバルな危機としても捉えられる点が特徴である」とされており、「これらの危機が複合的に発生することで、対応がより複雑で長期的とならざるを得ない状況が生まれている」のも現状である²³⁾。つまり、このように「危機」概念が意味する範囲の多様性と複合的発生、そして長期化することによって生じる時代の変化等がより問題を深刻化および複雑化させていることになる。なお、この点、「リスク」概念においても同趣旨のことが言える。

日本において用いられている「危機管理」という概念は、「事態 (Incident) 管理、危機 (Crisis) 管理、セキュリティ (Security) の3つの概念が混同して用いられている」²⁴⁾ 傾向があり、そして「自然災害や大規模な事件・事故などの幅広い危機を対象とし、また単なる危機対応にとどまらず、危機の予防や再発防止などを含めたトータルな管理として一般的には捉えられているであろう」²⁵⁾ とされている。また、一般的に自治体等の BCP 策定やその運用に際しては、「危機管理」の一環として議論されている傾向が多い²⁶⁾。確かに、自治体 BCP は、震災、風水害、火山、そして大規模事故などの非常事態が生じた際を想定して策定・運用されるため、実際に生じた「危機」を管理する領域として取り扱われる傾向がある。しかし、何らかの災害が生じた際の自治体 BCP の実施・運用であれば「危機管理」(Crisis Management) となるが、当該 BCP の策定段階では「リスク管理」(Risk Management) の領域となる。具体的に、この点に関しては、「危機管理」と「リスク管理」との違いにもなるが、前者が実際に何らかの危機が生じた際に当該悪影響を最小限にするなどの対策やそのアプローチになるのに対して、後者は何らかのリスクが生じないようにするための予防的な事前対策やそのアプローチを意味する。つまり、「危機管理」と「リスク管理」に関しては、当該管理をする「対象」、すなわち前者は既に生じている事象(過去)なのか、後者はこれから生じる可能性がある事象(将来)なのかの違いがある。したがって、自治体 BCP には、当該策定段階(平時)における「リスク管理」と当該実施・運用段階(非常時)の「危機管理」という2つの側面があることが分かる。

このように、自治体 BCP には、平時の「リスク管理」と非常時の「危機管理」という2面性があり、一般的に BCP は「危機管理行政」の一環として主眼がおかれているが、本稿では平時における当該策定段階により焦点を当てた「リスク管理行政」の一環として検討を進め議論を展開する。

3 三鷹市の事業継続計画（BCP）をめぐるリスク管理行政の現状と課題

上述内容を踏まえ、本研究で具体的に実施した三鷹市の当該関係部署へのヒアリング調査²⁷⁾やアンケート調査²⁸⁾の内容に関しても触れながら、以下では同市のBCPをめぐるリスク管理行政の現状と課題について示す。

3.1 三鷹市の事業継続計画（BCP）をめぐるリスク管理行政の現状

以下では、三鷹市のBCPをめぐるリスク管理行政に関して、三鷹市役所の総務部防災課と健康福祉部健康推進課へのヒアリング調査内容を踏まえ、その現状を示す。

3.1.1 三鷹市の防災リスク関連BCP

まず、三鷹市における防災等におけるBCPに関して、当該策定の管轄部署である防災課へのヒアリング調査等の内容を踏まえ、その現状等を示す。

三鷹市のBCPの策定に際して、その全体を統括する部署は防災課であり、同課が関連担当課にヒアリング等をして防災関連のBCP（「三鷹市事業継続計画[震災編]」²⁹⁾）の作成をしている。その他に、三鷹市では下水道関連やICT関連（「三鷹市ICT事業継続計画書」³⁰⁾）のBCPも作成されている状況である。

三鷹市のBCP策定に際して、当該策定に特徴をあえて出さないことが、非常時の際に他自治体等を含め支援してもらうためにも重要な側面であるという認識がある。その上で、当該BCP策定にあたっては、国（内閣府）が設けている「業務継続計画の特に重要な6要素」に準じて作成を行っているのが現状である。なお、この6要素とは、①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、そして⑥非常時優先業務の整理である³¹⁾。

また、三鷹市のBCP（防災編）では、各協力団体等との連携をしており、「非常時優先業務を迅速に遂行する体制を確保するため、民間協力団体等と緊急食料の確保、道路障害物の除去、橋梁等公共施設の応急復旧、医薬品・医療資器材の調達、下水道管路の応急措置等に関して39件の協定を締結している」³²⁾状況である。上記からも分かるように、BCP（防災編）では、各協力団体等との連携に際して自主防災組織等を含む町会・自治会との連携等に関する記載はされていないのが現状である。この点に関しては、本研究において検討するまちづくり行政との関連の一環として当該BCPの記載内容および三鷹市にもヒアリング調査にて確認をした内容である。

3.1.2 三鷹市の感染症（コロナウイルス）関連BCP

次に、三鷹市における新型インフルエンザ等（コロナウイルスを含む）におけるBCP（対策行動計画）に関して、当該策定の管轄部署である健康推進課へのヒアリング調査等の内容を踏まえ、その現状等を示す。

上述した三鷹市の防災関連のBCP（「三鷹市事業継続計画」[震災編]）とは異なり、新型コロナウイルス（COVID-19）のような感染症等に関しては、災害対策基本法に特段の記載等がなく、それに伴いBCP策定義務がない状況ではあるが、三鷹市では健康推進課がまだ公開はされていないものの、感染症BCPの策定をしているのが現状である。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法・第8条³³⁾に基づき、関連する「市町村行動計画」は既に作成されている状況ではあるが、当該行動計画はBCPとは異なる性質があることになる。その他、「感染症対応の中核的な行政機関は、保健所である」³⁴⁾とも言われている中で、三鷹市は保健所がない自治体であるため、その体制についての現在見直しなどが行われている状況である。

また、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策の一環として、三鷹市では2020年2月21日に独自で「三鷹市新型コロナウイルス感染症対策本部」を上述した新型インフルエンザ等対策特別措置法や三鷹市新型イン

フルエンザ等対策本部条例に基づく位置付けとして設置し、具体的に「市施設の休館、事業やイベントの中止や緊急対応方針等について議論を行い、考え方や対応についての協議や情報共有を行った」経緯がある³⁵⁾。このような対策本部の COVID-19 発症の早期段階からの設置やその推進体制の構築・強化は、「感染症に関する情報が不足する中で、感染状況及び市民や事業者への影響を庁内で共有することが可能となり、緊急対応方針など、各種対策をいち早く実施することができ」、また「より早期段階で全庁横断的な体制を整備することは、迅速な支援及び感染予防や感染拡大防止対策を実施する上で有効かつ重要であった」と三鷹市としても振り返りをしている状況である³⁶⁾。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックのような非常時（緊急時）は、自治体の長（三鷹市長など）がトップダウンでアクションを行い、今後の方針等の指示をしなければ迅速な対応ができない。その際に、いかなる形で意思決定をしていくかは、予防行政（リスク管理行政）として当該感染症対策が広域的な対策が必要になる特徴もあり、近隣の自治体や国の方針等も重要になることから、一自治体（三鷹市）として BCP 等を含むその対策方針等に独自の特徴（オリジナルさ）を打ち出すことは必ずしも常にプラスの影響をもたらすとは限らないという考えにも基づいており、当該基準や行動指針等を含めその詳細を予めすべて細かく定めておく必要はないということも理解しながら三鷹市は対応を進めてきている状況である。

3.2 三鷹市の事業継続計画（BCP）をめぐるリスク管理行政の課題

上述した三鷹市の BCP をめぐるリスク管理行政の現状や現場担当の実態を伴ったヒアリング調査内容等を踏まえ、その課題について示す。

三鷹市の BCP をめぐるリスク管理行政の課題としては、次の 5 つに大別することができる。なお、以下に示す BCP をめぐるリスク管理行政の課題に関しては、具体的に三鷹市の防災課と健康推進課の担当者から実際にヒアリング調査をした内容等に基づいて示す。それに伴い、以下内容は、三鷹市の BCP に関するリスク管理行政の課題を網羅的に示した内容ではないことを予め付言しておく。

第 1 に、三鷹市の BCP は「防災編」の策定に留まっており、「風水害」関連の項目内容がない点が課題として挙げることができる。なお、現在でも風水害に関しては BCP 等の策定の動きは見受けられない状況である。この点、近年の地球温暖化等に伴う気候変動により生じている甚大な風水害の対策は、自治体としても早急に取り組まなければならないリスクの一つである。

第 2 に、三鷹市の BCP（防災編）は、平成 24 年（2012 年）の策定後に特段の改訂等もされていない状況であり、2011 年の東日本大震災後に策定されてから現在に至るまでに直近の能登半島地震などを含め大きな震災をいくつか経験している中で、その教訓等を BCP に反映するなどアップデートがなされていないことが課題となる。ただし、三鷹市では BCP（震災編）も改訂の動きが出てきている状況である

第 3 に、BCP は非常時における優先業務を含む通常業務の継続に関する方向性を定めているため、各担当部署等でその詳細は別途定める必要がある点が課題となっている。その一方で、BCP 等で定めておいても、いつ、どこで、どれほどの規模の地震等の災害が生じるのか否かすら不確実な状況下において、実際に災害等が生じた際に計画通りのプロセスを経てアプローチができるとは限らず、当該計画を策定すること自体の難しさがある。つまり、細かく詳細に BCP を策定しても、実際に震災等の自然災害やパンデミックなどの不測の事態となった場合は、その効果等は期待できない可能性も一定程度残ることになる。よって、このことは BCP 策定段階における不確実性があることを意味する。

第 4 に、新型コロナウイルス（COVID-19）などの新型感染症が一体どのような性質があるのかを迅速かつ正確に把握することは難しく、その実効性を担保した具体的な対策を講じるにあたっての BCP 策定にはその改訂を含め不確実性がある点を課題として挙げることができる。なお、この点も BCP 策定段階における不確実性と

位置付けることができる。また、この第4課題に派生的に生じる問題として、「感染状況についての東京都からの情報提供が限定的なため、市では把握できず、様々な問い合わせ等が市に多く寄せられ、対応に苦慮することが多かった」こともあり、「情報共有の内容・協力体制のあり方についての検討も今後の大きな課題だと考える」と振り返り指摘がされている³⁷⁾。

第5に、三鷹市として在住等で人口が増える中、その一方で経年的に職員数が減っている状況に鑑みると、震災等の非常時の際にBCPを具体的に運用・実施するにあたって一体どれだけの職員が集まるのかが分からない点が課題となっている。つまり、BCPを踏まえ非常時に集まる職員数やその体制等は事前に整備・計画されているものの、実際に震災等が発生した非常時に三鷹市の職員(1046名[2023年4月1日現在])³⁸⁾が一体どれほど主体的に集まるのか、また物理的に集まることができるのかという点、その想定や当該計画とは大きな乖離が生じる可能性があるということである。また、もし一定の職員が集まったとしても、普段の業務領域外になる危機管理対応や非常時優先業務を実際に率先して迅速かつ適切に行える人員がどれだけ確保できるか、管轄外の非常時優先業務等を行うことができるスキル・能力を確保すべく実践的な訓練をどれほど行ってきたかに関して想定と実態の乖離が生じ得る可能性がある。よって、これらの点からはBCP実施・運用段階における不確実性があると言える。

4 不確実性に対処する事業継続計画策定と リスクコミュニケーションをめぐるまちづくり行政との関係性

不確実性を伴うリスクに対処するBCP策定とリスクコミュニケーションをめぐるまちづくり行政との関係性を検討する上で、上記で示した三鷹市のBCPをめぐるリスク管理行政の現状と課題、そして三鷹市役所のコミュニティ創成課へのアンケート調査内容等を踏まえて検討する。

4.1 不確実性に対処する業務継続計画（BCP）策定のあり方とその必要性

まず、この不確実性を伴うリスクに対処するBCP策定のあり方とその必要性に関して、本稿ではより本質的な課題解決と新たなBCP策定のあり方を追求すべく、上述した三鷹市のBCPをめぐるリスク管理行政の課題で示した第3、第4、そして第5の課題により焦点を当てて検討を行う。

これら3つの三鷹市のBCPのリスク管理行政上の課題に共通するのは、いずれも「不確実性」がキーワードになっている点である。具体的には、第3課題に関しては、BCP策定後の運用実施に際しての実効性をめぐる「不確実性」である。また、第4課題については、BCPが対象とするリスクや危機の事象に対する「不確実性」である。最後に第5課題に関しては、BCP策定後の非常時における当該実施段階の運用リスク、すなわちBCP運用に際しての人的確保に対する「不確実性」である。

このように、三鷹市のBCPをめぐるリスク管理行政上の本質的課題には、共通して「不確実性」という潜在的要素があることが分かる。とりわけ、これらのBCPに関連する「不確実性」は連鎖的に生じ、それらを取り巻く課題をより高度化・複雑化させる性質がある。本稿では、この性質を「不確実性のスパイラル」と呼ぶことにする。では、BCP策定及び運用実施等を推進していく中で、上述したような3つの「不確実性」を潜在的に有する課題に対して、いかなる予防的な対応が求められるのだろうか。そして、これら「不確実性のスパイラル」に対処するBCP策定の新たなあり方とは何かという問題が生じる。

この点、「防災基本計画」や「地域防災計画」が災害の種類を例示し、各々の準備と対策を掲げているが³⁹⁾、本稿でも一部先述したように当該計画やそのシナリオなどが必ずしも想定通りに話が進むとは限らず、このような具体的に例示された災害等が発生した場合ということが前提となる。つまり、新型コロナウイルス(COVID-19)

感染症のような想定しないパンデミックなどの非常事態が生じた際は、一部のおよび一時的に行政機能が停止または当該組織体制が弱体化することを意味する。すなわち、「認識しないリスクには備えられない」⁴⁰⁾とも言われており、全て予め網羅的に具体的なBCPの対象となる事象を想定することが難しいことを意味する。

このようなことに鑑みると、「不確実性のスパイラル」にも対処していく上でも、「オールハザード型BCP」の策定やそれらを基軸とする考え方の方針転換が求められるのではないかと考える。この「オールハザード型BCP」は、考え方をシナリオベース（原因事象に着目）からリソースベース（結果事象に着目）に転換するものであり、「危機事象によって『結果として生じる事象』に着目する」アプローチである⁴¹⁾。つまり、「防災基本計画」や「地域防災計画」のように災害の種類（原因事象・危機事象）を例示してその計画策定や対策を講じるのではなく、上述したような三鷹市のBCPの課題として示した非常時の職員等の人的確保問題（人員不足）、すなわち災害等によって生じる「リソースベース」の「結果として生じる事象」に注目してBCPの策定をしていくことが、「不確実性」を伴うリスク事象に対処していく上でも必要不可欠なアプローチになるのではないかと考える。なぜなら、このような原因事象や危機事象そのものに「不確実性」要素がある以上、個別具体的な当該事象に基づくBCP策定に際しての計画上の「不確実性」の蓋然性が高くなるからである。本稿でも事例として挙げた「新型コロナウイルス感染症のように、新たな感染症に関する知見は、パンデミックの時点では明確ではなく、その対策にあたって試行錯誤が不可避である」⁴²⁾とも指摘されているように、大前提として我々人類社会が想定をしていない事象が生じないことが約束されている状況ではなく、科学技術などの人類の英知を活用して状況を把握し課題解決（不確実性の度合いの低減）をしていくことになる。

なお、この点に関して、東京都は2008年11月に「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」を策定し、東日本大震災（2011年）では「一時的に行政機能が喪失するなど、業務継続計画を定めていた被災自治体においても、想定外の事態により業務継続が困難となる事態が発生」し、また熊本地震（2016年）では「発災時における迅速な初動対応の必要性、持続可能な体制の整備の必要性、他自治体等からの応援受入の重要性が改めて浮き彫りとなった」こと踏まえ、「発災時における業務の継続性を高め、より実効性のある計画とするため」に2017年12月に当該計画の改定を行い、さらに2023年11月には「いつ起こるとも知れない災害に備え、様々な災害の事象、規模に応じて、柔軟に対応できる業務継続計画」にすべく改定が行われている⁴³⁾。この東京都事業継続計画の直近の2023年改定では、「東京で起こり得る様々な災害に対応」、「被害の実態に即した執行体制の構築」、そして「業務継続の実効性向上」という3つの改定ポイントを掲げ、「様々な災害事象と規模に応じて、柔軟に対応できるBCPへレベルアップ」すべく、「オールハザード型BCP」を目指している状況である⁴⁴⁾。このように、東京都も「オールハザード型BCP」への移行とその必要性を認識していると言える。

以上のような内容を踏まえ、上述した「オールハザード型BCP」による「リソースベース」の「結果として生じる事象」に着目した当該計画策定により、先述した「不確実性のスパイラル」による全体としての不確実性への蓋然性を相対的に抑えることができると考える。

4.2 不確実性に対処する業務継続計画（BCP）策定とまちづくり行政の関係性

さらに、上述した内容や本稿で検討を進めてきた内容等を踏まえ、不確実性に対処するBCP策定とまちづくり行政の関係性について若干の検討を行う。

2024年1月1日の能登半島地震などの自然災害やCOVID-19などの感染症パンデミックのような人命や健康等の不可逆性とその発生及び影響等に対する不確実性を伴うリスクが実際に生じた非常時において、リスク管理行政及び危機管理行政の一環としてのBCP策定・運用実施とまちづくり行政、とりわけ平時におけるリスク・コミュニティ行政は関連付けていく必要があると考える。

この点、例えば「内閣府『避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書』（2013年）によれば、

東日本大震災時の避難では、高齢者や障がい者は、家族や近所の人など、身近な方からの直接的な働き掛けによる他、福祉関係者からの連絡や声掛けなどによって避難した割合が高いことが明らかになっている⁴⁵⁾ という研究結果に鑑みると、非常時における「危機管理行政」とコミュニティ形成をめぐるまちづくり行政の関係性とその有効性を一定程度見出すことができるのではないだろうか。つまり、上記で示した「近所の人」とのコミュニティ等は非常時に形成されるものではなく、平時からの関係性や信頼関係の構築がより重要になる。そのような意味において、平時のBCP策定等における「リスク管理行政」の一環として、このような近所づきあいなどの地域コミュニティ（リスク・コミュニティなど）形成をめぐる当該取り組みの推進及び強化等が普段のまちづくり行政に取り込まれることにより、当該BCP内に一種の新たなリスクコミュニケーションの機能の創出とその効果をもたらすことにも繋がると言える。その上で、自然災害や感染症パンデミックを含め「長いスパンで災害事象を眺めると、地域が遭遇するさまざまな局面に対峙していく中で、地域が自律的に試行錯誤を繰り返しながら、地域のもつ諸資源や諸関係を駆使しつつ、地域外部との交渉を通じて資源調達を行って（地域を運営していく力）こそが最も重要な参照点である⁴⁶⁾」とも指摘されている。非常時による自治体行政による支援だけに留まらず、この「地域」（地域コミュニティを含む）が自律的に「地域を運営していく力」を構築・強化していく上でも、平時のBCP策定等における地域コミュニティとの連携やその強化をリスクコミュニケーションの観点から位置付ける意義はあるのではないだろうか。

三鷹市において、このようなコミュニティ形成を支援および連携等をする管轄部署として、生活環境部コミュニティ創生課がある。コミュニティ創成課へのアンケート調査でも、『コミュニティ創生』に対する基本的な姿勢としては、「住民主体の自主的な活動を最大限尊重しつつ、支援を要する場面で適時適切なサポートを提供することが重要であると認識」しており、「住民同士の『支え合い』による新たな『共助』と『協働』の仕組みで自律的に解決していく『コミュニティ創生』の取組を促進し、地域の絆の強化、地域力の向上を図って」いくことを目指している現状がある。このことに鑑みると、不確実性を伴うリスクに対処すべく平時のBCP策定段階におけるまちづくり行政の一環として、リスク・コミュニティを含む「コミュニティ創生」の促進・強化およびその連携をしていくことは、三鷹市のコミュニティ行政（まちづくり行政）の今後の方針からも大きくそれる内容ではない。しかし、アンケート調査でも確認できたが、三鷹市における「コミュニティ創生」活動に関して、「リスクコミュニケーション」という観点は盛り込まれておらず、三鷹市の「コミュニティ行政の課題⁴⁷⁾」における追加的な要素になる可能性がある⁴⁸⁾。

また、例えば新型コロナウイルス感染症に伴うパンデミックは、「いわば社会全体で“自由の総量規制”をかけ、その総量の範囲内での“自由の分配”のあり方と、それを達成するための手段を統合的に提示し、実行することが必要となる⁴⁹⁾」状況下で、非常時に実際に運用実施するBCP策定に当たっての平時におけるリスク管理行政のあり方として、「個人」を対象とした規制等に限界がある中で、「社会」や「地域」といった対象単位で例外的に「自由の総量規制」及び「自由の分配」をしていかざるを得ないことに鑑みると、平時のBCP策定等における「リスク管理行政」の一環として、町内会・自治会を含む上述同様にコミュニティなどの形成・維持をめぐる当該取り組みの推進及び強化等をする連携や協力体制の構築に関する動きも「個人」という単位から「地域」・「社会」という単位にも規制・管理範囲が広がる中で必要不可欠なアプローチとなり得る。

4.3 リスクコミュニケーションを伴うまちづくり行政への波及的な有効可能性

最後に、本稿で検討を進めてきた不確実性を伴うリスクを想定した業務継続計画（BCP）の策定と運用実施のあり方に関して、若干の考察を含めリスクコミュニケーションを伴うまちづくり行政への波及的効果について検討を行う。

本稿でも事例対象として取り上げてきた東日本大震災等の自然災害はいつ、どのような規模で、いかなる被害

をもたらすかは分からない状況下（不確実性の下）で前触れもなく唐突に発生する。このような災害被害は、一般的に『自然の外力×暴露量（人口など）×社会の脆弱性』の関数である」と言われており、日本ではこの「社会の脆弱性」が進行しており、とりわけその中でも「地域の付き合いは弱くなり（中略）、町内会・自治会への参加者は減った」社会状況であると言われている⁵⁰⁾。

このような日本の社会情勢の中で、少なくとも新たな自然災害やパンデミックを踏まえた不確実性を伴うリスクに対処すべく、一自治体として今後のBCPの策定とその運用のあり方に関して、コミュニティ形成を含むまちづくり行政との関連性やその波及的な有効可能性は新たに見出すことができると考える。

近年、介護福祉施設に対して災害及び感染症対応関連のBCP策定義務が要請されるなど、福祉BCPをめぐるのは、「自治体の内部で福祉部局と防災・都市計画部局が縦割りを超えて連携しなくてはならない」との指摘もあり、このような連携等の「意義や業務内容について対話により共通理解をつくることが第一歩」となり、その上で「高齢者や障がい者等の災害時の安全確保への取り組みが、平時の地域社会で支え合える関係性をつくる機会にもなる」と言われている⁵¹⁾。このことに鑑みると、自然災害を想定した防災関連と感染症等を含むパンデミック等に関連したBCP策定部署間における連携、そして当該BCP策定部署とコミュニティ形成を含むまちづくり関連部署との連携の強化、すなわち一種の自治体内における部署間におけるリスクコミュニケーションのデザインやそれに伴う連携強化をしていくことで、平時におけるより実効性を担保した不確実性を伴うリスクを想定した地域住民への各種行政サービスを展開できる可能性があると考えられる。

この点、時として「自然災害対策に関わる分野の広さが平常時の縦割りの壁に阻まれ、身動きがとれないこと」⁵²⁾があるとされている。三鷹市を含め多くの地方自治体では、非常時におけるBCP策定に係る各種関連部署は平時からの連携や情報共有等が行われているものの、一見するとBCP策定とは関連性を見出すことができない部門等を越えた具体的な連携や訓練等は必ずしも定期的に行われていない可能性が高い。本稿でも示したように、非常時の自治体職員等の人的確保問題（人員不足）が課題として「不確実性」とともに残されている中で、平時からの関連部署以外の部門を越えた連携や具体的な訓練、そしてリスクコミュニケーションを含む情報共有等を行う必要性を見出すことができる。このように「自然災害対策は、（中略）多分野が共同して進める必要があり、平常時の縦割りの壁で思考停止しない意識と仕組みが必要である」⁵³⁾とも述べられている所以である。この点に関しては、2016年4月に起きた熊本地震などのように、人事異動がある時期に自然災害等の不確実性のあるリスクが生じる可能性を踏まえ、自治体職員の「人事異動に伴う引継ぎ等の徹底」⁵⁴⁾においても関連する内容であり、とりわけ「非常時優先業務」のより上位にくる関連業務は、自治体職員全員が従事できるようにするなどの普段からの連携・訓練の必要性を見出すことができ、より一層重要な留意点であると言える。

また、新型コロナウイルス感染症等のパンデミック対策として、「早期段階で独自の対策本部を設置したことで、速やかに情報共有することができ、幅広い対策を打ち出すことができた一方で、対策本部の開催に当たり、専任の担当がいないうちで対応に苦慮することが多かったことから、対策本部を設置する前段階から作業部会等の体制があると、より迅速な対応が可能であった」⁵⁵⁾と三鷹市は当該検証報告に述べている。ここで三鷹市側の得られた重要な学びとしては、上述した「対策本部を設置する前段階から作業部会等の体制があると、より迅速な対応が可能であった」という点ではないだろうか。すなわち、対策本部が設置されるのは、何らかの自然災害やパンデミックが発生した後の非常時であることから、その前段階という意味は当該発生前の平時ということになる。BCP関連でのリスク管理行政の一環として平時から上述したような福祉と防災などの自治体内のより具体的な連携強化や自治体外（本稿では自治体と地域コミュニティ）、とりわけ三鷹市のBCP（防災）では上述でも示したように民間協力団体等との連携をしているが、BCPに記載のない自主防災組織等を含む町内会や自治会とのより密接な連携強化体制（支援要請体制を含む）の構築をして、この平時における「作業部会等」に各種地域コミュニティ組織にも参画してもらうことで、BCP内に平時におけるリスクコミュニケーションの新

たな発現を見出すことに繋がる。不確実性を伴うリスクに対処すべく平時における BCP 策定だけにとどまらず、通常 BCP の運用・実施は非常時に限られているように見受けられるものの、平时间段から BCP は既に実施されていることがこの「不確実性」に対処する上でも重要なアプローチになると考える。

さらに、「コミュニティは、何らかの外的な作用因があるとき、このような変容を開始する」（地域コミュニティの変容）とされ、「その作用因のひとつに行政も含まれる」と言われている⁵⁶⁾。その一方で、市民との関係性が与える行政の変容に関して、「市民の参画が最も効果的な政策推進をもたらすという認識が行政組織に共有されたとき、行政は市民との協働による政策推進を積極的に選び取るようになる⁵⁷⁾」と言われている。このような点に鑑みると、平時における「リスク管理行政」の一環としての BCP 策定段階で自主防災組織等を含む町内会や自治会との密接な連携強化等の体制づくりをして、非常時における連携の円滑化や適切かつ迅速なリスクコミュニケーションの推進を実現していく上でも、このような取り組みや「リスク管理行政」と「まちづくり行政」（コミュニティ行政を含む）のより一層の連携強化に伴う波及的效果により、地域コミュニティおよび行政が変容する契機にもなり得る可能性があると言える⁵⁸⁾。

5 おわりに

5.1 結論（若干の考察を含む）

本稿では、まず、地方自治体における「地域防災計画」や「BCP」の位置づけやその必要性および当該関係性について、「リスク管理行政」と「危機管理行政」の違いにも触れながら検討を進め示した。次に、具体的に三鷹市の BCP 策定等をめぐる「リスク管理行政」の現状や課題に関して、当該関連部署の現場担当者へのヒアリングやアンケート調査内容等を踏まえ、その本質的な課題を示した。その上で、リスクコミュニケーションのデザインを伴うコミュニティ形成などを含むまちづくり行政にも着目し、「不確実性」に対処する BCP 策定上の本質的課題（根本的な要素）を示し、「リスク管理」としての当該策定の重要性とそのあり方に関して、新たな視座と政策的示唆を示した。

以上のような検討内容等を踏まえ、本稿における具体的な新たな視座とその政策的示唆としては、第 1 に、三鷹市の BCP をめぐる「リスク管理行政」上の本質的課題には、共通して「不確実性」という潜在的要素があり、これら「不確実性」の連鎖、すなわち「不確実性のスパイラル」に対処していく上でも、「オールハザード型 BCP」の策定とそれを基軸とする考え方の方針転換が求められることを示した。第 2 に、「リスク管理行政」及び「危機管理行政」の一環としての BCP 策定・運用実施とまちづくり行政、とりわけ平時におけるリスク・コミュニティ行政は関連付けていく必要があることを示した。そのようなアプローチをしていくことで、自治体 BCP 内に一種の新たなリスクコミュニケーションの機能とその効果をもたらす可能性があることを示した。第 3 に、三鷹市の BCP（防災）では民間協力団体等との連携を示しているが、自主防災組織等を含む町内会や自治会との密接な連携強化体制（支援要請体制を含む）の構築をしていくことで、BCP 内に平時におけるリスクコミュニケーションの新たな発現を見出すことができ、通常 BCP の運用・実施が想定している「非常時」に限らず、「平時」の BCP 策定段階から既にこの運用・実施がスタートしているということが「不確実性」に対処する上でも重要なアプローチになることを示した。

また、本稿で取り上げたような自然災害や感染症災害（パンデミックを含む）に対して、とりわけ「自然災害対策は総合的アプローチが必要⁵⁹⁾」であることが一般的に指摘されている中で、これらの分野横断的な総合的アプローチは新型コロナウイルス対策でも如実にその重要性と必要性が認識された。そのような意味においても「それぞれの分野を対象とする学問の集結が必要であり、社会に実現していくには、実務の分野でも、国、地方自治体、公益団体、民間もライフライン企業、マスコミなどさまざまな組織体とともに、地域住民団体や市民

一人ひとりに至るまで全員が関わるので、その連携を図りながら全体を動かす必要がある⁶⁰⁾とされており、この点に関しては本稿で検討を進めてきた非常時を含む特に平時における BCP 策定のあり方とも繋がる側面があると考えらる。

さらに、公害・環境規制や情報公開制度などを含め「一般に、地方自治体の制度変更は国に先行することが多い」⁶¹⁾傾向があると言われている。そして、「新しい政策を特定の自治体が導入しその成果が明らかになったとき、あるいは成果は未だ現れていなくてもそのような新規政策が他の自治体にも共有されている緊急の課題（法律による新たな要請を含む）の問題解決に有効であると判断されるとき、その政策はこぞって他の自治体にも導入されるようになる」⁶²⁾ことに鑑みると、本稿で検討を進めてきた「不確実性」を伴うリスクに対する自治体 BCP 策定等の新たなあり方に関する本結論は、三鷹市が他の自治体に比して先駆けて新たな BCP の取り組みを導入し、グッドプラクティスを広く周知する契機になると言える。このことは、「不確実性」を伴う災害対策における BCP のあり方に、一種の「ゲームチェンジ」のような変革を与えることになるだろう。

5.2 今後の研究課題

本稿における検討内容や結論等を踏まえ、本研究における残された今後の研究課題について示す。

まず、本稿ではインタビュー調査や文献調査等を通じて三鷹市における BCP の現状や課題を示したが、当該内容の更なる精査（さらに掘り下げたデプスイタビューの実施などを含む）や三鷹市以外の他地方自治体の BCP との特徴の違いなどを含む比較検討も必要なアプローチになると考える。

また、平時の BCP 策定や非常時における運用実施に当たっての課題や問題は、本稿でも三鷹市の現状等を踏まえ一部指摘をしているように、その特徴やオリジナルさを打ち出すメリットもデメリットもあり、「不確実性」の性質や時代・環境等の変化も見据えた上で、地域特有のリスク等も存在する中で最終的にどのようなバランスで BCP を策定していくかが問われている。そのような状況下で、BCP の新たなあり方やその機能、そして平時における BCP およびリスクコミュニケーションの位置づけ等に関して更なる追究が必要である。

さらに、「リスク管理の観点を踏まえた危機管理法制を今後構築することが必要である」⁶³⁾とも指摘されているように、「不確実性」に対処するための平时间段階での「リスク管理行政」は、非常時の「危機管理行政」の質や意思決定を左右することにも繋がり得ることから、本稿で検討を進めてきた自治体 BCP 策定に関して、平時における「リスク管理」の様々な視点で包括的な見直しを行い、より時代や環境の変化に応じた当該計画の策定をしていく必要があるだろう。

[注]

- 1) 内閣府・防災担当（2023）、p.4 引用。なお、ここで示されている「非常時優先業務」とは、「大規模災害などの危機事象の発生時にあっても優先して実施すべき業務のこと」であり、例えば「災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる」とされている。内閣府（2023）、p.81 引用・参照。
- 2) 森健（2020）、p.79 引用。
- 3) 本田茂樹（2021）、p.10 参照。
- 4) 田代民治（2023）、p.10 引用。
- 5) 田代（2023）、p.10 引用。
- 6) 高橋儀平（2019）、p.26 引用。
- 7) 中邨章（2020）、p.160 引用・参照。
- 8) 五十嵐仁（2023）、p.57 引用。

- 9) 五十嵐 (2023) 、 p.57 引用。
- 10) 中邨 (2020)、p.161 引用。
- 11) レジーナ・E・ラングレン、アンドレア・H・マクマキン (2021)、p.12 引用。
- 12) この点、日本における「災害対策は昭和 38 年に制定された災害対策基本法が基本となっている」状況である。立石清一郎・五十嵐侑 (2023)、p.126 引用。
- 13) 中邨 (2020)、pp.154-155 引用・参照。
- 14) 地域防災計画に関しては、震災、風水害、火山、原子力災害、大規模事故など「いろいろな災害を想定し、それぞれについて予防、応急、復旧・復興の 3 点から対策を練るという形式を踏んできている」状況である。中邨 (2020)、p.156 引用。なお、「防災基本計画の特徴は災害の種類(地震・津波・風水害・火山・雪害・海上災害・航空災害・鉄道災害・道路災害・原子力災害・危険物等災害・大規模火災・林野火災)に応じて講じるべき対策が参照できるよう、災害ごとに記述されている」状況である。立石・五十嵐 (2023)、p.126 引用。
- 15) 中邨 (2020)、p.156 引用・参照。
- 16) 中邨 (2020)、p.157 引用。
- 17) 中邨 (2020)、pp.156-157 引用・参照。この点、「従来の自治体が策定した地域防災計画は、不測事態が発生すると災害の覚知、情報収集、対策本部の立ち上げから避難誘導、食糧確保など、災害対応に必要とされる対策は、1 つの自治体ですべて処理する、あるいは、できるという前提に立ってきた」とされている。中邨 (2020)、p.156 引用。
- 18) 中邨 (2020)、p.158 引用・参照。
- 19) 内閣府 (2023)、p.5 引用・参照。
- 20) 内閣府 (2023)、p.10 引用・参照。
- 21) 東京海上ディーアール株式会社編 (2022)、p.28 引用。
- 22) 加藤朗 (1999)、p.8 引用。
- 23) 和氣純子 (2021)、p.10 引用。
- 24) 東京海上ディーアール株式会社 (2022) p.37 引用。
- 25) 板橋功 (2017)、p.4 引用。
- 26) この点、例えば、「行政 BCP とは、突発的な災害等の発生に際しても中核的な重要業務を極力継続可能、中断を余儀なくされた場合においても、目標とする時間内に目標とするレベルに回復・継続するために策定される危機管理計画である」と定義・位置づけをしているように「危機管理」の概念が用いられていることから分かる。長谷川幸彦・川本篤志・坂田朗夫・佐藤英治・伊藤則夫・白木渡 (2015)、p.14 引用。
- 27) 三鷹市へのヒアリング調査は、2023 年 11 月 21 日 (火) にて元気創造プラザで BCP 策定管轄部署である総務部防災課および健康福祉部健康推進課の両部門の担当者へ実施し、現状や課題に関する聞き取りと意見交換等を行う。なお、本ヒアリング調査の目的は、三鷹市のリスク管理行政上における BCP の特徴や将来を踏まえた今後の課題等を確認し、不確実性を伴うリスクに対する BCP のあり方について、その現状や探究すべき本質的問題を把握することである。
- 28) 三鷹市へのアンケート調査に関しては、生活環境部コミュニティ創生課へ紙面にて実施をする。
- 29) 三鷹市総務部防災課 (2012)
- 30) 三鷹市企画部情報推進課 (2011)
- 31) 内閣府・防災担当 (2015)
- 32) 三鷹市総務部防災課 (2012)、p.14 引用。また、具体的な BCP における民間協力団体等との協定締結状況に関しては同計画(三鷹市事業継続計画[震災編])の pp.14-17 参照のこと。
- 33) 新型インフルエンザ等対策特別措置法・第 8 条では、「市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする」と定められている。

- 34) 原田大樹 (2023)、p.20 引用。
- 35) 三鷹市健康福祉部健康推進課編 (2023)、p.5 引用・参照。
- 36) 三鷹市健康福祉部健康推進課 (2023) 、p.5 引用・参照。
- 37) 三鷹市健康福祉部健康推進課 (2023) 、p.7 引用・参照。
- 38) 三鷹市 HP「職員数と配置先について (令和 5 年 4 月 1 日現在)」(https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/033/033185.html : 最終閲覧日 2024 年 3 月 28 日)
- 39) 注 14 を参照のこと。
- 40) 本田 (2021)、p.11 引用。
- 41) 根来論 (2023)、p.66 引用・参照。
- 42) 原田 (2023)、p.25 引用。
- 43) 東京都 (2023)、p.2 引用・参照。
- 44) 東京都 (2023)、pp.3-4 引用・参照。
- 45) 鍵屋一 (2021)、p.57 引用。
- 46) 日本災害復興学会編 (2023)、p.99 引用。
- 47) 三鷹市におけるコミュニティ行政の課題として、「コミュニティに対する無関心層の増加」、「コミュニティの高齢化・固定化、担い手不足」、「コミュニティ間・世代間の分断・連携不足」、そして「コミュニティ施設の設備・利便性の向上」が挙げられている。三鷹市生活環境部コミュニティ創生課 (2023)、pp.44-45 引用・参照。
- 48) この点、確かに三鷹市では「リスクコミュニケーション」という概念等を用いることがなくとも「行政機関としては、一見すると日々無難に大きな問題なくリスク行政を行っているように見受けられるものの、『市民』と『行政側 (行政機関)』 (三鷹市) との間の信頼関係やコミュニケーション等に乖離が生じている、または生じる可能性があるという問題や課題が存在していることになる」ことも留意しなければならない点である。中山敬太 (2023)、p.51 引用。
- 49) 中原茂樹 (2023)、p.34 引用。
- 50) 鍵屋 (2021)、p.56 引用・参照。
- 51) 鍵屋一 (2023)、No.1、p.14 引用・参照。
- 52) 岡山和生 (2023)、p.261 引用。
- 53) 岡山 (2023)、p.263 引用。
- 54) 東京都 (2023)、p.59 引用。
- 55) 三鷹市健康福祉部健康推進課 (2023)、p.6 引用。
- 56) 濱真理 (2022)、p.69 引用・参照。
- 57) 濱 (2022)、p.91 引用。
- 58) この点、「当事者意識をもって『リスクコミュニケーション』という観点でまちづくりに積極的に普段 (平時) から関わっていくことで、非常時等を含めより適切なリスク認知やリスク対応の向上に繋がり、不確実性を伴うリスク等に対処せざるを得ない状況下でも、リスクコミュニケーション型まちづくりに関わることで地域及び市民個人が今まで以上により適切なリスク意思決定ができるようになるという副次的効果が期待できる」との指摘からも分かる。中山敬太 (2022)、p.119 引用。
- 59) 岡山 (2023)、p.261 引用。
- 60) 岡山 (2023)、p.261 引用。
- 61) 濱 (2022)、p.94 引用。
- 62) 濱 (2022)、p.94 引用。
- 63) 大沢秀介 (2017)、p.449 引用。

【文献】

- 五十嵐仁、2023、「大規模災害時における自治体災害対策本部機能継続の考察—指揮、統括、情報共有における機動コンセプトの適用—」『千葉科学大学紀要』16号
- 板橋功、2017、「危機管理総論」前田雅英・公益財団法人公共政策調査会編『現代危機管理論—現代の危機の諸相と対策—』立花書房
- 大沢秀介、2017、「危機管理法制の必要性」前田雅英・公益財団法人公共政策調査会編『現代危機管理論—現代の危機の諸相と対策—』立花書房
- 岡山和生、2023、「日本の災害リスクと災害に強いまちづくり」青山俊樹（監修）『都市防災ハンドブック』NTS
- 鍵屋一、2021、「(都市のリスクマネジメント) 東日本大震災10年を機に福祉と防災の連携を」『市政』Vol.70、No.824
- 、2023、「福祉と地域の連携による安心安全な地域社会づくり—福祉事業者と地域コミュニティ・自治体の連携—」『連合総研レポートDIO』Vol.35、No.1
- 加藤朗、1999、「危機管理の概念と類型」『公共政策』Vol.1999
- 高橋儀平、2019、『福祉のまちづくり その思想と展開—障害当事者との共生に向けて—』彰国社
- 田代民治、2023、「日本の災害リスクと対処の在り方」青山俊樹（監修）『都市防災ハンドブック』NTS
- 立石清一郎・五十嵐侑、2023、「災害と産業保健」『産業医学レビュー』Vol.35、No.3
- 東京海上ディーアール株式会社編、2022、『リスクマネジメントと危機管理ガイドブック』同文館出版
- 東京都、2023、「東京都業務継続計画 都政 BCP オールハザード型 Step.1—多様な災害に柔軟に対応し、都民の命と暮らしを守る—」(https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/common/BCP/20231124.pdf: 最終閲覧日時 2024年5月30日)
- 内閣府・防災担当、2023、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き (令和5年5月)」(<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/R5tbeki.pdf>: 最終閲覧日時 2024年4月9日)
- 、2015、「市町村のための業務継続計画作成ガイド—業務継続に必須な6要素を核とした計画—」(<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf>: 最終閲覧日 2024年3月15日)
- 中原茂樹、2023、「パンデミックにおける活動規律の法的課題」『ジュリスト』No.1591
- 中邨章、2020、『自治体の危機管理—公助から自助への導き方—』ぎょうせい
- 中山敬太、2023、「リスクコミュニケーションの「場」のデザインがもたらす三鷹市まちづくりへの有効可能性に関する研究—「市民公開講座」の実践からわかること—」『三鷹まちづくり研究』第3号No.3
- 、2022、「三鷹市における新たなリスクコミュニケーションを促進するまちづくり体制の構築に関する研究—リスクコミュニティ形成と「ナッジ」の役割を事例に—」『三鷹まちづくり研究』第2号No.2
- 日本災害復興学会編、2023、『災害復興学事典』朝倉書店
- 根来諭、2023、『シン・危機管理—企業が“想定外”の時代を生き抜くには?—』みらいパブリッシング
- 長谷川幸彦・川本篤志・坂田朗夫・佐藤英治・伊藤則夫・白木渡、2015、「地域コミュニティの防災意識の評価とレジリエンスの評価手法の有効性の検証」『土木学会論文集F6 (安全問題)』Vol.71、No.2
- 濱真理、2022、『市民と行政の協働—ごみ紛争から考える地域創造への視座—』社会評論社
- 原田大樹、2023、「パンデミックと地方自治」『ジュリスト』No.1591
- 本田茂樹、2021、『BCP[事業継続計画]策定と見直しの実務必携—水害、地震、感染症から経営資源を守る—』経団連出版
- 三鷹市総務部防災課、2012、「三鷹市事業継続計画[震災編]」(https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/032/attached/attach_32010_1.pdf: 最終閲覧日 2024年3月10日)
- 三鷹市企画部情報推進課、2011、「三鷹市 ICT 事業継続計画書」(https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/026/attached/attach_26875_1.pdf: 最終閲覧日 2024年3月10日)
- 三鷹市健康福祉部健康推進課編、2023、「新型コロナウイルス感染症 (令和2年～例話4年) に係る対応検証報告」

(https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/101/attached/attach_101142_1.pdf : 最終閲覧日時 2024 年 3 月 17 日)

三鷹市生活環境部コミュニティ創生課、2023、「三鷹市コミュニティ創生基本方針（仮称）素案」(https://www.city.mitaka.lg.jp/c_pubcome/106/attached/attach_106123_2.pdf : 最終閲覧日 2024 年 3 月 25 日)

森健、2020、『地方自治体のリスク管理・危機管理—内部統制、コンプライアンスから防災・BCP まで—』商事法務
レジャー・E・ラングレン、アンドレア・H・マクマキン、2021、『リスクコミュニケーション標準マニュアル—「不都合な
事実」をどう発信し、理解を得るか—』神里達博（監訳）、福村出版
和氣純子、2021、「危機・リスクと社会福祉」『学術の動向』Vol.26、No.11

謝辞

本研究を進め、本稿を作成するに際しては、多くの関係者の方々にお世話になりました。具体的には、まず、三鷹ネットワーク大学の本プロジェクトのご担当者である貝原岳様をはじめとする関係者の方々には多大なご支援を頂き御礼を申し上げます。また、インタビュー調査にご協力を頂きました三鷹市の防災課および健康推進課のご担当者の方々や、アンケート調査にご回答を頂きましたコミュニティ創生課の担当者の方へ改めて厚く御礼を申し上げます。さらに、本研究に対して、アドバイザーの先生方等には適切なアドバイスやコメントを含めご評価を頂き、深く感謝を申し上げます。最後に、本研究活動の理解や普段の生活面での支えになっている家族に感謝を申し上げて、筆を置きたいと思います。本研究や本稿が三鷹市をはじめとする多くの自治体の今後の行政サービスや良いまちづくりに少しでも貢献ができる内容があればと願っている次第でございます。

プロフィール

中山 敬太（なかやま けいた）

早稲田大学大学院修了後、民間企業で務める傍ら社会人博士後期課程に所属し、早稲田大学社会科学総合学院・助手（常勤）を経て、現在は九州大学科学技術イノベーション政策教育研究センター・助教（常勤）として教育研究活動に従事する。また、他大学や大学院にて「環境法」、「環境・エネルギー政策」、そして「製品安全と社会制度」などの授業を担当する。専門分野は行政法学（法政策学）、環境法学、科学技術政策、環境政策、リスク政策学、リスクコミュニケーションなど。（2023 年度研究・執筆時点での所属）

自然と星空の三鷹を巡る安全ツーリズム

—「三鷹を好きになる！」地域力向上への取り組み—

遠山 尚恵

市民参加でまちづくり協議会「Machikoe (マチコエ)」の、安全なまちづくり部会 防犯・消費者保護グループでは、「市民全員！地域応援隊」の創設を主たる政策提言とした。安全面での「共助」で地域力を向上していくために、市民がまず「三鷹の良さ」を実感し、楽しみながら安全への理解を深めることが大切と考えた。そこで、グループメンバー一同で、「自然と星空の三鷹を巡る安全ツーリズム」を企画実行した。観光バスをチャーターして三鷹市内を巡り（楽しもう！）、危険や異変に気付くセンサーをみがきつつ（発見しよう！）、三鷹の良さを再認識できるツーリズム（考えよう！）をテーマに、三鷹警察署ふれあいポリス協力の元、小学生が作成した地域安全マップを活用し、「三鷹を好きになる！」地域力向上プロジェクトに取り組んだ。安全なまちづくりを視点に楽しみながら危険な場所を巡り、参加者同士および運営者側と顔見知りになり、三鷹市をさらに良くする知恵や方法を楽しんだ結果、参加市民の地域への参加意識が高まった。本ツーリズムは、市民がより三鷹市に愛着を持ち、市民が主体となる社会構築のための「地域応援隊」として活動することで三鷹市の安全なまちづくりに大いに寄与する礎となる取り組みとなった。

キーワード：まちづくり研究 まちづくり協議会 地域力 市民参加 安全 危険 地域安全マップ
ふれあいポリス 課題解決 価値創造

1 問題意識と企画の背景

1.1 「市民全員！地域応援隊」の創設に向けて

三鷹市では令和3年7月から令和5年12月まで、魅力と活力のある三鷹を目指し、市民と一緒に新たなる取り組みとして、市民参加でまちづくり協議会「Machikoe (マチコエ)」活動が行われた。筆者は「安全なまちづくり部会 防犯・消費者保護グループ」に活動のメンバーの一員として参加した。市民ボランティアである協議会メンバーが、政策テーマ部会やエリアマネジメント部会に所属し、様々な手法を用いてまちの声を聴き、部会でのディスカッションを通して、市民参加の実践によって多様な市民の思いやアイデアを聴き取っていった。誰一人取り残さない、持続可能で魅力と活力のある地域社会の実現に向け、市民とともに未来のまちのビジョンを描き、三鷹市基本構想の改正や第5次三鷹市基本計画の策定に向けた政策提案に結実させた¹⁾。

「安全」の有難さは非日常の事態に陥ったときに実感するものである。「安全」と「危険」は表裏一体であり、日常生活では気が付きにくい、いざ発生すると私たちの生命や身体、財産に影響を及ぼし、失いかねない脅威となる。自分や家族の「自助」だけでは限界があり、地域の力を結集して行う「共助」、国や地方自治体の支援からなる「公助」が不可欠である。「Machikoe (マチコエ)」活動を通じて、当グループでは「共助」である地域力向上のためには、市民がまずは、「三鷹の良さ」を実感し、楽しみながら安全への理解を深めることが大切だと考えた。

そこで、市へは以下の政策提案を行った。

1. 「市民全員！地域応援隊」の創設

- ・市民が高齢者や障がい者、子どもを見守り、犯罪など近所や日常での異変に気付いた際に市や関係先に通知できる「市民全員！地域応援隊」の仕組みを作る。
- ・市民ボランティアが異変トリアージを判断できるよう研修を受講し、市民から寄せられる情報の優先順位を付け、市と連携をとることを考えている。ルールに基づいた運用を行う。これにより、市の負担軽減が図れ、市民の活動は地域ポイントと連動させる。
- ・市民と市民、市民と関係機関との顔がみえる関係性を作ることを目標とする。
- ・市内の事業者による見守り協力体制を拡張する。

2. 情報アクセスの改善

- ・自分に必要な情報が得られる仕組みを作る。
- ・適切な相談窓口や対応方法など、ワンストップでアクセスできる仕組みにする。
- ・ICT 先端技術を採用する。

3. 市民と事業者に向けた防犯教育・消費者教育の実施

- ・市民全世代に向けて、事業者をも対象とする、防犯・消費者教育を実施する。市民向けには、自由な時間・場所でオンデマンド受講できるコンテンツを構築し、受講と市が現在試行運用中の地域ポイントを連動させる。
- ・事業者向けにはコンプライアンス研修を実施し、受講した事業者には三鷹市が認定する。マークを授けると同時に悪質事業者対策として「訪問販売業者登録制」を採用する。

4. 社会弱者の犯罪や消費者被害に対し、生活支援を含めた支援体制を構築

- ・犯罪や消費者被害を一過性のものにとらえず、生活全般を含めた支援体制をつくる。
- ・犯罪抑止や消費者保護の視点から、市民宅の電話機能や訪問時のインターフォン機能を拡充し、設置費用について市が一部補助支援を行うことを要望する。

上記、政策提案は三鷹市の基本計画において、1と2の項目については「計画への反映は難しいが引き続き事業手法を検討する」との評価だった。3と4の項目については、「基本計画への反映を検討する」との評価をいただいた。

行政が及ばないところは、市民が補っていけばよい。市民が安全と表裏にある身近な危険を発見し、考え、問題点や課題を共有する。市民同士が触れ合い、「三鷹を好きになる！」取り組みから、市民が日常生活のなかで危険や異変に気付くアンテナやセンサーを持ち、行政の関連部署へ報告できるような市民社会の育成・構築を図ること、市民による地域力の向上を図ることを目的とし、「自然と星空の三鷹を巡る安全ツーリズム」を企画し、三鷹市から資金の補助をいただいて、2023年12月13日に実施した。

2 「安全ツーリズム」の企画

2.1 全体像

身近に存在する「危険」から「安全」を考えることをテーマに掲げた。深刻なテーマではあるが、楽しんで学ばないと身につかない、ひいては集客にもつながらないため、三鷹市内を観光バスをチャーターして巡り（楽しもう！）、危険や異変に気付くセンサーをみがきつつ（発見しよう！）、三鷹の良さを再認識できるツーリズム（考えよう！）をテーマに掲げ企画した。

専門家との対話や講義から学ぶため、警視庁三鷹警察署の「ふれあいポリス」神津警官に講義の出講や巡りスポットへの同行、およびそのスポットで危険性や安全面で注意すべきことのショート講話を依頼した。三鷹市内の魅力ある場所を訪ね、各所の小学生が作成した「地域安全マップ」を活用し、小学生が危険と思う場所を参加者同士で確認ができるとよいと考えた。楽しみながら視点を変えつつ、改善点を発見する。最後にどうすればもっと良い三鷹をつくれるかを参加者で話し合い、気づきを共有し、考え、市民同士の絆を作り深めるワークショップを実施することにした。

2.1.1 「ふれあいポリス」とは

経験豊富な警察官が、「犯罪の起きにくい社会づくり」の実現に向けて、「安全・安心まちづくり」に向けた自治体との連携、地域住民との連携強化、子供や高齢者等の身近で発生する犯罪及び交通事故防止、震災対策などの啓発活動等を重点に、警察と地域住民、自治体などの警察以外の行政機関を結ぶパイプ役として、地域の絆の再生と社会規範意識の向上を目的として活動している。²⁾

2.1.2 「地域安全マップ」とは

都内の各地域では、子供を犯罪から守るため、町会や自治会などの地域団体のほか、防犯ボランティア、学校、警察、行政等が連携して見守り活動を行っている。子供が安全に安心して生活をするためには、子供自身も犯罪に合わないための能力を身に付けることが必要である。一方で、犯罪の機会さえ奪ってしまえば、犯罪を実行できないという考えがある。「(誰もが) 入りやすい場所」、「(誰からも) 見えにくい場所」をキーワードに、実際に地域を歩いて犯罪の起こりやすい場所を確認しながら「地域安全マップ」を作成することにより、作成した小学生自身の被害防止能力が高まるという効果がある。

安全な場所と危険な場所を判断する。通学路のような日々通っている場所だけでなく、初めての場所でも、このキーワードを用いると安全と危険の区別ができるようになる。

その上で、犯罪が起こりやすい場所では、以下の「安全のための注意事項」として、

- ・犯罪が起こりやすい、危ない場所へは近づかない。
- ・やむを得ず、危ない場所を通らなければならないときは、保護者や友達など複数で行くようにする。
一人では行かない。
- ・一緒に行く人はいないが、どうしても危ない場所を通らなければならないときには、周囲の様子に注意して通るようにする

以上を守り、犯罪に遭わないように指導がされている。³⁾

2.2 取組のポイント

- (1) 三鷹市の魅力ある観光資源や研究施設を安全の視点で選定し、活用した。
- (2) 参加者募集は、図書館、地域コミュニティセンターなどにチラシを配置し、市報で呼び掛けた。

- (3) 「安全」と表裏の「危険」について取り上げるため、警視庁三鷹警察署「ふれあいポリス」に協力をいただいた。ふれあいポリスが同行し、参加者はふれあいポリスの講座や対話を通して、地域で生活する安心感を得られるようにした。
- (4) 巡り場所の学区の小学生が作成した「地域安全マップ」を参照し、マップに記載された市内の危険箇所を参加者と確認し合った。
- (5) ツーリズムではバス移動ではあるが、現地は徒歩で巡るため不測の事態に備えて、行事保険に加入した。また、事前に事務局（運営メンバー）でコースの下見を行った。実施当日は、一行の前後にスタッフを配置し、安全遂行に配慮した。
- (6) 初対面の参加者同士がコミュニケーションをとれることを重視した。
- (7) 昼食の弁当は市内の社会福祉法人が運営するサービスを利用した（希望者のみ）。

3 「自然と星空の三鷹を巡る安全ツーリズム」の実施

3.1 実施内容（ツーリズム・講座・ワークショップ）

日 時：2023年12月13日（水）9時～16時30分

参加者：17名（運営側5名を含む）

巡り場所：三鷹駅北口集合



国立天文台（4D2Uシアター） *地域安全マップ 添付資料①⁴⁾

三鷹市大沢にある日本の天文学の中核を担う研究機関。大学共同利用機関として、大規模な天文観測・研究施設を全国の研究者に提供するとともに、天文学研究と天文観測機器の開発を広く推進している。4D2Uシアターで専門家の講義を受講する。

<危険チェック>

天文観測のため周囲地域の外灯が少なく、「星のまち」の対照として、夜間は暗い地域との危険性を確認した。



大沢の里 *地域安全マップ 添付資料①

三鷹市大沢。豊かな自然環境で野川や武蔵野の雑木林を有する国分寺崖線の緑、水車、湿生花園がある。初夏には蛍がとぶ。わさび栽培にも着手されている。

<危険チェック>

野川氾濫時の避難場所が高台にあり、川を通過しなければ避難できない住民も出てくる。避難経路について地域安全マップで確認をした。



さんさん館 *地域安全マップ 添付資料②⁵⁾

（昼食：希望者のみ。「社会福祉法人むうぷ」へ弁当を注文した）

<ふれあいポリス講座>

三鷹市の犯罪件数や内容について説明

特殊詐欺でのキャッシュカードを騙し取られる手口を実演



使用した観光バス

「こども110番の家⁶⁾」の登録について、更新制度がない現状の問題と課題 など

↓

井の頭公園 弁天池～西園 *地域安全マップ 添付資料③⁷⁾

三鷹市井の頭。動物園の前でバスを下車。折しもリス館で殺虫剤によるリス死が確認されたことが話題になった。源泉であるお茶の水から弁天様を参り、西園へ。玉川上水では松本訓導碑⁸⁾に参り、過去の水難事故について確認をした。

バードウォッチングができる小鳥の森では鳥との共生共存の大切さを感じた。

<ふれあいポリス講話>

公園のある場所では性犯罪が多い傾向があるが、井の頭公園では見られないとのことだった。地域安全マップでは玉川上水の横道などは暗いので一人では歩かないよう注意指示があることを確認した。

↓

三鷹産業プラザ

<ワークショップ実施>

ツーリズムを通しての問題点や課題を共有し、三鷹をさらによくするためのワークショップを実施した。

3.2 取組の成果

ツーリズムを通して問題点や課題を共有し、三鷹をさらによくする知恵や方法を享受するためワークショップにて、(1)もっと良くなると思ったところ、(2)危険だと思ったところ、(3)気づきをまちづくりに反映するには、以上3点の項目で意見を交換し、共有した。

以下、共有した意見を抜粋する。

(1) もっと良くなると思ったところ

- ・三鷹市内には沢山良いところがあるがPR不足。もっと宣伝が必要
- ・(ふれあいポリス講座より)「チラ見」が大切。「あいさつ」が大切
- ・道路歩道が狭い
- ・災害設備の充実

(2) 危険だと思ったところ

- ・水害の再認識ができた(野川、井の頭池)
- ・大沢は「星のまち」の対称として、夜は暗く街灯がない
- ・防犯カメラの設置場所がわからない
- ・道路が狭い
- ・段差が多い

(3) 気づきをまちづくりに反映するには

- ・あいさつ、コミュニケーションが大事
- ・知らない人を見過ごさない。怪しい人にはあいさつをする
- ・地域で防犯見回りをする場合、「腕章」の効果が高い

- ・地域で顔見知りを作る
- ・地域に興味のない人をどう巻き込んでいくかが課題
- ・行政との意見交換が大事。気が付いた点を通報する仕組みが、双方向にあるとよい
- ・一か所でわかる案内所があるとよい
- ・動画配信や SNS で分かりやすく発信する

その他、所轄警察署には「ふれあいポリス」がいることをもっとアピールするべきとの声も上がった。



井の頭公園西園での集合写真

3.3 取組からみてきたもの

三鷹市の安全なまちづくりを視点に楽しみながら危険な場所を巡り、市民同士で問題点や課題を共有した。参加者同士および運営者側と顔見知りになり、三鷹市をさらに良くする知恵や方法を享受した結果、社会参画した（よりよい社会の形成に主体的にかかわった）ことによる参加者の満足度はアンケート結果からもかなり高かった。閉会后、参加者から継続的な開催への強い要望を多くいただき、足取り軽く笑顔で帰って行かれた。運営側も安全に企画を遂行でき、参加者から期待を超えた反響を頂戴したことから、大いなる充実感、達成感を得られた。

このツーリズムは、参加意識が生まれる仕組みを実感できるものとなった。加えて、「市民全員！地域応援隊」の創設に向けても、三鷹市民がより三鷹市に愛着を持ち、市民が主体となる社会構築のための「地域応援隊」として活動することで、三鷹市の安全なまちづくりに大いに寄与する礎となる取り組みとなった。

4 次年度以降の継続的な取組みのために

4.1 現状の課題

今回は三鷹の魅力あるスポットを選び、基本的なコース設定した。研究施設の団体参加の日程により平日開催に設定せざるを得ず、参加者は平日に時間がとれる中高年の層が厚かった。大学生や三鷹に転居して間もない人などの本来参加対象としていた層への参加働き掛けが今後の課題となった。

今回の企画は、参加者および、ふれあいポリスからも継続開催の要望をいただき、大好評で終了できた。今後の継続を見据えた展望としては、事務局（運営メンバー）のスタッフ人材を増強する必要があり、近隣大学の学生との連携をとることを検討したい。また、今回の参加者が「市民全員！地域応援隊」の初期メンバーとして活動していける企画を継続していきたい。

4.2 今後の展望

今回の実施時期は12月で、紅葉の美しい季節で温暖な天候に恵まれ気持ちよく歩くことができたが、今後の開催は、悪天候での遂行も考慮しておく必要がある。今回巡ったスポット以外にも、三鷹市には素晴らしい観光資源や研究施設があり、複数のコースのプランニングが可能である。また、安全ツーリズムの内容も観光資源に頼らずとも、上下水道管やガス管の地下配管システムの仕組みなど生活インフラを知ることでも安全と関連できる。また大学生との連携については、大学のサークルやゼミなどにアプローチして、市内の大学のキャンパスを学生ガイドで巡ったり、大学と地域力とを連携させる取り組みなどが考えられる。

また、安全ツーリズムは、小学生、中学生、高校生においても成長に応じた体験活動や地域探求に利用できる、全世代に通用するツーリズムである。市民自身に関わることで地域が良くなることで参加意識を高める。「改善点を発信→改善される→改善されたことが発信者へフィードバックされる→達成感が生まれ、参加意識が高まる」という好循環により地域力が向上していくことを実感できる企画をこれからも提案していきたい。

プロフィール

遠山 尚恵

三鷹市在住。三鷹まちづくり研究員。職業は、消費生活相談員、コンシューマーエイド（東京都消費者啓発員）、ファイナンシャル・プランナー（日本FP協会CFP認定者）。消費生活センターで消費者トラブルの相談を受け、訪問販売や電話勧誘販売による高齢者被害や、投資詐欺で散財し、高額な借金を背負う被害を目の当たりにし消費者教育や金銭教育の重要性を認識、消費行動から見直す消費者教育を実施している。消費者のリテラシー向上を図る一方で、訪問販売や電話勧誘販売に携わる事業者の法令順守に向けた活動や、勧誘を希望しない消費者を保護する法律策定など制度を見直す活動を行っている。三鷹市の市民参加でまちづくり協議会「Machikoe（マチコエ）」（令和3年7月—令和5年12月）では、「安全なまちづくり部会 防犯・消費者保護グループ」で活動した。

子どもの“物語的想像力”を育てる物語資産の開発と活用

—三鷹市の観光と子どもの学習に役立つ物語型観光ツールの開発について—

西岡 直実

近年の少子化と共働き世帯の増加を背景に子どもたちが日常過ごす環境も外部委託へと移行する中で子どもたちの学習や遊びを通じた成長支援のためのツールやプログラムの開発は急務と考える。本研究は、三鷹市とその周辺の多様な観光施設・資源が持っている豊かな素材（物語資産）を活用し、子どもたちが世界やストーリーを想像したり、擬人化して考えたりといった物語的な想像力を働かせることで、楽しみながら成長できるプログラムやツールとその仕組みの開発を目標とするもので、2023年に行った研究（STEP1）に続くものである。STEP1では、三鷹市とその周辺の12の観光資源・施設へのアンケートとヒヤリングより子どもが物語的な想像力を喚起するさまざまな形態やテーマの素材の存在と種類を確認したが、その多くは「読む」、「聞く」、「見る」などの受容的な物語活動が中心で、「遊ぶ」、「演じる」、「創作する」といった創造的な物語活動まで結びついたものはまだ少ないという特徴が見られた。本論文はそのSTEP2として、特に子どもの創造的な物語活動にフォーカスし、観光施設・資源自体での活用と同時に子ども関連施設へのアウトリーチとしても使える具体的なツールの開発とその仕組みづくりについて考察する。具体的には、観光施設の伝えたい知識情報（科学、歴史、文学などの客観的事実）と子どもの物語的想像活動をいかにリンクするかという視点から、1) ツールの種類・形態、2) コンテンツの内容（情報のジャンル、テーマ）、3) 開発と活用の仕組みという3つの課題について、STEP1での施設取材データの再分析、先行事例研究（観光教育、観光ツール等に関する文献研究）、子どもの物語創作ワークショップ事例の分析を行い、子ども自身の体験を言語化・視覚化し物語的な想像要素を加えた情報カードと、面としての物語要素を持った擬人化した観光すごろく的なボードゲームなどのツール開発に関する考察と提言を行った。

キーワード：子ども 物語 観光資源 観光施設 観光教育 知識情報 コンテンツツーリズム
ボードゲーム すごろく 観光すごろく 情報カード カードゲーム

1 はじめに

1.1 背景と問題意識

近年の少子化と共働き世帯の増加を背景にさまざまな“子育て支援”の動きが進む中で、子どもたちが日常過ごす環境も、自宅学習・自宅遊びから預かり・外部委託へと移行する中で、“子ども支援”の視点も重要になってきている。ただ、子どもの現場では、施設数や人員不足もあり、対応すべき日常課題も多く、個別の子どもたちの学習や遊びを通じた成長支援についてはまだまだ整備が必要である。特に、学校や家庭以外の日常過ごす場で、子どもたちが他者と関わりながら楽しく遊び、学び、自立的に成長できるツールやプログラムの開発は急務と考える。

最近、コスパ、タイパといった効率思考や結果優先、目的直結志向などが先行する社会環境の中で、子どもたちには、明確な答えや道筋のない課題への対応力や、非認知能力や情緒性、プロセス重視や行間の発想なども必要である。災害や戦争など未知・未経験のできごとに対する対応力や想像力を育てることも重要である。

教育においても、小学生のプログラミングや英語教育と並行して、「主体的・対話的で深い学び」という言葉にあるように、聞くだけの授業から自分たちで調べ、考え、ディスカッションする探究型の学習やアクティブ・ラーニングといった方向に変化している。

また最近では、コミュニケーションが苦手な子どもも多くなっており、他者への思いやりや相手の立場を想像することや日常的なストレスに対しても、非日常的な場所や体験、物語を通じた疑似体験などが役に立つのではないかと考える。

本研究は、三鷹市とその周辺の多様な観光施設・資源が持っている子どもの想像力を育てる豊かな素材（物語資産）を活用し、子どもたちが体験を通して世界やストーリーを想像したり、擬人化して考えたりといった物語的な想像力を働かせることで、楽しみながら成長できるプログラムやツールとその仕組みの開発のための研究を目標とするものである。

1.2 本研究の目的と課題

本研究に先立ち STEP1 として行った研究（西岡：2023 ※以下 STEP1 とする）では、まず、「読む」、「聞く」、「見る」、「遊ぶ」、「演じる」、「作る」といった体験の種類ごとに子どもの物語体験がもたらす心理的な効果について考察したのち、三鷹市とその近隣の 12 の観光資源・施設にアンケートとインタビューを行い、子どもの物語的な想像力を喚起する素材（物語資産）の存在について確認し、施設や素材の特徴について整理・カテゴライズを行った。その結果、子どもが物語的な想像力を喚起するさまざまな形態やテーマの素材が確認されたが、その多くは「読む」、「聞く」、「見る」など物語の受容的な活動が中心で、「遊ぶ」、「演じる」、「創作する」といった物語創造的な活動まで結びついたものはまだ少ないという特徴が見られた。

本論文はその STEP2 として、特に子どもの創造的な物語活動にフォーカスし、観光施設・資源自体での活用と同時に子ども関連施設へのアウトリーチとしても使える具体的なツールの特徴と開発の仕組みづくりについて考察し、実践研究に結びつけることを目的とする。

論文の課題として、特に、観光施設側が提供したい科学、歴史、文学といった客観的な事実情報（子どもの知識学習）と、物語的な想像（虚構ではあるが情緒性や非認知能力の育成）、アウトリーチでの子どもの関心や遊び要素づくりという 3 つの要素をいかにリンクし、地域の観光と子どもの全人的な成長につながられるかという観点から、1) ツールの種類・形態（メディア）、2) コンテンツの内容（情報のジャンル、テーマ）、3) 持続的・循環的な開発と活用の仕組みづくり、という 3 つの課題について考察する。

STEP1 から続く本研究における言葉の定義として、まず物語については「人の体験や記憶や世界などのイメージを時間軸や因果関係などによって構造化し表現したもの、表現するプロセス」と定義する。また子どもの“物語的想像活動”については、「子どもが何かを見たり聞いたり体験したりして、キャラクターを考えたり、ストーリーにしたり、世界を想像したり、テーマを立てたり、誰かになりきったりといった活動を通じて、対象に対する関心が深まったり、意識せずに知識を学んだり、自分について考えたり、情緒性を豊かにしたりといった子どもの創造的な想像活動」と考えている。さらに、本研究で使用する“物語資産”という造語については「物語的想像活動を行うために、観光資源（施設、空間、イベントなど）が顕在的・潜在的に持っている文化的価値」と定義する（西岡：2023）。

1.3 研究の方法について

ツール、内容、仕組みという 3 つの課題について、①STEP1 での施設取材データの再分析、②先行事例研究（観光教育、観光ツール等に関する文献研究）、③子どもの物語創作ワークショップ事例の分析を行い、実践的な開発の方向性について考察する。

1.4 論文の構成

まず第2章においてSTEP1で行った調査データ（施設へのアンケートとヒヤリング）を再分析し、第3章で先行事例（文献）研究により、観光資源における物語的なツールの事例と仕組みづくりについて考察し、第4章で子ども向けの物語ワークショップの事例について分析を行い、第5章でそれらの分析をもとに1.2で設定した3つの課題について考察した上で具体的なツール開発の方向性についてまとめたい。

2 STEP1の調査データより

予備調査と12の観光施設・資源における子どもの物語的な想像を喚起すると考えられる素材の中で、STEP2では特に「遊ぶ」、「演じる」、「創る」といった創造的な物語活動に焦点を置いて検討する。

2.1 ツールの形態・種類について

創造的な物語活動の要素を持った素材としては、神代植物公園植物多様性センターで行っている「観察レポート」や星と森と絵本の家に常設されている「はっけんコーナー」など、子どもの観察や気づきを文章と絵で書く絵日記的なシートがある。施設外への情報発信機能も含めて考えると、それらを物語要素を持った情報カードのようなコンパクトな形態に発展させる可能性が考えられる。また子どもによる自主的な観察活動だけでなく、例えば井の頭自然文化園の「身近な生きものたんけん」など、さまざまな施設で行われている体験イベントについても、子どものメモや記録などを元に、文章や絵で表現したり体験自体を言語化・視覚化することで、客観的事実を元にした子どもの科学的視点での情報素材となる。さらにそこから、子どもたち自身が物語的な想像活動を行うことで科学的・客観的要素の両方を兼ね備えた学習ツールとなり得るのではないかと。

中近東文化センターや井の頭自然文化園の彫刻館での造形ワークショップや文化財展示室みたかえるの縄文土偶づくりなどについても、アウトプットは造形物であるが、その制作過程では子どもが物語的な想像力を働かせていると考えられる。制作体験に加えて、作品写真のシートや説明を付加したカード、ジオラマとミニチュアキャラクターなど、情報性と物語性を兼ね備えたツールも考えられる。

また、みたか都市観光協会の8つのエリアごとのルートを紹介したQRコード付きの散策MAPでWEBに飛んで動画を見たり、自然の音を聞ける試みなど、地図をゲートとした疑似体験の事例や、三鷹市生涯学習課の三鷹市全体を博物館に見立てた“三鷹まるごと博物館”の発想などに見られるように、特定の1箇所の施設だけでなく、三鷹・武蔵野・調布・小金井といった広域の周遊や、環境保護や水や星、生き物といったテーマや物語を切り口に観光スポットを結ぶといった方法などを考えると地図というツールにもさまざまな広がりや可能性がある。

ツールの形態や種類に関しては、①絵日記タイプのシートを発展させた情報カードの開発（素材や活動の言語化・視覚化）、②マイクロ視点の物語ツール（1つの施設や資源）とマクロ視点（広域の周遊ルート）の物語ツール、③物理的な周遊ルートだけでなくテーマやストーリーで観光スポットを結ぶ発想、といった点が考えられる。

2.2 内容（テーマ）についての検討

STEP1では、作業仮説として、観光施設・資源を「文学資産」、「文化・芸術資産」、「歴史資産」、「自然資産」、「科学資産」、「複合資産」の6つのカテゴリー、各施設・資源の物語的素材を、「物語自体」、「ひと」、「もの」、「装置・設備」、「生きもの・自然」、「場」、「こと」という7つのカテゴリーに分類した上でアンケートとヒヤリングを行ったが、STEP2では、収集した素材データの内容について、「物語的な要素」と「子どもの関心」という2つの軸でカテゴライズを行った。

I : 物語的な要素

ツールで取り上げるコンテンツのカテゴリーとして、例えば“資料室・図書コーナー”や“よみきかせ活動”といったような、対象となる内容や具体的な作品や作家名を特定しない一般的な記述による素材のデータを除いた上で、物語の記述の基本となる“5W1H”という要素での分類を試みた。

表1 素材の再分類

	WHEN	WHERE	WHO	WHAT	WHY	HOW
	時代・季節・時間など	背景世界、場所、建物など	キャラクター・人（作家など）動物、植物、その他の生物	モチーフ・アイテムなど（道具、機械、乗り物、宝物、工芸品）	ストーリー（物語のタイプ・動機づけなど）	方法、できごと、環境・街の様子、生きものの状態など
世界の暮らし	・ハムラビ法典のレプリカ（中）		・三笠宮宗仁殿下の研究展示コーナー（中）	・展示品（ミイラのお棺、女神像、犬、カバなどの造形物）（中）		・古代の妻を挽く、楔形文字を書くなどの体験コーナー（中）
日本の暮らし	・昭和の暮らしの道具の展示（星） ・昔の街を想像できる写真集など（図）	・大正時代の建物（暖炉、ステンドグラス、窓の形など）（山）	・「三鷹の縄文人どんな顔？」（み）	・手押しポンプの井戸（星）	・農家のお茶を再現（農家が自宅で作って飲んでいた）（生）	・端材繊維の布・紙体験展示（神） ・わさび農家の展示（古民具など）、わさびを育てる（大）
心とからだ	・戦争に向かう暗い時代感を伝える（太）	・記念庭園（親子の散歩、幼児や低学年の遊び場）			・ソウラの運動場でソウラや戦争中など歴史的な話（井） ・地図のQRコードで音聞き写真を撮る（観）	
自然科学	定例観望会（天）	・4次元デジタル宇宙シアター（天） ・地層標本（み） ・雑木林や井の頭池などの自然（神）		YS-11コックピット（航）	・ジオラマを見ながら当時の生活を説明（太） ・ブラックライトや小型顕微鏡での観察コーナー（神） ・太陽系ウォーク（屋外）（天）	・「はっけんコーナー」（星） ・観察レポート（神） ・身近な生きものたんけん（井） ・アプリーで園内歩き（神） ・スペース・ミッション・シミュレーター（航）
植物	・樹木に名前を付けて年4回観察（神） ・夜間開園（虫や花の観察）（神）	・有三記念公園・庭園の四季折々の草花（山）	・子ども樹木博士になろう（神） ・植物学者牧野富太郎に関連書籍（神） ・食虫植物展（神）	・植物と衣食住の展示（神） ・芝生広場のパンバスタラス（神）	・オオオニバスに乗って撮影会（神）	・植物栽培（草葉復活など）（大） ・ロゼットピンゴ（地面に貼り付いた植物さがし）（神）
動物	・夜間開園（井）	・リスの小径（神）	・水生物館（井） ・ヤマネコ祭り（井） ・モルモットふれあいコーナー（井）	・剥製（企画展などで展示）（井）		・いきもの広場（井） ・飼育動物や園内に生息する生物などの観察会（井）
芸術	・夜間に彫刻にスポットライト当てて想像（井）	・北村西望のアトリエ館（井）		・植物や彫刻を鑑賞しながらものづくり（井）		・展示⇒スケッチ⇒陶芸（中）
国語						・昔使われていた方言を聞く体験（大）
文学	・マンガ版『路傍の石』（山） ・季節テーマの本の展示（図）	・暖炉の部屋でろうそくの灯りでお話会（山）	・太宰治が住んだ家のジオラマ（太） ・お父さんとしての山本有三解説（山） ・三鷹ゆかりの作家の展示（図） ・野口雨情の童心居（井）	・作家の書斎や愛用品（山） ・執筆体験やコートを着て撮影など（太） ・路傍の石のモニュメント・池など（庭）（山）	・「POP大賞」など本のおすすめイベント（図） ・『日本少国民文庫』展示（山）	・中高生向け図書部の活動（図） ・『路傍の石』の主人公のおしごと体験（活字）（山）
絵本	・季節のよみきかせ・手あそびなど（山）	・絵本の一場面のジオラマ（星） ・資料館の絵本コーナー（井）	・「くまの子ウーフ」コーナー（神沢利子作品など）（図）	・布絵本の展示・貸出（図）	・2500冊の絵本（図鑑や解説書含む）（星） ・絵本公募受賞作品展示（星）	
エンターテインメント	・昔あそび体験（星） ・“通”養成講座（観）	・映画の生まれる場所（ジ） ・生き物や自然物（ジ）	・ファンが作った新聞（太） ・マンホールカード（観）		・散策マップ（観）	・動きはじめの部屋（アニメ）（ジ） ・お話し会・映画会・科学遊び（図） ・クイズスタンプラリー（山）

（中）中近東文化センター（星）星と森と絵本の家（図）三鷹市立図書館本館（山）山本有三記念館（み）文化財展示室みたかえる（生）三鷹市生涯学習課（大）大沢の里古民家（水車経営農家）
（太）太宰文学サロン（井）井の頭自然文化園（観）みたか都市観光協会（天）国立天文台三鷹キャンパス（神）神代植物公園（航）JAXA 調布航空宇宙研究所（ジ）みたかの森シブリー美術館

WHEN：時代、季節、時間（ex. 縄文時代、大正時代、昭和時代、夏、夜など）

WHERE：背景世界、場所（ex. 宇宙、中近東、大正時代の建物など）

WHO：キャラクター、人物、生物など（ex. 作家（太宰治など）、動物、水生生物、昆虫・虫、植物など）

WHAT：モチーフ、アイテム（ex. わさび、水車、昭和の道具など）

WHY：ストーリー（物語のタイプや動機づけとなるもの）（ex. ふしぎ、非日常体験、人や動物の逸話など）

HOW：方法、できごと、環境、状態など（ex. 観察、シミュレーター、ものと原料の展示、栽培体験など）

II：子どもの関心要素

子ども視点に近い情報テーマという観点から、学校の児童図書に関する赤木（2018）の分類を参考に、「世界の暮らし」、「日本の暮らし」、「心とからだ」、「自然科学」、「植物」、「動物（変温動物／恒温動物）」、「芸術」、「国語・文学」、「絵本」、「エンターテインメント・あそび」の10のカテゴリーを設定した。

さらにI軸×II軸の分類によって、STEP1で抽出した素材データの再分類を試みた。

この2軸の分類では、「動物」や「植物」、「虫などの生きもの」、「自然」、「宇宙」、「星」、「古い道具」、「歴史や昔の人の生活」、「作家（のキャラクター性）」などの素材が多く見られた。（表2：スペースの都合上、そのカテゴリーを代表的するような素材のみを掲載した）

2.3 仕組みづくりについて

STEP1において物語の効果についての分析でも触れたように、観光施設・資源における物語的な想像活動には、①絵本や小説などの物語コンテンツそのものによって作品世界を疑似体験させたり、その時代や人物などを想像させるような受動的な想像活動（物語受容）と、②自然やいきものなど、体験したり観察したことを言語化・ビジュアル化し、ものづくりや物語づくりに結びつける能動的な想像活動（物語創造）という2つのタイプがあり、それぞれに対応するツールが存在していることがわかった。

ツールづくりの仕組みとして、第一には神代植物公園の観察レポートや星と森と絵本の家のはっけんコーナーなど、個別のスポットでの体験、観察、想像活動を元にした情報発信ツールづくり、第二にみたか都市観光協会の子どもの視点による観光スポット発見と展示会運営の授業や三鷹市生涯学習課の大沢でのわさびや紫の復活プロジェクトのような体験活動への市民参加とそのプロセスや結果の共有、第三にまるごと博物館構想や散策マップなど広域にわたるMAPやガイドブックなどの周遊的なツールづくりの視点、さらにそれらの組み合わせといった方法などが考えられる。

また、井の頭自然文化園の動物解説員や神代植物公園の学芸員、中近東文化センターの学芸員、三鷹市立図書館の図書館司書、太宰文学サロンや山本有三記念館などの学芸員やボランティアガイド、そして星と森と絵本の家では、学芸員、司書に加え保育士や地域のボランティアなど、専門家や子どもの想像活動をサポートする“ひと”の存在は欠かせない。物語ツールの開発においてはそれらの人々の知見や気付きなどの情報を共有する仕組みも必要であろう。

開発の仕組みとしては、1) 観光施設・資源における専門情報の提供、2) 体験による共有、3) 子どもの気づきを記録（言語化・視覚化）、4) 客観的事実に関する大人の監修、5) 子どもの物語的想像力を活かしながら地域の物語づくり、6) その場にはいない子どもたちにも広く共有できるツールとして進化させる、7) アウトリーチとしてツールを活用し施設やテーマへの関心や来訪欲求を喚起するといった循環型のプロセスが考えられる。

3 先行事例研究

3.1 観光教育の視点

ツールの内容、そのカテゴリーや目的については、観光教育という視点も検討しておく必要がある。松崎（2015）は、観光教育を教室で実践する意味として、①地元を知らない子どもたちに、地元を見直すきっかけを与えるこ

と、②地元の良い再発見から出発して、子どもたちの視野を全国各地に広げていくこと、③観光教育は子どもたちにとって楽しい学習だということ、の3点を挙げている。また、栃木県茂木町の『和菓子の町・茂木』を売り込もう」という観光まちづくり授業を例に、授業の効果をモンテッソーリ教育と関連させて、①自由にかかわっていく＝紹介したい和菓子を自分で選択した、②かかわったことを続けて行う＝多様な学習活動があった、③全人格的にかかわる＝和菓子店の将来までも気に掛けるようになった、という3つのポイントにまとめている。

宍戸（2022）は、2022年の高校の新学習指導要領に「観光ビジネス」が開設されることを契機に、高校の観光教育と接続する小中学校、専門学校、大学などの教育機関における観光教育の概況や課題について研究を行い、発達段階別の展開イメージについて考察を行っている。宍戸は其中で「初等中等教育における観光教育の概況」として、小学生から地域を知り学ぶ必要性和同時に、実務的で専門性は高いが学際性と教育効果の高い観光教育を学校教育・授業の中でどう展開するかについて、2022年から始まる新学習指導要領「総合的な探求の時間」への期待を述べている。

また、寺本（2019）は、児童生徒用の具体的な観光教材コンテンツとして、地域の資源を分類する「観光の花びら」という概念図で、自然、施設、イベント、生活文化、歴史、食べものという6枚の花びら（6つの要素）を提示し、開発の年表やポジショニング・マップ、観光の強みと弱みを思考させるSWOT分析といった教材の事例を紹介しながら、小中高の各段階において観光教育で育てたい能力の一覧を作成している。寺本は、育てたい能力として「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」という3つをあげ、例えば、自県、自市の地理的歴史的な観光価値を学んだり特性を理解すること、小学生であれば、仲間やゲストと対話しながら観光地に関するガイド文やコラージュ作品、ビデオクリップに表現したり、中学生ではSWOT分析のようなマーケティング視点、そして自分も地域社会の一人として何らかの役割を担おうとすることなどをあげている。

観光教育の視点からの開発のポイントとしては、子どもに地域への関心を持たせることや子どもの視点や自主性を大事にすること、学校の授業などでの継続的な活動、大人とのコミュニケーション、そして子どもたちにとって楽しさを重視することなどがあげられる。

3.2 コンテンツツーリズムの視点

物語をテーマにした観光誘致という点では、アニメや映画、ドラマなどのコンテンツの舞台や作家の生誕地を訪れたり、テーマパークづくりなどを通じた地域の新たな魅力開発の手法としてコンテンツツーリズムという戦略がある。

岡本（2019）は、コンテンツツーリズムについて、現実空間、虚構空間、情報空間という3つの空間にかかわる観光だとし、一般的な観光は「観光主体が現実空間上での物理的移動を行い、観光目的地に行って帰って来るもの」、そして「映画やマンガ、アニメ、ゲーム等のコンテンツを体験することは、精神的な非日常空間への移動」と捉え、移動先の空間を「虚構空間」（コンテンツ内の物語の世界）と名付けた。さらに岡本は「ネットサーフィンやネット上での人々との交流」を「情報空間」への精神的移動と呼んだ。そして、「これらの3つの空間を横断する観光」として「たとえば、アニメ聖地巡礼の場合は、コンテンツの体験（虚構空間への観光）をきっかけに、現実空間への移動が行われる。それとともに情報空間上で他者と相互作用している。」と述べている。（図1参照）

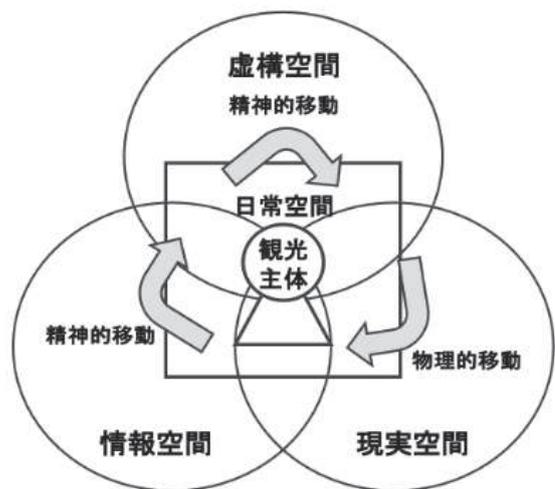


図1 コンテンツツーリズムにおける3つの空間と移動体験（岡本、2015より作成）

本研究の主旨から考えると、コンテンツツウリズムも、「読む」、「聞く」、「見る」といったコンテンツ体験（受動的な物語活動）を、「遊ぶ」、「演じる」、「創る」といった創造的な物語活動に進化させる活動ということができる。

ただ、コンテンツツウリズムにおいては、映画やアニメなどの作品製作の前段階で、作品の世界観に合致する舞台としての地域や街や施設などの魅力とクリエイターの志向（作りたいコンテンツの世界観に合致するか）という要素が大きく、地域側から見ると偶然性が高い戦略であるとも言える。

また、本研究のテーマに照らすと、コンテンツ自体が子ども向けかどうかという点も大きい。子どもに関連したコンテンツツウリズムということでは、例えば、調布市の「ゲゲゲ忌」のような水木しげるの「ゲゲゲの鬼太郎」を素材とした活動や、東京都江戸川区に2023年に開館した「魔法の文学館（江戸川区角野栄子児童文学館）」や練馬区の「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京—メイキング・オブ・ハリー・ポッター」などがあり、三鷹市の「三鷹の森ジブリ美術館」などもその要素を備えている。ただ、いずれも既存コンテンツが主役であり、地域の素材発のコンテンツとは言えない。

ただ、施設自体の子ども向けコンテンツ、またアウトリーチとしての子どもの居場所での楽しみという点を考慮すると、子どもの遊び要素として、そうした施設やイベントなどが提供する没入感や擬人化の視点も重要である。

3.3 観光ツールの形態と内容について

文学館や史跡や動植物園などの観光施設・資源にも、作品や遺跡などの展示物や、生き物や自然そのものなど以外に、来訪者がより楽しめるように、また子どもの学習や大人の研究に役立つようなさまざまな形の情報ツールが設置されている。それらの中で特に、子どもの物語的な想像力を喚起すると考えられるメディアとしては、絵本・小説・マンガ、映像、カード、図鑑などが考えられる。また、特に、施設外へのアウトリーチを考えると、個別の観光スポットにある情報だけでなく、観光地図などの複数スポットの周遊を楽しむためのメディアもある。

3.3.1 絵本・小説・マンガ、図鑑・事典などについて

文学館や歴史関連施設では、子どもを対象とした読み聞かせ活動などは行われているが、絵本などを読むだけでなく、物語コンテンツから派生するさまざまな体験ワークショップを展開している事例もある。観光地における読み聞かせとワークショップということでは、群馬県太田市九合地区で子ども向けに、大正生まれの高齢者インタビューを元に観光スポットやアイテムを7つの宝と設定した「九合地村物語」を制作し、小学校の授業の中で読み聞かせ（語り）を通じて子どもたちに地域特性を伝えると同時に宝の地図を見せたり、読み聞かせだけでなく、子どもが宝と思うものについて質問したり、子どもたち自身の物語を想像させる活動を行っている（田中、深谷、大里、星野 2015）。島根県松江市では、この地域出身の作家小泉八雲について「マンガ小泉八雲」の作画者に来てもらって感じたことを絵にするワークショップを行っている（鹿野、小泉、真野、岩田 2014）。

それらの事例のように、物語の読み聞かせという受動的な物語活動だけでなく、さらにそこから子どもたちの想像を形にする創造的な活動も重要である。

図鑑や事典については、井の頭自然文化園や神代植物公園、星と森と絵本の家など、自然や科学関連の施設においては、絵本などの物語系の図書と並んで設置されていることが多い。それらは基本的には調べ物など、子ども自身に客観的な事実としての正確な知識がわかりやすく記述された科学的なものという本来の目的や規範があり、虚構の物語とは区別される。

ただ、読書感想文の素材として図鑑を取り上げるケースに関する研究（大石 2018）では、次のような視点が

示されている。「図鑑を開きながら、まだ採れない蝶にあこがれる」ということが示すのは、図鑑というメディアの持つ物質性が実現している、実物への媒介性だからである。……むしろ実物のほうが活動の対象となり、対象化という意味でモノ化しているのである。……その結果図鑑に沿うコレクション活動が喚起されたとき、本来「事物」であったはずの植物や昆虫は対象化されたモノとして実践者には立ち現れる。……特に1970年代以降、妖怪や怪獣などの「実物がない」ものを図鑑形式にして書籍にすることが流行したことで大きな関わりがあるのではないだろうか。図鑑や事典の本来機能や読書感想文などにおいては課題となる現象とされているが、本研究においては、意図的にカテゴライズされたそれらは、科学的知識素材から子どもの物語的な想像力を喚起するために有効な素材とも考えられる。

3.3.2 カードの活用

子どもにとってカードというツールは、遊びの1ジャンルとしても定着している。小さくて持ち運びがしやすく、電源やWi-Fiも必要ないのでいつでもどこでも手軽に遊べて、コレクション性やトレーディング要素（交換する楽しみ）などもある。制作する側としても、絵と文字情報を混在することができるので、知識情報、物語要素、両者の混合など自由度があり、点数をつけたりクイズ形式などのゲーム性を持たせたり、場所やキャラクター、アイテムなどバリエーションを持たせることができる。

観光カードについてはすでに、“LOGET! CARD” (<https://loget-card.jp/>) と呼ばれる全国の観光施設の情報カードがあり、三鷹近辺では神代植物公園カードなども制作されている。パンフレットの代わりとして利用できるというコンセプトのJFM観光カード (<https://www.sscard.jp/>) もある。近隣では多摩観光推進協議会の多摩の旅カードなどもあり三鷹の森ジブリ美術館のカードが制作されている (<https://tama-kankou.tokyo/travelcard/japanese>)。

また、一般的な観光カード以外でも、お城カード (<http://jokaku.jp/cc2023/>) や神社仏閣カード (<https://www.jinjabukkaku-card.com/>) など観光資源の種類ごとに発行されているカードもある。

観光や学習目的を持ったカード及びカードゲームに関しては、さまざまな実践的な研究も行われている。

田中ら (2015) は旭山動物園のアザラシの観察に関する紙芝居を作成し、その絵を手持ちサイズにした観察カードを併用したワークショップを行い、観察活動における「思い出し」や「見比べ」、「提示 (他者への伝達)」、「参考 (他者の観察内容を知る)」といった効果について報告している。紙芝居をベースにしており、学習効果のある物語カードの事例と言えよう。

中村 (2010) は、植物カードゲームを制作し遊ぶという大学生の実践活動を通じて、植物の名前や特徴を覚えたり、入れ込む情報要素の選択や観察のポイント等についての気づきや子どもの視点を意識することなどの効果を挙げている。カードづくりという活動自体が制作する側の素材に関する学習や他者への伝達の工夫などを促進する効果もあると言える。

片山 (2018) は、小学生の生活科での昆虫の育ち方カードの授業での使用を通して、子どもたちが、活動自体の楽しさや、友達と話し合ったり自分で考えたり、また「見慣れてきて平気になったり、愛着がわいたり」昆虫に対する苦手意識が緩和されたといった効果を報告している。情報制作にあたって (昆虫などの) 対象に接したり考えたりすることで、対象に興味や好感を持つといった効果も考えられる。

細谷ら (2018) は、海や磯に出かけない (出かける機会がない) 人に対する海育の実践を目的として、能登の小学生に描いてもらった魚の絵を撮影して画像にし、さらに魚介類の説明やレシピを付した「食育」の要素を持った地域密着型の「お魚カード」を制作し地域のイベントで配布して、地元での意見感想などの聞き取りを行っている。子ども自身が描いた絵が配布されたり、さらに意見などの情報が付加されることで、地域の大人との交流を促進すると同時に、子どもの自己肯定感も高まる効果もある。

濱口ら (2011) は、福井県立美術館の美術鑑賞教材としてのアートカードの意義や活用方法についての研究の

中で、米で開発された「アートゲーム」や中部・関西地区の学芸員と教員で構成されたアミューズ・ビジョン研究会が開発した「ポケット・ミュージアム」やそのモデルとなった滋賀県立近代美術館の学校用貸出教材「アートゲーム・ボックス」といったアートカード開発事例を挙げながら、作品鑑賞テクニックの向上や参加者のコミュニケーション能力の活性化などの効果をあげ、全人格的な総合教育に結びつく可能性も示唆している。また遊びの意義とアートカードが生み出す創造的な活動にも触れている。本研究の視点から考えると、ここで触れられている効果以外にも、子ども自身が、特定の施設の展示物同士にテーマ性を持たせたりカテゴリ化したり、作品間や展示間の関係性（ストーリー性）を生み出すツールとしても有効ではないかと考える。

子ども向けではないが、カードゲームを楽しみながら景観や都市計画について考えるきっかけを提供する札幌市の「景観まちづくりカードゲーム☆景観カード」といった試みも見られる。子ども自身がまちづくりを考える視点も重要である（岡本健 2014）。

3.3.3 地図、観光すごろく、ゲーム

観光地図については、みたか都市観光協会の8つのエリアごとの「みたか散策マップ」のほか、QRコードで音の散歩MAPの事例、また三鷹市生涯学習課の三鷹市全体を博物館に見立てた“まるごとミュージアム”の発想などに見られるように、現場に行かなくても見るだけで楽しいバーチャルな周遊活動や、アウトリーチとしての疑似体験にも結びつく、エリア全体としての物語視点も重要である。

鈴木（2021）は、「緑と水の公園都市」というコンセプトを切り口に、文字通り緑と水の回遊ルートをベースとする市域を超えた広域のマップの提案を行っており、それぞれのスポットの物語とともに、テーマで点をつなぐエリアとしての大きな物語的な想像を喚起するものである。

ただ、子どもにとって地図というツールは、子どもの活動範囲を考えた時に、想起できるエリアの広さに限界があるという課題もある。岩本（1981）は、子どもの心象環境の構造について、ほぼ学区域と一致する、地名や位置関係が正確にわかる子どもの活動が自由に行える範囲、公園や野球グラウンドのような一定の広がりを持つ位置関係は正しいが地名についてやや曖昧な全く自由ではないが一定の行動経験と結びついた範囲、そして有名な場所や交通の結節点と結びついた範囲の3つに分け、第3圏では子どもの方向感や遠近感が大幅に失われることを指摘している。

子どもにとっては、例えば三鷹市全域などといった広いエリアをカバーするのではなく、学校区や居住エリアを中心とした狭域のマップや、物語世界のような抽象的な移動空間の中で、目的やテーマによって具体的なスポットをつなぐマップなども考えられる。

目的地をつなぐという意味では、物語要素を持ち、旅や周遊的な視点を持ち、さらに子どもの遊びツールとしても有効と思われるツールに双六的なボードゲームがある。

大井田ら（2022）は、盤双六と絵双六という2種類の双六のうちの絵双六、特に日本の旅双六の歴史について触れている。大井田は「日本の江戸時代の東海道双六以降、旅双六は観光のまなざしを作り上げてきた。日本の旅双六はコマに対する説明の書き込みが多く、情報量が豊富という特性を持っている。」と述べ、地域のプロモーションとゲームを兼ねた新しいコンテンツとしてバーチャル旅双六を提案している。

また、北川（2013）も、すごろくの変遷と観光の関係について、特に、『東海道中名物雙六』のような現代の観光旅行においても歓迎される「食文化」の要素を盛り込んだものもあり、「道中双六」は単なる室内の遊戯としての「双六」として「観光」旅行事情の習得に貢献しただけでなく、歴史・地理教育に役立ち、仮想の旅の世界、観光旅行の世界を広めた。現代では旅行情報は随時得ることができるが、近世における双六は当時の社会生活においては重要な情報源であったと考えられる。」として、生活情報ツールとしての要素も強調している。

観光双六ゲームの実践例として渡部ら（2011）が作成した「奈良の都平城京すごろく」は、すごろく盤でゲー

ムを楽しみながら 8 世紀の政治や文化に関する知識を習得できるのが特徴であり、小学生から高校生まで学年を問わず活用することができるゲームである。遊びながら知識を学べるというメリットはあるが、歴史上の事項を素材にゲームを作成する場合は歴史的事実と異なる仮定の要素を取り入れることができないという制約があることも指摘されており、観光素材を基にした子どもの物語想像活動においても、特に教育的な効果において、事実とフィクションの使い分けには留意する必要がある。

また、倉田 (2013) は、スマートフォン等を活用したりしながら、スタンプラリーや謎解きなどに代表されるゲーム要素を持った観光として、観光周遊支援ゲームという方法について分析を行っている。

ゲームによる社会課題解決という視点もある。上原ら (2023) は、エンターテインメント性を持ちながら社会の諸問題を解決することを目的としたシリアスゲームについて、その活用目的について、①研修、②教育・普及、③意見聴取・施策立案、④コミュニティ形成などを挙げ、またその効用として、参加者を惹き付け前のめりの参加を促せる、伝えたいメッセージを効果的に伝えられる、参加者同士の対話を促し、学び合う場を作れる、といった点を挙げている。そして、「まちなか発想ゲーム メイキット」、「超高齢社会体験ゲーム コミュニティコーピング」、「SIMULATION 2030」、「野生生物との共生を考える鳥獣対策ボードゲーム」などの具体的な開発・活用例を紹介し、1: 社会課題の構造化、2: テーマとメッセージの設定、3: 体験の設計、4: 場面の設計、5: プロトタイプ作成、6: テストプレイの実施、という 6 つのステップからなる開発の流れについてもまとめている。社会課題解決が目的の大人向けのゲーム開発の事例ではあるが、社会課題を子どもの関心領域における遊びや知識学習と置き換えるとその開発手順は参考になる点も多い。

岡本 (2019) は、「ゲームと観光の共通点は、いずれもレジャー活動に該当し、体験に「楽しさ」が含まれることであろう。ゲームも観光も、その主たる動機は「他の何かのもののため」というより、それ自体を楽しむことを目的としている」と述べ、ゲームと観光とのかかわりとして、①観光の場面でゲームが活用されるケース、②ゲームの題材として観光が用いられるケース、③ゲーム体験そのものが観光になるケースという 3 点をあげ、さらに①については、1. 観光中にゲームがプレイされる、2. ゲームそのものが観光資源になる、3. ゲームの舞台やキャラクターゆかりの場所に旅行するという 3 つのタイプ、②については 1. ゲーム内で観光が描かれる、2. 観光行動にゲーム的要素があるという 2 つのタイプに分け、また③については VR 技術を用いたゲームやアトラクションの例をあげている。観光すごろくは②の 1. に該当すると考えられる。(岡本も『桃太郎電鉄』シリーズを例にあげている。)

岡本 (2019) はさらにゲームと観光について「現実空間にゲームという虚構空間や情報空間のルールを重ねることで「場所」や「モノ」の意味付けが再度なされ、それまで見向きもされなかったものが「見るべき」「目指すべき」「体験すべき」観光資源になる。その意味で、これらはまさにコンテンツツーリズムなのである。」と述べている。

岡本の言葉を借りれば、本研究でのツール開発は、子ども自身が、楽しさを主体にしながら、虚構空間を創造し、大人のサポートも得ながら情報空間として発展させていくこと、と言えるのではないかと。

表2 子どもの物語ワークショップの事例

	実施時期	プログラムテーマ	プログラムの概要	分析
事例1	2021年 5月～7月	物語づくり連続講座 「とき(時代・時間)× 物語」	・オリジナルキャラクターとストーリーの4コマ絵 本づくり ①よむ(しおりとキャラクターカード作り)、②ま なぶ(江戸っ子ワーク/山本有三記念館)、 ③つくる(物語マップ、キャラクターのキーホル ダー作り、オリジナルストーリーの4コマ絵本作 り)	・大正時代の建物の階段の手すり、ステンドグラス、窓カギの形、庭の池の鯉な どに関心を引かれ、それらをキャラクター化した物語創作が見られた。 ・大正時代、江戸時代へのタイムスリップ的な物語作品が見られた。 ・山本有三氏の人生や作品などの展示物自体は物語創造の素材としては出て こなかった。
事例2	2021年8月	夏休み物語づくり 「地図×物語」	①絵地図作家の講義(絵地図作りやスポット探 しのコツなど)、②みんなで街を散歩、③地図づ くり、④読み聞かせ講師によるテーマの読み聞か せと読書ゲーム、⑤オリジナルキャラクターとス トーリーを考えて4コマ絵本づくり	・地図づくりでは、空想世界をベースに散歩で訪れた神社やお店などを配置した タイプが多かった。 ・生きもの(セミなど)や訪れた場所(神社など)、季節感(暑さ)、色彩の 変化など、散歩中の体験が物語に反映されている。 ・散歩中に見つけた石を主人公にした作品や、暑い日で熱中症というテーマも 登場した。 ・背景を特定せず、主人公が迷路的なルートを進む作品が複数見られた。 ・地図テーマでは現実世界が背景の物語は少なかった。
事例3	2022年8月	サマープログラム 「お天気×物語」	①気象予報士による講義と雲づくりの実験、② 屋外で雲の観察、③読み聞かせ講師によるテ マの読み聞かせとゲーム、④オリジナルキャラ クターとストーリーを考えて4コマ絵本づくり	・全員が何らかの形で(テーマ、キャラクター、舞台となる世界など)天気に関 連する物語を作った。 ・雲や雷などの擬人化(キャラクター)が見られた。 ・人間とお天気という現実が舞台の物語も見られた。 ・特に、雨が降ることによってストーリーの流れに何らかの変化が見られるパターンが 複数あった。
事例4	2023年8月	サマープログラム 「植物・生き物×物語」	プレ企画:①神代植物公園植物多様性セン ターの情報館見学、②散策後に観察レポート 本プログラム:③読み聞かせ講師によるテーマの 読み聞かせと読書ゲーム、④オリジナルキャラ クターとストーリーを考えて4コマ絵本づくり	・植物多様性センターでの「観察レポート」は創作でなく客観的事実に基づくも のであった。 ・「観察レポート」で使用した植物を主人公にした物語作品が複数あった。 ・体験とは関係なく、生物自体の生態(食物連鎖)について物語化した作品 もあった。
事例5	2024年3月	たびするキャラクターの ミニすごろくボードゲー ムづくり	①「あたか散策マップ」配布、youtube映像で いくつかの観光地の疑似体験(大沢の水車、み たかえるの遺跡ジオラマなど)、②たびするキャラ クターづくり(すごろくのコマ)、③ボードゲー ムづくり(場所に行く、人や動物に会う、アイテムを ゲットするの3つのミッションを設定)	・すごろくの舞台では、ルートはランダムだが、三鷹全体の観光ポイントをめぐる もの、井の頭自然文化園(動物園)内をめぐるもの、井の頭文化園と図書館 など離れた施設をつなぐもの、野原や山などの設定などが見られた。 ・キウイや草など自然のキャラクターやビルの散キャラなどを想像した。 ・トトロやボキなど既存キャラクターもゲームに登場した。 ・三鷹の自然を取り戻す、いなくなった動物を探しに行くといったテーマ(物語 性)が見られた。 ・鳥のキャラクターや空を飛んだりオーロラや熱中症、気候変動のような地球的 なテーマも見られた。

4 実践事例研究

筆者の運営する団体で過去に実施したワークショップの中で、実施した物語創作ワークショップについて、①ツール、②テーマやモチーフ、③仕組みという3つの要素のいずれかを持つ事例を取り上げ、それらの視点から分析した。なお、事例として使用したワークショップは研究を目的としたものではなく、さまざまな体験活動や疑似体験から、子どもが自分でキャラクターを考えてものづくりや物語づくりを行うことで子どもの遊びと学び、ストレス解消などをめざすキャラクターの心理的・社会的活用を目的とする活動である。(※ワークショップ事例4と事例5は、STEP1の研究後に実施しており、活動の主旨は優先しながらも、本研究の参考になるいくつかの要素は盛り込んでいる)(概要と結果は表2を参照)

4.1 事例1: ものがたりのがっこう「とき(時代・時間)×物語」(2021年5～7月実施)

①よむ(既存の物語から好きなシーンのしおりとキャラクターカードを作る)、②まなぶ(江戸小咄の講師から江戸っ子を学ぶワークショップ、山本有三記念館の探索:ふしぎさがし)、③つくる(物語マップ、オリジナルキャラクター作り、オリジナルストーリーの絵本作り)という読書、体験、創作を組み合わせた総合的な物語プログラム。

テーマ、施設、ツールといった要素が本研究と関連する。テーマやモチーフについては、大正時代の建築物の中で、階段の手すりの形をお菓子になぞらえたり、ステンドグラスや古い窓カギの形、庭の池の鯉などに関心を

引かれ、作品でもそれらをキャラクター化した創作などが見られた。テーマが“とき（時代・時間）”であり、江戸っ子のワークショップ体験もあり大正時代、江戸時代へのタイムスリップ的な物語作品はあったが、山本有三氏の人生や作品などの展示自体については興味を持って見てはいたが物語の素材としては出てこなかった。

4.2 事例2：サマープログラム2021「地図×物語」（2021年8月実施）

①谷中などの絵地図作家を講師に絵地図作りや面白いスポット探しのポイント等の講義のあと講師と一緒に散歩をしてから、さまざまな素材で地図づくり（立体造形）を行った。その後、②読み聞かせ講師による地図テーマの読み聞かせと読書ゲームを行い、③オリジナルキャラクターとストーリーを考えて4コマ絵本づくりを行った。

本研究との関連はツール自体（地図）がテーマであるという点である。地図づくりのワークショップでは、空想世界の地図をベースに、散歩で訪れた神社やお店などを配置したタイプのもが多かった。物語の素材としては、生きもの（セミなど）や訪れた場所（神社など）、季節感（暑さ）、色彩の変化などの形で散歩中の体験が反映された。散歩中に化石のような石を見つけた体験から、石を主人公にした物語も登場するなど場所の体験やモノからの物語創作が見られた。現実には歩いた場所と関連のない宇宙戦争のような異世界のできごとを素材とした作品もあり、全体的には、背景を特定しない、主人公が迷路的なルートを進む作品も多かった。地図テーマでは、現実世界が背景の物語は少なかった。

子どもは1つ1つのポイントには関心はあるが、地図自体や地図がテーマの物語の創造という点では、現実の空間や行動とリンクしないことが多い。

4.3 事例3：サマープログラム2022「お天気×物語」（2022年8月実施）

①気象予報士によるお天気に関する講義とペットボトルを使った雲づくりの実験のあと屋外で雲の観察を行い、その後、②読み聞かせ講師によるお天気関連の読み聞かせとお天気と感情テーマなどのゲーム、最後に③オリジナルキャラクターとストーリーを考えて4コマ絵本づくりを行った。本研究と関連する視点は、お天気という科学的なテーマの活動と物語づくりという情緒的なワークショップとの親和性や素材の内容等である。

全員が何らかの形で（テーマ、キャラクター、舞台となる世界など）天気に関連する物語を作った。人間とお天気という現実が舞台の物語も見られた。雲や雷などの擬人化（キャラクター）も見られた。特に、雨が降ることでストーリーの流れに何らかの変化が見られるパターンが複数あった。学校行事の前にお天気を願うという子どもの日常体験や、読み聞かせやその後のゲームでのお天気と気分や感情について触れるなどといった活動の効果もあり、科学的なテーマでありながら、物語の創作に結びついている。科学的な素材であっても、感情に結びつけたり、また雲の形は何かに例えやすいなど、認知的な要素であっても、色や形などが擬人化の助けとなっている。

4.4 事例4：サマープログラム2023「植物・生き物×物語」（2023年8月実施）

①プレ企画として直前の土曜日に神代植物公園植物多様性センターで、情報館の見学（展示、顕微鏡、ブラックライト体験など）と屋外散策を行った後にセンターで実施されている観察レポートを書いた。本プログラムでは、②読み聞かせ講師による生きもの関連の読み聞かせとペーパーサートを使用した読書ゲーム、最後に③オリジナルキャラクターとストーリーを考えて4コマ絵本づくりを行った。

本研究と関連する視点は、植物園の観察レポートという科学的な活動（客観的な事実）とそれを素材にした物語づくり（フィクション）の可能性と内容である。「観察レポート」自体は科学的視点に立つものであるが観察した植物を主人公にした物語作品が複数あり、体験から発展させて生物自体の生態（食物連鎖）について物語化

した作品もあった。科学的ツールが素材でも子どもが物語創作をすることは可能である。また、直接素材でなくとも、体験やテーマから物語を発想することも可能である。

4.5 事例5：「たびするキャラクターのミニすごろくボードゲームづくり」（2024年3月実施）

みたか都市観光協会制作の「みたか散策マップ」を配布し、協会のYouTube映像等での観光地の疑似体験（大沢の水車、みたかえるの遺跡ジオラマなど）のあと、たびするキャラクター（すごろくのコマ）を考えてボードゲームづくりを行った。素材からの物語的な想像活動の促進を意図し、特定の場所に行く、人や動物に出会う、アイテムをゲットするという3つのミッションを設定した。三鷹市とその周辺の観光スポットをヒントにしな
がらも、すごろく自体の世界観（たびする空間）や3つのミッションの内容は三鷹に限定しないこととした。

本研究との関連は、観光施設・資源という素材の内容とマップやすごろくといったツールの可能性である。

すごろくの舞台設定では、ルートはランダムだが三鷹全体の観光ポイントをめぐるもの、井の頭動物園内のさまざまな動物（リス、モルモット、ヤマネコなど）+ジブリ美術館、ピンポイントで井の頭文化園や図書館をつなぐ、野原や山といった仮想的な設定も見られた。ゲームの目的（ゴール）として、「三鷹の自然を取り戻す」、「いなくなった動物を探しに行く」などのテーマが見られた。鳥のキャラクターが空を飛んだりオーロラや熱中症、気候変動のような地球的なテーマも見られた。すごろくのコマとしてのキャラクターづくりでは、キウイや草など自然をキャラクター、ビルの敵キャラなどが登場した。途中で出会うキャラクターにはトトロやポキなど既存キャラクターも登場した。

舞台やスポットの設定には子どもの場所体験や活動範囲などは影響するが、スタートとゴールがあるため、目的やいくつかのスポットを結ぶテーマの設定やそれに沿ったキャラクターの創造なども可能であり、オリジナルキャラクターのすごろくというツールは有効である。

4.6 考察

①ツールについて：オリジナル絵本やキャラクターグッズ、情報カード（ゲーム）、地図、ボードゲームなどはいずれも有効である。地図とボードゲームの舞台やルートについては、広域と狭域、現実空間と仮想空間の両方が見られる。②テーマ・モチーフについて：体験活動で出会った場所、もの、人（生きもの）などは創造の源泉となり得るが、体験自体ではなくても言葉などが何らかの物語創造のヒントとなる場合もある。科学的なテーマが素材であってもキャラクターや物語を創造することは可能である。また、雲や石など無生物をキャラクター化する「擬人化」も行われており、展示物などの“もの”からの発想も有効である。作家の展示自体を発想の源泉とするには、子どもにとって身近な存在とするための情報の加工が必要と考える。③仕組みづくりについて：特に子どもが科学的、歴史的な知識を得たり、専門情報を発信する目的を持った施設では情報提供ツールや大人の説明など情報サポートが必要である。自然や生きもの体験などの場では、見たり体験したものをメモしたり、絵や文章に残す過程も重要であり、それらは物語的想像活動の素材ともなる。

5 考察

以上の分析から、本論文の3つの課題に関して仮説をまとめる。

1) ツールの種類・形態（メディア）

まず施設自体においては、子どもたちの情報ツールとして、展示物や生き物や歴史、科学などに関するコンパクトでわかりやすい情報カードという形態は有効である。さらに、客観的事実（知識）と想像世界をカードの表裏などではっきり区別した上で、物語性を持たせることで、子どもの関心を喚起することができる。特に、子ど

もたち自身の視点で発想したカードとその制作ワークショップなども現場での楽しみや学びの機会の増加につながる。また、子ども関連施設など観光施設外の子どもの居場所で（行ったことがない子ども、行けない子どものため）の観光資源の展示物や情報などの疑似体験も有効であり、そこでは地図や地図を入口に動画を見たり音を聞いたりできるようなゲートとなるツールなども考えられる。また、学習要素だけでなく、子どものストレス解消や楽しみにも寄与するために、できるだけ非日常感、没入感を持った体験の創造も必要である。「読む」、「見る」、「聞く」だけでなく、子どもたちが実際に、「ごっこ遊び」的に体を動かしながら、遊び、考えるためのツールも有効である。それらを併せて考えると、（何らかのスコアなどの）ゲーム性を持った情報カードと組み合わせた双六型のボードゲーム制作なども考えられる。

2) コンテンツの内容（情報のジャンル、テーマ）

学習効果、心理効果とともに、その施設を訪れたことがない子どもたちへのアウトリーチとしての情報伝達効果という点では、特に子ども同士での普遍的な関心テーマや子どもが共感するコンテンツ内容も重要である。

本研究では、三鷹市とその周辺の観光資源・施設における素材データに関して、子ども視点に立った児童書分類を参考に情報をカテゴリーライズし、「動物」や「植物」、「虫などの生きもの」、「自然」、「宇宙」、「星」、「古い道具」、「歴史や昔の人の生活」、「作家（のキャラクター性）」などが多く出現したことから、仮に子どもの関心事として、それらから優先的に考えることが可能である。ただ、子どもの関心領域と思われるテーマで今回の調査対象に含まれていない素材のカテゴリー（例えば、三鷹市芸術文化センターで扱っている音楽や演劇、芸能、子どもの関心の高いお笑いや、六都科学館や東京農工大のロボット等の科学素材など）についても考慮しておく必要がある。また、学習的な要素だけでなく、同時に子どもの遊びや楽しみといった要素、さらに子どもにとっての普遍的な関心要素（他の子どもに伝えて共有、共感できるテーマやモチーフ）という視点も考える必要があり、今後は子どもたちへのより詳細な嗜好調査も必要である。

3) 持続的・循環的な開発と活用の仕組みづくり

子ども自身の体験活動（観察や造形など）⇒カードなどのツール創造（大人のサポート）⇒情報化・メディア化（地域での仕組み）⇒施設自体への設置（子ども施設等へのアウトリーチ）⇒新しい子どもによる体験⇒来場・集客、というサイクルで常にリニューアルしていくことで、観光施設・資源や子ども関連施設におけるツールとしても新鮮度が保てるのではないかと（図2参照）。

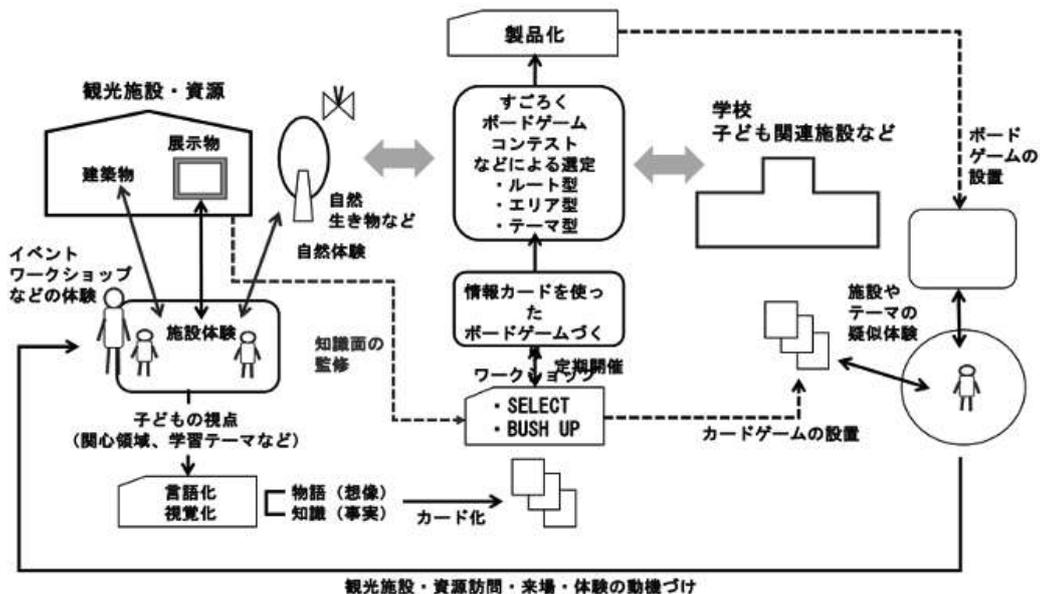


図2 物語カードゲームとすごろくボードゲームづくりを通じた循環型の子どもの向け物語資産開発

さらに、2.3でも触れたように、動物解説員や学芸員、図書館司書、地域ボランティアやボランティアガイド、保育士など、専門家や子どもの想像活動をサポートする“ひと”の存在は欠かせない。ただいずれもさまざまな日常的な案内業務や啓発業務などを兼ねる多忙な人々が多いため、施設自体への親子の集客や専門知識の啓発、子どもにわかりやすい情報発信の促進等を目的に、施設自体の理解を得た上で、観光資源での異業種連絡会のようなネットワークでの情報交換や情報共有の仕組みづくりから始めるのが有効かもしれない。

山本有三や太宰治などの人物像の説明における子どもに向けた例え話のようにキャラクター設定的な視点を導入したり、神代植物公園での木に名前をつけるワークショップや井の頭自然文化園の動物の生活や生態を説明する際の“擬人化”という視点も重要である。カードの知識情報に関心を持ってもらうための物語要素（そのカードオリジナルキャラクターや物語）をはじめ、個々のスポットでの想像活動のための情報提供のナビゲーターや、散策マップや周遊アプリのプレイヤーなどを擬人化することでより疑似体験の効果を高めると同時に専門家のサポート的な機能を持たせることもできるのではないか。

観光施設側が提供したい客観的な事実情報（子どもの知識学習）、物語的な想像活動（情緒性や非認知能力の育成）、子どもの関心や遊び要素づくり（子どものリラックス）という3つをいかにリンクし、地域の観光と子どもの学習・成長につなげられるかという課題については、①体験活動の言語化・ビジュアル化、②物語情報カード（仮称）の制作、③擬人化要素を持つテーマ性のあるすごろくボードゲーム制作といったツールづくりを提案したい。

謝辞

ご指導いただいた仲北浦先生、西尾先生、アドバイスをいただいた、みたか都市観光協会様、そして全面的なサポートをいただいた三鷹ネットワーク大学推進機構の皆様へ深く御礼申し上げます。

【文献】

岩本広美、1981、『子どもの心的環境における「身近な地域」の構造』地理学評論 54-3

上原一紀、飯島玲生、石神康秀、2023、『ボードゲームが人を変える、まちを変える—シリアスゲームの活用とつくり方』、公職研

大石真澄、2018、『「青少年読書感想文全国コンクール」選定作品における図鑑を読むということから見る子どもの読書実践—モノとしての使用という観点を手がかりに—』

大井田かおり、尾久土正己、2022、『観光フォーラム「旅双六の変遷と観光：東海道双六からバーチャル旅双六へ」』観光学
岡本健、2019、『コンテンツツーリズム研究』（増補改訂版）福村出版 P53、P179、p181

——、2014、『日経グローバル』NO.242 P54

片山雅男、2018、『生活科の実践教材としての昆虫の育ち方カードに関する研究』夙川学院短期大学教育実践研究紀要(12)

北川宗忠、2013、『「すごろく」の変遷が「観光」に与えた影響—特に「道中双六」の発展と近世の観光教育について』

倉田陽平、2013、『観光周遊支援ゲームのこれから』

鹿野一厚、小泉凡、真野啓子、岩田英作、2014、『地域と子ども・ふるさと教育・読み聞かせ 総合文化科』しまね地域共生センター紀要 VOL.0 March2014

宍戸学、2022、『教育機関における観光教育の課題とその視座に関する考察』第37回日本観光研究学会全国大会学術論文集、p342

鈴木俊彦、2021、『「まちづくり」に役立つ地図のスタイル研究—三鷹市「緑と水の公園都市」を事例として—』三鷹まちづくり研究 2021 創刊号 NO.1、三鷹ネットワーク大学

田中麻里、深谷晃世、大里絵里子、星野雅範、2015、『群馬県太田市九合地区の地域特性を子どもたちに伝える「九合村物

- 話」の制作と読み語りの実践』群馬大学教育実践研究別冊第32号 81～90頁 2015、群馬大学教育学部附属学校教育臨床総合センター
- 寺本潔、2019、『多角的な思考を育む児童生徒用の観光教材コンテンツ5例の開発』玉川大学教育学部紀要第19号 P102、p108
- 中村直美、2010、『自然学習のための植物カードゲーム利用』茨城大学教育学部紀要（教育科学）60号（2011）
- 西岡直実、2023、『子どもの生きる力と想像力を育てる体験づくり—三鷹市の“物語資産”の活用』「三鷹まちづくり研究」2023 第3号 NO.3
- 濱口由美、三屋ミキ、津嶋美穂、中村夏樹、吉村遼、2011、『鑑賞学習教材としてのアートカードの意義と可能性』福井大学教育実践研究
- 細谷夏実、下坂智恵、鈴木信雄、浦田慎、齋藤雅代、北川博幸、橋爪友一、2018、『「海育」の取り組み：「お魚カード」による海と食育のコラボレーション』大妻女子大学社会情報学部他、人間生活文化研究 NO28
- 松崎力、2015、『小学校発ふるさと再生プロジェクト「子ども観光大使の育て方」』学芸みらい社、p16
- 渡部育子、荒川潤、堀川敏樹、2011、『歴史教育におけるゲームの開発—平城京街歩きゲーム—』秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要第32号

プロフィール

西岡 直実 (にしおか なおみ)

合同会社ミッドポイント代表。広告会社にて子供調査、アニメ番組調査、キャラクターのマーケティング等の業務に携わる。日本版セサミストリート（テレビ東京）の製作チームで子ども視点での脚本・撮影監修、調査にも関わる。2013年に退社・独立し子どもとコンテンツの研究所ミッドポイント・ワークラボを設立。子どもの遊びと物語に関する調査、企画、研究、コンサルティング等の業務を行う。2003年にキャラワークス・ジャパンを立ち上げ子どものワークショップも行っている。一橋大学社会学部卒業、放送大学大学院修士課程修了。日本発達心理学会、日本子ども学会、日本アニメーション学会等会員。

子どもの調理力を育む地域の場づくりの推進

—管理栄養士による子どもクッキングの実践から—

林 昌子

「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、子どもたちの調理力を育むことが、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となる。また、調理力は、「食」に関する海外への依存の問題からも、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、子どもたちに必要不可欠である。

しかし、現代の生活においては調理力を育む機会が不足している。そこで、本子どもクッキングは、調理力を育むために調理の経験を増やすこと、そして家庭での実践につながるよう「ひとりで1食分作る」「重要な作業は必ず全員が体験する」点を重視する内容とした。その結果、子どもクッキングでの調理体験後、家庭での調理習慣が増加した児童がみられた。さらに、子どもたちが学校の夏休みに実施したことにより、調理をするだけでなく、共食する機会と日中の居場所としての役割も担うことができた。以上のことから子どもクッキングは、食育だけでなく、社会と地域の多様な課題の解決にもつながる活動であるといえる。今後も調理力を育む子どもクッキングの実践と共に、「1日を通して食でつながるみんなで食べる場づくり」を推進していく。

キーワード：子どもクッキング 小学生 食育 調理力 多世代交流 居場所

1 はじめに

1.1 問題意識と背景

人々は日々忙しい生活を送る中で、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度な痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じている。「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。食育はあらゆる世代の人々に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである¹⁾。平成17年(2005年)食育基本法に基づき、令和3年(2021年)第4次食育推進基本計画²⁾が策定され、「望ましい食習慣や知識の習得」において、子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、料理教室等による、食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進すると明記された。

しかし、現代の子育てをする世代は、核家族や共働きの割合も増え、多忙により子どもを調理に関わらせる余裕がないことも多い。また、学校においても、小学校第5学年より履修する家庭科において調理実習はあるが、年間に数回程度の実施状況であり体験としては少ないといえる。

これらの問題を解決するためには、子どもたちの調理経験を増やし、「調理力(作る力)・食物選択力(選ぶ力)」を高める場が必要だといえる。それには、家庭での役割を補完する意味での、地域で調理する環境を作ることが有効だと考えられる。その一つの取り組みが、地域に住む管理栄養士として実施した小学生を対象とする「子どもクッキング」という料理教室イベントである。今回の「子どもクッキング」では、特に調理力に重きを置き、調理に関わる経験を増やすことにより、調理力を育む機会を提供した。料理教室を実施するにあたり、現在関心の

低い層も含め幅広い層の子どもが、食を楽しむ機会を得ることにより、望ましい食習慣や知識が習得されることが望まれる。なぜなら、実際に料理教室に通う子どもは、本人または保護者が、食への高い関心を持つ層であることが多いためである（新木ほか 2020）。

そこで本研究では、料理教室の名称、タイトル、サブタイトルを工夫し、その効果について児童を対象に質問紙調査を行い、参加に関する影響を明らかにするとともに、「子どもクッキング」が地域で調理する環境としてどのような効果を持つか、子どもたちが食を楽しむ場にどのような可能性があるかを考察する。さらに、この「子どもクッキング」の取り組みを基に、「1日を通して食でつながる場」を提案する。この取り組みにより三鷹市において、市民の健康寿命の延伸、医療費の削減、労働者の確保、子どもの居場所作り、多世代交流、都市農業の維持、自己実現の支援等の効果が得られると考える。

2 三鷹市における食育の現状と課題

2.1 日本における政策

食育基本法において、『子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている』と、明記されている。また、第5条では食に関する体験活動と食育推進活動の実践について記されており、第6条では家庭、学校、保育所等で食に関する様々な体験活動を行い、食に関する理解を深めることを求めている。さらに、第19条では、家庭における食育の推進、第20条では学校、保育所等における食育の推進について記されている。食育に関する活動は、全ての世代で、この食育基本法に基づいて実施されている（参考図1）。

図2は、生涯にわたって大切にしていきたい食育の全体像である、農林水産省「食育の環（わ）」^{2) 3)}である。



出典：政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201605/3.html>

図1 食育で育てたい「食べる力」

この「食育の環（わ）」では、生産から食卓までの「食べ物の循環」、こどもから高齢者、そして次世代へといった「生涯にわたる食の営みの循環」を示している。また、食育は、豊かな自然、先人から受け継がれてきた文化、社会経済といった環境と密接な関係を持ち、生活の場としての地域とのつながりとも関連していることをあらわしている。

2.2 三鷹市の状況

2024年3月に公開された第5次三鷹市基本計画（2次案）、第7部の個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち、(4)安全安心な学校給食の実施と地産地消の推進において、栄養バランスや必要量を保った学校給食を実施するとともに、地産地消と食育の推進を図るため、市内産農産物の更なる活用の推進が明記された。この学校給食の市内産野菜の活用は、2021年の三鷹まちづくり研究の研究ノートにおいても提案され（ルモアンほか 2021）、2020年には学校給食の市内産野菜自給率は7%台から、2022年には17%台、2023年には平均22%となり、現在は「市内産野菜自給率30%」を目指している。

このように学校給食において、地産地消の取り組みとして市内産農産物を活用する食育がなされている。

また、市には食育に関する、三鷹市健康福祉総合計画2022第2次改定がある。この計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりなど、6つの健康福祉分野の施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。この中で食育の推進は、健康づくり計画（健康づくりの推進）の中に位置づけられ、①ライフステージに応じた食育の推進、②食育についての普及・啓発、③食育を展開するための連携の強化の事業が定められている。この計画に基づき、三鷹市総合保健センター（健康推進課）では、小・中学生を対象に年に1回食育に関する取り組みをしている。

2022年度には、6月の食育月間にちなみ、令和4年6月18日に「子どもの食を育む講演会 将来に続く生きる力」が開催され、講師のFC東京・石川直宏クラブコミュニケーターより、幼少時代からプロ選手時代、現在の食に対する姿勢や考えかたをお話いただいた。参加者は子どもを含めて84人。講話の中に、三鷹市は身近な場所で野菜が作られていることで、食について意識しやすいといった内容もあった。健康推進課へのインタビュー⁴⁾では、味の素スタジアムで開催した「三鷹の日」のイベントでこの講演会の記事を配布したことにより、来場した幅広い世代へ食育についての普及啓発につなげることができたと伺った。

さらに2023年度には、三鷹市食育推進事業において、食育通信教育『「食べる力を育む通信教育」夏休みに自宅で取り組む食の魅力と体の不思議体験』が、三鷹市在住の小学4～6年生の希望者を対象に実施された。この事業には、募集人数以上の応募があり、追加募集も実施された。この事業における応募状況からも、三鷹市における小学生、また小学生の保護者における食育への関心は高いと推測される。

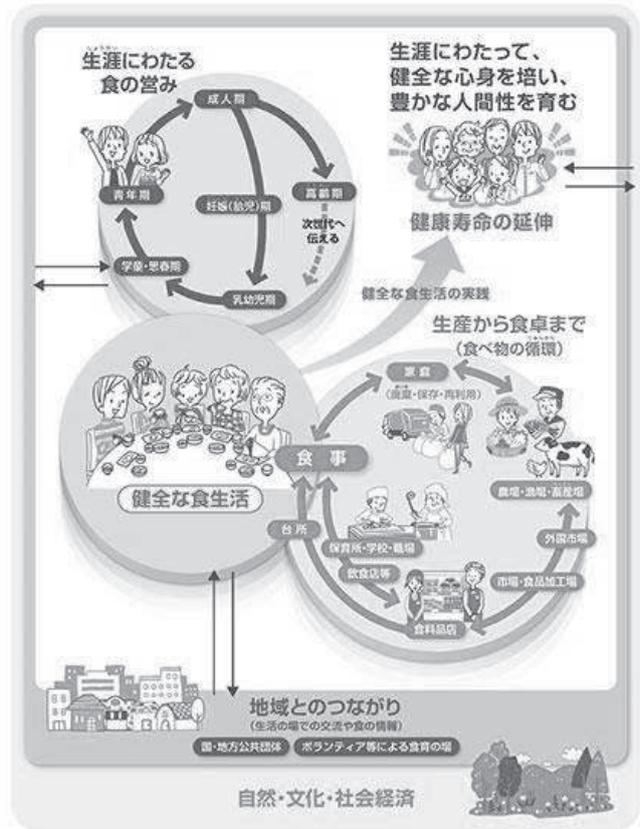


図2 「食育の環（わ）」（農林水産省）

3 料理教室イベント「子どもクッキング」の事例

3.1 子どもクッキングの概要

本章では、「子どもクッキング」として実施した料理教室イベントの概要とその検証を行う。

本子どもクッキングの目的は、子ども達の調理力（作る力）・食物選択力（選ぶ力）を育むことである。そして、「子どもたちが家庭において、ひとりでも、栄養バランスのとれた食事が作れる、または準備できる」ことである。募集に当たり、保護者や子ども本人の興味、関心が低い層にも参加してもらえるように、ネーミングやタイトルを工夫した。実施内容の補足として、今回は夏休み期間中の小学生を対象とした単発での実施のため、調理に携わる経験を増やすことが最優先と考え、調理力に重きを置きその力を育む内容で実施した。

◇子どもクッキングの名称について

子どもがひとりで参加する料理教室の名称には、対象者としては、「子ども」、「こども」、「キッズ」、料理教室としては、「料理教室」「クッキング」「キッチン」がある。今回の「子どもクッキング」では、参加して欲しい対象の年齢層と心象を考慮し「子ども」、料理教室より気軽に参加できる場として「クッキング」を選び「子どもクッキング」とした。

◇子どもクッキングの「タイトルとサブタイトル」設定について

一般的な料理教室に通う児童は、本人または家族が料理に興味、関心が高い層といえる。子どもクッキングでは、日頃あまり料理に興味、関心のない児童も参加してもらえるように（興味、関心のない児童により必要な機会とも考えている）、タイトルやサブタイトルに「スポーツごはん」「おやつ」「創作（アート）」「ひとりで作る」「みんなで作る」というキーワードを入れ、調理に興味、関心の低い児童にも参加してもらえるように、学ぶだけでなく楽しさにも重点を置いた体験活動として提案し、検証する。

3.2 一般的な料理教室との違いと特徴

一般的な料理教室では、数名からなる班単位で料理を完成させる。そのため、作業は分担して行われる。作業分担をすることは、限られた時間の中で効率よく、少ない手間で料理を完成させるのに有効である。しかし、作業を分担すると、調理が得意な者や、やりたいと表現できる者が切るや炒める等の調理を行い、工程を進めて行くこととなる。このような作業の分担のみで実施される料理教室においては、調理技術の未熟な者や主張ができなかった（通らなかった）者は、洗い物などの片付けが主な作業になってしまう。そのため、実際の調理にあまり関わることができなかった者は、技術の向上や経験を得ることができないのである。また、全ての作業を分担して行くと、自身が担当しなかった工程はわからないことが多々ある。わからない調理作業や自らが体験しなかった作業は、難しいと感じる点からも、家庭において実践に繋がらない要因となる。

そこで、本「子どもクッキング」では、家庭での実践が目標のひとつであるため、特に「参加児童がひとりで行う作業工程を設ける」「重要な作業は必ず全員が体験する」という、この2点を重視し、作業工程に取り入れた。具体例としては、「オリジナル卵料理を自分で考え、ひとりずつ作って食べる」や、「ひとりずつチャーハンと即席汁を作る」という内容で実践をした。他に基本事項として、①食材や調理における知識と技術を得ること。②他者と協力し、料理を完成させること。③自分たちで作った料理を食べること。④調理から試食、片付けまでに全員が携わること。⑤栄養バランスのとれた献立について学ぶこと。⑥調理における衛生について知ること。⑦美味しい、料理を作るって楽しい、面白いと感じること。⑧私とみんなと食べ物、地球は繋がっている。などの事項からは、用意された食材から自分で野菜を選ぶ、地元の農家さんの旬の野菜を取り入れるなどの内容とした。

3.3 実践報告

「子どもクッキング」第1回と第3～5回目の開催は、新川中原コミュニティ・センターの2階にある料理講習室で実施した。調理作業台が4台あり、畳の試食スペースも併設されている。使用する作業台は子ども達の動線と安全を考慮して決め、食材や調理器具のセッティング場所なども配慮して準備をした。会場の開館時刻が10:00のため、受付は10:30からとし、身支度をして調理開始は10:45から、アンケートを記入して終了は12:30を予定していた。しかし、片付けの時間が超過し終了が13:00となった回もあった。第2回目のみ「量り売りとまちの台所 野の」にて実施した。

第1回 7月21日

子どもクッキング「キミの考えたオリジナル卵料理を作ろう！」オリジナル卵料理

第2回 7月24日

夏休み子どもクッキング「おやつを一緒に作って食べよう！」ブルーベリーヨーグルトパフェ&クッキー

第3回 7月28日

スポーツごはん「スポーツごはんを作って、食べて、体づくり！」チャーハン・即席汁

第4回 8月9日

子どもクッキング「自分のごはんをひとりで作るぞ！」 サラダうどん・果物・牛乳

第5回 8月18日

子どもクッキング「わくわく創作！夏のフルーツ白玉」 フルーツ白玉

効果① 予測された効果：アンケートのまとめ

*アンケートは記入のあった児童のみ、また記入のあった項目のみの集計結果である。

*参加児童総数31名／アンケート回答児童数25名

*複数回参加した児童は、その都度アンケートに回答している。

1. 今回、参加を決めたのはだれですか？😊

① 自分 15名

② おうちの人 6名

③ その他 () 0名

2. 1. で「自分」と答えた→→→参加を決めた理由は何ですか？(複数回答可)

・タイトル「キミのオリジナル卵料理を作ろう！」に興味をもったから 2名

・タイトル「じぶんのごはんをひとりで作るぞ！」が楽しそうだったから 1名

・タイトル「スポーツごはん」が楽しそうだったから 1名

・タイトル「みんなで一緒におやつを作ろっ！」に興味を持ったから 1名

・夏休みでお昼ごはんはどうしようかな？と思っていたから 0名

・りょうりがしてみたい、おもしろそうと思ったから 7名

・パフェやクッキーが作りたかったから 1名

・ちょうど時間があったから 4名

・その他 (おいしそうだったから！) 1名

3. 料理を作ることは好きですか？

① すき 15名 ②ふつう 6名 ③あまり好きではない 0名

4. ・好きと答えた人 →→→ ①自分で作るとおいしいから 6名

②自分で作ると楽しい・面白いから 13名

③その他 ()

・あまりすきではない 0名

① むずかしいから ②作り方がわからないから ③やったことがないから ④その他

5. おちうで料理をすることがありますか？

ひとりで作る → 1週間に ①毎日 0名 ②ときどき (2~3回) 15名 ③ 0回 5名

お手伝いをする → 1週間に ①毎日 4名 ②ときどき (2~3回) 11名 ③ 0回 0名

6. ひとりで作るのはどんな料理ですか？何個でも○をつけていいよ！

① ごはんを炊く 6名 ②みそ汁を作る 5名 ③卵料理 7名

④ その他 (スープ2名、サラダ3名、肉1名、フレンチトースト2名、デザート、クッキー2名、まぜるだけのかんたんなケーキ1名)

→→→ つくらない理由は何ですか？

① おうちの人が作ってくれるから 2名 ②作り方がわからないから 2名 ③やったことがないから 0名

④ その他 ()

7. 今日のクッキングレッスンはどうでしたか？

① ㊦かんたんだった 3名 ㊦ふつう 16名 ㊦むずかしかった 0名

② ㊦面白かった 19名 ㊦ふつう 0名 ㊦つまらなかった 0名

8. 今回のようなクッキングクラスで作ってみたい料理を教えてください！

(パン、てんぷら、ハンバーグ、ぎょうざ、マーボー豆腐、焼きそば、カレー、イカスミリゾット、ソフトクリーム、スイーツ、ケーキ、ジェラート、ゼリー、スープ、みそ汁、ミネストローネなど)

9. 今日作った「サラダうどん」は、ひとりでつくれそうですか？ はい6名・いいえ1名

10. 感想、質問、疑問を自由に書いてね！😊

・楽しかった 4名

・今日は、じぶんがつくったりょうりをたべておいしかった。

・クッキーつくるのが楽しかったし、メープルのあじがおいしかったです！！👍

・楽しかった。色々なおかしなどを作りたい。

全5回の子どもクッキング実施とアンケート結果の補足

現在、料理教室等に通っている児童は0名である。料理を作るのがすきと回答した児童の中に、「キミのオリジナル卵料理を作ろう！」「じぶんのごはんをひとりで作るぞ！」には参加したいが、「スポーツごはん」の回には参加しないと自分で決めた者がいた。アンケート結果からも、タイトルに興味を持って参加が5名とタイトルの影響がみられた。今後も参加者が自分事と思い、かつ楽しそうと興味を持ってもらえるタイトル設定を工夫していきたい。また、「料理を作ることがすき」と答えた児童の中で、1回目の参加では「自分で作ると楽しい・面白いから」を選んだ者が、3回目の参加では「自分で作るとおいしいから」を選んでいて、さらにその児童は、1回目の参加ではひとりで作るが1週間に「0回」だったが、1か月後に参加した際のアンケートでは、1週間に「ときどき (2~3回)」になっていた。しかも、作る料理が第1回目に扱った卵料理であった。これは、本「子どもクッキング」における調理体験が自宅で作るきっかけとなったと思われる。

3.4 子どもクッキングを実施して

◆子どもたちにおける効果や影響

- ・食事や調理に興味や関心を持つきっかけを作ることができた

- ・調理する機会を増やすことができ調理力を育む機会となった
- ・孤食になる機会を減らし共食する機会を作ることができた
- ・夏休みに自宅においてひとりで過ごすだけでなく地域の子ども達と過ごす場を作ることができた
- ・地域の人（管理栄養士、保護者等）と関わる機会が作れた

◆保護者における効果や影響

- ・給食がない長期休暇の毎日のお昼作りの負担が減った
- ・暑い時期なのでお弁当を作るにも食中毒が心配だったがその悩みが減った
- ・子どもひとりでの食事（孤食）にさせてよいのかと言う悩みのひとつの解決策となった
- ・子どもに作らせるのも火事の心配があるので見守りがあり安心が得られた

◆ねらい以外の効果

- ・子ども達が学校のない夏休みを過ごす居場所としての役割が担えた
- ・自宅で個（孤）食ではなくみんなで共食することができた
- ・子どもクッキング終了後に図書館で本を読んで過ごすこともできた
- ・長期で給食のない夏休みのお昼ごはん作りの困りごとの問題の解決の一策となった
- ・上の学年の児童が下の学年の児童に教えながら協力して調理を進めることができた

3.5 地域における場づくりとしての可能性の検証

3.4で述べた分析から、「子どもクッキング」が、子どもにとっても、保護者にとっても地域の中での居場所として期待されるものであることがわかった。特に夏休み中の実施が果たす役割は大きい。

三鷹市には三鷹市学童保育所（以下は「学童」という）があり、働いている保護者の子どもが主に入所している。市では、学童に入所できるのは小学校第3学年（障がいのある場合は第4年学年）までである。そのため、児童は4年生（または5年生）になると、特に学校が長期休みになり、しかも気温が高い夏休みには、どこで誰とどのように過ごすかが問題となる。また、学校給食もない時期なので、自宅でひとりで過ごす際にも、保護者から子どもの昼食の準備についての悩みも聞かれる。このような状況から、学童での預かりがなくなった初めての夏休みを過ごす場所としては、自宅以外には習い事や塾が受け皿ともなっている。そして、夏休み中の昼食においては、ひとりや兄弟姉妹、または友達と食べる、昼食は保護者の作ったお弁当や、電子レンジを使って食品を加熱して食べる、自分で作るなどの事例が聞かれた。市内にはコミュニティ・センターや図書館、児童館、公園等があるが、この数年はコロナの影響もあり、利用時間の限定や、飲食の制限があり、子どもをひとりにしてしまう環境が特にあったと感じている。2023年度は公共施設の利用が緩和され、調理室の利用も制限はなく開催することができた。「子どもクッキング」の目的は、調理に携わる経験を増やし調理力を育てることであったが、それだけではなく、夏休みの子どもたちへの昼食の提供、調理実習室と同じ階に図書館があるというコミュニティ・センターの利点から、暑い時間帯を安心して過ごす居場所としての役割を担うことができた。

4 「食」と地域

4.1 「みんなで食べる」ことについての考察

共に食べることを「共食」という。特に、子どもにとっての共食の大切さは、みんなで食べる楽しさや食事のマナー、郷土料理や季節の料理といった食の文化などを学ぶ機会にもなる。食卓を囲む食事の場は、コミュニケーションの場でもある。しかし、近年は核家族化やライフスタイルの多様化などによって、家族みんなが集まって食事をする機会が減ってきている。また、地域の子育て世代や高齢者にとっての共食の意義としては、子

育て支援、多世代交流、シニアの食における問題解決の糸口になると考える。

以前、健康料理教室に参加したシニアの女性たちから、「一人暮らしになってから料理をするとつい作り過ぎてしまい、何日も同じ料理を食べなくてはならなくなる。そう思うと買うことが増え、あまり料理をしなくなっている」というお話しや、「今日は皆の分も作り、久しぶりに人の役に立てた気がして嬉しかった」との話があった。また、「皆で食べることで、いつもより多く食べられた」という感想もあり、シニアの食の問題点である、ひとりで食べると食事内容が偏る、食事が減ってしまうという点の改善にもなることがわかった。これらの料理教室での声と、地域の子育てサロンを開催した際に子育て中の保護者から、話ができる場所があるだけでありがたいという意見や、サロンをきっかけに久しぶりにママ友と会えて嬉しかったなどの声を聞き、家の近くに「場」があることの重要性を再認識した。このようなことから、地域の中に共食する場をつくる、増やすことが望まれている。

また、図2の生産から食卓までの「食べ物の循環」、子どもから高齢者、そして次世代へといった「生涯にわたる食の営みの循環」、豊かな自然、先人から受け継がれてきた文化、社会経済といった環境においても、学校や家庭に加えて、「みんなで作ってみんなで食べる場」では、食事を作ったり食べたりしながら地域で学ぶことができる場となるといえる。「みんなで作ってみんなで食べる場」があれば、さらに、楽しみながら図3のような多様なテーマに関わる食の展開が可能となり、ひいては子どもたちの豊かな食育の場にもなるのである。

4.2 三鷹市内の食に関する取り組み

「みんなで食べる」場を考えたとき、市内には既にこのような活動がある。

◇『居場所作りプロジェクト だんだん・ばあ』

「だんだん・ばあ」は地域社会に対して食育に関する事業を行い、地域共生に寄与することを目的に活動をし

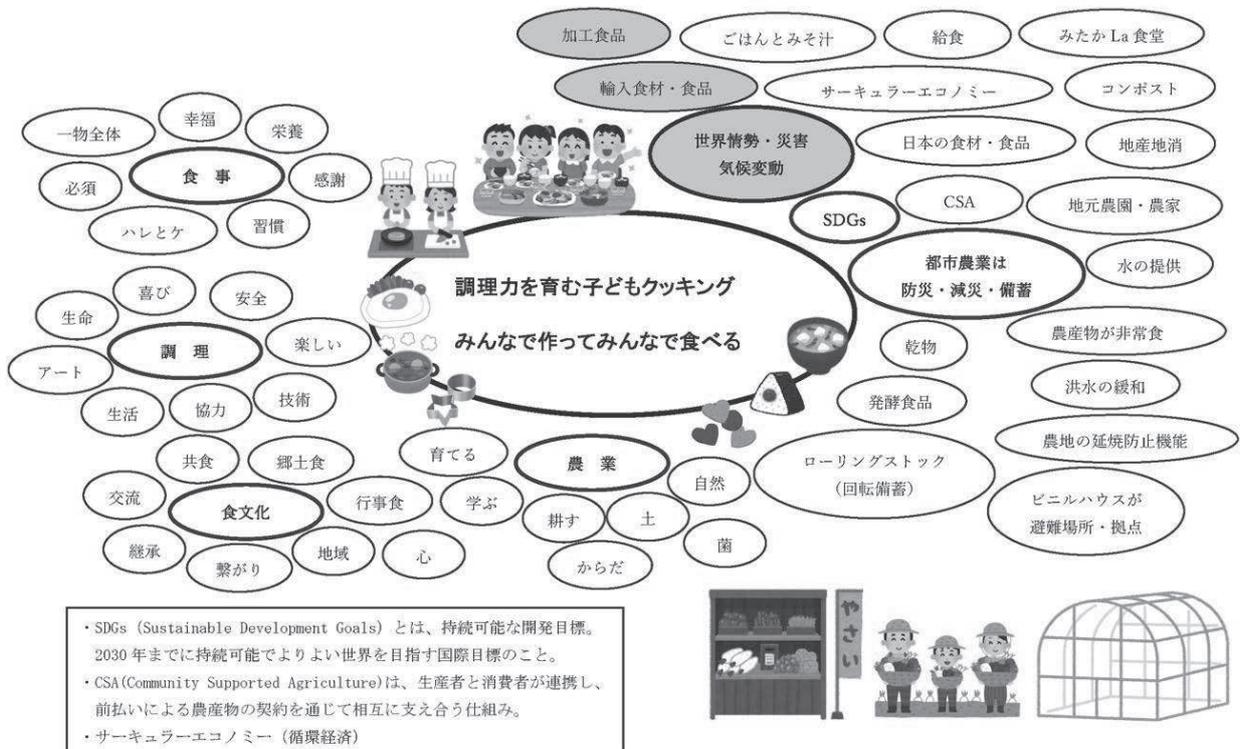


図3 調理力を育むことにより得られるもの

ている。都営団地の集会室にて、月に1~2回、水曜日の午後5時から7時まで、小学生以上が無料で参加でき、宿題をしたり遊んだり、夕食を食べることもできる。

◇『みんな De ごはん』

「量り売りとまちの台所 野の」にて、毎月第一月曜日は『みんな De ごはん』 誰が来てもいい、みんなの食堂として、予約も必要なく、誰でもごはんが食べられる取り組みをしている。

◇『夏休み子ども料理教室』

「三鷹地域活動栄養士会」では、「夏休み子ども料理教室」として、小・中学生を対象に、三鷹駅前コミュニティ・センターにて実施している。今年度は、24人の募集に対して、キャンセル待ちとなる応募があった。

これらの「みんなで食べる」場は、共食だけでなく、様々な役割や特色がある。例えば、「だんだん・ばあ」の居場所作りプロジェクトには、日常生活の中で地域の大人と子どもが交流をすることで、困った時に相談しやすい関係がつけられるということがある。また、「三鷹地域活動栄養士会」が、「夏休み子ども料理教室」を開催しているのは、健康と食の大切さを広めるためである。「子どもの食事の大切さ」を子ども自身に学んでもらう機会を作り、また、地域での活動を大切にするため、十数年に渡ってJA 東京むさしのご協力で野菜や果物をご提供いただき、地元の農産物を知って味わってもらう機会にもなっている。

2024年現在、子どもが安心して行ける「みんなで食べる」場が少しずつ増えている。しかし、開催頻度や子どもたちが通える範囲を考慮すると、今後このような場がさらに増えることが重要だと考える。

4.3 そのほかの取り組み

さらに、市内でのフィールドワークによって、「食」をメインに掲げてはいない取り組みにも「みんなで食べる」場としての意義や可能性を持つものが存在することに気づいた。

ひとつは「三鷹ちびっこ農園」である。「三鷹ちびっこ農園」は三鷹市新川にあり、幼児から高齢の方まで集い、野菜や果樹を、農薬を使わず共同作業で育てている農園である。私はその活動に参加するまで、畑で野菜作りのみを行うと思っていた。しかし、実際には野菜だけでなく、果樹や米麦作りにも挑戦し、また実践内容も、種を植え育てることにとどまらず、収穫した野菜などをその場で調理もしていた。しかも、小学生たちが積極的に調理に関わり、揚げ物まで上手に行っていた。試食の時間になると、春の少し苦みのある天ぷらも「おいしい」と子どもたちに大人気で、あっという間に完食。土に触れ、陽射しをあび、からだを動かすことは骨を強くするだけでなく、腸内環境や精神の安定にも繋がる。土に触れみんなで作って（栽培から調理まで）みんなで食べる体験は貴重であり、このような場が増えることを望んでいる。

もうひとつは、2022年11月にオープンした三鷹市大沢の「子どもの居場所（しいのみハウス）」である。「みんなが、みんなで、みんなの子どもを育てる社会」を目指して、多世代交流・多文化交流による子どもの居場所として、「椎の実子供の家」にオープンした。小中学生が気軽に立ち寄り無料で利用できる。さまざまな学びや遊び、体験を通して、人と関わる力、好奇心、学習意欲、自己肯定感を高める場所であり、この事業は日本財団の「子ども第三の居場所」助成事業として実施されている。金曜日の11:00~14:00は、コミュニティカフェとしても開かれ、保育士やボランティアスタッフもおり、子ども連れの保護者も安心して食事をする事ができる場である。

5 提案

5.1 「1日を通して食でつながるみんなで食べる場」の提案

以上から、子どもたちの調理力を育む地域の環境づくりは、さまざまな地域課題の解決にもつながる有効な取り組みとなり得ることがわかった。そこで、どのようなバリエーションが考えられるかを図4に示す。



図4 1日を通して食でつながるみんなで食べる場

まず、「1日を通して」とは、例えば、午前中から13:30は主に親子や高齢者を対象に、14:00~16:00は保護者と降園後の幼児や下校後の小学生、17:00~19:00は小学生以上と、1日を通していつでも開かれているということである。

一例として図4の①「親子とシニアのみんなで作ってみんなで食べる会」は、親子、親同士、親とシニア、シニアと未就園児のゆるやかな交流を目的としている。昼食を作る、食べる、話す、触れ合う、遊ぶと自由に参加することができる場である。

次に②の、「親子と小学生のおやつを作ってみんなで食べる会」は、保護者と降園後の幼児、下校後の小学生を対象とし、おやつを作ってみんなで食べる会である。市販のおやつと、手作りのおやつの違いや特徴を知る、自分で作れる自信を育みながら、みんなで過ごし食べる場とする。

そして③の、「小学生のみんなで作ってみんなで食べる会」は、夕方からみんなで夕食を作ってみんなで食べる会である。これは、子どもたちの調理力を育むと同時に食事ができ、保護者の帰宅まで安心して過ごせる場である。平日の夜にひとりで19:00頃まで留守番をしている小学生の話聞き、特に学童を終了した4年生以上の居場所として実施できるとよいと考えている。

東京医科歯科大学国際健康推進医学分野講師 谷友香子氏によると、調理技術が高いと社会的つながりが2倍～近所づきあい、社会参加、サポート授受など様々な社会的つながりアップするとされ、高い調理技術を持つことは、ご近所づきあいや友人との関わり、さらに社会参加といった社会的つながりの形成を促し、高齢者の社会的孤立を防ぐ鍵となるかもしれないと、その可能性が示唆されている⁵⁾。このようなことから、幼児期からの息の長い、ハードルが低く、調理に携わる機会が提供できる場の設定が重要と考える。以上のことから、「1日を通して食でつながる場」が、歩いていける範囲にあるとよく、市内の利用できるスペースや、空き家の活用により設置することを提案したい。これらの取り組みにより三鷹市において、市民の健康寿命の延伸、医療費の削減、労働者の確保、子どもの居場所作り、多世代交流、都市農業の維持、自己実現の支援等の効果が得られると考える。

5.2 場づくりの支援についての提案

実施会場の予約や利用について

三鷹市の各コミュニティ・センターは、各々団体登録や予約の方法が異なっている。その中で、今回利用した新川中原コミュニティ・センターでは、部屋をグループで利用する手続きが以下のように決められている。

- ・部屋の利用は、1ヶ月先まで申し込むことができます。
- ・ただし週に1回、隔週利用に限ります。(週の単位は、日曜日から土曜日とします。)
- ・また、申し込みできなかった週でも、希望日の1週間前に空室がある場合は、申し込むことができます。
- ・当日空室がある場合は、申請して利用することができます。

本「子どもクッキング」は、週に1回の開催を考えていた。しかし、以上の条件では、1回目の予約は1か月前にできるが、2回目の予約は開催の1週間前となる。このようなことから、運営計画や参加者への周知に困難が生じた。各々のコミュニティ・センターの利用状況によるが、週に1回の定期的な利用ができ、開催の1か月前には予約が可能であると、よりよい運営につながると考える。

また、4.2で紹介した「三鷹地域活動栄養士会」による『夏休み子ども料理教室』は、JA 東京むさしの協力を得て参加費500円(保険料込み)で実施されている。このような活動をする団体へは、市として支援があるとよいと考える。1点目は開催会場の確保や、周知として学校や保育園などへのチラシ配布や広報みたかへの掲載についてのサポートである。2点目には、食育媒体(紙芝居やエプロンシアター等)の貸し出しや、子ども用の調理器具の貸し出し等の協力をお願いしたい。

6 おわりに

6.1 結論

「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、子どもたちの調理力を育むことは、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となる。また、調理力は、「食」に関する海外への依存の問題からも、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、子どもたちにとって重要な力となり、必要不可欠である。これらのさまざまな課題の解決にもつながる有効な取り組みのバリエーションとして、地域の中に「1日を通して食でつながるみんなで食べる場」が設けられ、調理力を育む場である「子どもクッキング」や、地域の人々が「みんなで作ってみんなで食べる場」があることによって、自然、文化、社会経済、地球環境などへの幅広い食育の推進と、高齢者や子育て世代の孤立など多様な地域課題の解決にもつながるような活動や交流が可能になるといえる。

6.2 今後の課題

「1日を通して食でつながる場」を三鷹市内に設けたい。設置場所は、子どもたちや乳幼児のいる親子、高齢者においても歩いていける範囲にあるとよい。そのために、市内の利用できるスペースや、空き家の活用など、調理ができる施設の有効利用をしたく、支援をお願いしたい。今回の「夏休み子どもクッキング」では、ひとりずつ自分の食事を作ることを重視した。しかし、今回の方法では少人数での実施に限られてしまう。今後はもっと多くの子供たちが受け入れられるように、「ひとりで行う作業工程」を大事にしつつ、内容を工夫、改善して進めていく。また、運営に協力していただける地域の人々の力を募り、継続していく仕組みをつくる。そして、「1日を通して食でつながる場」の情報が、必要な人に届くように、情報にアクセスしやすい媒体をつくり発信していく。

【注】

- 1) 「食育基本法」(平成17年法律第63号)は、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17(2005)年6月に公布され、同年7月に施行された。同法においては、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。また、食育の推進に当たっては、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要とされている。さらに、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならないと定められている。
- 2) 平成17年6月に食育基本法(平成17年法律第63号)が制定され、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者とともに食育を推進してきた。しかし、我が国の食をめぐる環境は大きく変化してきており、様々な課題を抱えている。このような情勢を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画を作成された。
この第4次食育推進基本計画は、行政、教育関係者、食品関連事業者、ボランティア等関係する団体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。また、この計画では、特に取り組むべき3つの重点事項を以下のとおり定め、総合的に推進する。その3つの重点事項とは、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」である。この計画は3つの重点事項を柱に、SDGsの考え方を踏まえ、食育を総合的かつ計画的に推進するものである。
- 3) 農林水産省「食育の環(わ)」は、生産から食卓までの「食べ物の循環」、こどもから高齢者、そして次世代へといった「生涯にわたる食の営みの循環」を示している。また、食育は、豊かな自然、先人から受け継がれてきた文化、社会経済といった環境と密接な関係を持ち、生活の場としての地域とのつながりとも関連していることを示している。
- 4) 2022年12月20日に健康福祉部健康推進課、管理栄養士、所茜希氏にインタビューを実施した。(課名は令和5年のインタビュー当時)
- 5) 日本老年学的評価研究(Japan Gerontological Evaluation Study; JAGES)報道発表資料(2023年7月)「調理技術が高いと社会的つながり2倍」Press Release No: 380-23-12による。発表論文は Tani Y, Fujiwara T, Kondo K. Associations of Cooking Skill with Social Relationships and Social Capital among Older Men and Women in Japan: Results from the JAGES. Int J Environ Res Public Health, 20:4633,2023。

【文献】

新木由希子、外川恵、児玉ひろみ、豊光美峰子、香川明夫、2020、『こども料理教室が参加児童の家庭での食意識と食行動に及ぼす影響』

ルモアン直美、眞弓英和、高橋由紀子、中村陽子、2021、『子どもたちにつなぐ食と農で描く、自然と調和したまち“みたか100年の森”の物語—学校給食の地産地消と有機化の促進—みたか100年の森の和を醸成する人々』三鷹まちづくり研究 No.1、208-239 頁

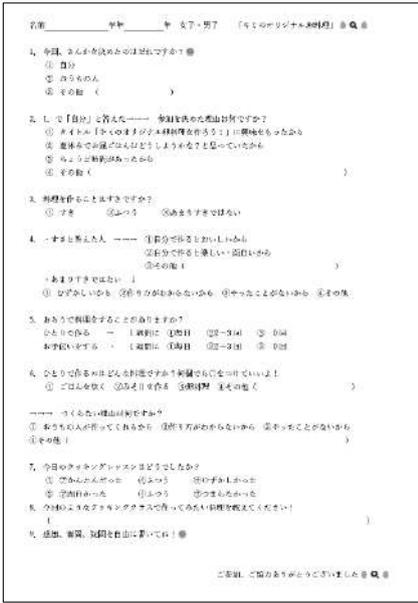
プロフィール

林 昌子

つながる食のコミュニティ 食のくらす主宰 管理栄養士 女子栄養大学生涯学習講師 2018年より三鷹市在住 3児の母 群馬県の米麦農家出身 ごはんとみそ汁を大事にしている 幼児期からの肥満、思春期の無理なダイエットの経験から、栄養士免許を持つ家庭科教員となる。小学校、調理師養成施設教員を経て管理栄養士となり、女子栄養大学栄養クリニックにて、主に生活習慣病の栄養相談に携わる。その中で心身ともに長く健康に過ごす鍵は、日本人においては糖尿病を予防、改善する食生活をする事だと確信する。そのためには、学童期から調理力や食物選択力を育むことが重要であり、「子どもクッキング」はこれらの力を楽しく学べる場になると考えたことが、本研究に取り組むきっかけとなった。また「1日を通して食でつながるみんなで食べる場」は自身の経験（子ども時代は3世代同居、管理栄養士、核家族、双子+1人の子育て、転勤により子連れで2回の転居、孤育て）からも、地域でよりよく暮らす一助となると考え推進している。

<https://884inc.com/>

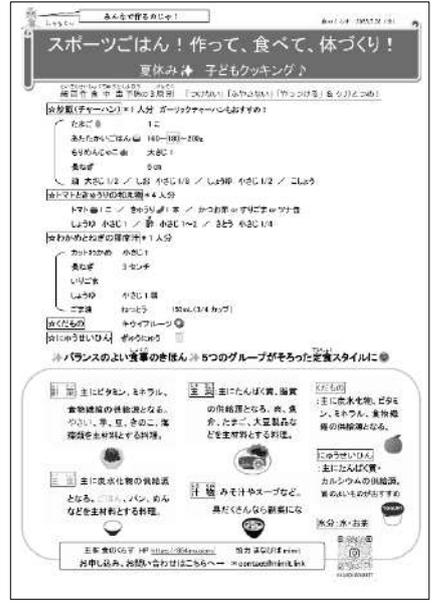
付録



アンケート質問票



第2回夏休み子どもクッキングのチラシ



配布レシピの参考例



みんなでごはん

子どもクッキングの様子と子どもたちが作った料理



オリジナル卵料理 目玉焼き



オリジナル卵料理 卵炒め

第1回 子どもクッキング「キミの考えたオリジナル卵料理を作ろう!」



第2回 夏休み子どもクッキング
「おやつを一緒に作って食べよう!」

ブルーベリーヨーグルトパフェ
&メープルクッキー

第5回 子どもクッキング
「わくわく創作! 夏のフルーツ白玉」



創作白玉団子作り



第4回 子どもクッキング
「自分のごはんをひとりで作るぞ!」
夏のひんやりサラダうどん



創作白玉団子 (ゆでる前)

三鷹市と国際基督教大学の連携史

—三鷹市まちづくり研究会の取り組みを中心に—

米川 充

近年、国の高等教育政策等において、地域と大学との連携が推進されるようになり、全国各地で、地方公共団体をはじめとした地域の主体と大学による連携事例が多く生まれている。

三鷹市も例外ではなく、2010年代以降、市内及び近隣の大学との包括連携協定の締結が進んでいる。しかしながら、三鷹市政の歩みを振り返ると、こうした動きにはるかに先行し、まちづくりの様々な分野において、市内及び近隣の大学との密接な連携を見出すことができる。

本稿では、それらの取り組みのうち、市制施行から1990年代までの期間における三鷹市と国際基督教大学との連携について、その内容や実施規模等について整理を行い、シンクタンク機能や市職員の育成機能にもつながる重層的な取り組みがなされていたことを確認した。

キーワード：大学連携 域学連携 三鷹市 国際基督教大学 三鷹市まちづくり研究会 計画行政

1 はじめに

本稿は、三鷹市政と国際基督教大学（ICU）との連携について、その創始から1990年代半ばまでの展開を整理した研究ノートである。

近年、地方創生に係る国の政策等において、大学をはじめとする高等教育機関（大学）と地域との連携が注目されている。しかしながら、大学と社会という大きなテーマの中で、地方公共団体（自治体）、特に基礎自治体と大学との連携は、長らく国や自治体の政策課題や大学の経営課題として顧みられることはなかった¹⁾。それが、日本社会の少子高齢化の進展やそれに伴う地域活性化施策の要請の高まりなどにより、2000年代に入って以降、特に00年代の半ばから、国によって、大学に地域連携・地域貢献を促す政策・制度が次々と展開されてきている²⁾。

三鷹市においても、市内や近隣市区に立地する大学との連携協力を目的として、2013年の杏林大学との包括連携協定締結を皮切りに、これまでに8つの大学と包括連携協定を締結している（三鷹市2022）。また、2005年には、いわゆる大学コンソーシアムの機能を有する「特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構」を設置し、20の大学及び研究機関が正会員として参加している（三鷹ネットワーク大学推進機構2020）。

しかしながら、70年余の三鷹市政の歩みをさかのぼると、その特色とする計画行政や市民参加、コミュニティ行政、医療・福祉行政など様々な分野で地域の大学との連携を見出すことができる。その一方、地域と大学との連携というテーマがまだ新しいものであることから、過去の取り組みについての体系的な整理はなされていない。

そこで、本研究ノートでは、三鷹市と包括連携協定を締結している8大学、そのうち市内にキャンパスが立地している3大学のうち、もっとも古くから三鷹市との関係性を有するICUとの連携事例について、個別事業の報告書等の記載をもとに整理する。それにより、三鷹市と大学との連携史の全体像を明らかにしていく土台とするとともに、これからの地域と大学との連携の方向性を検討していく上での示唆を得ることを目的とする。

以下、第2節では、1990年代までの三鷹市とICUとの関係史を3つの時期に分けて整理する。第3節では、

そのうち最も大規模な事業である三鷹まちづくり研究会について、その取り組みの全体像を明らかにしたい。

2 三鷹市と ICU の関係史（1990 年代まで）

本節では、三鷹市と ICU との連携の歩みを検討して上で、対象期間を 3 つの時期に整理していく。三鷹市の市制施行と ICU の開学はほぼ同時期であり、その後、段階的に相互の連携は深まり、1980 年代末から 1995 年にかけて行われた三鷹まちづくり研究会が最も大規模な連携事業となっている。

なお、新津（1995）では、この三鷹まちづくり研究会の研究報告の一つとして、事業の振り返りとともに、行政との連携に限らず近隣の地域コミュニティと ICU との連携事例の整理、今後に向けた提言が行われている。

2.1 第 1 期—三鷹の市制施行と ICU の開学

三鷹市における町制から市政への移行と、ICU の開学は、ほぼ時期を一にしている。

国際基督教大学は、超教派のキリスト教主義の大学を創設しようという日本国内のキリスト教関係者の戦前からの動きが基となり、第二次世界大戦終結後に平和主義の新しい大学を求める運動へと昇華し、米国のキリスト教関係者の支援も得ながら、日米両国での募金活動を経て誕生した大学である。当初は農学部と大規模な附属農場なども有する総合大学として構想され、その要件を満たす広大な敷地が求められる中で、現在の三鷹市西部から小金井市・府中市・調布市にかけて立地していた中島飛行機三鷹研究所の跡地がその候補地となった（C・W・アイグルハート 1990）。

中島飛行機は、第二次世界大戦前に存在した日本を代表する航空機メーカーであり、現在の武蔵野市に、当時東洋一といわれた規模の武蔵野製作所・多摩製作所を有していた。それに近接した三鷹に技術開発部門を集約する意図、そして創業者である中島知久平による社会科学分野も含めた総合研究所の設置構想もあり、62 万坪もの広大な敷地を取得することとなった。用地買収が始まったのは 1940 年の晩秋であり、地鎮祭は 1941 年 12 月 8 日に行われている（高柳 2008）。

このため、ICU が用地取得に動き出した時期は、まだ中島飛行機による買収から 10 年も経過しておらず、その土地を耕作していた元地権者たちの思いも強く残っていた³⁾。さらに、戦後の農地改革の動きの中でもあり、全敷地をそのまま購入することを希望していた ICU にとっては困難も予想された。このため、1948 年 3 月 9 日に三鷹の土地買収を進めることを決めたのちは、米国の支援組織に協力を依頼し、連合国総司令部への働きかけによって日本政府による措置を促す取り組みもなされた。そして、2 年余りのち、1950 年 6 月に中島飛行機の後継企業である富士産業株式会社との間で土地の譲渡契約が成立し、同年 9 月までに引き渡し完了している（C・W・アイグルハート 1990）。

これに対し、中島飛行機の解体により再び農地となることを期待していた元地権者や農業関係者の難色は当然みられたものと思われるが、三鷹町政の総論としては歓迎の姿勢であった証左が三鷹市史に記されている。当時、市政施行の準備を進めていたものの、時期尚早との声や武蔵野市との合併を目指す声に直面していた三鷹町政は、1950 年 9 月に町民への協力呼びかけの文書を配布したが、その文中に次のように記されている。

なお市の利害損得についても特に述べるまでもないと思いますが、市となることによって、第一に公信を高めることになるのであります。従って市となれば必然的に国家機関の諸施設、それにともない各種の主要なる文化、社会所施設が増加され、住民の福利増進に寄与するところ大なるものがあることはすでに多くの先進都市の例を見ても明らかであります。一例を挙げれば、国際色彩豊かな国際基督教総合大学が全国各地において猛烈な誘致運動があったにも係らず当三鷹町にその建設を見たことによってもうなずけ

るものであります。(三鷹市史編さん委員会 1970:683)

こののち、三鷹町は1950年(昭和25年)11月3日に市制を施行し、高度成長に伴う人口急増期を迎えるとともに、様々な都市インフラの整備に向き合うこととなる(三鷹市2019)。

また、ICUにおいては、1952年4月に語学研修所が開設されて学生の受け入れが始まり、翌1953年4月1日に4年制の教養学部大学、いわゆるリベラルアーツカレッジとして開学している。

この時期においては、用地取得に関連したやり取りなどを除き、三鷹市政とICUとの直接の関わりは特にみられない。ただし、ICUが三鷹市及びその地域社会を研究対象としており、1957年にICU農村厚生研究所『三鷹市—社会生活の諸相—』、1964年にはICU社会科学研究所『近郊都市の変貌過程—三鷹市総合調査報告』が発行されている。

2.2 第2期—「基本構想のための研究」

三鷹市の市制施行、ICUの開学から約20年を経て、三鷹市政に大きな影響を及ぼす連携事例が誕生した。『三鷹市基本構想策定のための研究—1973—』(三鷹市1973)である。

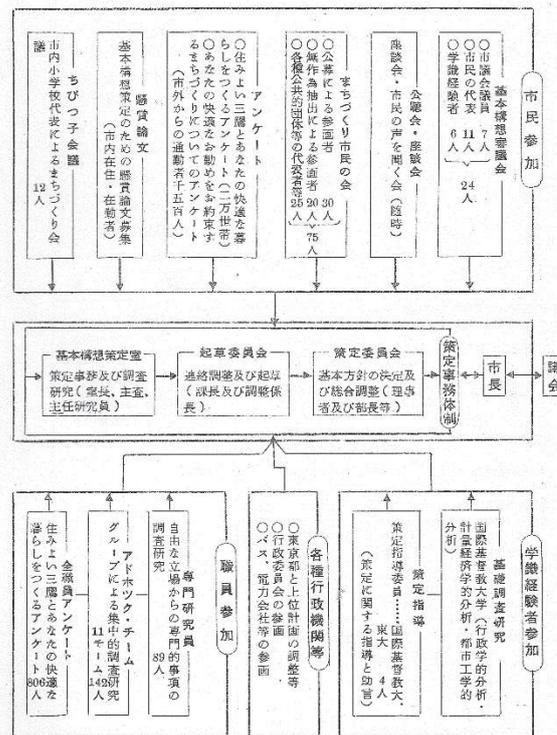
近年も、1990-2000年の市民プラン21会議、2021-2023年の市民参加でまちづくり協議会など、基本構想策定のたびに大規模な市民参加の取り組みが行われてきた三鷹市であるが、その原点である最初の基本構想策定においては、非常に入念な検討体制が構築されていた。

図に記載のように、市議会議員・市民代表・学識経験者からなる基本構想審議会、公募市民等によるまちづくり市民の会、公聴会・座談会、アンケートや懸賞論文などの複数の手法による市民参加、専門研究員、アドホック・チームによる庁内検討と全職員アンケートによる職員参加、基礎的研究と策定指導からなる学識経験者参加など、重層的かつ多面的な検討体制が敷かれている。これらの体制の構築は1971年9月に始まり、1973年9月の議会提案までの2年間にわたってそれぞれの取り組みが展開された(基本構想策定室1973:参考資料「II基本構想策定の経過と予定」)。

このうち、国際基督教大学が担うこととなった基礎調査研究の内容については、「人口、所得等の主要指標、土地利用、社会福祉、保健衛生、教育文化、行財政等についての基本構想策定のための現状分析及び理想都市形成のための将来方向等に関する調査研究」とされており、それを担う研究スタッフは、THE STUDY GROUP FOR THE MITAKA PLAN(行政学グループ、計量経済学グループ、都市工学グループ及び国際基督教大学教授陣)と市基本構想策定室で構成され、1972年3月6日から6月30日までの約4か月にわたり活動が行われた(基本構想策定室1973:参考資料「II基本構想策定の経過と予定」)。

この研究の報告書『三鷹市基本構想策定のための研究—1973—』は、A3判の大型サイズ、151ページという

I 基本構想策定組織



基本構想策定室1973:参考資料「I基本構想策定組織」

図1 基本構想策定組織

ボリュームとなっている。その内容については、各グループの役割分担と併せて下記のように説明されている。

計量経済学グループは、三鷹市の首都圏、東京都における戦略的位置や都市構造のメカニズムを明らかにすることを研究し、都市工学グループは SYMAP によるすべての問題を地点までおろして、化学的な土地利用計画の作成、予算統制システム (P・P・B・S) および多重層構造における建築プログラムの結びつきを示唆している。行政学グループは、それらの要因から、三鷹市の構想に基づく選択をなし、企画、調整すべきものについての施策課題と実施手段について研究している。また、三鷹市総務部基本構想策定室は、地域計画のためのこの基礎調査研究の多い成果を得るため、調査研究事項の企画や以上の 3 グループへの実務的立場からの参画、調整を行なった。(三鷹市総務部基本構想策定室 1973 : 8)

この記載のように、1960 年代半ばにハーバード大学のハワード・T・フィッシャーによって開発されたばかりのコンピュータマッピングプログラムである SYMAP が活用されているほか、基本構想策定のための研究の名の通り、データを重視した学術的な分析と報告がなされていることが大きな特徴である。これについては、当時の鈴木平三郎市長が「基本構想は、単なる思いつきやイデオロギーに偏してはならないし、蓄積された過去の分析とそれを基盤として発展する将来の動向に対して、十二分の科学的、客観的研究がなされなければならない。」と述べている(三鷹市総務部基本構想策定室 1973 : 「発刊にあたって」) ことから、三鷹市側の明確な意図もあってこうした構成に着地したものと考えられる。

また、この基本構想策定にあたっては、研究グループの行政学グループを担当した ICU の渡辺保男教授(行政学、政治学)が基本構想策定審議会の会長を務めているほか、基本構想策定指導委員の任にあった学識経験者も兼ねており(基本構想策定室 1973 : 参考資料「II 基本構想策定の経過と予定」)、三鷹市と ICU との連携におけるキーパーソンであることが見てとれる。

2.3 第 3 期—「三鷹市まちづくり研究会」

三鷹市まちづくり研究会については、『三鷹を考える基礎用語辞典 [市政概要]』において、その後身である「まちづくり研究所」の説明の中で次のように説明されている。

三鷹市まちづくり研究所は、三鷹市が昭和 63 年 2 月に国際基督教大学と共同で設置した「三鷹市まちづくり研究会」がその前身である。学識経験者と市職員が共同で、①市のまちづくりの政策課題に関する調査研究、②三鷹市の長期展望及びマスタープランに関する調査研究、③その他重要な調査研究を行う機関として、設置以降、ほぼ 2 年ごとにまちづくりに関する報告書をまとめ、研究成果を計画や政策に反映させてきた。平成 7 年からは、財団前の三鷹市まちづくり公社に移管され、名称も「三鷹市まちづくり研究所」と改められた。(三鷹市企画部秘書広報課 2018:397) ⁴⁾

この三鷹市まちづくり研究会の大きな特徴として、三鷹市と ICU の共同プロジェクトとして運営され、市が ICU に委託するかたちで、ICU の附置研究所である社会科学研究所内に設置されたということが挙げられる。また、期間としては、1988 年の発足から 1995 年 3 月の事業終了とまちづくり公社への移管まで、満 7 年にわたる取り組みであった。

その間、三鷹市職員と ICU や杏林大学、ルーテル神学大学(当時)等の研究者によって構成される分科会単位で活動が展開された。「まちづくりビジョン」と「国際化」をテーマとした第 1 分科会、「コミュニティ」をテーマとした第 2 分科会、「高齢化」をテーマとした第 3 分科会、「情報化」をテーマとした第 4 分科会が設けら

れ、成果物として次の10冊の報告書が刊行されている。

以下にその発行年月とタイトル、分量を示すための頁数（すべてA4判）をまとめた。また、報告書には、単一の分科会によって発行されているものと、第1から第3分科会の報告がまとめて掲載され、研究会名のみで発行されているものがある。

- ① 1989年3月 『三鷹まちづくりビジョン—21世紀への可能性と挑戦—（中間報告書）』 112頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会 第1分科会
 - ② 1989年3月 『コミュニティの理念と現実—三鷹・日本・世界—（中間報告書）』 118頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会 第2分科会
 - ③ 1989年3月 『新しい高齢者化社会像を求めて（中間報告書）』 180頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会 第3分科会
 - ④ 1989年9月 『三鷹まちづくりへの提言—新基本構想・新基本計画の策定に向けて—』 50頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会
 - ⑤ 1991年9月 『三鷹市と国際化—新次元への飛躍—』 149頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会 第1分科会
 - ⑥ 1991年9月 『三鷹市のコミュニティがめざす新たな課題を求めて』 180頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会 第2分科会
 - ⑦ 1991年9月 『豊かな高齢化社会の創造—「食」環境・保健福祉の連携・高齢者住宅—』 187頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会 第3分科会
 - ⑧ 1993年3月 『変化の中のまちづくり—国際化・都市化・高齢化—』 127頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会
 - ⑨ 1995年3月 『分権化時代のコミュニティ』 148頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会 第2分科会
 - ⑩ 1995年3月 『三鷹市と地域情報化—新世代情報化社会の協働社会実現に向けて—』 129頁
国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会 第4分科会
- （各報告書の表紙及び奥付をもとに作成）

これに先立つ『三鷹市基本構想策定のための研究』が、事業としての関係性でいえば単発の委託事業であったのに対して、この三鷹まちづくり研究会は、一定期間、大学が市のシンクタンク機能を担ったものと捉えることができる。近年、地域における大学の役割の一つとしてシンクタンク機能が挙げられているが（中央教育審議会大学分科会2021）、それを先取りした取り組みであったと考えられる。

3 三鷹まちづくり研究会の検証

本節では、三鷹まちづくり研究会について、前節で示した10冊の報告書の記載を用い、分科会の活動回数及び参加人員を整理することにより、その活動規模を検証していきたい。

なお、活動回数について、報告書中では、会議のみを第〇回とカウントし、分科会による市外視察等は回数に加えていないが、本稿では活動回数を把握する観点から市外視察等も1回として計上した。また、分科会がグループに分かれて活動した際のグループ活動についても、分科会全体会と同じ1回として計上している。

また、参加人員については、特に三鷹市側のメンバーがどのようなポジションの人員が充てられていたかを

明らかにするため、職位ごとの人数をまとめた。

3.1 運営委員会

10冊の報告書のうち、分科会ではなく研究会名で発行されている2冊(④及び⑧)については、運営委員名簿が掲載されている。ただし、分科会と異なり、開催日の記録が記載されていないため、どの程度の頻度で会合が持たれていたのかは不明である。

運営委員として記載されている延べ32名については、留任も見られるため、運営委員を務めた実人数としては、三鷹市5名(助役及び部長)、学識者(他大学)2名、学識者(ICU)10名となっている。

1989年9月 運営委員会 10名
 会長 ICU学長
 副会長 三鷹市助役
 幹事 ICU社会科学研究所長
 委員 三鷹市2名 総務部長、企画部長
 学識者5名 杏林大学教授、日本ルーテル神学大学助教授
 ICU教授、同・準教授、同・助教授
 事務局 3名 三鷹市企画部次長、企画部企画調整室主任、まちづくり研究会

1993年3月 運営委員会 11名
 会長 ICU学長
 副会長 三鷹市助役
 幹事 ICU準教授
 委員 三鷹市2名 総務部長、企画部長
 学識者6名 杏林大学教授、日本ルーテル神学大学教授
 ICU社会科学研究所長・教授、
 ICU教授、同・教授、同・準教授
 全体事務局 3名 三鷹市企画部企画調整室長、同・係長、同・主任
 事務局 まちづくり研究会 常時1-2名(1990年2月からの通算で5名)

1995年3月 運営委員会 11名
 会長 ICU学長
 副会長 三鷹市助役
 幹事 ICU準教授
 委員 三鷹市2名 総務部長、企画部長
 学識者6名 杏林大学教授、日本ルーテル神学大学教授
 ICU社会科学研究所長・教授、
 ICU教授、同・教授、同・準教授

*事務局についての記載なし

3.2 第1分科会

第1分科会は、前半では「まちづくりビジョン」を、後半では「国際化」をテーマとし、それぞれ分科会単独での中間報告を行い、研究会名での報告書にて「まちづくりビジョン：第1分科会提言」と「地域の国際化を目指して（最終報告）」としてそれぞれのテーマのまとめを行なっている。

分科会による報告書①

1989年3月 『三鷹まちづくりビジョン—21世紀への可能性と挑戦—（中間報告書）』

研究会報告書での報告①

1989年9月 『三鷹まちづくりへの提言—新基本構想・新基本計画の策定に向けて—』
→ 「まちづくりビジョン：第1分科会提言」

分科会による報告書②

1991年9月 『三鷹市と国際化—新次元への飛躍—』

研究会報告書での報告②

1993年3月 『変化の中のまちづくり—国際化・都市化・高齢化—』
→ 「地域の国際化を目指して（最終報告）」

また、活動回数は次のとおりである。テーマの転換に伴い、1989年度に活動回数の減少が見られる。

1988年度 13回 1989年度 4回 1990年度 10回 1991年度 10回 1992年度 3回 合計 40回

分科会の構成員数については、各報告書において11名から18名まで変遷がある。リーダー、幹事を含めた期間中の分科会構成員（事務局を除く）について、延べ数ではなく実人数でまとめたものが下記である。なお、職位については初登場時の職位とした。

第1分科会：活動期間中に構成員であった三鷹市職員及び学識者 23名

三鷹市職員 15名（次長1名、課長・室長3名、主査1名、主任5名、主事5名）

学識者 8名（ICU6名、日本ルーテル神学大学1名、北陸学院短期大学1名）

3.3 第2分科会

第2分科会は、「コミュニティ」をテーマとし、分科会名での報告書、研究会名での報告書を合わせて、4つの分科会で最多となる計5回の報告を行なっている。

分科会による報告書①

1989年3月 『コミュニティの理念と現実—三鷹・日本・世界—（中間報告書）』

研究会報告書での報告①

1989年9月 『三鷹まちづくりへの提言—新基本構想・新基本計画の策定に向けて—』
→ 「コミュニティのあり方：第2分科会提言」

分科会による報告書②

1991年9月 『三鷹市のコミュニティがめざす新たな課題を求めて』

研究会報告書での報告②

1993年3月 『変化の中のまちづくり—国際化・都市化・高齢化—』
→ 「市民活動の連携をめざして（中間報告）」

分科会による報告書③

1995年3月 『分権化時代のコミュニティ』

また、活動回数は次のとおりである。まちづくり研究会の7年の活動期間全体にわたってコンスタントに活動が行われていたことがわかる。

また、第2分科会においては、1992年度及び1993年度にICUの大学祭であるICU祭に「市民活動の展示・ICU探検隊・市民活動交流会」イベントを出展するなど、他の分科会には見られない独自の取り組みも行われている。

1988年度 12回	1989年度 9回	1990年度 17回	1991年度 11回	1992年度 9回	1993年度 12回	
1994年度 9回						合計 79回

分科会の構成員数については、各報告書において12名から18名まで変動がある。リーダー、幹事を含めた期間中の分科会構成員（事務局を除く）について、延べ数ではなく実人数でまとめたものが下記である。なお、職位については初登場時の職位とした。

また、第2分科会においては、事務局を担当している三鷹市企画部企画調整室の職員が報告書論文を執筆しているほか、最後の報告書の補論として、構成員ではないICU教員6名が海外のコミュニティについての論考を執筆しているなど、構成員以外の参加が見られる。

第2分科会：活動期間中に構成員であった三鷹市職員及び学識者 38名

三鷹市職員 27名（部長1名、次長1名、課長補佐・主幹・副主幹・係長・主査5名、主任6名、主事13名、不明（都財団への出向者）1名）

外郭団体 1名（事務局長1名）

学識者 10名（ICU6名、杏林大学1名、東京都立大学1名、常磐大学1名、ミネソタ大学1名）

3.4 第3分科会

第3分科会は、「高齢化」をテーマとし、分科会名での報告書、研究会名での報告書を合わせて、計4回の報告を行なっている。

分科会による報告書①

1989年3月 『新しい高齢化社会像を求めて（中間報告書）』

研究会報告書での報告①

1989年9月 『三鷹まちづくりへの提言—新基本構想・新基本計画の策定に向けて—』
→ 「高齢化社会に向けた総合的なあり方：第3分科会提言」

分科会による報告書②

1991年9月 『豊かな高齢化社会の創造—「食」環境・保健福祉の連携・高齢者住宅—』

研究会報告書での報告②

1993年3月 『変化の中のまちづくり—国際化・都市化・高齢化—』
→ 「保健、医療、福祉の連携をめざして」

また、活動回数は次のとおりである。第3分科会においては、1988年度の活動の中で、分科会を総論グループと各論グループに分けて、それぞれ5回の会合を持っているため、12回の全体会と合わせて22回としている。

1988年度22回 1989年度10回 1990年度10回 1991年度9回 1992年度1回 合計52回

分科会の構成員数については、各報告書において14名から16名となっており、他の分科会に比べて人数の振れ幅が小さい。リーダー、幹事を含めた期間中の分科会構成員（事務局を除く）について、延べ数ではなく実人数でまとめたものが下記である。なお、職位については初登場時の職位とした。

また、第3分科会においては、最初期に事務局を担当していたICU社会科学研究所の研究者がICU教員となって構成員に転じ、最終的には準教授としてリーダーを務めたほか、同じく最初期にオブザーバーとして参加していたICU学部生が三鷹市職員となり分科会構成員になるという立場の転換が見られる。

加えて、最終報告書の段階では、三鷹保健所や三鷹市医師会、武蔵野赤十字病院、三鷹市社会福祉協議会など、保健・医療・福祉の現場に携わる立場から、7名のオブザーバーが分科会に加わっているのが特徴である。

第3分科会：活動期間中に構成員であった三鷹市職員及び学識者 23名
三鷹市職員 17名（部長2名、室長補佐・主査2名、主任5名、主事8名）
学識者 6名（ICU5名、日本ルーテル神学大学1名）

3.5 第4分科会

第4分科会は、「地域情報化」をテーマとした分科会だが、第1・第3分科会がまとめの入っていた1991年度末、1992年3月31日に準備会が行われている。そこから2年間の活動を行い、分科会として1冊の報告書をまとめている。

分科会による報告書

1995年3月 『三鷹市と地域情報化—新世代情報化時代の協働社会実現にむけて—』

また、活動回数は次のとおりである。1994年度は、「三鷹まちづくり地域情報化懇談会」として、企業や市民などとの懇談会が5回開催されているため、その回数を加えた数字となっている。

1992年度11回 1993年度10回 1994年度14回 合計35回

分科会の構成員数は21名、事務局としても三鷹市から3名、三鷹まちづくり研究会から2名の計5名が充てられており、4分科会中最大の規模となっている。

第3分科会：活動期間中に構成員であった三鷹市職員及び学識者 23名
三鷹市職員 17名（室長1名、課長補佐・図書館分館長・係長・主査8名、主任4名、主事4名）
学識者 4名（ICU2名、桜美林大学1名、慶應義塾大学1名）

3.6 全体を通して

以上の4つの分科会の活動量と構成員を単純に合計すると、活動回数206回、三鷹市職員76名・学識者28名となる。活動量としては、活動期間の7年間で単純平均すると、1か月あたり2.45回の活動が行われていたこととなる。三鷹市職員や学識経験者の合計数については、複数の分科会に重複して所属する構成員がいたため、延べ数ではあるものの、三鷹市と大学との連携事業としてだけではなく、職員の育成・研鑽事業としても、例を見ない規模の取り組みであったといえるだろう。

4 まとめ

本稿では、最初の三鷹市基本構想の策定においてICUが一定の役割を果たしていたこと、続く三鷹まちづくり研究会の取り組みが、事業期間の面でも人的規模の面でも非常に大がかりな事業であったことを確認した。

特に、まちづくり研究会については、今後さらに研究を深めていくテーマとして、各分科会の運営や議論についてのオーラルヒストリー調査、各分科会の提言・報告がその後の三鷹市政にどのような影響を及ぼしたのかの検証、各分科会の構成員であった市職員のその後のキャリアパスなど、複数の方向性が考えられる。それらを複合的に掘り下げていくことで、地域におけるシンクタンク機能の確立に取り組む大学、あるいはそれを求める地域に対して、有用なケーススタディとなるものと考えられる。

また、三鷹市における大学との連携・協働の将来像を描いていくためには、市内及び近隣の他の大学との三鷹市の関係史について、本稿のような市政との関わりにとどまらず、教員や学生による個別の地域貢献活動、市民の生涯学習機能なども含めた個別事例の収集、国の高等教育政策や地域活性化施策との関係性の整理、さらには他自治体との比較等、数段階にわたる取り組みが必要であると考えられる。

本稿を起点として、これら縦横の深掘りを進めていきたい。

[注]

- 1) 例えば、2008年発行の放送大学教材『大学と社会』においては、教育と研究それぞれの大学開放については触れられているものの、近年みられるようなまちづくりや地域連携などの社会貢献については言及されていない。
- 2) 2005年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」、2006年の教育基本法改正及び2007年の学校教育法改正、2013年の文部科学省「地（知）の拠点整備事業」などが挙げられる。（関谷 2022： 53-56）、（大藪 2022： 40-43）、などに詳しい。
- 3) （井口章次 1981： 48、184）、（三鷹市 1986： 243-245）に、元住民の心情やその伝聞が記されている。
- 4) 後身の三鷹市まちづくり研究所は、2009年7月に廃止され、三鷹市とNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構の共同設置による三鷹まちづくり総合研究所が設置されている。（三鷹市企画部秘書広報課 2018： 397）⁴⁾

[文献]

- 新津晃一、1995、「コミュニティにおける大学の役割—三鷹市とICUの場合—」『分権化時代のコミュニティ』：84-95。
 大藪俊志、2022、「大学における地域連携活動—現状と方向性—」『仏教大学総合研究所紀要』第29号：39-52。
 C・W・アイグルハート、1990、『国際基督教大学創立史—明日の大学へのヴィジョン（1945-63年）—』国際基督教大学
 井口章次、1981、『三鷹の民俗 二 大沢』三鷹市教育委員会、三鷹市文化財専門委員会
 国際基督教大学社会科学研究所、1964、『近郊都市の変貌過程—三鷹市総合調査報告』
 国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会第3分科会、1989、『新しい高齢者化社会像を求めて（中間報告書）』
 国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会、1989、『三鷹まちづくりへの提言—新基本構想・新基本計画の

策定に向けて一』

国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会第1分科会、1991、『三鷹市と国際化—新次元への飛躍—』

国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会第2分科会、1991、『三鷹市のコミュニティがめざす新たな課題を求めて』

国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会第3分科会、1991、『豊かな高齢化社会の創造—「食」環境・保健福祉の連携・高齢者住宅—』

国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会、1993、『変化の中のまちづくり—国際化・都市化・高齢化—』

国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会第2分科会、1995、『分権化時代のコミュニティ』

国際基督教大学社会科学研究所 三鷹まちづくり研究会第4分科会、1995、『三鷹市と地域情報化—新世代情報化社会の協働社会実現に向けて—』

国際基督教大学農村厚生研究所、1957、『三鷹市—社会生活の諸相—』

関谷昇、2022、「大学と地域連携をめぐり—考察～地域自治の観点から～」『千葉大学法学論集』第36巻第3・4号：49-98。

高柳昌久、2008、「中島飛行機三鷹研究所—その建設まで」『アジア文化研究』第34号：123-151。

中央教育審議会、2021、「これからの時代の地域における大学の在り方について—地方の活性化と地域の中核となる大学の実現—（審議まとめ）」

三鷹市、1986、『いま語り伝えたいこと～三鷹戦時下の体験～』

三鷹市、2019、「三鷹の歴史「団地の出現・人口急増、日本初の下水道完備都市」」（2024年3月17日取得 https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/011/011729.html）

三鷹市、2022、「大学との包括連携の推進」（2024年3月17日取得 https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/081/081287.html）

三鷹市企画部秘書広報課、2018、『三鷹を考える基礎用語辞典 [市政概要] 平成30年2月』三鷹市

基本構想策定室、1973、『新しい三鷹—その望ましい未来—三鷹市基本構想素案1973』三鷹市

三鷹市総務部基本構想策定室、1973、『三鷹市基本構想策定のための研究—1973—』三鷹市

三鷹市史編さん委員会、1970、『三鷹市史』三鷹市

三鷹ネットワーク大学、2020、「会員情報」（2024年3月17日取得 <https://www.mitaka-univ.org/about/kaiinjoho.html>）

三鷹ネットワーク大学、2015、「ネット大の沿革」（2024年3月17日取得 <https://www.mitaka-univ.org/10th/AboutUS/history.html>）

プロフィール

米川 充

1977年生まれ。茨城県笠間市出身、大学時代より三鷹市在住。企業、団体等での勤務のかたわら、NPO法人みたか市民協働ネットワーク、みたか都市観光協会企画委員会、市内公立学校PTA、コミュニティ・スクール委員会、まちなか農家プロジェクト、三鷹中央通り商店会、出身地の笠間市との関係人口づくりなど、市民の立場でさまざまな地域活動に従事。特に、地域と大学との連携に高い関心を持ち、ICUの教員・職員・同窓生等の有志によるプロジェクト、「ICU×地域」域学連携研究会の呼びかけ人及び事務局も務めている。

Ⅱ 学生によるミタカ・ミライ研究アワード

学生によるミタカ・ミライ研究アワード

本事業は、三鷹ネットワーク大学開設 15 周年事業として 2020 年度に開始し、三鷹ネットワーク大学推進機構の会員大学の学生に、より実践的な学びと表現の機会を提供するとともに、若い世代の新鮮な感覚によって、まちづくりに新たな風を呼び込むことを目的としています。学生たちが授業やゼミ活動、その他課外活動などで自ら取り組んだ、未来の地域社会やまちづくりに関する研究や実践活動の成果を提案しました。

学生によるミタカ・ミライ研究アワード 2023

学生から 5 件の応募があり、12 月 23 日（土）に開催した提案発表会にて、プレゼンテーション審査及びポスター発表審査を行いました。厳選なる審査の結果、上位 3 件が優秀賞に選出されました。

<学生によるミタカ・ミライ研究アワード 2023 審査結果>

【優秀賞・市長賞】

ミタカ探究もりもりプロジェクト ミタカでミライ探究部を充実させ、学びであふれる地域に
提案者：東京学芸大学「三鷹の探究便」

【優秀賞】

心も、体も、満タんに。ミタカ・スポーツ 僕らが中年になったとき、変わらず健康でいられるように。みんなで実行せよ！ Do Sports！

提案者：大正大学 社会共生学部 公共政策学科「大正石油」

【優秀賞】

Active By Design 一まちにすることで健康になるー

提案者：亜細亜大学 都市創造学部 都市創造学科「シライーズ」

◆審査会 2023 年 12 月 23 日（土）（三鷹産業プラザ 7 階）

◆審査員 ※順不同

三鷹商工会会長 岩崎 守利／三鷹青年会議所理事長 両角 達也／株式会社まちづくり三鷹代表取締役社長 吉田 純夫／東日本電信電話株式会社 東京武蔵野支店副支店長兼ビジネスイノベーション部長 百瀬 久清／株式会社 SUBARU 人事部東京グループ労務担当 上田 敏博／三鷹市企画経営課長 丸山 真明／特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構常務理事兼事務局長 鎮目 司

◆市長、副市長及び教育長に対する提案報告会

2024 年 2 月 13 日（木）（三鷹市役所市長公室）

優秀賞 3 チームによるプレゼンテーションと、市長賞の決定及び表彰式を行いました。



市長公室での提案発表の様子

ミタカ探究もりもりプロジェクト

ミタカでミライ探究部を充実させ、学びであふれる地域に

チーム名：三鷹の探究便

西村拓真，豊島大史，望月絵莉，山下瑠里子

ゼミ教員：柴田彩千子

研究協力者：青柳智己，後藤範子，根本裕美，樋口悠太，四柳千夏子

東京学芸大学教育学部教育支援課程教育支援専攻生涯学習コース 柴田ゼミ
東京学芸大学院教育学研究科教育支援協働実践開発専攻教育協働研究プログラム修士
東京学芸大学研究生

キーワード：探究学習 放課後活動 地域+をつかった学び 課題発見力 社会を良くしていこうとする力

1 はじめに

探究学習は、当事者として主体的に課題に取り組むことで、生徒が自身の未来を切り拓く力を育める学習方法である。文部科学省も打ち出すように、「自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力」を身につけられるようにすることが重要である。三鷹市ならではの探究学習を進めることで、三鷹に住む大人たちと協力しながら学びを深めながら、身のまわりを良くしていこうとする当事者意識や課題発見力の醸成を行うことができる。

そこで今回の提案は、三鷹市の公立中学校、三鷹市の施設や団体、地域の方々や保護者、東京学芸大学の生涯学習に関するゼミに在籍する「三鷹の探究便」が協働しながら、「ミライ探究部」を創設し、地域という世界から学びを深めていく場の実現を伝えるものである。本プロジェクトを通して、子どもたちが三鷹に誇りを持ち、さらに自信をもって地域や社会を良くする力の形成に貢献したい。

2 三鷹の放課後学習の現状

三鷹市はこれまでに子どもを中心に据え、児童・生徒の学びをより多くの大人で支える文化が醸成されている。

例えば、小中一貫教育や、学校三部制の導入、アントレプレナーシップを育成する「四中ゆないと」や、放課後学習支援「地域未来塾」がある。また、「令和4年度三鷹市立小・中一貫教育校全7学園の評価・検証報告」にも記されている通り、個別最適な学び・地域学習キャリア教育・現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成などが志向されている。「ミライ探究部」を設置し、課題発見力や、自分の力で社会を良くしていこうとする当事者意識の醸成を図ることによって、既存の取り組みとあわせてさらに三鷹市の教育を推進する。

加えて、2024年1月に三鷹市立第四中学校の生徒297名を対象にアンケートを実施した結果、53人

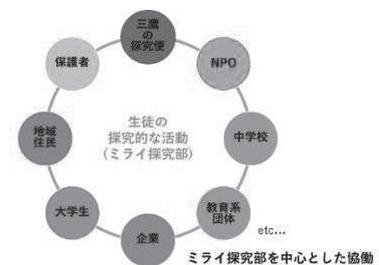


図1

が「総合の授業がとても好き」かつ「社会課題に比較的/とても興味がある」と回答した。そこで今回は、社会課題に向き合いたい生徒のニーズに応え、生徒にとって挑戦の機会となる場を提案する。

3 提案（具体例）

三鷹市の公立中学校に「ミライ探究部」を設置し、週1回放課後で探究学習を行う。学校外にあるさまざまな資源を活用し、体験活動や人との触れ合いを通して「ジブンプロジェクト」を行う。

具体的には、まず、ウォークラリー形式で街を歩いていく「ミタカマチ探検」を行う。街を探検して気になったことをメモし、地域の人々と触れ合っていく。偶然出会った人々、三鷹ならではの本、映画、お店、施設や自然と対話をし、気づいたことや面白いと思ったことをメモする。これらの活動を通して、自己と見つめ合い、発想を柔らかくし、視野を広げ、生徒一人ひとりの“探究の土”を耕していく。

次に、三鷹をよくするために自分ができることは何かを考え、対話を深め、改善策を提示する。「こうなったらいいな」と思うもので自分自身にミッションを設定し、自分で探究するテーマを決めていく。そして、ここまでの気づきや、自分自身のミッション・計画を発表する「マナビ共有会」を行う。発表を通して、他のメンバーと対話を深め、新たな気づきを得る機会とする。また、生徒の保護者や地域の方々、先生方をお呼びし、気づきと課題意識を共有する。大人からのフィードバックは、生徒にとっては貴重な機会であり、同時に大人にとっては生徒の普段とは違う側面を捉え、生徒の成長を身近に感じられる機会になるだろう。また、生徒同士、同じ学校ではないが「共に地域を作っている」という意識の醸成も重要となる。そこで、他の「ミライ探究部」と、お互いの取り組みをオンラインで交流をし、同世代間のネットワーク構築を試みる。このフェーズでは、同じ地域に住む同世代や三鷹市民と共に話し合うことで、子どもたちは、同じ三鷹市で生活している自覚と仲間意識が芽生え、三鷹への誇りの醸成にも寄与できるだろう。「マナビ共有会」の後は、フィードバックを整理したうえで、インタビューを行い、課題を明確化していき、改善策を検証していく。検証した改善策は自分で設定したミッションに応えられているかどうか、この改善策でどんな人が喜ぶか、などの視点から取り組めるようにサポートしていく。また、企業に務めている方やNPOに務めている方をお呼びし、多角度のフィードバックを行う。

最後に、改善策を考え検証を終えたあと、「全体共有会」を実施する。ここでは1年間を通して学んだことや生まれた課題意識などをふりかえり、ポートフォリオにまとめていく。ポートフォリオは、他の生徒や関わった大人を中心に共有していく。また、ポートフォリオでは1年間で学んだことや活動を通して得られた課題を自分なりに表現していく。学びの表現は多様であると考え、絵・写真・俳句など、自由とする。加えて、活動を通して得た課題にまで目を向けることで、次の「ジブンプロジェクト」に一步踏み出せるようにする。

これらの放課後活動が、どのように作用をしているのかについて、質問紙調査などを用いて検証することで、中長期的な発展も視野に入れる。

我々は、「ミライ探究部」の活動が、生徒一人ひとりに課題を発見する力が身につく、社会を構成するさまざまな人がいて生徒自身もそのひとりであることを自覚しながら、自分の力を使いながら誰かを幸せにする経験を増やしたいと考える。

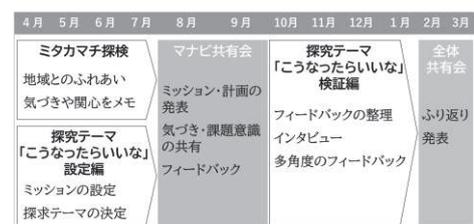


図2 「ミライ探究部」のスケジュール

4 おわりに

この活動は、協働がすすみ多様な主体・世代が活発に活動しているとともに、自然や文化などの地域資源が豊富な三鷹市だからこそできることである。「三鷹市教育ビジョン 2022」に示されている「目指す子ども像」、すなわち「自ら学び続け」、「自分の考えをもち、他人と豊かなコミュニケーション」があり、「国際的な視野とチャレンジする心をもち、積極的に社会や地域に貢献」する力を身につける場となるだろう。この活動を通して、生徒が自己の問いから学校、学校から三鷹市、三鷹市から日本、日本から世界へと視野が広がり、生徒自身が「自分でも何かができる」と思える場を増やしたい。

心も、体も、満タんに。ミタカ・スポーツ

僕らが中年になったとき、変わらず健康でいられるように。
みんなで実行せよ！ Do Sports！

チーム名：大正石油

齋藤優也，福田瞭我，松村斗和，百足明莉

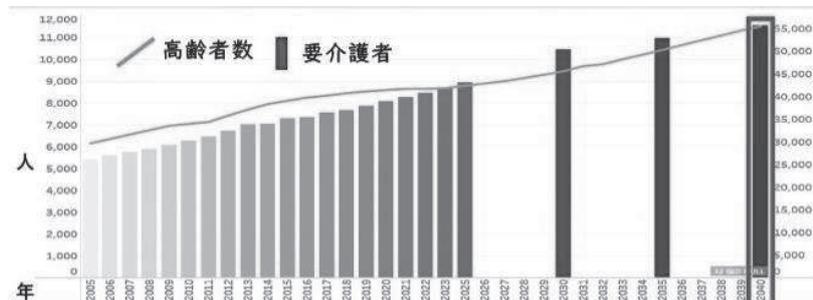
ゼミ教員：前田長子，田島恵美，森田浩彰，福井悠紀

大正大学 社会共生学部 公共政策学科 データサイエンスチーム

キーワード：スポーツ 健康 コミュニティ

1 はじめに

現代の日本では、少子高齢化の進行で高齢者が増加しており、三鷹市でも 2040 年には 55,000 人を超えるとされている（図 1）。高齢者が増加する中で、若者の人数が減っていくという状況では、高齢者を介護する人の数は減る。そして、若者も自らが高齢となった際、介護してくれる人が十分いるとは限らない。したがって、介護されることを避けるよう自分自身で努めていく必要があるといえよう。



出典：三鷹市人口推計（R5.9）による

図 1 三鷹市の高齢者と要介護者の推移と予測

そこで、本研究では三鷹市において市民全体の健康増進を図るため、既存アプリ・政策を提案の軸に据えたうえでスポーツに関する取り組みを検討し、統計・資料分析を通して新たな側面を持つ提案を行う。

なお、この研究における「健康」とは体の健康だけでなく心の健康もさす。

2 研究方法

三鷹市で実施された「令和 4 年度三鷹市市民満足度調査」および私たちが実施した「40 代女性への独自アンケート」のデータを Tableau（タブロー）および Excel によって分析と可視化を行った。また、その他必要なデータを三鷹市ホームページ等から参照した。

3 なぜスポーツなのか

スポーツ庁によれば「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲

得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている」と定義している。

三鷹市民の健康維持の取り組みにおいて、目的意識をもって自発的に行いやすいやすく、認知機能の向上や心の健康、筋力維持といった効果が期待されるスポーツに着目した。

三鷹市は、スポーツ基本計画にも挙げているように「希望あふれるスポーツのまち 三鷹」を目指している。これを達成すべく、まずは三鷹市民のスポーツ実施状況を知るため令和4年度市民満足度調査を分析した。

図2はスポーツ実施頻度と健康維持・増進活動の取り組み状況を年代という切り口で見たものである。このグラフを見ると一回もスポーツを行っていないのは80代以上の割合が大きくなっているが、週に2回以上の定期的なスポーツを行う世代は40代が最も割合が小さくなっている。

また図3は40代のスポーツを実施しない・できない市民の属性と要因分析をしたものである。このグラフからは子育てや介護で時間がないという理由でスポーツを実施できないと回答した人が多く、その中でも女性の割合が高いことが明らかになった。

そこで私たちは40代の働く女性をターゲットとした。



図2 スポーツ実施頻度と健康維持・増進活動の取り組み状況

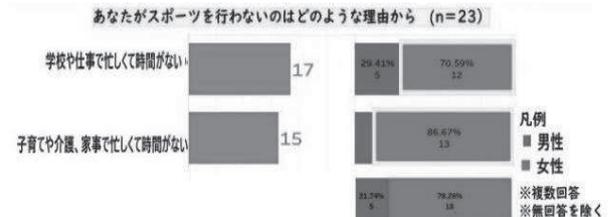


図3 スポーツをしない・できない市民の属性と要因分析

4 提案「機能拡大によって手軽で便利なスポーツアプリに」

ターゲットの課題解決に向け、首都圏在住の40代女性に対して日常生活の実態を把握するための独自調査を行った。この調査から40代女性の自由に使える時間は、平日は3時間未満、休日は約5時間であること、そして自由な時間がとれる時間帯は21時から24時の間の遅い時間帯であることが明らかになった。このことからターゲットがスポーツを実施するには空き時間や夜間を有効的に活用することができる手軽で便利なものが必要だと考えられる。

図4は現在三鷹市が取り組んでいるスポーツ施策を対象年齢や費用の有無、実施頻度の観点で独自にまとめたものがある。この表から毎日実施することが可能であり、道具や費用を必要としない「タツカくん！ウオーク&ラン」アプリに着目する。このアプリは健康促進を目的としウォーキングやランニングの計測、各種イベントへの参加が主な機能となっている。だがこのアプリは常にイベントが開催されているもので

施策名	年代	性別	人数規模	しやすさ	趣向性	費用	道具	頻度
みたかダンス	10代未満	指定なし	△	○	ネット配信	無し	無し	毎日
みたかスポーツフェスティバル	10~30代	指定なし	○	△	屋内外	無し	一部あり	年1
三鷹市市民大会	10~60代	指定なし	○	△	屋外	無し	無し	年1
スポーツ教室	10~60代	指定なし	○	△	種目による	保険料など	一部あり	週1.2
スポーツクラブ	10~60代	一部あり	○	○	種目による	保険料など	一部あり	週1.2
「タツカくん！ウォーク&ラン」アプリ	20~40代	指定なし	△	○	屋外	無し	無し	毎日
みたかパーク市民運動大会	20~40代	指定なし	○	○	屋外	無し	無し	無し
学校施設利用	20~60代	指定なし	△~◎	△	種目による	施設利用料など	あり	無し
学校施設の個人利用	30~50代	指定なし	△	○	種目による	無し	あり	無し
スポーツ施設の個人利用	30~50代	指定なし	△~◎	△~◎	屋内外	施設利用料など	あり	無し
三鷹体操	60代	指定なし	△	○	ネット配信	無し	無し	毎日

図4 三鷹市のスポーツ施策一覧(まとめ)



図5 40代の働く女性が平日の夜に利用することを想定したアプリ画面

はないため、ユーザーが一定期間で離れてしまう可能性が高い。

そこで私たちはタッタカくん！ ウオーク&ランの機能拡大によってより手軽で便利なスポーツアプリを目指していくことを提案する。

具体的には図5のように性別や年齢などの個人情報に登録し、それに応じたおすすめスポーツが提案されるというものである。加えて、参加方法やレベル選択が可能になることによってユーザーの多様なライフスタイルに適応することができると思う。

このように機能拡大することによって今回ターゲットである40代女性だけでなく、幅広い年代の方へ適応することが可能なアプリになることが期待できる。

5 提案「大勢の人に普及させ、より満タんなミタカへ」

前項の提案ではスポーツの取り組み状況や取り組めない要因に着目して40代の女性にターゲットを絞ったが、スポーツの取り組みは市民みんなで取り組むからこそ一体感があり効果も高まるだろう。

今回私たちが着目して新機能を構想した「タッタカくん！ウオーク&ラン」アプリは2023年12月現在で2,277人の利用者がいるが、これは三鷹市の人口のわずか1.2%にしか満たない。そこで、より多くの市民に利用してもらうための方策を考える。

まず、私たちが着目した40代女性の関係先の広さをカギにする。40代女性なら一定数には父母が健在で、結婚して子育てをしている人もいるだろう。高齢者や子どもたち、同世代の保護者と関わっていることが考えられる。また、職場で多世代の人と共に働いており、会話をすることもあるはずだ。そこで私たちの考えた新たなアプリを普及してもらうことも可能ではないだろうか。

「タッタカくん！ウオーク&ラン」アプリで開催されるイベントは三鷹市内の特定の店やスポットを回ったり、特定の距離のウォーキング・ランニングなどを行ったりすることがテーマとなるが、アプリの登録・利用を推進するために何らかのゲーム形式のイベントを開いてみてはどうだろうか。私たちは2024年1月、池袋で開かれた「スポGOMI」というイベントに参加してきた。これは特定エリア内で拾ってきたゴミの重さとその内容を得点化するというものであるが、これをミタカ流にアレンジしてみる。三鷹市では、毎年冬に市民駅伝大会が開かれるが、そのコースを用いてチーム戦でのごみ拾い駅伝を開いてみるのはどうか。また、その際にスタート地点でアプリをダウンロードしてもらうことで企画に参加・ダウンロード数の増加を図ることができる。参加によってタッタカポイントを獲得できることをアピールしていけば、その数も増えていく可能性がある。また、この大会には運営者も募り、ボランティア活動をしてくれた人にはみたか地域ポイントを付与するなど、それぞれのポイントの意義に応じた付与ができるだろう。

そして、タッタカポイントをスポーツアプリ本来の役目として活用できるようにすることで、より印象に残り、アプリ利用の活性化につながるのではないかと。2024年、みたか地域ポイントに交換可能となったタッタカポイントであるが、実際に市民がスポーツを行う際に役立てられるポイントにすることで循環型のスポーツ実施が叶うのではないかと。以下の図6はポイントを考えて際に貯めるシチュエーションと使

③タッタカポイントの有効利用例「貯める編」				③タッタカポイントの有効利用例「使う編」			
活用法の案	種別	獲得ポイント	ポイント獲得の条件	活用法の案	種別	消費ポイント	内容
個人情報・予約システム登録	初回特典	100ポイント	施設利用システム等の登録を完了する	SUBARUスポーツセンター	利用料割引	1000ポイント～	プール2時間利用、種目別3時間利用
SUBARUスポーツセンター	訪問	3ポイント	施設訪問(1日1回まで)	オンラインヨガ講座受講	利用料割引	1500ポイント～	ヨガ講座30分→講師からの指導
オンラインヨガ教室受講	利用	50ポイント	プール、弓道場、卓球等での施設利用	スポーツ道具購入	無料購入	3000ポイント～	市が指定した用具を無料で提供
タッタカイベントの提案	利用	50ポイント	1回受講する	球技用のボールなどを購入	無料購入	5000ポイント～	市が指定したボールを無料で提供
提案	提案	1000ポイント	自分のイベント案が採用された場合	トレーニングウェア購入	無料購入	10000ポイント～	市が指定したウェアを無料で提供
指定スポーツ用品店	提案	10ポイント	自分のイベント案を送信した場合				
スポーツ教室の主催	利用	1ポイント	商品購入額10円につき1ポイント				
スポーツ教室の主催	指導	1000ポイント	市に認定された内容を施設等で開催				

図6 タッタカポイントをスポーツに活用する場合の有効利用例

うシチュエーションを想定したものである。

現在みたか地域ポイントアプリでは実装されていないスポーツに関するポイント利用を、このタッタカくんアプリで実装することで、以下の図 7.8 のように実用性のあるポイントを貯め、利用し、お得感を感じてもらったうえで市内の施設の利用やオンラインレッスン、個人事業として行われている教室の積極的な利用に貢献できる。これは、現在みたか地域ポイントにしか変換できないものに比べるとポイントをためるメリットをさらに感じる事ができ、行動意欲を刺激することになるだろう。

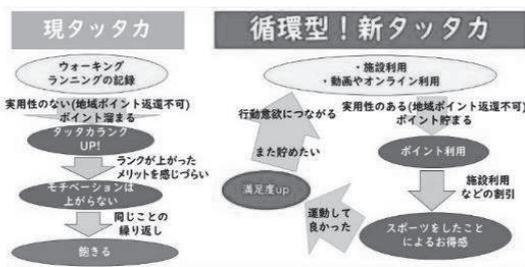


図 7 現在のタッタカポイントと私たちの提案するタッタカポイントの相違点

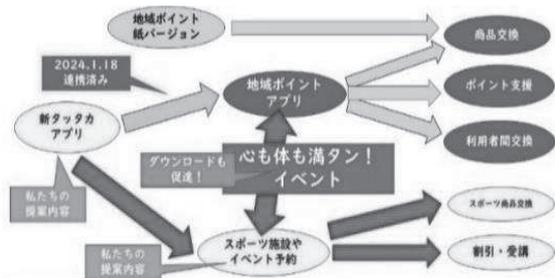


図 8 私たちの考えるアプリの概念図

6 考察

以上で述べたようなタッタカくん！ウォーク&ランアプリの機能拡大、普及活動によって以下の4つの面への効果が期待できる。

① 健康面

各自のライフスタイルに合わせたスポーツを行うことが可能なため健康促進や気分のリフレッシュのみならず、負担のないスポーツ実施が叶う。

② コミュニティ面

参加方法の選択可能、大規模イベントに参加することによって交流の場が生まれ、三鷹市民の愛着心が深まる。

③ 経済面

地域ポイントアプリとタッタカアプリの登録者数が増加し、アプリ利用による経済効果が期待できる。

④ 環境面

普及活動イベントの一つとしてゴミ拾いを開催することにより、市全体での環境保全活動が叶う。

私たちは市民の健康増進と共に既存アプリをさらに成長させることで、「心も体も満タンになり、僕らが中年になった時変わらず健康でいることができる」と考えている。

[参考文献]

内閣府 (2023) 「令和 5 年版高齢社会白書 (全体版)」
 スポーツ庁 (2023) 「スポーツを通じた健康増進」
 三鷹市 (2020) 「三鷹市スポーツ推進計画 2022 (第 1 次改定)」
 三鷹市 (2023) 「第 5 次三鷹市基本計画策定に向けた 市民満足度調査上 報告書」
 三鷹市 (2022) 『【報道発表】「みたかオリジナルスポーツアプリ」を配信開始』

Active By Design

—まちにいることで健康になる—

チーム名：シライーズ

伊藤麟之介，黒木怜帆，青木七海，檜村碧，小松采加，榊原稜，清水麻那，
時津凌久斗，馬場みちる

ゼミ教員：白井宏昌

亜細亜大学 都市創造学部 都市創造学科 空間デザインゼミ

キーワード：無理なく日常で補える運動 パブリック・スペースを活用 Active By Design
高齢者や障害者に負担にならず現役世代にも優しい道 効率よくエネルギー消費

1 はじめに

運動不足が健康状態にもたらす影響は心身に多くの悪影響を及ぼすとも言われている。しかし、ジムやスポーツクラブなどに通うことは金銭面や運動が得意ではない人にとってはハードルが高く運動の機会を取れない。もし、まちのパブリック・スペースで気軽に継続的に運動をすることができれば、効率よくエネルギー消費することができるのではないだろうか。そこで本プロジェクトでは英国で進められている、都市の公共空間を活用することによって、市民の健康に役立てようという「Active By Design」の考えを取り入れ、三鷹市において、パブリック・スペースを活用することで、日常の気軽な運動を促進し、市民の健康の維持と向上を後押しすることを目指す。



図1 「Active by Design」冊子 (Design Council、英国)

運動活動	METs	生活活動
	1	安静に眠っている(1) デスクワーク(1)
ヨガ・ストレッチ(2)	2	料理・洗濯(2)
ウォーキング(3.5) 軽めの筋トレ(3.5)	3	犬の散歩(3) 掃除機(3.3) 風呂掃除(3.5)
水中ウォーキング(4.5)	4	自転車(4) 通勤通学(4) ゆっくり階段を上る(4)
早いウォーキング(5) 山登り(6.5)	5	子供と活発に遊ぶ(5.8)
ジョギング(7)	6	
サイクリング(8)	7	
縄跳び(12.3)	8	階段を早く上る(8.8)
	12	

図2 身体活動 METs 表 / 参考：スポーツ庁

2 背景・目的 (動機)

まちのパブリック・スペースで市民がおもわず体を動かしたくなる場所をつくる「Active By Design」のアイデアを三鷹市で展開することを本研究の目的とする。その背景としては、まず、三鷹市は交通アクセスが良い反面、まちを歩くことに力を入れていないと感じたことがあげられる。「ウォークアブル・シティ」はまちにしながら体を動かすことができる有効な手法だが、三鷹市ならではの「まちあるき」の楽しさを作り出すことも可能ではないだろうか。

また、三鷹市が「緑と水の公園都市」を目指している点にも注目した。緑豊かな農地や雑木林や歴史と文化を今に伝える玉川上水など、三鷹市の魅力を活かしたまちづくりを目指しているが、三鷹市の公園数は多いとは言えず、市民数に対して公園の面積が少ないと感じる。公園を増やすことは容易ではないが、

公園を増やす以外の方法としてまちの様々なパブリック・スペースを活用できないだろうか。駅に向かう途中など生活の動線の途中に得られるちょっとした場所があれば、そこで簡単な運動をすることも可能で、無意識的に市民の健康を促すことができるだろう。

さらには三鷹市では、子育て世代が多く、コミュニティづくりと運動ができる場所が必要だと考える。そのような場所を公共空間につくることは、コミュニティを形成するのに有効だ。三鷹市行政も子育て支援に注力しており、子育て世代の、パブリック・スペースでの住民同士の繋がりができる場所をデザインによって心地よいものにすることは、地域の治安向上や親子の孤立を減らすことにも繋がるだろう。

3 目標（ねらい）

三鷹市の年齢人口別の割合は、約6割が15歳から64歳であり、現役世代にあたる。このような現役世代が多い街だからこそ、無理なく日常で補える運動ができる場所をつくることを目指したい。また、現役世代だけではなく、高齢者、障害を持つ人々も、いつもの通り道を楽しく歩けたり、散歩しに行こうとえたり、日常生活で体を動かす機会を提供し、人々の健康増進に繋がることを本研究の狙いとする。

4 提案

三鷹市の公共空間で人々がからだを動かせる場所をつくる「Active By Design」を進めていく上で、現在、以下のようなアイデアを検討中である。

① 三鷹駅の高架下を歩道にする。

高架下には多くのお店が並んでいるが、あえて広い高架下のスペースを歩道として使うことにより、新たな散歩道を提供することができる。その際、地面にグラフィックデザインを施すことで、人々が「思わず歩きたくなるような環境」を提供する。さらに高架下を利用するメリットとして雨除けや休憩スペースの確保もできると考える。

② 「音」を利用したアート道路

音楽をただ流すのではなく、自分自身で音楽を奏でることができる体験型のものを設置する。道路を車で走ると音が鳴る道が数ヶ所存在する、それをもとに歩くたびに音楽が流れるようにすることで現役世代の方々や観光客、高齢者、家族世帯など幅広い層に楽しみながら運動する機会を設ける。

③ 体に負担がかかりにくい材料の道づくり

陸上競技場の材質にも使われている、ウレタン舗装を取り入れることで、高齢者や障害者はもちろん、子供や大人にも優しいウォーキングやランニング等の運動にも対応できる歩道をつくる。



図3 街路を一時的な運動の場所に変えた事例（ミラノ）

5 今後の予定

ジムやスポーツクラブなどに行かなくても、生活の中で気軽に運動する機会が増えていくことが、よりよいコミュニティの形成へと繋がり、幅広い層の方々の健康を維持できる環境作りを提供できるのではないのかと考え、そのための三鷹市内の様々なパブリック・スペースのフィールドワークを行い、それぞれの可能性と課題を把握し、実際の提案へと結び付けたいと考えている。

[参考資料]

<https://mama.chintaistyle.jp/article/mitakashi-kosodate-di/>

<https://www.seikatsu-guide.com/keyword/1600/13/13204/>

https://shingakunet.com/area/ranking_town-health/tokyo/?page=3

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/10

「みたかを食べる」

三鷹市の生産緑地地区の活用方法

チーム名：白井宏昌ゼミ 1

吉田莉子，山本輝，岡本恋奈，須山慎一郎，保坂美空，堀井真琴，森田大介

ゼミ教員：白井宏昌

亜細亜大学 都市創造学部 都市創造学科 空間デザインゼミ

キーワード：行政データの可視化 インフォグラフィックス SNS

1 研究の要旨

私たちは三鷹市の生産緑地地区に対する 活用方法の提案をしたいと考えている。三鷹市の特徴と生産緑地地区を掛け合わせた提案をすることにより、市民や市に関わりのある人たちの交流が盛んになる場所を創りたいと考えている。

2 背景・目的

今日、多様な世代が行政やまちづくりへの関心を持つことはますます重要になっていると感じている。よりよいまちづくりを目指すには住民やそこを訪れる人達の市への理解が必要である。そのために、三鷹市の特徴を活かし、市民同士や、市に関わる人たちの交流を生むことで市についての理解が深まったり、興味を持つ人が増えるのではないだろうか。三鷹市の中で活用の可能性がある土地のひとつとして生産緑地地区があげられる。生産緑地地区とは、良好な都市環境の形成を図るために、市の中にある農地の緑地としての機能を活かし計画的に農地を保全して行こうとする制度である。この制度は以前まで、ビニールハウスの種苗貯蔵施設などの生産に必要な施設や農業者のための休憩施設のみが設置可能だった。しかし、1992年に生産緑地法が改正され、生産緑地内で作られた農作物を製造・加工できる施設や、その農作物を販売する施設、他にもその農作物を材料とするレストランが設置できるようになり、生産緑地としての活用の幅が広がった。そこで、活用の幅が広がった生産緑地地区を活かす提案を考えた。

3 目標

私たちの研究の目標は、活用の可能性がある生産緑地地区を利用して、市民や三鷹市に関わる人たちの交流を産むことができる場所を探求することにある。人々が交流する場所を生み出すことで、市に対する理解度が高まり市民が市の現状・課題を認識することができ、まちづくりに対する意見が活発になると考えている。

4 研究概要

4.1 現状分析

生産緑地を今より活用するために必要な情報として、三鷹市で主に生産されている作物を調べた。野菜の中では1位キャベツ、2位はトマト、3位は大根と言う順番であることがわかった。この中でインパクト

のある場をつくりたいと考えがあり、大根を使った大根櫓に取り組みたいと考えた。

4.2 進め方

大根櫓とは、宮崎県の田野・清武地域で伝統的な知識システムと進化してきたランドスケープなどを評価され日本農業遺産に制定されたものである。主に杉丸太、竹を専用のバンドで固定して組み立ててできるものでそこに大根を干していきます。高さと幅が約6メートル、長さが短いもので20メートル、長いもので150メートルの大小関わらず作る事ができる。非常に簡易的な構造の建物で一年に一回は建て替えが必要になるものである。この大根櫓を使いその地域の特徴にあった活用方法を提案したい。

地域の特徴に合わせ年代別のニーズに沿って提案するために、年代別の人口分布を調べる。そうすることでその年代が多い地域にその年代に合わせた提案をすることができると考えた。例として総人口の分布図で説明すると、色が濃いほど人口が多く、薄いほど人口が少ないことが一目でわかるようになっている。この図に沿って提案内容を考えた。

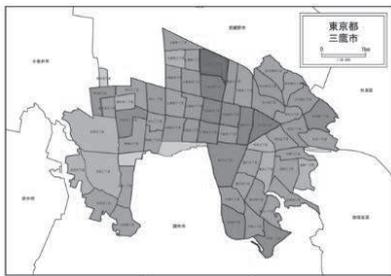


図 1 総合人口の分布図（筆者作）

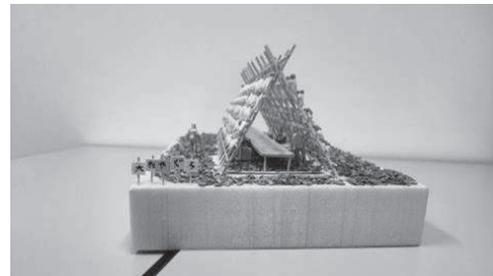


写真 1 大根櫓の模型

まず初めに高齢者向けの提案では、櫓の下には人が長机を囲んで並ぶ事ができるくらいのスペースがあるため櫓の下に高齢者が集まれるコミュニティスペースを作りたいと考えた。次に家族向けには、大根もぎとりチャレンジ！として、作物の収穫などの農業体験プログラムを実施しようと考えている。また、櫓に風鈴やイルミネーションをつけることでアートを楽しむ体験も考えている。また、全年齢層向けに櫓の下のスペースを利用して、三鷹産の野菜を売る市場を開き、緑や農業を身近に感じる事ができ、市民が集まるスペースを生み出す。

櫓を解体した後の、櫓がない時期については、生産緑地内に調理スペースを兼ね備えた建物を建てることで農家レストランを運営して土地を活用しようと考えた。これらの施設や櫓の維持については、周辺の学校など学生が関わることで、市の魅力の教育も兼ねて、維持していけたらと考えている。

4.3 まとめ

大根櫓を市のシンボルにすることで市の認知を上昇させる事ができ、また市民の交流の場が増え、三鷹市の活性化につながると考えている。

[参考資料]

<https://www.kagoshima-kankou.com/guide/52989>

<https://miyazaki-daikon-yagura.jp/daikonyagurainfo.html>

<https://bf-estate.co.jp/area/tokyo/mitaka-shi/>

<https://www.city.mitaka.lg.jp/kids/chishiki/sangyo.html>

Mindful Education in Mitaka

—レジリエントな教育現場に向けて—

チーム名：岡村ゼミナール

高野茜里，小川最菜美，小林恭大，鈴木啓斗，田中晴菜，長岡瑠愛

ゼミ教員：岡村裕

杏林大学 総合政策学部 岡村ゼミ

キーワード：マインドフルネス 教育 ストレス レジリエンス

1 はじめに

厚生労働省の「令和3年度、児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」の結果報告によると、高等学校における不登校生徒数が50,985人となっている。また、不登校の要因として最も多いものが「無気力、不安」が全体の四割を占める結果となった。



図1 高等学校の不登校の原因



図2 教職員の精神疾患による病気休職者数

教職員に関しても同様である。文部科学省の「教育職員の精神疾患による病気休職者数(令和3年度)」の結果報告によると、教職員の精神疾患による病気休職者数は、5,897人(全教育職員数の0.64%)で、令和2年度(5,203人)から694人増加し、過去最多であることがわかった。

生徒、教職員共に、精神の健康を保つためには学校や教育支援センターなどが協力し具体的な計画を作成、計画に沿って活動が実施される必要がある。実際、文部科学省では学校での取り組みとして、生徒に対しては「児童生徒理解、支援シート」を実施し、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保などの取り組みを行っている。教職員に対しては、精神疾患による病気休職者数の調査結果から「労働安全衛生管理の充実などメンタルヘルス対策等の一層の推進」を掲げている。

2 Mindful Community Project

岡村ゼミナールでは、杏林大学地域活動助成費事業として採択された Mindful Community Project を、昨年度に引き続き今年度も継続して実施している。これはマインドフルネスの周知と理解を通じて、多くの人が心静かにお互いを思いやって暮らすことのできる地域づくりを支援するプロジェクトである。具体的な活動内容は、地域の方を対象としたワークショップの開催などである。

[マインドフルネスとは]

マインドフルネスとは、「“今ここ”に意図的に意識を向け、気づいたことを価値判断せず、ありのままに受け入れている状態」を指す。現在、マインドフルネスは、トヨタやヤフーなどの日本企業でも社員教育の一環として導入されており、それを実践できる部屋をオフィスに設置したり、勤務時間内でのマインドフルネス実践が認められたりしている。実際に、マインドフルネスを導入した企業では、社員の仕事の向上やストレス軽減の効果があつたと報告されている。その実践方法はオーソドックスな呼吸瞑想のほか、食事瞑想、歩行瞑想など多様である。

3 企画提案

—マインドフルネスでレジリエントな教育環境づくり—

[企画の概要]

現在、教育現場では、学ぶ側（生徒）と教える側（教員）の双方が、多様な不安やストレスにさらされている。本企画では、生徒と教員の両者が不安やストレスに適切に対処できる力（困難をしなやかに乗り越えて回復する力＝レジリエンス）を涵養するために、学校で出来るマインドフルネスを提案し、学校生活におけるストレスを軽減し、生徒の心と身体の健康を維持し、学校全体の雰囲気や授業の集中力を高めることにも寄与することを目的とした。なお、本企画は、前述した Mindful Community Project の一つとして、三鷹市内の学校におけるマインドフルネスの実践を提案するものである。

[方法]

マインドフルネスの教育現場における活用方法を検討するために、三鷹市内 M 小学校の校長にインタビュー調査を行った。まずマインドフルネスとは何か、教育現場におけるメリットについて説明した上で、小学校における導入方法を提示し、それに対するコメントを得ることとした。その結果を踏まえて、具体的な導入案を検討した。

《 提案内容 》	《 ヒアリング結果 》
朝・帰りの会 1日の始めに集中力向上 1日の終わりに振り返り	朝の会の前に週3回 「朝読書」の時間がある
給食の時間 むいや喉を感じながら食事を楽しむ(食事瞑想)	コロナ禍では「黙食」が当たり前
体育・運動の時間 ストレッチ・体操時に伸びている筋肉を感じる	準備運動や整理運動で可能
マインドフルネススペースの設置 いつでも自発的にできるアクティビティスペースを設置	空き教室があれば、 スペースを作ることは可能

導入案① 生徒向けのマインドフルネス

《 提案内容 》	《 ヒアリング結果 》
研修(マインドフルネス導入) マインドフルネスの正しい知識を理解する →生徒に伝える	事前に企画・計画が合意後 年度が変わるタイミングで可能
朝礼・終礼の時間(実践) 1日の初めに集中力向上 1日の終わりに振り返り	可能(朝の会など活用)
休憩・スキマ時間の活用 一息入れることで、その後の業務効率向上	可能

導入案② 教職員向けのマインドフルネス

[三鷹市への提案内容]

以下のプログラムを、市内小中学校に導入する。

- (1) 朝読書の機会を活用した〈Mindful Reading〉
- (2) 給食時間を活用した〈Mindful Eating〉
- (3) 体育の時間を活用した〈Mindful Stretching〉
- (4) 朝終礼・休憩を活用した〈Mindful Breathing〉

期待される効果

日々のマインドフルネス実践を通じて「心のバランス」をとることで、学校生活におけるさまざまな困難をしなやかに乗り越える力（レジリエンス）が涵養できる。

4 おわりに

教育の中でも、心と身体への健康づくり支援が求められている時代においては、今回の提案のような教育現場におけるマインドフルネス実践の導入の可能性を検討することは重要であると考えます。現在、マインドフルネスを活用している学校は増えつつあるが、まだ認知度は低いといえる。そのため、まず周知を行う必要があるだろう。元々かなり手軽に、いつでもどこでも取り組める性質のものであるが、さらに、より実践しやすい環境づくりを子供のころから取り入れていくことが、心と身体への健康づくりを推進していく上で必要だと思われる。マインドフルネスには様々な効果が期待できるが、短期的あるいは断続的な実践では目立った効果が得られるものではなく、日々の継続の中で、徐々に効果が表れるものとされる。したがって、まずは毎日少しの時間でも継続して行うことができる環境づくりが必要であり、その効果的なあり方を模索するべきである。

Ⅲ 「民学産公」協働研究

「民学産公」協働研究

「民学産公」協働研究事業は、三鷹ネットワーク大学推進機構の正会員及び賛助会員を対象に2006（平成18）年度から行っている事業です。民学産公の連携による知的資源を活用した新しい技術やシステム、高付加価値製品の開発による地域に根ざした産業の支援・創出に寄与し、研究成果の社会・地域への貢献により市民生活が豊かになることを目的としています。審査により採択された団体と協定を締結し、研究経費を支援します。

2023（令和5）年度「民学産公」協働研究事業

審査の結果、正会員・賛助会員の企業・団体等4団体、まちづくり研究員1名及び継続研究支援枠1団体の計6件を採択し、以下の研究テーマで実証実験等を行いました。

- ◇「身近なアートコミュニケーション活動を普及展開させるワークショップや人材養成カリキュラムの研究事業 ―芸術・文化を介し多様なコミュニケーションを育むまち三鷹に向けて―」
林 賢（まちづくり研究員）
- ◇「三鷹市立図書館・調布市立第一小学校 スマート都市農業プロジェクト」
佐藤 証（電気通信大学）
- ◇「『協同労働プラットフォーム三鷹』の実装化へ―協同労働の就労創出・研究・学習・人財開発のネットワークづくり―」
相良 孝雄（一般社団法人 協同総合研究所）
- ◇「『みたか温故知新マップ』アプリの開発研究」
三澤 純子（エム・ティ・プランニング株式会社）
- ◇「地域課題解決を促進する調査リテラシーの醸成についての調査研究」
吉田 渉、貫井 政文（一般社団法人 地域資源研究所）
- ◇「IT技術を活用したいじめの早期発見の仕組みづくりの研究」
鈴木 尚史（一般社団法人 ゼロはら）

審査員（企画運営委員会研究開発部会）

- 岡村 久和（亜細亜大学都市創造学部教授）
- 奥野 剛史（電気通信大学基盤理工学専攻教授・社会連携センター長）
- 工藤 昭英（東京農工大学大学院生物システム応用科学府客員教授）
- 細田 貴明（東京都立産業技術大学院大学産業技術研究科准教授）
- 藤原 正勝（NTT 情報ネットワーク総合研究所企画部長）
- 鎮目 司（三鷹ネットワーク大学推進機構常務理事・事務局長）

日程

- ・審査会 2023年5月19日（金）
- ・中間報告会 2023年11月17日（金）
- ・成果報告会 2024年3月8日（金）

研究内容

研究成果報告書はこちらに掲載しています。
（三鷹ネットワーク大学ホームページ内）

<https://www.mitaka-univ.org/kenkyu/mingakusan.html>



成果報告会の様子

身近なアートコミュニケーション活動を普及展開させる ワークショップや人材養成カリキュラムの研究事業

—芸術・文化を介し多様なコミュニケーションを育むまち三鷹に向けて—

まちづくり研究員
林 賢

キーワード：SAV（Social Art View：目の不自由な方と共に心の目でみる対話型絵画鑑賞） 学び
と実践 VTS（Visual Thinking Strategies：視覚的思考方略/対話による絵画鑑賞）
アート・コミュニケーション

1 研究の目的

3年間のまちづくり研究（学びと実践）から、「身近なアートコミュニケーション」は地域の同じものを観る体験を共にすることで、「アート」と「人」そして「人」と「人」が対話することである。また「土の人（＝地元の人）」と「風の人（＝よそもの、外部の人）」とのつながりを創る「まちづくりコミュニケーション」でもある。

この事業は三鷹・武蔵野の芸術文化・観光資源と「人」と「人」をつなげる、関連サービスの担い手として「アート・コミュニケーター」を創り、地域振興や地域福祉ネットワークに貢献する（芸術・文化、観光や健康に関する）まちづくりのコミュニティ創造事業としていく。

三鷹・武蔵野では「教育分野」で全国的に広がっている（学習指導要領でも取り上げられた）対話型絵画鑑賞が学生、生徒、児童、幼児の学習の中で展開されていない。また「福祉分野」では薬の処方ではなく市民活動などの地域での人のつながりを処方する「社会的処方」制度（保険の適用をうけられることを導入したイギリスの事例）などから、日本でも軽度の認知症やうつ病の患者との対話による絵画鑑賞など、芸術・文化的処方でその効果を検証する研究（エビデンス収集など）が数年前からスタートしている。

本事業はこうした活動の初手である広報活動（デモンストレーションなど）を行い、そして核となる「身近なアート・コミュニケーター」（人材）の養成を行うものである。また、このコミュニティで更なる対象を拡幅するため、新企画のワークショップ、セミナーを企画・実施していくものである。

2 実施概要

実施計画は次の3段階を計画し実行した。

1) VTS や SAV のデモンストレーションの企画・実施。

過去蓄積してきた知見、研究成果で三鷹市内の学習指導に携わる関係者（教員を含む）や地域のオピニオンリーダーの皆様に、対話による絵画鑑賞が正解のない問いを考えるきっかけになることやアクティブラーニングを考えるきっかけになることを体験してもらう。

2) 「身近なアート・コミュニケーター」100人養成講座の企画・実施。

活動組織の一角を担って頂く方々を対象にする、カリキュラム（コンテンツ）研究と作成を行い、数回

の講座の中で実施していく。

3) 「三鷹アートカード制作ワークショップ 2023 版」の企画・実施。

まちづくり活動は皆で行うことで、とても楽しく有意義であることを実体験する。「アート&ヘルスツーリズム@大沢の里」として企画実施し、その中でアートカード作成のための写真撮影と対話型鑑賞を行う。

3 方法

研究の方法については2)「身近なアート・コミュニケーター」100人養成講座の企画・実施に絞って報告を行う。

1) 広報について

地域の「身近なアート・コミュニケーター」100人養成事業の参加者を募集するため「対話型鑑賞とアートワークショップの連続講座」という名称で企画を立案した(図1参照)。講座のあとに応用編としての「アート&ヘルスツーリズム@大沢の里」も同時に案内した。また、スケジュール概要で内容を周知した(図2参照)。第1回目の講座スタートは2023年10月8日。第2回、第3回、第4回の講座はそれぞれ10月21日、10月29日、11月4日に開催した。講義とファシリテータ演習をVTSとSAVで行うスタイルとした。作品の事前研究(ディスクリプション)も行った。第5回目となる最終ワークショップは11月12日に開催した。基礎編の最終日にあたるので参加者が独自に作品選定を行い、「アート・コミュニケーター」の本番スタイルを体感した。

2) カリキュラム、教材の研究と作成方法について

カリキュラム、教材開発に関して、当初計画はオピニオンリーダーである著作者をお招きして、その後グループ学習の中でまとめていく計画だったが、諸般の事情により当初計画を諦めた。代替案は「読書感想会」をオンラインで開催し、グループ学習のなかで重要箇所を押さえ、メンバーの知恵の交換で著書を読み解き、チャートやスライドにし教材化した(学習環境はDiscordなどを利用)。



図1: 募集チラシ

開催日時と内容						
第1回 10/8(日) 13:30~16:30	第2回 10/21(土) 13:30~16:30	第3回 10/29(日) 13:30~16:30	第4回 11/4(土) 13:30~16:30	第5回 11/12(日) 13:30~16:30	第6回 11/19(日) 10:30~16:00	第7回 12/3(日) 09:30~16:00
対話型鑑賞とアートワークショップ	対話型鑑賞を学んだグループ学習 本回で1回目は必須			対話型鑑賞とアートワークショップ	三鷹ネット大にて講義 アートカード制作	大沢の里にて講義 アート&ヘルスツーリズム
アートカードで対話型鑑賞を楽しむ 参加者自己紹介	ディスクリプション VTS&SAVをアートコミュニケーターで行う アートナビゲータ、オブザーバー、参加者編成			参加者に各自自前のワークショップ 参加者 まで	対話から学ぶ 一言写真と アートカード写真的鑑賞	大沢の里近辺で 鑑賞、対話鑑賞と あひだり
基礎編 「民学座公」印刷研究事業 第1、5回は必須回、3回以上参加して下さい。有料					応用編 「まちづくり」印刷事業 無料	

図2: スケジュール概要(チラシより抜粋)

3) 講義トピック

アートカードを毎回活用して、自己紹介やアイスブレイクを効果的に行った。基礎編は5回の講座の中で対話による絵画鑑賞が様々な「対話」をリードしていく入口となることを体験してもらい、応用編でのアートカード作成(写真撮影と参加者の健康を兼ねた)で、アート&ヘルスツーリズムに参加したいと思ってもらえるように構造を考えた。

4) 作品のディスクリプション

鑑賞する作品を事前に具（つぶさ）にみていき、丁寧に言葉で描写していく。言葉を整理していくことで漠然とみていた時には気がつかなかったことが見えてくる。アートポスターでの作品研究と実践的演習を行った。全員で一つの作品をみて言語化していく過程で、一つ一つの言葉を付箋に書き、客観視（事実）した言葉か、主観視（解釈）した言葉なのかを整理していく演習である（写真1、図3、4を参照）。



写真1 作品の事前研究の演習

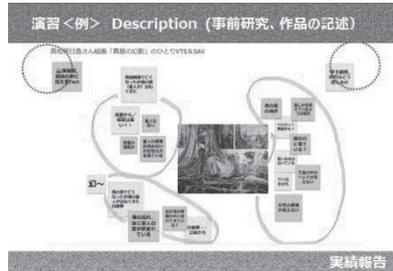


図3 作品の事前研究<例>

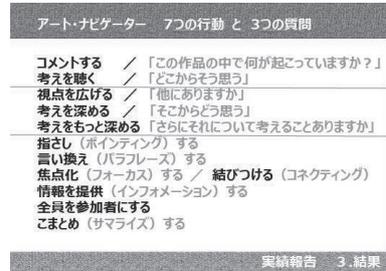


図4 「身近なアート・コミュニケーター」行動と質問

5) SAV (Social Art View : 目の不自由な方と共に心の目でみる対話型絵画鑑賞) と VTS (Visual Thinking Strategies : 視覚的思考方略/対話による絵画鑑賞) の継続・比較研究

まちづくり研究の提案論文（図5参照）や「民学産公」協働研究1回目の研究報告で考察してきた SAV と VTS であるが、今回の2度目の「民学産公」協働研究でも、参加者に違いがより明確に伝わるように更なる分析を行った。

生成 AI 時代のなかで必要とされる、問いを立てる力、言語化する力、対話する力がつく VTS（対話型絵画鑑賞）や SAV スタイル（VTS と SAV を行き来する）の問いの機能の違いを考察した。

一般に質問は、問う人は答えを知っている人に質問して情報を引き出す引金としている。従来の学校教育における教師の発問は生徒に対して考えを引き出す引金になるもの。VTS においては答えを知っている（事前に作品研究をした）アートナビゲーターが答えを知らない参加者に問いを投げかけて複雑な意図をもった作品などを共同構築的な知で読み解いていく。しかし SAV スタイル（VTS と SAV を行き来する）手法では答えを知らない視覚障がい者またはアイマスクをかけた視覚障がい者役を体験する者が答えの知らない参加者に問いを投げかけるので、問いを自ら作り出すこととなり、答えのない問いに対して、対話のなかで共同で創造的な答えを考えていくことになる（図6参照）。また SAV スタイルでの問うことからはじめ、イメージが出来るまで繰り返すプロセスと視覚障がい者（またはアイマスクをかけ疑似体験する人）と健常者（晴眼者）の役割の違いをまとめた（図7参照）。



図5 提案論文より

SAVとVTSの問い立ての意味、発問や質問との違い

	視覚障がい者 ナビゲーター	晴眼者 参加者	機能
質問	答えを知らない	答えを知っている	情報を引き出す 引金（質問）
学校教育における 発問	経験情報を持っている 知っている	答えを知らない	考えを引き出す 引金（生徒対象）
VTS/SAV的な 問い	答えを知らない	答えを知らない	創造的対話を 促す（全対象）

図6 問いの考察

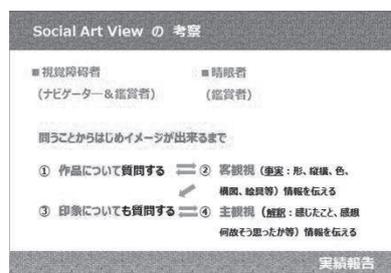


図7 Social Art View の考察

ワークショップではアイマスクをかけ疑似体験した人はアイマスクを外して対話型鑑賞をした結果（正解／本物の作品）をみることが出来る。イメージした脳内イメージとのギャップが大きい人と近い人に分かれたりするが初体験の人は概ね感動または刺激を受ける瞬間だ。

視覚障がい者は最後まで対話の後の正解はみることが出来ない。視覚障がいをもちながらアートナビゲーターを行っているNさんの発言によれば「僕の場合は最後まで正解はみえないが参加した皆さんが語彙力にこまりアタフタする感じなんか対話のなかで面白い。そして新しい企画やアイデアを練るとき、SAVはとても刺激になる。」と話してくれている。

開発途上の時にはアイマスクをかけて視覚障がい者の方とともに対話型絵画鑑賞をすることに戸惑い、遠慮めいた感情があったがナビゲーター役を行うN氏に強く「問題はない。ただ同じ感覚をしたと思わないで欲しい。視覚障がい者も人それぞれに違うこと。本当の視覚障がい者にならないとわからない怖さなどがあることを意識してほしい。いかに不便かなど想像をしてもらうことは良いことだ。」とアイマスクをつけるワークショップに賛同をしてもらっている。

4 調査結果

研究の調査結果についても2)「身近なアート・コミュニケーター」100人養成講座の実施に絞って報告を行う。

第1日目から第5日目まで振り返りの時間を都度もうけて、意見の共有をした。そして第1日目と第3日目、第5日目にはアンケート形式でコメント記入を依頼した。それぞれ「改善した方が良かったこと（主催者、自分自身に対して）」、「わかったこと、気づいたこと」、「次に挑戦したいこと（VTS/ SAVに関して／参加者自身のこと）」をそれぞれまとめ（抜粋したキーワードを受講者の原文のまま）以下に掲載する。

1) 「わかったこと、気づいたこと」のトピック

- ・伝えること、伝わること、どちらも新鮮でした。有意義で幸せな時間を過ごすことができました。
- ・目の不自由な方との（模擬的な）対話楽しかったです。“対話”の意義を痛感させていただきました。
- ・実際に一枚の絵画を見て、目の不自由な方にイメージを言葉で伝えていく中で、自分自身もイメージを膨らませ絵画を楽しむことができました。新たな視点で絵画鑑賞ができました。
- ・言葉で表現する難しさがありました。伝える先の方の年齢や人生経験により伝える表現方法が異なり、そこが単に絵画の説明で終わらない対話形式の意義や面白さなのだと思います。とても刺激的でした。
- ・新鮮でした。感じたことを表現することの楽しさと、もどかしさを体験しました。
- ・VTS、SAV といった今まで経験したことのない新しい絵画鑑賞に刺激をうけ、とても楽しかったです。
- ・いままで参加した対話型鑑賞のなかで抜群に質の高い、気づきの多いワークショップでした。等々※コメントがネガティブ発言に見えるモノもあったが内容的にはポジティブである。わかったこと、気づいたことは、回をかさねるほどに意義あるコメントや発言が多く、気づきが多い。

2) 「改善した方が良かったこと（主催者、自分自身に対して）」のトピック

- ・思い込みや、知識を一旦捨てることが重要だが、これが一番難しいと感じた。
- ・共同構築的な対話鑑賞では言葉のすべてを正解だと信じていくことが危ういと理解ができた。
- ・3つの問いを投げかけるのに四苦八苦しした。

※改善した方が良かったかと思ったコメントは主催者コメントとご自身へのコメントというように説明した。主催者激励コメントが多くあったが今後の講座進行に注意すべき重要なコメントもあり、是正ポイントの参考にしていく。

3) 次に挑戦したいこと（VTS/SAVに関して／参加者自身のこと）」のトピック

- ・とてもよい体験をさせていただきました。自分に対して問いかけ、そして深掘、継続してゆきたい。
- ・絵画を言葉で表現することにより、より深く観賞できると感じた。より実践の場に立ちたい。
- ・心の目で見れば世界がもっと広がるような気持ちになりました。
- ・大変有意義でした。アートを介して視覚障がい者だけでなく、人とのコミュニケーションをより良く築く事が出来る可能性を発見しました。また自分自身を診る事にもつながるなあと思いました。
- ・大変分かりやすく、楽しませて頂きました。また体験したいと思いました。

※参加者のほとんどの方が企画意図どおり、積極的に活動に踏み出せそうな発言があった。

5 考察

1) まとめ

視覚的思考方略で対話型絵画鑑賞や野外彫刻による対話鑑賞、歴史的建造物を観光して対話することなど、地域の文化芸術・観光資源で、身近なアートコミュニケーションが入口となり、市民活動でのコミュニティが形成されることが実証できた。今年度は10名の受講生であったが、ここを起点として「身近なアートコミュニケーター」100人養成講座を継続開催する。また、仲間とコンテンツをブラッシュアップさせ、シニアを対象とする「社会的処方」、「文化的処方」の活動や幼児、児童、生徒、学生までを対象とする「よりよい学びの場づくり」に貢献する。

2) 今後の計画

三鷹市、武蔵野市、調布市、小金井市などの文化芸術・観光資源を利用し、更なる活動の拡幅を行う。2024年度には、春期、秋期の「身近なアートコミュニケーター養成」講座（連続5回×2セット、目標20名、累計30名／目標100人）を計画する。

3) おわりに

まちづくり研究所スタッフ、講座関連スタッフ、「身近なアートコミュニケーター養成」講座受講生の皆様、三鷹市市民参加でまちづくり協議会_心ゆたかなまちづくり部会_芸術グループの皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

三鷹市立図書館・調布市立第一小学校 スマート都市農業プロジェクト

電気通信大学
佐藤 証（教授）

キーワード：都市農業 都市養蜂 水耕栽培 6次産業化 IoT センサ

1 研究の背景と目的

都市農業は、消費地の近くでの生産・供給、地産地消と6次産業化による地域経済の活性化、緑の空間の創出による都市景観・環境の改善、農業体験や農業プロジェクトを通じた食育・環境教育とコミュニティの形成など多くのメリットを有し、持続的な振興を図るための施策が進められている。しかし、都市における農地は宅地化により減少を続け、一旦宅地化された土地を農地に戻すことは困難である。そのため、これまでの都市農業は農地の保護と活用が議論の中心であり、新たな農地の創出という動きには至っていない。商業施設屋上の緑地化も一部では行われているものの、土は非常に重い場合建物の耐荷重のほか、防水・防根工事、土の飛散防止など様々な対策が必要となる。

そこで電気通信大学では、土を使わずに本格的な果菜類の栽培が可能な水耕栽培システムを開発し、図1のようなビルの屋上等を活用した栽培の研究を進めてきた。本システムは風による土の飛散や防水・防根対策が不要であり、軽量で設置場所を選ばない。枝は頭上に誘引することで、その下をイベントスペース



図1 電気通信大学の屋上水耕栽培施設(7月16日)



図2 三鷹市立図書館施設の見学会(6月3日)



図3 調布第一小学校屋上での収穫(7月13日)



図4 施設園芸用のシステム開発

として活用できる。収穫した新鮮な野菜や果物による6次産業化も可能である。

また農家の高齢化と後継者不足が大きな問題となっているが、都市の子どもたちが動植物に触れる機会が極めて少ないこともその大きな要因である。子どもたちに栽培・収穫の楽しさを伝える農体験は後継者問題の解決だけでなく、コンピュータゲームのように一つの正解が存在しない自然の摂理を通じ、考える力を養う上でも大変有意義である。

そこで本事業では、図書館や小学校等の公共の場で農を体験・学習する水耕栽培施設を運営し、IoT技術を用いた新しい都市農業の実践と、セミナーや学校での授業等を通じてその普及を図ることを目的とする。また施設園芸でも活用可能なシステムの開発も行う。さらに収穫した農産物の6次産業化も進める。

2 実施概要

本年度の栽培実験は図1の大学屋上、図2の三鷹市立図書館、図3の調布市立第一小学校屋上、そして図4の農家のハウス内で行った。大学では改良したシステムの運用テストの他、子どもたちとの収穫や採蜜体験、バーベキューイベント等を実施した。図書館ではセミナー開催と見学会の実施、小学校では栽培・収穫体験と食育・環境教育の授業を行った。これらに用いた小型水耕栽培装置は一つのセンサモジュールで制御されるが、施設園芸では図4のように、注水や追肥、液肥循環等の機構が異なる場所に配置される。そこで複数のモジュールをサーバ経由で連動させるシステムを開発した。6次産業化においては、水耕栽培で育てた野菜を利用したお弁当の他、三鷹の農家のはちみつを使ったお菓子の商品化も行った。



図5 三鷹市立図書館での栽培(7月3日)

3 栽培

4月から7月上旬までは天候に恵まれ、いずれの施設においても図1、3、5のように順調に成長した。小学校では6月2日の台風で、三台の装置のうち一台のホースが外れてタンクが空になり枯れてしまうというトラブルに見舞われた。しかし、脇芽を切って育てていた苗を植え直すことで、図3のように無事に児童と収穫を行うことができた。



図6 三鷹市立図書館での栽培(8月1日)

7月中旬以降は記録的な猛暑が続き、図6のようにいずれの施設も状態が次第に悪くなっていった。そこで建物の陰で日照時間時間の短い図書館を除き、小学校と大学では遮光ネットを掛ける対策を行った。図書館の状態はさらに悪化したため、8月末にトマトを植え替え、また緑を増やすために暑さに強いサツマイモや花等を植えた。その結果、11月には図7のようにパプリカが実ったが、トマトは寒さで熟れることなく青い実のままで終わってしまった。また小学校で9月以降に収穫できたのは、カボチャとキュウリだけであった。この三年は大学施設も非常に調



図7 三鷹市立図書館での栽培(11月14日)

子が悪く、猛暑対策は今後も大きな課題である。

4 システム開発

これまでは栽培と収穫を楽しむための小型水耕栽培装置の開発を続けてきたが、そこで培った技術を農作物の生産を目的とした施設園芸に応用するため、図8のシステムの開発をメインに行った。

広いハウス内では複数の制御モジュールが離れた場所に設置されることがあるため、それらをサーバ経由で連動させる必要がある。また通信に不具合が生じたとき、システムが停止してしまうと農作物が枯れる等の大きな被害になるため、ローカルで制御することも信頼性の確保に重要となる。

図8のシステムは大きく注水・センサモジュールと追肥モジュール、そして管理サーバから構成される。注水は図9左のように電磁弁の開閉制御に小型水耕栽培装置用センサモジュールを流用し、水位測定は図9右の二重化した超音波距離センサを用いた。図10は施設での実験の様子である。タンクの形状が深い壺型で特殊な形状で音が反響するためか、二つの距離センサの値が異なるなど正しい測定が困難であった。そこで水位の動的制御は断念し、図11のフロートスイッチをタンク内に立てた塩ビパイプに固定し、水がフロートに達するまで電磁弁を開くようにした。スイッチは直接図9左のセンサモジュールに接続し、電磁弁の開閉は図8のようにサーバを介さずにローカルで直接制御した。サーバは注水モジュールの設定と、水位データと動作状態のモニタのみを行う。

注水モジュールはECと水温の測定も行っており、そのデータを受け取ったサーバが図12の追肥モジュールを制御している。小型水耕栽培装置ではボトル中の原液をエアポンプで押し出していたが、より確実な動作のために蠕動ポンプを導入した。なお、通信が切れたまま原液注入が続き、高濃度となった液肥で作物が枯れるようなことがないよう、追肥はサーバとの接続時のみに行われる。

図13に実験中のスマホアプリの画面を示す。ハウス内のセンサモジュールは30mほど離れた母屋のWi-Fiルータに接

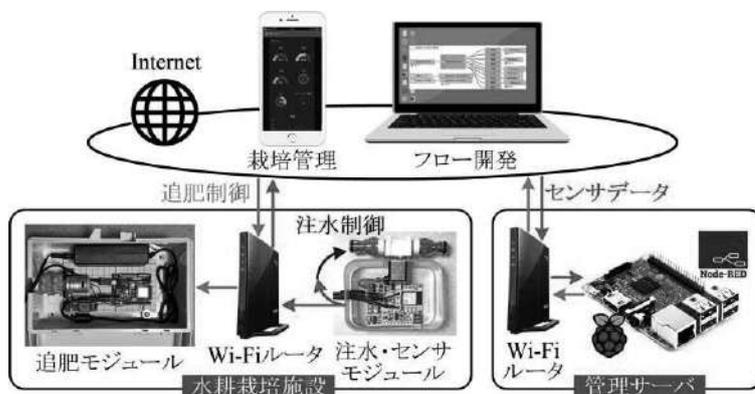


図8 施設園芸用水耕栽培システム

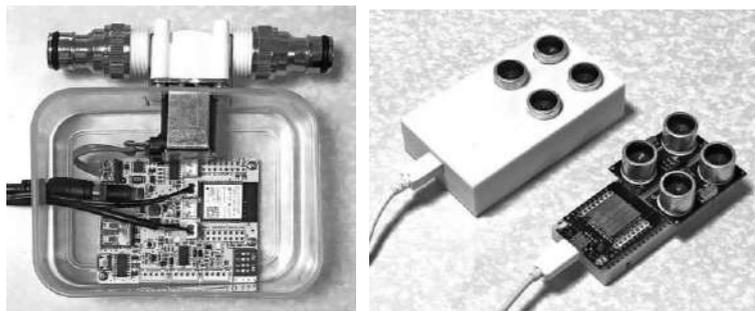


図9 注水(左)と距離センサ(右)モジュール



図10 注水モジュールの実験

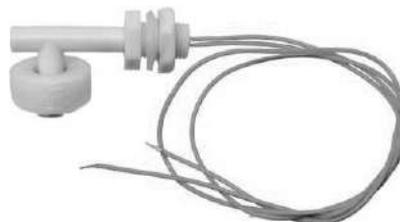


図11 フロートセンサ

続されている。このデータは通信状態が悪い雨天時のもので、電磁弁と液肥ポンプの動作状態に抜けがあるが、水位や液肥濃度（EC）の値から正しく動作していることがわかる。

5 地域活動

収穫した野菜は、社会福祉法人「むうぷ」のレストランで、図 14 左のようにお弁当やお菓子として提供された。また市の都市農業課に紹介いただいた三鷹の農家のハチミツを使い、地元の洋菓子店とお菓子を開発して図 14 右のように大学生協で販売した。

図 15 は調布市立第一小学校での授業の様子で、4 年生 4 クラスに各 4 回の計 16 回、農と環境、IoT や AI について話をした。また三鷹市立図書館や「三鷹市市民参加でまちづくり協議会（マチコエ）」、電気通信大学/東京農工大学/東京外語大学の合同オープンセミナー等を通じて、広く本事業の取り組みと成果について講演も行った。

本事業をきっかけに大学の屋上で養蜂も開始し、養蜂サークルを立ち上げた。全国の養蜂関係者が集まる隔年開催のミツバチサミットの学生のセッションで、図 16 のように本事業における養蜂活動について発表し優秀書を受賞した。

このように本事業を通じて広がりを見せている地域の輪を、今後さらに展開していきたい。

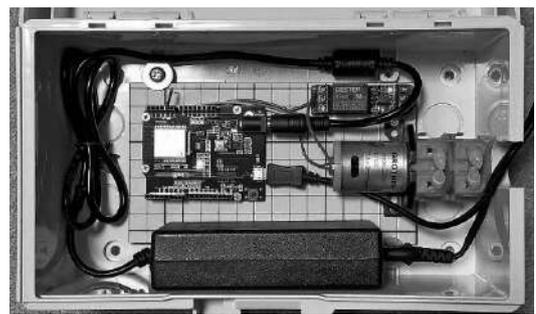


図 12 追肥モジュール



図 13 スマホアプリ画面



図 14 大学の野菜を使った「むうぷ」の弁当と菓子(左)と三鷹のハチミツを使ったお菓子の販売(右)



図 15 小学校での授業風景



図 16 ミツバチサミットでの発表と受賞

「協同労働プラットフォーム三鷹」の実装化へ

—協同労働の就労創出・研究・学習・人材開発のネットワークづくり—

一般社団法人 協同総合研究所
相良 孝雄（理事・前事務局長）
（労働者協同組合法人ワーカーズコープ北関東事業本部本部長）

キーワード：協同労働 労働者協同組合 プロセス 出会い つながり 地域づくり 仕事おこし

1 研究事業の目的

労働者協同組合法が令和4年10月に施行され、令和6年4月1日現在で80以上の労働者協同組合が生まれている。しかし三鷹市内にこの法人はない。協同労働は、労働者協同組合の働き方として探求され、市民や働く者が出資して事業・経営を主体的に担い、生活と地域に必要な仕事を協同でおこす働き方である。

令和3～4年度にまちづくり研究員として、また令和4年度の本事業で協同労働や労働者協同組合法の周知・実装化へ動いてきた。そのプロセスのなかで協同労働で立ち上げた「量り売りとまちの台所『野の』」、
「野の」のシェアキッチン事業の1つの「すみかふえ」が生まれた（詳細は『三鷹まちづくり研究第3号』掲載）。

本事業では前回の事業の発展形として「協同労働プラットフォーム（仮）」設立を目的にした。今までのつながりを基礎にして、新たな市民との出会いや協同労働を推進する団体の継続・発展を大切に設立した。

2 ネットワークの実装化へ

(1) 令和5年度「働くこと再発見講座」の開催

昨年度と同様、多様な市民との出会いを求め講座を開催した。三鷹市民・武蔵野市民を中心に、毎回12人が参加した。前回講座受講生が講師になったり、2年連続で受講する者もいた。

令和5年度「働くこと再発見」講座カリキュラム

回	内 容	備 考
第1回【9/13】	自己紹介、協同労働の働き方	ガイダンス相良（事務局）
第2回【9/27】	『医師中村哲の仕事・働くということ』上映	視聴後、グループに分かれて議論
第3回【10/11】	地域のつながりで仕事をつくる	DTP ユースラボ・風のすみか
第4回【10/25】	協同労働で仕事をつくる①	ワーカーズコープ東京三多摩山梨事業本部
第5回【11/15】	協同労働で仕事をつくる②	量り売りとまちの台所「野の」
第6回【11/29】	まとめ	☞参加者全員で

講座受講生報告【講座での学び、今後考えたいこと・行動したいこと】

■二度目の参加となった。講座後、労働者協同組合の現場に訪問し、再度講座を受けて、「居心地のいいところで働きたい」「やりがいがあることを感じたい」などの場を求めることをしてもいいことを強く感じたし、そのように考えることも大事にしてみたいと思った。「どう働くのか」を考えることは、「どう生きるのか」であることに気づいた。だからこの問いは持ち続けたい。

■「野の」や風のすみかの立ち上げには、多くの人が集まっていた。いきいきと素敵に働いていることがうらやましいと思うし、そういう空間をつくっていききたいと感じた。現在、フルオンラインで仕事をしながら、ストレスフルな状態にある。対面での交流の重要性を感じている。今後、三鷹でデジタル人材の養成や女性の働き方を深めることを推進したい。その意味では地域で交流する場が多くあることは大切。

■久しぶりに多世代の方々グループセッションで話ができて楽しかった。こういう人たちが三鷹・武蔵野に住んでいることを知れただけでも良かった。地域社会に住み続ける際に合理的・効率的ではないことも多くあります。そのなかで自分が地域社会とどのようにつながっていくのかを今後、考えていきたい。



グループディスカッションで深める



第5回「野の」報告



講座の学びの報告会(2/4)

(2)「野の」の周知・発展に資する学習会づくり

1) 1周年イベント

10月9日(日)1周年記念イベントを三鷹市民協働センターで開催。40人が参加。集会の準備を「野の」のメンバーと検討するなか、「野の」の存在意義や展望を深める場となった。

「野の」メンバーの「一年の振り返りと展望」(一部抜粋)

■「自分たちで考えて自分たちで決める」協同労働の働き方が広がってほしいと思います。「野の」を地域に開いて、活動の輪を広げて、自分たちの暮らしと自分たちの手で取り戻したい。

■「野の」を立ち上げるときに、次の時代に私たちは何を残していけるのかと考えた。

■ごま油の伝統製造技術が失われる話を聞いた。社会でどのようなものを残していくのかという語り合える文化、空間がさびれている。そのようなことを語り合う文化・残していく技術を「野の」でつくりたい。



1周年イベントチラシ



野のメンバー報告

2) 環境活動×協同労働 未来をつくる生き方・働き方～エコストアパパラギの実践から～

12月17日(日)に武蔵野芸能劇場で20人が集まり、プロカメラマンで環境活動家、神奈川県藤沢市にエコストアパパラギを設立した武本匡弘さんをお呼びして、シンポジウムを開催した。協同総合研究所が共催、日本労働者協同組合連合会が後援となった。武本さんは環境活動を広く周知する「労働者協同組合プラスチックフリー普及協会」も立ち上げている。武本さんの記念講演から、環境活動を推進する協同労働団体の横のつながりとともに、「野の」の今後の運営において多くのヒントをいただく機会となった。

武本報告から(一部抜粋)

労働は、人の一生で一番長い時間であり、働くことで人としての成長や幸福を得る。その職場環境は今、どのように変容しているのか。競争原理を会社に持ち込むと、人間がろくなものにならない。競争力によ

て、人の能力を引き出すという形はとられているが、自分というものがなくなっていく。能力主義で追い立てられているうちに、社会や地域環境に対して目を向けない人がつくられ、社会の荒廃や環境破壊を増幅させる一方といえるのではないか。命の尊厳よりも、優先することは何もないと考えている。この理由以外にも労働運動に関わった経験から、労働者協同組合にすることを考えていた。



環境活動×協同労働チラシ



全体集合写真

(3) みたかむさしの協同コミュニティづくりネットワーク設立集会の開催

今までにつながった人脈から、協同労働に関心を寄せる三鷹・武蔵野の在勤・在住者を中心に7月から五度にわたる本ネットワークの設立準備会を開催した。設立集会の2月4日には30名が参加。内容は設立趣意書・行動計画の提起、「暮らしと環境」「学び」「働き方」の分散会での交流、「働くこと再発見講座の学び」を報告した。集会のまとめで佐藤洋作さんが「地域づくりをする際に、学ぶこと、仕事をつくることは大切で、それを実現するには多様な方とつながり、協同労働で行うのがいい。このネットワークを通じて、ケアと自治が生まれる社会の土壌をつくりたい」と発言されたのが印象的であった。

■準備会メンバー（五十音順）

相良孝雄（労働者協同組合センター事業団）、佐藤洋作（NPO 法人文化学習協同ネットワーク）、高橋薫（NPO 法人文化学習協同ネットワーク）、田嶋康利（日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会）、田村政司（全国農業協同組合中央会）、中野佳裕（立教大学）、量り売り地域台所「野の」のメンバー、藤田雅美（みんなの外国人ネットワーク【MINNA】）、扶蕪文重（労働者協同組合センター事業団）、横田砂恵子（労働者協同組合センター事業団）

■設立趣意書—地域をもっと温かく彩り豊かなものにするためのつながりをつくりたい—

私たちの地域を、より人と人とのつながりを大切にしながら、温かみと彩りのあるものにできないでしょうか。一人ひとりが個別化された地域ではなく、ともに豊かになっていくことを喜び合える関係が広がる地域にしていけないでしょうか。このような思いから、私たちは、「顔の見える」「手の届く」「配慮できる」距離で、私たちが暮らす地域のことを私たち自身が知り、考え、決め、実行していくための出会いと交流の場を作りだしていくことで、地域の課題と向き合い、ひいては社会とも向き合っていきたいと考えました。

私たちがつくる出会いと交流の場は、「まなぶこと」「はたらくこと」を大切にします。「まなぶこと」は、互いに関心を向けあい応答しあいながら、地域や社会の事実を知り、多様な価値観と出会い、自分たちの置かれている状況を多面的に捉え、よりよい生き方を発見していくことです。「はたらくこと」は、「まなぶこと」によって得た「知」を土台に、よりよい生き方に向けて各スタンスで社会に働きかけることです。

こうした学び合いや行動によって生み出される人・モノゴト・つながりは、地域で暮らす私たちの共有の財産です。この共有財産をいかし、競争ではなく協同で社会をつくる価値観が私たちの交流のベースです。

年代や立場を越えたさまざまな人とともにコミュニティをつくることで、私たち一人ひとりが、よりよい暮らし、そして地域を楽しくつくっていく展望をもつことができるようになることを期待しています。

■行動計画

- 三鷹武蔵野を中心とした地域の現状を知り、考え、行動することを通じて、一人ひとりにとって大切な新たな価値と出会い、連携し動き出すことを志向する学習会を開催します。
- 既存の働き方を問い直し、新たな働き方・生き方を探求する学習会、交流会を実施し、協同労働を志向する個人・団体のネットワーク、労働者協同組合の相談・設立支援をします。



みたかむさしの協同コミュニティづくりネットワーク集合写真

3 結果

成果である「協同労働を推進するプラットフォームづくり」は、多様な方々の意見が反映された上で達成できた。また設立過程でワーカーズコレクティブ ACT こもれびの鈴木理央代表との出会いもあった。

本研究事業では、関係者との日々の関係性の構築と議論のプロセスであった。特に文化学習協同ネットワーク代表の佐藤洋作さんや高橋薫さんと、まちづくり研究員の2年もあわせて3年間、「協同労働を推進する」ことをテーマに多様な場で議論し、進めてきたことはネットワーク設立の大きな原動力となった。

4 みたかむさしの協同コミュニティづくりネットワークの存在意義と今後

全国に目を向けたときに、現在17道府県と3市で協同労働を推進するネットワークが生まれている。これらのネットワークでは、(1) 協同労働の普及・促進・労働者協同組合法の活用のための学習会やフォーラムの開催 (2) 参加者・参加団体同士の交流や連携 (3) 設立相談や支援 (4) 県・自治体など行政に対する提案や交渉などを基本に取り組んでいる。

みたかむさしの協同コミュニティづくりネットワークは東京都内で初のネットワークとなった。本ネットワークでは顔の見える範囲、実際に地域づくりに反映しやすい単位として、あえて自治体を基礎単位としたネットワークづくりに注力した。その意味で本ネットワークが自治体単位で協同労働を推進する上で、どのようなことができるのかのモデルケースになる可能性を秘めている。

これからが本格的始動のステージに入る。すでに準備会のメンバーからは、学習塾を協同労働・労働者協同組合で立ち上げる構想や、自治体の空き地・空き家の課題について、知恵を寄せ集めて何ができるのかを考えようという動きも出始めている。つながった個人・団体ともつながりながら、三鷹・武蔵野で協同労働の周知や活動を広げていき、協同の文化が広がり、自治が息づくまちづくりを推進していきたい。

最後に、積み残した課題を提示しまとめに代えたい。昨年度の成果報告会で「日本社会では労働者が声をあげるとい文化が浸透していないことから、こういった活動を行うことは価値がある。今後は活動の内容をよりわかりやすく伝えることに努め、組織の透明性を高めることで興味を持つ人が増えるのではないか」とのコメントをいただいた。引き続き多様な方々と出会うなかで、協同労働の可能性を「野の」のように実践からわかりやすく伝え、実際に現場を見学する機会をつくること等を通じて、地域の文化として協同労働が広まる努力を積み重ねていきたい。

「みたか温故知新マップ」アプリの開発研究

エム・ティ・プランニング株式会社

三澤 純子（取締役会長）

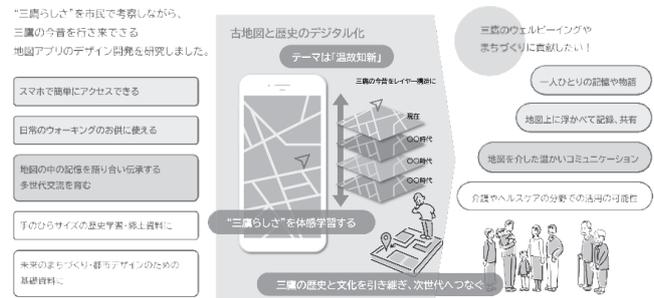
キーワード：地図アプリ・プラットフォーム 温故知新 歴史と文化の伝承 多世代交流 地域学習・生涯学習のデジタル教材 都市デザイン

1 研究の概要・目的

本研究では、“三鷹らしさ”を市民で考察しながら、三鷹の今昔を行き来できる「みたか温故知新マップ」アプリのデザイン開発を研究した。三鷹に関わる誰もがスマホで簡単にアクセスでき、アプリを通して、地図の中の記憶を語り合い伝承し、地図を介して多世代交流を育む温かいコミュニケーションを提案している。三鷹の歴史と文化を引き継ぎ、次世代へつなぎ、未来のまちづくり・都市デザインのための郷土資料となることを目指す。

三鷹では、「三鷹まるごと博物館」や三鷹エコミュージアム研究『みいむ』による郷土研究をはじめ、みたか都市観光協会の活動、商店街の活性や健康増進、天文科学情報等、さまざまなアプリ・Web・印刷物・資料による発信が積極的に実践されている。

「温故知新」という考え方を軸に、このように発信された三鷹の多様で魅力的な、郷土愛に溢れる地図や歴史・文化の情報を集めてアプリとすることで、民俗学のDXのきっかけとなり、地域学習・生涯学習のデジタル教材としても活用できる。そして、ウォーキングや多世代交流を楽しみながら、一人ひとりのライフステージとも重ね合わせることで、将来は介護やヘルスケアの分野での活用の可能性も広がる。



2 実施概要

今年度の研究では、“三鷹の歴史と文化を引き継ぎ、次世代へつなぐために、関係各所とのデジタル化を目指した連携が可能か”、さらに、“三鷹の地図と年表、歴史文化コンテンツを、わかりやすくデザインできるか、利用していただけるか”を明らかにしていきながら、プロトタイプ版 Web アプリの製作をゴールとした。

三鷹市地図調査から進め、関係各所への訪問やヒアリング、そこから“三鷹らしさ”を考察し、体感できる表現方法を検討、UX/UI デザイン設計・開発・試作を行った。

アプリに実装する地図や写真、記事については、「三鷹まるごと博物館」や三鷹エコミュージアム研究『みいむ』、三鷹市ホームページの「みたかアルバム」をはじめ、関係各所との連携・許諾も重要となる。スマホの小さな画面の中に三鷹の情報を充実させるために、一つ一つの表現に細心の注意を払いながら製作を進めた。

3 研究・調査方法の詳細

【三鷹市地図調査】

三鷹にある多様な地図を調査した。自治体提供の、市民の日常生活に便利なスポットを記したデジタルマップ「三鷹市わがまちマップ」、三鷹図書館本館資料室での文献調査では、「伊能図」のなかに馴染みのある三鷹の地名を発見、古地図の閲覧は図書館でじっくり楽しむことができる。みたか都市観光協会には多種多様な三鷹の観光マップが揃い配布され、ホームページでは市民参加で作成されたおすすめスポットの紹介も充実している。ヒアリングや企画委員会にも参加し、三鷹愛・郷土愛溢れるお話を伺いながら、地図にまつわるイベントの企画が生まれる市民参加コミュニティの重要性も感じる事ができた。

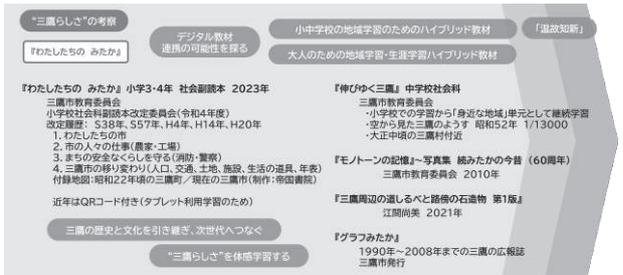
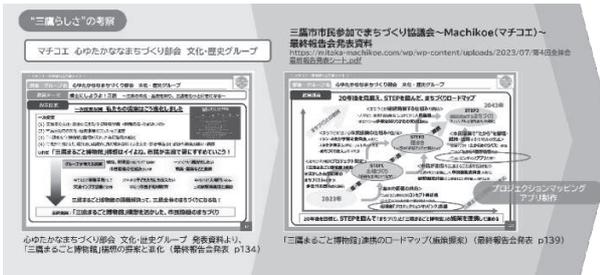
観光ガイドはもちろんのこと地域の歴史学習教材という側面としても、三鷹市にたくさん存在する紙やデジタルの地図について、もっと市民に紹介し誘うしくみが必要である。



【“三鷹らしさ”の考察】

三鷹市地図調査を進めながら、「三鷹らしさ」とは何か、を考察した。三鷹を「屋根のない博物館」に立て、エコミュージアム研究を実践する「三鷹まるごと博物館」の活動は、まさに「温故知新」の考え方であり、三鷹ならではの郷土愛の表現である。2023年12月までの約2年半にわたり活動されてきた「三鷹市 市民参加でまちづくり協議会 ～Machikoe (マチコエ)～」のなかの「心ゆたかなまちづくり部会 文化・歴史グループ」においても、「三鷹まるごと博物館」連携のロードマップについて施策提案しており、三鷹の歴史と文化を語ることに欠かせない存在となっている。





【地図利用空間の調査】

三鷹市外の事例であるが、公共における地図利用空間についても調査した。地域地図や案内表示で圧倒的なシェアを持つ表示灯株式会社を訪問、地図情報におけるビジネスモデルや公共交通との連携についてヒアリングした。また、最新の郷土資料館を設置している中央区の「本の森ちゅうおう」も視察し、デジタル表現を活用した子どもも大人も楽しめる郷土資料や地図の見せ方、次世代への継承方法について体感し学んだ。

「みたか温故知新マップ」アプリと公共空間との連携、地域交通路線図と古地図を重ね合わせるなど、新たな活用方法への期待が高まった。

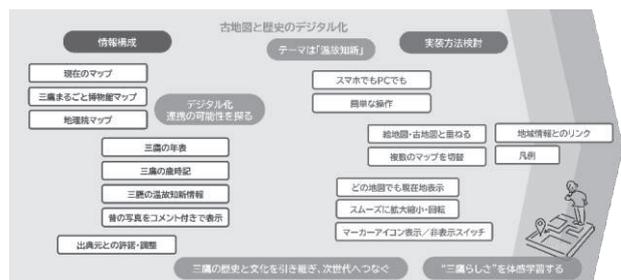
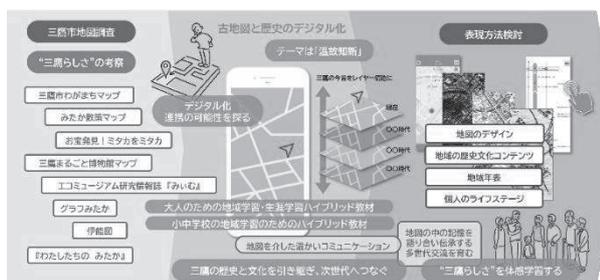
【表現方法検討】

「三鷹まるごと博物館」やエコミュージアム研究が、三鷹の歴史・文化を語るうえで重要な役割を担っていることがわかった。関連資料や地図をアプリで紹介し、歩いて楽しみ、時代の流れや歳時記を感じ、リアルな場所や図書資料等での深い学びに誘えるような表現を検討した。

大人のための地域・生涯学習、小中学生の地域学習のためのハイブリッド教材となり、三鷹の歴史と文化を引継ぎ、次世代へつなぐことができるプラットフォームを目指した。

【情報構成・実装方法検討】

プロトタイプ製作のための、情報構成と実装方法を検討した。「OpenStreetMap」「三鷹まるごと博物館マップ」「地理院地図」の3種の地図を行き来でき、年表・歳時記・温故知新情報(地域情報とのリンク)・昔の写真とコメントが地図と共に表示できるような情報構成とした。



地域課題解決を促進する 調査リテラシーの醸成についての調査研究

一般社団法人 地域資源研究所
吉田渉、貫井政文

キーワード：地域課題 住民参加 調査リテラシー 社会調査 アンケート調査

1 研究背景と研究目的

それぞれの地域には様々な地域課題が存在するが、それらの地域課題の解決のためには多様な地域の住民や団体等の参加が重要となる。様々な地域課題が存在する中で、地域の住民や団体等がそれらを客観的に把握し、課題解決につなげていくためには、一定程度の調査リテラシーが必要とされる。本研究事業では、地域住民等の参加を促す1つの方法として、調査リテラシーの醸成に注目していく。

本研究事業の目的は、三鷹ネットワーク大学において講座「社会調査の基礎」を実施することによって、地域課題解決を目指す住民等が、インタビュー調査やアンケート調査など実際の社会調査の基礎を習得するとともに、調査リテラシーを醸成することである。

2 研究方法

本研究事業の方法は、第1に、三鷹ネットワーク大学において講座「社会調査の基礎」を実施することである。三鷹ネットワーク大学推進機構事務局との事前打ち合わせの結果、まず第1段階として、三鷹ネットワーク大学において三鷹まちづくり総合研究所の2023年度まちづくり研究員向けの講座を実施した。続いて第2段階として、三鷹ネットワーク大学において一般人向けの講座を実施した。

第2の方法としては、まちづくり研究員向けの講座受講者と一般人向けの講座受講者に対して、講座終了後にアンケート調査を実施することである。

3 実施概要

第1段階として実施したまちづくり研究員向け講座の概要は表1の通りである。講座は、三鷹まちづくり総合研究所が研究員向けに実施する「まちづくりラボ」内で実施した。まちづくりラボの所要時間2時間(14:00~16:00)のうちの1時間を担当した。研究事業の目的である「社会調査の基礎」そのものについては、実際のところ40分程度と短時間であったが、予定通りの講義をすることができ、第1段階の目的はある程度達成できたと考える。図1は、その際の状況である。

第2段階として実施した一般人向けの講座の概要は表2の通りである。第1段階のまちづくり研究員向けの講座と比べて、より長い時間で講座を実施した。第1段階の講座終了後に実施した調査結果等からアンケート調査への強いニーズが判明したため、講座内容をアンケート調査に絞るとともに、講座名も「地域の課題や困りごとをアンケートで「見える化」するー入門編ー」として一般人がわかりやすいものとした。図2は、その際の状況である。

表1 まちづくり研究員向け講座の概要

講座名	社会調査の基礎
日時	2023年8月13日(日)14:00~15:00
場所	三鷹ネットワーク大学
講義内容と時間配分	1. 自己紹介 2. まちづくり研究員としての振り返り 3. 社会調査基礎の講義 社会調査全般 質的調査(インタビュー調査) 量的調査(アンケート調査) 4. 質疑応答
出席者	5人(まちづくり研究員12人のうち)



図1 まちづくり研究員向け講座の講義状況

表2 一般人向け講座の概要

講座名	地域の課題や困りごとをアンケートで「見える化」するー入門編ー
日時	2024年2月10日(土)14:00~15:30
場所	三鷹ネットワーク大学
講義内容と時間配分	1. 自己紹介 2. 講座の趣旨と内容 3. 地域課題と社会調査 4. アンケート調査 5. 質疑応答
出席者	9人(参加予定者12人のうち)



図2 一般人向け講座の講義状況

4 アンケート調査結果

ここでは、最初にまちづくり研究員向けの講座について記述し、続いて一般人向けの講座について記述する。なお、集計表等の詳細なアンケート調査結果については、三鷹ネットワーク大学ホームページの「民学産公」協働研究の成果報告書 (<https://www.mitaka-univ.org/kenkyu/mingakusan.html>) を参照のこと。

4.1 まちづくり研究員向け講座

まちづくり研究員向け講座の終了後にアンケート調査を実施し、受講者5人全員から回答を得た。調査項目は、(1)社会調査の認知、(2)研究員としての社会調査の実施予定、(3)研究活動での困難、(4)講義の研究活動への効果、(5)全般的意見、の5項目で、調査結果は以下の通りとなる。

(1) 社会調査の認知

社会調査の認知では、認知度(「内容を知っていた」と「言葉だけ知っていた」の合計)は高いが、「内容を知っていた」は少ない。

(2) 研究員としての社会調査の実施予定

研究員としてのインタビュー調査およびアンケート調査の実施予定をそれぞれ尋ねたところ、全体としては「実施予定はない」は少なく、ほとんどが実施済か実施予定である。インタビュー調査では「既に実

施した」が2人であるのに対して、アンケート調査は0人であることから、調査者が感じるインタビュー調査の相対的な難易度の低さが影響しているのかもしれない。

(3) 研究活動での困難

研究活動での困難では、困難を感じているが、困難を感じていないを上回った。具体的な研究活動での困難では、「時間の確保」「有効な先行研究の探索と読破」「費用」「対象者の絞り込み」「協力依頼の仕方」等があげられた。

(4) 講義の研究活動への効果

本講義の研究活動への効果では、効果（「効果がある」と「どちらかといえば効果がある」の合計）は非常に高い。具体的な効果としては、「経験談を聞くことができた」「調査の手順が理解できた」「これまで考えていない視点を得られた」の順に多くあげられた。

(5) 全般的意見

最後に、全般的な意見としては、「具体例が多くあると下敷きにしやすい」や「調査質問項目を絞るポイントを知りたい」があげられた。

4.2 一般人向け講座

一般人向け講座の終了後にアンケート調査を実施し、受講者9人全員から回答を得た。調査項目は、(1)社会調査の認知、(2)社会調査の実施経験、(3)アンケート調査の実施予定、(4)講座の受講理由、(5)講義による調査への理解度、(6)講義のアンケート調査への効果、(7)継続講座への参加意向、(8)全般的意見、の8項目で、調査結果は以下の通りとなる。

(1) 社会調査の認知

社会調査の認知では、全員が認知しており、認知度（「内容を知っていた」と「言葉だけ知っていた」の合計）は非常に高い。

(2) 社会調査の実施経験

社会調査の実施経験では、ほとんどが実施経験がある。インタビュー調査は「実施経験あり」が6人であるのに対して、アンケート調査は8人で、アンケート調査の実施経験者の方が多い。

(3) アンケート調査の実施予定

アンケート調査の実施予定では、半数近くが予定がある。

(4) 講座の受講理由

講座の受講理由では、「地域課題やその解決に関心がある」「アンケート調査の方法やコツを学びたい」「社会調査に関心がある」の順に多くなっている。

(5) 講義による調査への理解度

本講義で社会調査やアンケート調査に対する理解が深まったかを尋ねたところ、理解度（「深まった」と「どちらかといえば深まった」の合計）は非常に高い。

(6) 講義のアンケート調査への効果

本講義がアンケート調査を考えていく上で効果があったかを尋ねたところ、効果（「効果がある」と「どちらかといえば効果がある」の合計）は高い。効果ありと考える理由としては、「感覚的にわかっていたことが論理的に整理されたため」「基本的事項がわかりやすく整理されていたため」「具体的内容が盛りだくさんだったため」「いろいろな改善点を見つけることができたため」等があげられた。

(7) 継続講座への参加意向

継続講座への参加意向では、全員が参加の方向で考えており、参加意向（「参加したい」と「どちらかとい

例えば参加したい」の合計)は非常に高い。継続講座へ求める具体的な内容としては、「回収したデータの集計方法や分析方法」が多くあげられた。その他、「具体的な地域課題のアンケートの取り方」等もあげられた。

(8) 全般的意見

最後に、全般的な意見としては、「回答しやすい項目を考えることが大切だと理解した」「アンケート実施の際は、回答者の負担減少や調査結果の利用方法の提示を心がけたい」等があげられた。また、「ネット調査についてももう少し知りたい」「イベントの際の事前調査と事後調査の方法を知りたい」等もあげられた。

5 まとめ

研究目的に対しての結論を整理していく。まず第1に、講座実施による社会調査の基礎の習得についてである。まちづくり研究員向け講座では、調査の手順が理解できた等、受講者全員が本講義が研究活動に対して何らかの効果があったとしている。また、一般人向け講座でも、基本的事項の理解等、受講者のほとんどがアンケート調査を考えていく上で本講義が効果があったとしている。そうしたことから、第1の目的は達成できたと考える。

第2に、調査リテラシーの醸成についてである。今回の主要な講座である一般人向け講座にフォーカスしてみたい。本講義が、調査に対する理解度を深めたことや調査を考えていく上で効果的であったことが確認できた。また、受講者全員が調査の次のステップとなる継続講座への参加意向を示したことや、全般的意見においても本講義で扱った調査回答者への配慮に関する意見が多くあげられたこと等から、第2の目的である調査リテラシーの醸成に対して、一定の貢献を果たしたと考える。

研究目的は概ね達成できたと考えるが、一方で、課題としては一般人向け講座の告知期間があげられる。告知期間が短かったため、三鷹ネットワーク大学推進機構事務局には手数をかけてしまった。次の機会には、余裕をもった告知を心掛けたい。

最後に、今後の方向性について触れたい。一般人向け講座のアンケート調査において継続講座への参加意向を尋ねたところ、全員が参加意向を示しているため、今後は入門編の次の段階である初級編等が考えられる。内容的には、今回は触れていないが要望が強かったデータの集計方法等が求められる。

[参考文献]

- 朝野熙彦 (2011) 『アンケート調査入門－失敗しない顧客情報の読み方・まとめ方－』 東京図書
 伊藤修一郎 (2022) 『政策リサーチ入門 増補版：仮説検証による問題解決の技法』 東京大学出版会
 太田裕子 (2019) 『はじめて「質的研究」を「書く」あなたへ－研究計画から論文作成まで－』 東京図書
 大谷信介 (2013) 『新・社会調査へのアプローチ：論理と方法』 ミネルヴァ書房
 北川由紀彦・山口恵子 (2019) 『社会調査の基礎』 放送大学教育振興会
 鈴木淳子 (2016) 『質問紙デザインの技法 [第2版]』 ナカニシヤ出版
 田中淳一 (2022) 『地域の課題を解決するクリエイティブディレクション術』 宣伝会議
 谷富夫 (2009) 『よくわかる質的社会調査 技法編 (やわらかアカデミズム・<わかる>シリーズ)』 ミネルヴァ書房
 谷岡一郎 (2000) 『「社会調査」のウソ リサーチ・リテラシーのすすめ』 文藝春秋
 豊田秀樹 (2015) 『紙を使わないアンケート調査入門－卒業論文、高校生にも使える－』 東京図書
 盛山和夫 (2004) 『社会調査法入門 (有斐閣ブックス)』 有斐閣
 山口富子編 (2023) 『インタビュー調査法入門：質的調査実習の工夫と実践』 ミネルヴァ書房
 山田剛史・林創 (2011) 『大学生のためのリサーチリテラシー入門：研究のための8つの力』 ミネルヴァ書房

IT 技術を活用したいじめの 早期発見の仕組みづくりの研究

一般社団法人 ゼロはら
代表理事 鈴木 尚史

キーワード：いじめ 地域 相互協力 早期発見 ワークショップ

1 研究の目的

平成 18 年度分の「問題行動等調査」（正式名称は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）から、いじめの件数の呼称は「発生件数」ではなく「認知件数」に改められ、併せていじめの定義（判断基準）についても大きく変わった。

国立教育政策研究所の「生徒指導リーフ」にも、「単に『数字が多いのは問題』『数字が少なければよい』等と考えるのではなく、『数字の多寡にかかわらず、解消率が高いことが重要』『解消率が高いなら、数が多いのはむしろ積極的に取り組んでいる証拠』と考えることを求める」と明言されている。

「いじめの認知件数を上げ、早期に取り組む契機をつくる」ということは、国の方針にも適うものであり、本研究事業では、これを目的とする。

2 実施概要

いじめの早期発見にかなう仕組み（デジタル技術を含む）を構築するため、主に三鷹市におけるいじめ（ハラスメント）の実情についての調査を行う。三鷹市内の各団体・企業法人におけるいじめ（ハラスメント）についての取組の調査、市内の各団体・企業法人との連携できる取組はないかの意識調査についてワークショップを行う。

3 方法

いじめの種別や、地域の特性について調査するため、ワークショップを開催する。併せて、三鷹市近隣のボランティア団体や企業・法人に対していじめについてどのような取組をしているのか調査を行った。

4 調査結果

事前アンケートの収集と、イベント参加者によるワークショップを開催した。

各団体、事業者ともに青少年との事業を多く行い、継続している事業も多くあるため、子どもたちとの接触回数を持てる地域団体が多く存在している。しかし課題解決型の事業よりも、子どもが楽しむイベント（お祭りなど）的な要素の事業が多数を占めた。

各企業・団体では、多くが今後も子どもたちと関係性を継続していきたいと考えており、また、子どもたちの心理的な要素に関わりを持っていきたいという結果が出た。

地域で見守ることと、子どもの逃げ場所の確保が重要という意見や、いじめの相談窓口の拡充の必要性について意見が出た。

5 考察

(1) 事前アンケートについての考察

事前アンケートの結果より、職場・団体内でのハラスメントに対する調査の不足は顕著であり、職場環境内のいじめやハラスメントの現状が把握できていないことが分かった。そのため、実際にあったとしても見えていないという、非常に不適切な状況にあると考えられる。同時に教育現場に対して、事業所としてのいじめ対策の取組なども不足していることが結果として浮き彫りになった。

いじめやハラスメントに対しての調査方法や対応方法についての知識が不足していることが想像される。事業者または団体として、適切な調査や対応を行える教育が必要である。

(2) ワークショップに対する考察

市内の多くの団体、事業者において、青少年に対するイベントなどは多く行われていることが、結果として分かった。青少年に対して、地域として関わりを持って行きたいという思いのあらわれと考えられる。

しかしながら、結果として出てきた事業の中身を精査すると、子どもが楽しいということを重要視しているイベントが多く、子どもの心理に直接訴求する内容の事業は不足している。

教育と地域が連携することが、今後の三鷹の教育方針として掲げられており、どのような関わり方をすべきなのかを、大人が学ぶ必要がある。そのためにも、三鷹の教育現場がどうなっているのかということ、実際に知ることに重要な意味があるものと考えられる。

(3) 全体を通じた考察

多くの団体、事業者からの声を聞いた上で、今後のいじめ、ハラスメントに対する正しい知識を大人が学ぶ場を提供する必要があると考える。また、地域が教育現場で何が行われているのか、どういう状況にあるのかを知る術を持つ必要性がある。

本ワークショップのような学ぶ場、気づく場の提供といじめが実際にあるかもしれないことを前提に、地域で教育現場を見守ることができる、「ゼロはら」のようなシステムの構築が望まれていると考えられる。

今後、ゼロはらとしては、本ワークショップのような大人がいじめやハラスメントに対して、気づく、守ることができるような知識や情報の共有を行っていくことで、各団体、事業者が自分達で調査・対応をしていくことができるような人材の育成を行っていく。また、いじめを可視化していくツール(システム)の必要性が浮き彫りとなった。

資料

2023 年度
三鷹まちづくり総合研究所「まちづくり研究員」
募集要項

1 目的

「三鷹まちづくり総合研究所」（以下、「研究所」）は、三鷹市と三鷹ネットワーク大学推進機構が「三鷹市における総合的なまちづくりに資する調査研究を行う」ために共同設置している機関です。この研究所が実施する「まちづくり研究員（以下、「研究員」）」事業は、公募により市民等を研究員に任命し、研究員が行う調査研究や論文作成を支援することによって、地域の課題解決や価値創造に役立つ幅広い分野の知見や提案を集めるとともに、多様な背景を持つ意欲ある人材を発掘し地域につないで、三鷹市のまちづくりの議論と実践をより豊かにしていくことを目指しています。

2 事業概要

- (1) 研究所は、研究員を公募し、審査により選定して、「三鷹まちづくり総合研究所まちづくり研究員」に任命します。
- (2) 研究員は、それぞれの研究テーマで調査研究を進め、論文を作成します。
- (3) 研究所は、三鷹ネットワーク大学推進機構会員の大学や三鷹市の協力を得て、研究員が行う調査研究及び論文作成を支援します。
- (4) 研究員は、期限までに論文を提出します。
- (5) 研究所は、受理した論文の確認を行い研究所紀要に掲載します。
- (6) 三鷹市は、研究の成果を市政運営に活かしていきます。

3 研究テーマ

特に決まった研究テーマの設定はありません。三鷹のまちづくりに資することを条件としますが、政策や事業にすぐに生かせる実践的な有用性だけではなく、長期的に見たときに地域の課題解決や価値創造につながる学術的意義のある研究など、幅広い分野・視点での知見を求めています。超高齢社会の到来、グローバル化、新たなテクノロジーの普及などにより社会の大きな枠組みまでが変わろうとする中で、地域社会は人々がさまざまな変化のもとに暮らす現場であり、イノベーションの出発点でもあります。そうした地域社会の新たな課題や可能性を見据えて、未来のまちづくりに向けた自由な発想で研究を構想してみてください。

4 応募資格

次の①②③のいずれかに該当する方とします。

- ① 三鷹市在住または在勤者
※グループでの研究も可（代表者は三鷹市在住または在勤者）。
- ② 三鷹ネットワーク大学推進機構の正会員または賛助会員
※会員である組織に属している学生・職員を含む。グループでの研究も可。
- ③ 三鷹市のまちづくりに関心のある人

5 研究員が受けられる支援

- (1) 調査研究及び論文作成について、オリエンテーション、まちづくりラボ、中間発表会などで三鷹ネットワーク大学推進機構会員の大学教員などの学識経験者（以下、「アドバイザー」）のアドバイスを受けることができます。
- (2) 研究所が提携する大学図書館の蔵書、データベース等を利用することができます。（感染症等の状況により、利用が制限される場合があります。）
- (3) アカデミック・ライティングの指導を受けることができます。
- (4) 各種調査の依頼などの際に「三鷹まちづくり総合研究所 まちづくり研究員」の肩書を使用できます。
- (5) 各種調査を企画する際は、市の関係部署や外郭団体等により、可能な範囲での協力が得られます。
- (6) 研究員同士の情報交換や合評会、交流会など、関心を広げ意欲を保ちながら論文作成を進めることができるプログラムを提供します。
- (7) 研究期間中、三鷹ネットワーク大学（三鷹市下連雀 3-24-3 三鷹駅前協同ビル 3 階）内に書類保管スペースと作業用の机が提供されます。

6 研究期間

論文提出期限は 2024 年 3 月 31 日（日）とします。研究の内容により、希望する場合には提出期限を 1 年間延長し、2025 年 3 月末日までとすることができます。

なお、研究期間中の主なスケジュールは、以下を予定しています。「まちづくりラボ」は交流会を含めたゼミ形式の研究会で、進捗確認や意見交換等を行います。

2023 年 5 月 委嘱式、オリエンテーション

6～7 月 研修会

8 月 アウトライン（序文・目次）発表会

12 月 中間発表会

2024 年 3 月 論文提出期限

5 月 市長報告会

10 月 成果発表会

2023 年 6 月～2024 年 2 月 まちづくりラボ（毎月 1 回の開催）

※ 原則、すべての行事に出席していただきます。

7 論文について

論文のフォーマットについては別途指定します。文字数は 25,000 字以内を想定しています。

なお、研究員がすでに論文として発表した研究テーマを本事業の研究テーマに設定することはできません。

論文は内容や構成等により、①論文、②研究レポートに分類します。

8 研究所紀要への論文掲載について

研究所は、提出された論文について専門の学識者に内容の確認を依頼し、紀要に掲載します。掲載にあたっては記念品を贈呈します。

9 応募方法

所定の様式で、研究テーマ、その他必要事項を記載するほか、研究の動機、テーマに関する考え、研究計画・手法などを1,200字以内にまとめて記入し、下記の応募先まで電子メールで提出してください。

【件名：三鷹まちづくり総合研究所 まちづくり研究員の応募について】

宛先 info@mitaka-univ.jp

10 募集期間

2023年3月1日(水)～3月31日(金)【必着】

11 審査

(1) 第1次審査（書類選考）

提出書類に基づいて審査を行い、第2次審査に進む方を決定します。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション選考）

第2次審査を2023年4月中旬に行います。詳細については、該当者に別途通知します。

審査は、研究所とアドバイザーで行います。

12 定員

若干名

13 応募・問い合わせ先（事務局）

特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構（担当者：篠原、貝原、宮浦）

〒181-0013 三鷹市下連雀3-24-3 三鷹駅前協同ビル3階

URL：<https://www.mitaka-univ.org/>

MAIL：info@mitaka-univ.jp

TEL：0422-40-0313

2023年度 三鷹まちづくり総合研究所「まちづくり研究員」応募

三鷹まちづくり総合研究所まちづくり研究員として、下記のとおり調査研究を行いたいの
で、「まちづくり研究員」募集要項に基づき応募します。

研究テーマ	
-------	--

◆応募者（応募代表者）

(フリガナ)	所属（企業・大学名・肩書き等）
氏名	
連絡先(住所)	(電話番号) ()
〒 -	(Eメールアドレス) @

◆共同研究者

氏名(フリガナ)	所属（企業・大学名・肩書き等）	連絡先(住所)	電話番号 Eメールアドレス

◆研究の動機、テーマに関する考え、研究計画・手法などを、1200字以内で記載してください。

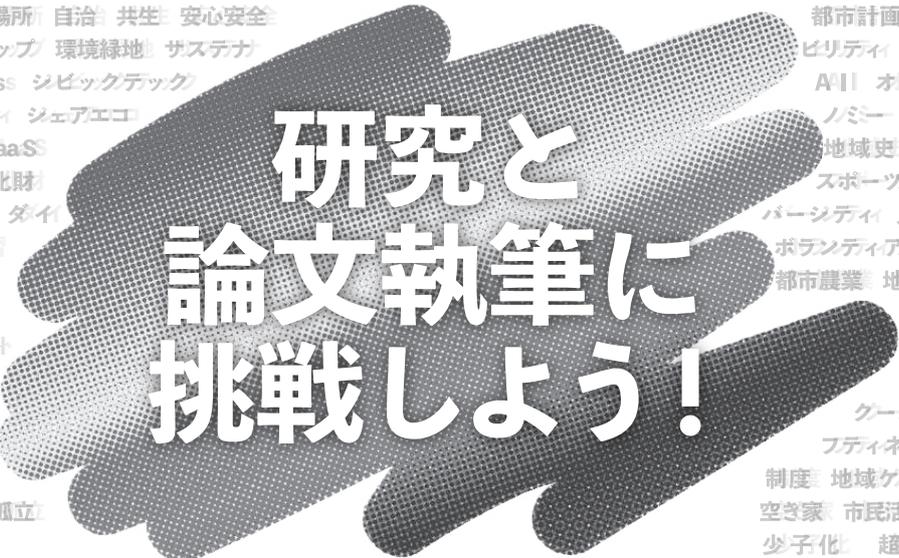
◆研究テーマに関連する過去の論文、研究活動、まちづくり活動などがあれば、記載してください。

+

三鷹まちづくり総合研究所事業 2023 年度

「まちづくり研究員」募集

コミュニティ 居場所 自治 共生 安心安全
災害 ハザードマップ 環境緑地 サステナ
エネルギー SDG's シビックテック
スマートシティ ジェアエコ
ミュージアム MaaS
プロジェクト 文化財
ジェンダー ダイ
年時代 生涯学習
商店街 再開発
ンパウンド 観光
雇用 リカレント
子育て 保育
コミュニティス
格差 貧困 セー
医療 介護保険
介護人材 社会的孤立
治会 地域福祉



都市計画 公共空間
ビルディ 再生可能エ
AII オープンデー
ノミー 交通 エコ
地域史 アートブ
スポーツ 多文化共
バーシティ 人生10000
ボランティア 地場産業
都市農業 地産地消 産
産業振興
教育 出産
待機児
グループ 不登校
フティネット 健康
制度 地域ケア 認知症
空き家 市民活動 町会自
少子化 超高齢社会

三鷹まちづくり総合研究所と近隣大学が あなたを支援

応募期間：2023年3月1日(水)～31日(金)

まちづくり研究員
になると…



4 各種調査に行政や関係団体の協力が得られる



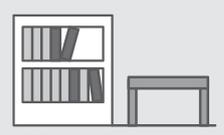
1 大学教員から調査研究や論文作成のアドバイスが受けられる



5 交流会や研修会でモチベーションを高めることができる



2 アカデミック・ライティングの指導を受けることができる



6 作業や書類保管のスペースが確保できる



3 各種調査に「まちづくり研究員」の肩書を使用できる



7 大学図書館を利用することができる

協力大学：亜細亜大学・杏林大学・国際基督教大学・大正大学・ルーテル学院大学

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、内容を変更する場合があります。

三鷹まちづくり総合研究所「まちづくり研究員」の事業は、公募による市民の調査研究や論文作成を支援することで、地域の課題解決や価値創造に役立つ幅広い分野の知見や提案を集めるとともに、多様な人材を発掘して三鷹市のまちづくりの議論と実践をより豊かにしていくことが目的です。未来のまちづくりに向けて、自由な発想で研究を構想してみてください。

ユニークで面白い、刺激的な論文を期待しています！

三鷹まちづくり総合研究所所長 河村 孝(三鷹市長)

まちづくり研究員の概要

研究・論文に決まったテーマはありません。三鷹のまちづくりに資することを条件に、幅広い分野・視点での知見を求めています。

研究員は無報酬ですが、研究や論文執筆にあたってさまざまなサポートが得られます。論文を研究所紀要に掲載する際には記念品を贈呈します。

- 研究所が公募・審査により「まちづくり研究員」を任命します。
- 研究員は、それぞれの研究テーマで調査研究を進め、論文を作成します。
- 研究所は、三鷹ネットワーク大学推進機構会員の大学や三鷹市の協力を得て、研究員の行う調査研究及び論文作成を支援します。
- 研究員は、期限までに論文を提出します。
- 査読を経て受理された論文は、研究所紀要に掲載されます。
- 三鷹市は研究の成果を市政運営に生かしていきます。

研究期間

論文提出期限は2024年3月末日です。ただし、研究の内容などにより、希望する場合には提出期限を1年間延長し、2025年3月末日までとすることができます。

応募について

定員 若干名

応募資格

次の①②③のいずれかに該当する方とします。

- ①三鷹市在住または在勤者
※グループでの研究も可（代表者は三鷹市在住または在勤者）。
- ②三鷹ネットワーク大学推進機構の正会員または賛助会員
※会員である組織に属する学生・職員を含む。グループでの研究も可。
- ③三鷹市のまちづくりに関心のある人またはグループ

応募方法・募集期間

「まちづくり研究員」に応募する際は、三鷹ネットワーク大学ホームページで募集要項を必ずご確認ください。お申し込みください。

2023年3月31日(金)までに、所定の様式に研究テーマ、必要事項と、研究の動機、テーマに関する考え、研究計画・手法などを1,200字程度にまとめて記入して三鷹ネットワーク大学にEメールで提出してください。

<https://www.mitaka-univ.org/entries/350>



三鷹まちづくり総合研究所とは

「三鷹まちづくり総合研究所」は、三鷹市とNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構が「三鷹市における総合的なまちづくりに資する調査研究」を行うために共同設置している機関です。三鷹ネットワーク大学推進機構は教育・研究機関等の知的資源を地域社会に提供する事業を行っており、20の大学や研究機関などが正会員として参加しています。

スケジュール

- 2023年 5月 ● 委嘱式、オリエンテーション
- 8月 ● アウトライン(序文・目次)発表会
- 12月 ● 中間発表会
- 2024年 3月末日 ● 論文提出期限 研究の内容により、提出期限を1年間延長することができます。
- 2023年6月～2024年2月 まちづくりラボ(毎月1回の開催)



まちづくりラボの様子



三鷹ネットワーク大学作業スペース・備



三鷹ネットワーク大学交流スペース

お問い合わせ

三鷹ネットワーク大学推進機構

電話 0422-40-0313

Eメール info@mitaka-univ.jp

住所 〒181-0013

三鷹市下連雀3-24-3 三鷹駅前協同ビル3階

三鷹ネットワーク大学概要

1 位置づけ

三鷹ネットワーク大学は三鷹市が 2005(平成 17 年)に条例により設置した公の施設です。設置目的として「市民、教育・研究機関、事業者及び公共団体などの協働の取組みを通じて、教育・研究機関などの知的資源生活を実現する」ことを掲げ、次の事業を行うこととしています。

- (1) 市民に高度な学びの機会を提供する教育及び学習に関する事業
- (2) 民学産公の連携による新技術、システムなどの開発及び地域に名指した産業の支援及び創出に関する事業
- (3) 地域社会において、活躍するために必要となるさまざまな知識、手法などを提供し、豊かで安心できる市民生活の実現を目指す事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 施設

三鷹ネットワーク大学の施設は、JR 三鷹駅南口徒歩 2 分、駅前ペDESTリアンデッキに直結したビルの 3 階という利便性の高い立地にあります。教室(教室 A・教室 B・多目的教室 C)、学習する会議室、起業支援スペース、交流スペース、ラウンジなどがあり、主催・企画事業で使用しない時間帯は、当大学の目的に沿う講座や研究会などの会場として貸し出しも行います。

所在地 東京都三鷹市下連雀 3-24-3 三鷹駅前協同ビル 3 階
開館時間 火曜日～土曜日 9:30～21:30 (入館は 21:00 まで) 日曜日 9:30～17:00
休館日 月曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

3 運営

三鷹ネットワーク大学の指定管理者である特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構は、民学産公との緊密な連携および協力のもとに三鷹ネットワーク大学の事業を推進することを目的として、2005(平成 17)年に設立されました。三鷹市及びその近郊都市にある教育・研究機関が正会員となり、各大学の学長や機関の長が理事を務めています。

正会員は、次の 20 団体です(五十音順)。

アジア・アフリカ文化財団 亜細亜大学 海上・港湾・航空技術研究所
杏林大学 国際基督教大学 国立天文台 成蹊大学 大正大学
電気通信大学 東京外語大学 東京学芸大学 東京女子大学
東京都立大学 東京農工大学 日本獣医生命科学大学 日本女子体育大学
法政大学 明治大学 ルーテル学院大学 三鷹市

また、賛助会員として企業や NPO 法人など 57 の団体が参加しています。

※正会員、賛助会員ともに 2024 年 8 月 1 日現在

4 事業

三鷹ネットワーク大学は、このような民学産公の協働により新しい形の「地域の大学」として、①教育・学習機能、②研究・開発機能、③窓口・ネットワーク機能の 3 つの機能を持ち、それぞれの機能ごとに 10 項目の事業を展開しています。

◇教育・学習機能

民学産公の協働により、三鷹ネットワーク大学の正会員・賛助会員である教育・研究機関、企業、NPO などから講師を招き、地域ケア、協働のまちづくり、ビジネス、文化・教養、特別講座の 5 区分で多数開催。幅広い世代の方々が受講されています。

◇研究・開発機能

地域における産業の活性化や新事業創出に向けた実証実験など協働の手法で研究・開発への取組みを支援。起業家セミナーの開催、コミュニティ、ビジネス、NPO 活動などについても支援しています。

◇窓口・ネットワーク機能

多様な学び方、働き方を考える講座企画などを通じ、キャリアデザインを支援。民学産公の新たな出会いや、マッチングのための研究会の開催や専門家と市民が交流できるサロンなども開催しています。

三鷹まちづくり研究 No.4

発行日 2024（令和6）年10月1日

発行 特定非営利活動法人
三鷹ネットワーク大学推進機構
〒181-0013
東京都三鷹市下連雀3-24-3
三鷹駅前協同ビル3階
TEL 0422-40-0313 FAX 0422-40-0314
<https://www.mitaka-univ.org/>

制作 株式会社 文伸